

現代企業会計の構造と展開

—財務政策および会計処理実務を根幹にすえた経営分析—

The Structure of Business Accounting and Its Evolution

: Business Analysis focused on Financial Policies and Accounting Practices

湯 澤 直 樹

Naoki Yuzawa

はしがき

『現代企業会計の構造と展開 —財務政策および会計処理実務を根幹にすえた経営分析—』(学位請求論文)は、筆者がこれまで発表してきた研究成果をまとめたもので、構成は次の通りである。

はじめに 序 —釣り銭勘定—

第1章 収益・費用 —現代企業会計の構造(1)—

第2章 企業会計と税務会計 —現代企業会計の構造(2)—

第3章 生産性会計 —現代企業会計の課題(1)—

第4章 エコロジー会計 —現代企業会計の課題(2)—

第5章 20世紀初頭におけるアメリカの合併会計 —現代企業会計の展開(1)—

第6章 20世紀後半における日本の企業会計 —現代企業会計の展開(2)—

第7章 21世紀初頭における日本の合併会計 —現代企業会計の展開(3)—

結び あとがき —釣り銭勘定再考—

本論に入る前に、筆者の分析方法と上記各章の意義を述べておきたい。

企業会計が対象とする企業活動は個別資本の循環・回転運動であり、その維持・拡大のため、資本の集積・集中の過程として把握される。筆者は、資本の集積・集中の過程を明らかにするために、これまで一貫して個別企業の経営数値を用いた実証的な分析によって、その運動法則をとらえようとしてきた。この分析の実証性は、個別企業がどのように行動したのか、それがどのような形で現れたのか、相互の関連をとらえることで求められると考え、その方法として、個別企業の財務政策と会計処理実務との関連から明らかにする分析を見出した。資本の集積・集中の過程を明らかにした研究では、どのように会計処理が行われたのか、どのような財務政策が展開したのか、そのどちらか一方でとらえる分析が殆どで、それでは個別資本の運動法則を一面的にしか把握することができないのではないかと考え、どのような財務政策によってその会計処理実務がどのように行われたかという両者の関連で、あるいは両者の関連を意識して分析を試みた。なお、論文で使用した図表は、引用箇所を明示していないものは全て、一次資料を用いて筆者自ら作成した。

本論文は8つの章から構成されている。まず序章では分析の前提となる考え方を呈示する。第1章は損益計算書の構造を、とくに減価償却を中心に明らかにする。第2章は企業会計と税務会計の違いを通して利益率や法人税率から計算構造を明らかにする。第3章は生産性向

上の現代的な意義と課題を、とくに労働生産性等式を分解して明らかにする。第4章は有限な自然の費消部分を第4の原価要素として区分処理する新たな会計システムの構築を提唱する。第5章は20世紀転換期のアメリカの第一次企業合同運動において設立したU.S.ステール社が、強行した「水増し・水抜き」財務政策とそれにそくした会計処理実務から、源流としての合併会計の問題点を明らかにする。第6章は、20世紀後半の日本における企業再構築の資本運用を、様々な会計的な観点から整理してその実態を明らかにする。第7章は、21世紀初頭の日本における合併会計の新展開としてパナソニックによる三洋電機の完全子会社化(2011年)をとりあげ、『有価証券報告書』の分析を中心に、その合併会計の問題点を明らかにする。

序章は、企業会計の基本的な計算形式である複式記入について、加法的減算と過程段階的確認法による釣り銭勘定(account)をとおして、釣り合わせる天秤(Balance)としての会計の構造を考察する際の手がかりを示した。これにより、釣り銭勘定の意義を蘇らせ、会計の基礎である加法的減算の考え方の本質を述べた。

第1章は、損益計算書の構造を、日本の法人企業における1960年から2011年までの売上高、売上原価、販売費・一般管理費、減価償却費、利益率の推移を概観し、減価償却の本質と過剰な費用化をもたらす会計処理方法の問題点を、個別企業の有価証券報告書の数値によって裏付け、バブル経済下での財テクの実態およびバブル崩壊による損失補填の実態を明らかにした。

償却方法の変更によって加速度的な早期過大償却および耐用年数の短縮が可能となることを明らかにした「旧・減価償却率」のシミュレーションは、敷田禮二編『資本主義と簿記〔全訂版〕』(ミネルヴァ書房,1984年,p.137)に見られ、その後、本章の初出である大橋英五他編著『現代企業と簿記』(ミネルヴァ書房,1993年,第8章,p.115,図8-1)で執筆を担当して改訂を試みた。簿記会計の教科書として初学者にも分かり易い説明を図示したことが、その後の教科書の図解に引き継がれている。さらに、この図表は、大橋英五教授が著書『現代企業と経営分析』のなかで発展的に整理されている。一方、新旧の減価償却率の図表(表1-4および図1-5)は、管見によれば現時点で他には見当たらない。

第2章は、法人税法等に規定され、会計慣行に基づいて計算・公表されている企業の利益=所得が、費用化・資本化をもたらす様々な会計処理を通じて圧縮され、減免税をもたらし、企業の内部に留保されている実態を、政府機関によるデータを用いて、利益の費用化・資本化したものを振り戻し、実質的な利益率および実効税率の推計により、税務会計的側面から、

その処理と問題点を明らかにしてみた。日本の法人企業数の推移を国税庁と財務省の推計から比較し、利益計上法人数や規模別資本金額、営業収入、益金処分および法人税率、交際費、寄附金の1976年から2011年までの動向も概観した。

同章は企業会計と税務会計の関係を明らかにした。とくに図2-1は課税所得を理解する上で学生には分かり易いと評価されている。日本の法人企業数の推移(図2-2、表2-3、表2-4)は、企業会計と税務会計の異同を扱った同章では大蔵省と国税庁のデータを比較したことによってその違いが明確になった。とくに、初出のデータを2011年まで可能な限り追加した法人税率の公表数値と実質数値の比較を試みた図表(図2-8および表2-9)は、他の研究に見当たらない。会計上は費用だが税務上は損金に認められない損金不算入の実態を、図2-10および図2-11で分かり易く図示した点も同様に、これまでにないと思われる。

第1章および第2章は、簿記会計を初めて学ぶ学生を対象に作成したものであり、使用したデータも執筆当時のものであるため、可能な限り最新のデータを追加し、教科書として必要となる仕訳の例題は省いて、補足説明を加えた。

第3章は、生産性会計の現代的な意義から再考するための予備的考察として、戦後の生産性向上を理論的に担ってきた先学の文献資料の収集整理を行い、一年間の研究会で議論を重ねた成果として発表した中間報告を踏まえて、翌年度のスタディグループによる議論・検討を通して、日本の労働力人口の減少が深刻化してきた今日、雇用不安を解決して経済成長を維持するために不可欠な生産性向上の現代的な意義と課題を明らかにした。

本章の先行研究としては、小栗崇資・谷江武士編著『内部留保の経営分析』(学習の友社,2010年)が最も優れていると思われるが、同書はあくまでも内部留保論として論じ、スタディグループの生産性会計研究とは性格を異にしている。また、本章の表3-4労働生産性等式を分解した図表化のもとに日本における生産性の様々な問題を概観してみた。

第4章は、企業会計の基本的な原価である原材料費・人件費・経費に、有限な自然の費消部分を「第4の原価」として組み込むことで、有限な自然を前提にした会計システムを構築する意義を明らかにした。これまでの社会において自然は無限で資源は無尽蔵にある前提で経済活動が展開され財務諸表が作成されてきたが、実際には自然は有限で資源は枯渇するのであり、今日の資本主義社会における環境問題はその点を無視した結果であろう。企業は環境報告書を作成して環境に配慮した経営を標榜しているが、企業活動を把握する中心が財務諸表である限り、有限な自然こそ貨幣数量で把握して財務諸表に反映しなければならない。

20世紀後半のエコロジーブームから環境会計など「環境」と名のつく学問体系は雨後の筍

状態で生まれているが、とくに企業が通常の財務諸表とは切り離して環境報告書を作成していることからわかる通り、環境の価値を貨幣数量では把握できないという前提で作成され、その前提で従来の会計とは異なる会計が生まれている。本章はそれに対してのアンチテーゼといえる。自然の価値を貨幣数量で把握しなければ無限の自然を前提にした経済活動はどこまでも続き、環境報告書を作成しさえすれば自然に配慮したエコな企業であるかのようなポーズをとり続けることができる現状に対して、地球規模で解決すべき課題として提案した。有限な自然の価値を財務諸表に組み込むことで、様々な環境問題を解決していく可能性が高まるものと考えているが、差し迫った環境問題には、どのような企業の売上高の半分は「第四の費用」とするといった強制的なルール作りによって、とりあえずは対処することができるであろう。そういうルールが作られたとしても、会計処理実務は機能していくのであるから、本質をとらえた大局的長期的視点によるルールこそ求められるべきで、そうした意味で本章は従来の分析とは異なる視角である。

第5章は、20世紀転換期のアメリカ第一次企業合同運動において史上最大規模で設立し、設立時に強行した資産の過大評価および資本の「水増し・水抜き」財務政策とそれにそくした会計処理実務を行ったU.S.スチール社を対象に、同社の年次報告書をもとに50年間の『年次報告書』を分析した。ここでは、U.S.スチール社がなぜそのような財務政策を強行したのか、そのために会計処理がどのように機能したのかを明らかにするために、U.S.スチール社が設立時に行った「水増し」財務政策を、政府機関による公的資料および関連研究から跡づけ、その「水」が何を意味し、その「水」をどのように抜いて財務の健全化を図ったのかを明らかにするための分析視角を呈示し、方法論的検討を試みた。

U.S.スチール社を事例とした研究は少なくないが、同社の資本の水増しを跡づけた3点の資料（中でも政府機関である会社局の調査）に依拠している文献以外は寡聞のために見ることができず、しかもその検証のために同社の『年次報告書』を一次資料として分析している文献も見当たらず、その限りで本研究は従来の研究の限界を補完するものといえる。しかも、U.S.スチール社に合併する前の被合併会社の合併でも資本の水増しが行われ、U.S.スチール社が「水増しの水増し」であることを指摘した研究は、浅見ながら初めてといえる。

第6章は、『現代会計講座』ミネルヴァ書房（全4巻）の前3巻に続く応用編となる『企業再構築と経営分析』の担当章である。20世紀後半の石油ショック以降の低成長期における産業空洞化の財務構造を、資本運用の視点から、主要企業の有価証券報告書の数値を用いた利益率や売上高構成比等の分析を通じて、「本業利回り（＝営業利益／営業資本）」が低下する

中で財テクに奔走し、リストラやM&Aおよび経営多角化をおしすすめた実態を明らかにし、海外進出の実像やR&D投資の活発化および金融子会社の役割を指摘した。

財テク利回りと本業利回りを比較した図6-2は、井上秀次郎・足立浩『新日鉄・三菱重工（日本のビッグ・ビジネス6）』（大月書店，1991年，p.9，図1）に引用されている。また、債務保証（表6-5）は、経営多角化や財テクおよびグループの連携強化の資料として有効であると判断して独自に作成し、初出では2ページにまたがったが編者の理解により掲載され、オリジナリティのある資料となった。さらに、資料のみならず、20世紀後半の日本におけるリストラの実態を、様々な会計的な観点から整理したものとして本章は位置づけられている。

第7章は、2011年4月1日のパナソニックによる三洋電機の完全子会社化（2011年4月1日）を21世紀初頭の注目すべきM&Aの事例としてとりあげ、両社の『有価証券報告書』を中心に分析し、その合併会計の問題点を明らかにした。経営再建しようとした三洋電機の第三者割当増資を支援した金融グループが、三洋電機の完全子会社化を企図したパナソニックのTOBを利用して莫大な利益を獲得した一方で、M&A後のパナソニックは業績不振に陥って三洋電機を事実上解体している。

三洋電機の経営再建のための第三者割当増資をした金融グループが受け取った優先株式の一部をパナソニックによるTOBで売却して出資分を回収し、残った優先株は普通株式に転換して大株主になり、さらなるパナソニックによるTOBで売却して、出資額の倍近い資金を回収していることを指摘した分析は他に見出すことができない。TOBについては、『日経ビジネス』の掲載記事「検証 電機再編 第1回」（2009年12月7日号106-108ページ）等の紹介にとどまる。この点を有価証券報告書で跡づけた研究もいまのところ見当たらない。誤解を恐れずに述べると、第5章のU.S.スチール社のM&Aでは普通株式および優先株式を被合併会社のそれらとの交換によって巨額のプロモーター利得が生じ、第7章のパナソニックによる三洋電機のM&Aでは直前の第三者割当増資によって金融グループが引き受けた優先株を普通株への転換権行使とTOBによって巨額な利得が生じたことは、議決権のない優先株が資本の集積・集中を促すカギを握っているように思われる。

以上、1章から7章までを通じて本論文では、日本における法人企業の動向を会計上から概観し、典型的代表的な個別企業の事例を通じた分析によって、財務政策と会計処理実務との関係から資本の自己増殖運動を明らかにし、生産性会計やM&A会計の現代的な意義と展開も明らかにした。さらに、有限な自然を前提にした会計システムの構築として第4の原価を提唱した。

目 次

ページ数

はしがき

序 —釣り銭勘定—	1
第1章 収益・費用 —現代企業会計の構造(1)—	
1 売上高（営業収益）	3
2 売上原価（営業費用）	4
3 販売費および一般管理費	6
(1) 販売促進費	7
(2) 広告宣伝費	7
(3) 試験研究費	8
4 減価償却	
(1) 固定資産の減価の認識	8
(2) 取得原価、耐用年数および残存価額（残存簿価）	9
(3) 減価償却の計算方法	10
(4) 新旧・減価償却方法の比較	12
(5) 税法上の普通償却	15
(6) 償却済資産の取扱い	17
(7) 損益計算書における減価償却の取扱い	17
5 営業外損益	18
(1) 為替差損益	19
(2) 社債発行費	19
(3) 有価証券売買損益	19
6 特別損益	22
7 当期業績主義・包括主義	24
第2章 企業会計と税務会計 —現代企業会計の構造(2)—	
1 企業会計と税務会計	26
(1) 会計的利益と課税所得	26
(2) 法人税額の算定	28

2	法人企業の実態	30
	(1) 日本の法人数	30
	(2) 利益計上法人	34
	(3) 日本の法人企業の資本金	35
	(4) 日本の法人企業における営業収入	36
3	課税所得と会計的利益の乖離	38
4	法人税と内部留保	
	(1) 益金処分の内訳	41
	(2) 内部留保と法人税率	41
5	交際費、寄附金など	
	(1) 交際費と損金不算入	43
	(2) 交際費の支出総額と損金不算入率	43
	(3) 交際費と隣接費用の区別	45
	(4) 寄附金など	46
第3章 生産性会計 —現代企業会計の課題(1)—		
1	生産性概念の混迷 —生産性会計の高揚と後退—	
	(1) 戦後の生産性	49
	(2) 戦後の労働組合運動	49
	(3) 『経済白書』の生産性	51
	(4) 持続可能な生産性	52
	(5) 生産性の定義	53
2	生産性論議の再燃 —現代の生産性論と資本情勢の変容—	
	(1) 生産性会計の生産性	56
	(2) 生産性運動の生産性	56
	(3) 労働生産性	57
	(4) 労働生産性等式	59
	(5) 労働分配率と労働収益率	64
	(6) 今日の生産性	66
第4章 エコロジー会計 —現代企業会計の課題(2)—		
1	はじめに	69

2	自然との関係について	
(1)	人類と自然との関係	70
(2)	需要と供給の新たな関係	71
(3)	経済学と自然との関係	72
3	簿記・会計における自然の位置付け	
(1)	環境規制について	73
(2)	簿記・会計における有限な自然	74
4	有限な自然を前提にした財務諸表の構築	
(1)	環境（保全）コストについて	76
(2)	費用としての計上段階	77
(3)	資産および負債としての計上段階	78
5	第四の原価要素の妥当性と限界	78
6	結びにかえて —環境の収奪者から環境の一分枝へ—	80
第5章	20世紀初頭におけるアメリカの合併会計 —現代企業会計の展開(1)—	
1	はじめに	85
2	U.S.スチール社設立の歴史的意義	86
3	U.S.スチール社設立時の「水増し」財務政策	91
(1)	第一次企業合同運動期の一般的な設立財務政策	91
(2)	U.S.スチール社の「水増し」資産の評価額をめぐって	92
(3)	「水」が意味するもの	95
4	結びにかえて	98
第6章	20世紀後半における日本の企業会計 —現代企業会計の展開(2)—	
1	財務体質の改善と「財テク」	100
2	企業の「財テク」	
(1)	コマーシャル・ペーパーによる財テク	106
(2)	エクイティ・ファイナンス	107
(3)	土地投機と海外不動産投資	108
3	リストラクチャリングとM&A	109
4	リストラクチャリングと経営多角化の進展	
(1)	企業の先端技術化	112

(2) 企業の軍事化と宇宙開発分野への進出	115
5 企業の海外進出と金融子会社	
(1) 海外進出と対外直接投資	116
(2) 研究開発の進展	117
(3) 金融子会社の役割	118
(4) ノンバンク化	118
第7章 21世紀初頭における日本の合併会計 —現代企業会計の展開(3)—	
1 日本のM&A	120
2 パナソニックによる三洋電機のM&A	121
3 三洋電機の公正価値	125
4 第三者割当増資と株式の公開買付・転換・交換	127
5 日立 vs パナソニック+三洋電機	132
6 パナソニックに子会社化される以前の三洋電機の経営状態について	133
7 パナソニックと三洋電機におけるリストラクチャリング	135
8 パナソニックと三洋電機の連結会社数と従業員数	137
9 さいごに	139
結び	143
あとがき —釣り銭勘定再考—	146
初出一覧	147
図表一覧	148
参考文献	151
英文要旨 Summary	156

序

—釣り銭勘定—

会計の問題を論じる前提として、品物の売買を会計がどうとらえているかを明らかにしておきたい。

お店でお客が580円の品物を買おうと千円札を出す時、お釣りは1,000円引く580円の420円と、日本では当然のようにお釣りは引き算で求められる。ところが、ヨーロッパでは違っているようだ。

お客の千円札とお店の品物580円とでは、釣り合わないので交換できない。そこで、お店は580円の品物に十円玉を2枚20円足して600円、さらに百円玉を4枚400円足して1,000円にする。つまり、お店の品物580円にお店のお金を420円足して、お客の千円札と釣り合わせて交換する。

引くのではなく、足して釣り合わせる。これが会計の基本的な考え方「加法的減算⁽¹⁾」なのである。この考え方が簿記会計のベースとなっている。

この考え方を少し進めてみると、「借方記入と貸方記入は、勘定は異なるがバランスしている必要があった。この勘定の残高（あり高）は、少い側に記入されることによって、勘定の借方と貸方の数値は一致する。これは引く代りに、反対側に足せということで additive subtraction（加法的減算）の方法によってなされている。これが平衡思考と結びついて、複式簿記法の全過程を貫き、最後に損益計算書と貸借対照表から同額の最終数値（純損益額）が算出されることとなる⁽²⁾」のである。これは単なる習慣の違いによるものなのだろうか。

さらに、「[経済学者の河上肇]は、ツリ銭を出すのに、単位の小さいところから出しはじめて、最後に一番大きい金を出すという西洋式のやりかたのうらに、『単位集積の思想』の現われをみているのである。日本では、まずひとつのまとまりが実存し、それにたいし、個々のものがどういう関係にあるかを考える。ところが西洋では、まず個々のものが実存し、それが積み重ねられてひとつのまとまりをできあがらせている、と考える。このような考え方は、河上によれば、国家とか社会とかについての、日本と西欧のちがいとも深くかかわっているのである。[中略]氏〔小亀淳（東大原子核研）教授〕は、西洋式ツリ銭授受の本質を、物品売買当事者が小額のほうから区切り区切り、計算の過程を確認し合いながら結論に達しようとする方法（あるいは考え方）にある、とみる。氏は、『過程から相互に確認し合いつつ結論に達する』という文章を、わざわざカギかっこでくくって、強調している。『この種の過

『過程段階的確認法』は、ツリ銭授受にのみならず、他のいろんなところに現われ、西欧的な文化の日本との対比を構成する、と氏は、示唆している⁽³⁾」のである。

そして、釣り合っていない状態を互いに認め合い、その溝を納得できる形で少しずつ埋めて、最終的に釣り合わせていくことから、「天秤」が簿記会計の考え方の根底にあるように思える。しかし、この「天秤」は、常に白日の下にさらされていなければならない。その釣り合いを関係者が相互に納得して確認し合うには、公開し続けることでしか達成できないからである。

その釣り合いをとるのが会計である限り、釣り合いがとれないなら、とれるようにすれば良い。では、何のために釣り合いをとっているのだろうか。釣り合いをとるという行為そのものが人間の営む社会の原理なのかもしれない。

その際、「したことにして」、「したつもりで」、「将来そうなるかもしれない」等々でも、両者が釣り合うのならば、成立するのかもしれない。計算を合わせることで、第一義的な機能とすれば、それによって、社会の一員として企業活動をきちんとしていることの自覚と認識が何よりも「天秤」としての会計の果たす基本的な役割といえるのではないだろうか。

ところで、会計は企業活動を対象としていることは言うまでもない。企業資本の具体的な動きは、集めたお金を使って、機械や原材料を買い、労働者を雇い、商品をつくって売る。このお金の流れがいわゆる個別資本の運動としてあらわれ、個別資本運動の総体が社会経済のしくみである。人間はこの社会経済のしくみのもとで営んでいる。お金が電子マネーに変わろうと、インターネットで瞬時に世界を情報が駆け巡ろうと、基本的な部分は変わらない。

「会計が映し出しそうとしているものは企業活動であり、企業活動は〔中略〕資本の増減、とりわけ企業資本の自己増殖運動であるので、そうした動きを企業資本の循環過程として描き出し、その循環過程に即して、企業資本の増減を運用面と源泉面の二面から認識（二面的認識）するというのが会計に固有の原則である⁽⁴⁾」。そうだとするならば、まず企業資本の自己増殖運動に注目してみることにしたい。

(1) 物心ついた頃からお釣りは引き算が当たり前だと思っていたので、加法的減算の考え方には納得がいかなかったものの、実際に1997年と2001年にヨーロッパで買い物をした時、買った品物にお店の人が小銭を足しながらこちらの顔を伺いつつ金額を読み上げ、出したお札の額に達するとニコッと笑って、品物とお釣りはこちらに差し出し、お札を引き寄せた瞬間、加法的減算がヨーロッパでは当たり前の考え方なのだと実感した。

(2) 茂木虎雄「TEA TIME 加法的減算—ツリ銭勘定—」『数学セミナー』1980年10月号, p.80

(3) 奥平康弘「TEA TIME ツリ銭授受—引き算と足し算—」『数学セミナー』1980年7月号, p.88、出典では河上肇著作集第9巻『祖国を顧みて』を引用して、1914年に経済学者の河上肇が海外出張の途中ベルリンから書き送った手記に触れ、約100年も前の話だが、現在にも当てはまると判断した。ここでは小亀淳（東大原子核研）教授の「過程段階的確認法」を引用している。

(4) 瀧田輝己「複式簿記の基本原則としての二面的認識」『会計』第166巻第1号, 2004年, p.30

第1章 収益・費用

—現代企業会計の構造(1)—

1 売上高（営業収益）

企業が経営活動において獲得した成果が収益であり、そのために払った努力ないし犠牲が費用である。収益は経営活動の結果として得た価値であり、それを獲得するために費消した財貨や役務の価値が費用である。簿記手続上、収益は資本の増加をもたらした結果として貸方記入され、費用は資本の減少となった原因として借方記入される。

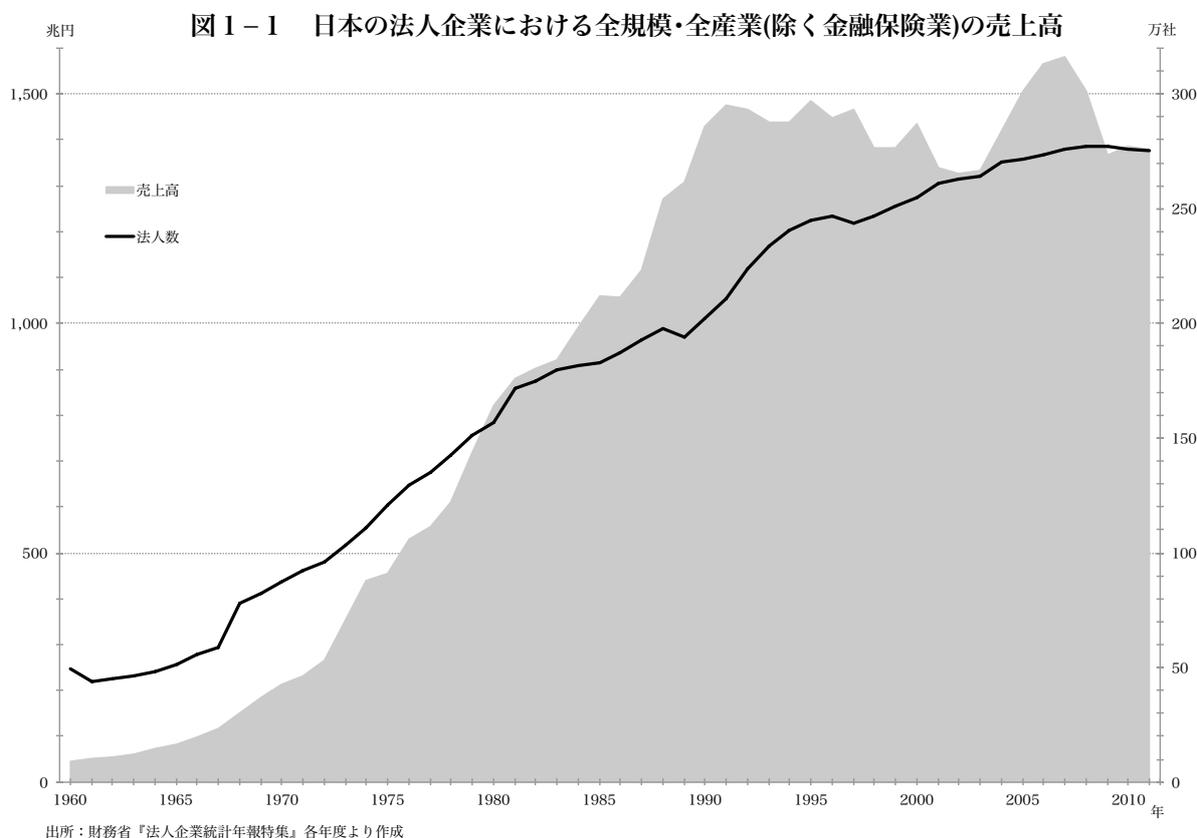
損益計算書は、一会計期間における経営活動全体の成果と努力の結果としての成績をあらわしており、それが営業本来の活動によるものか、営業に付随した活動によるものか、営業に直接関わらない活動によるものかによって区分されている。また、それらを会計期間ごとに比較することにより、経営活動の不備や欠陥を知ることができ、さらには経営の健全化を図る方策をたてる基本資料となる。

売上高（営業収益）には、販売によって獲得した収益または役務・サービスの提供によって生じた収益があり、それには商品・製品、加工料収入、半製品、副産物、作業屑、残材、廃材などの売上高と、手持原材料、貯蔵品などの売却額が含まれる。売上高は、計算の確実性が高く、客観的認識が可能であり、短期的に処分可能な資金の確保ができることなどの理由によって、実現主義の原則に従い、商品などの販売または役務の給付によって実現したものに限られる。

売上高は、総売上高からある項目を控除した純売上高を記載するのが原則である。売上高の控除項目は販売した商品などの売上品が品違い、量目不足、品質上の欠陥・不良、輸送上の破損、契約の取消などの理由により、売上代金から値引かれた金額が売上値引であり、返品された金額が売上戻り高である。さらに、一定期間内に一定の金額または数量を超えて取引をした得意先に対して売上代金の一部を払戻す売上割戻は、売上値引に準じて取扱うが、実務上は販売奨励費的な性格を有し販売費とする考え方もある。なお、代金支払期目前に回収した売掛金の一部免除としての売上割引は回収日から期日までの利息を売掛金から控除するため、営業外費用とする。

図1-1 日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の売上高は、1967年に118兆円、1976年に530兆円、1985年には1059兆円、1991年の1475兆円までは前年

を上回る増加を続けた。その後は増減を繰り返し、2003年から増加に転じて2005年には1500兆円を超え、2007年に1580兆円と分析期間でピークとなるが、2009年以降は1400兆円を下回っている。ピークの2007年は、底となった1960年の45兆の35倍近くにも達するのである。



日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の法人企業数は、図1-1の通り、1965年に50万社を超え、1973年に100万社を超え、1979年に150万社を超え、1990年に200万社を超え、1999年には250万社を超えて、2008年の277万社がピークとなっている。参考までに、法人企業1社当たりの売上高は、1980年に5億円を超え、7億円を超えた1990年をピークに、1992年以降は減少している。

2 売上原価 (営業費用)

売上原価 (営業費用) は売上高に対応する商品などの仕入原価または製造原価であって、企業の営業活動における成果を獲得するために払った努力ないし犠牲である。売上原価は売上高と同様に財貨の引渡または役務の提供を受けたときに計上し商品または製品の期首棚卸高に当期商品純仕入高 (= 総仕入高 - 仕入値引・戻し高) または当期製品製造原価を加え、

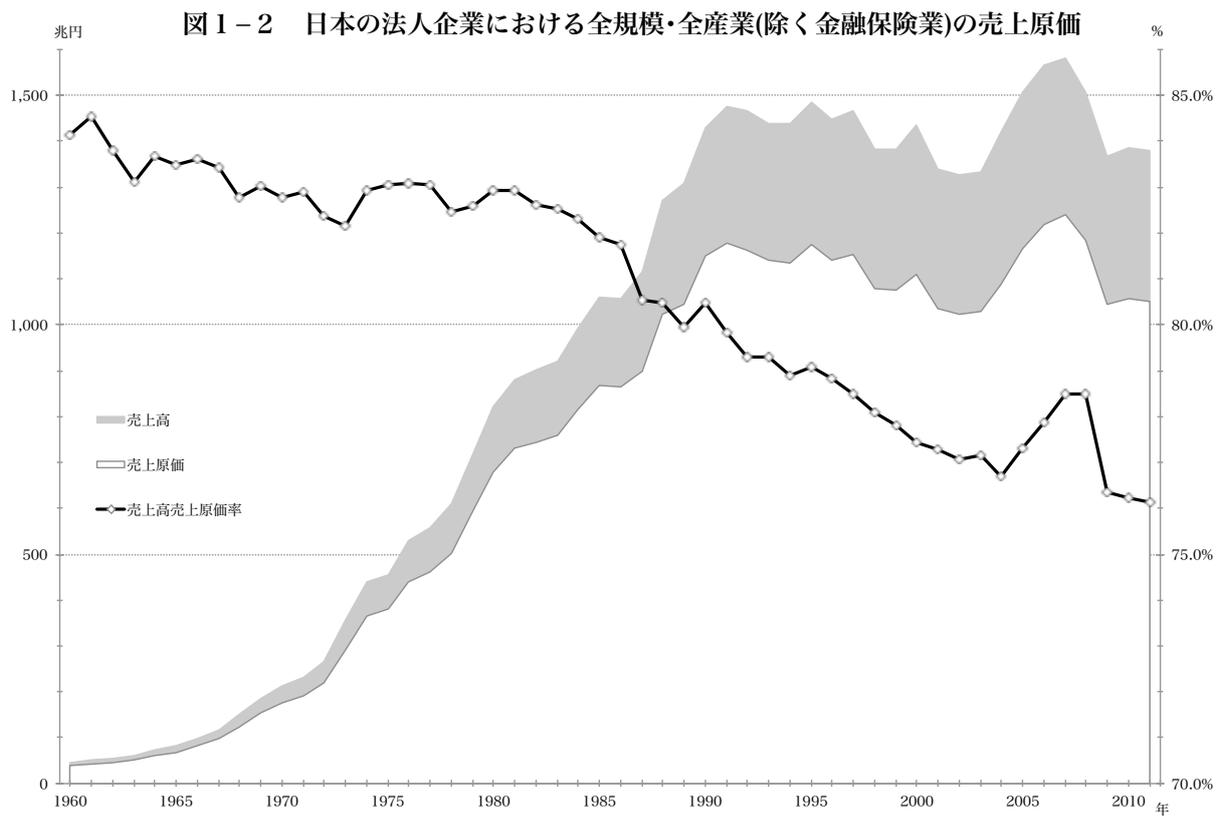
商品または製品期末棚卸高を控除する形式で区分表示される。

売上原価の計上金額には、売上高に個別的に対応する商品などの仕入原価または製造原価のほか、通常の追加原価または事後費用なども含め、さらに低価基準を適用する場合の評価損、品質低下や陳腐化などの原因によって生ずる評価損で原価性を有するものなども売上原価に含めることがある。

図1-2 日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の売上原価は、売上高に占める割合では、1961年の84.5%が分析期間のピークとなって、その後は下降し続け、1991年以降は8割を下回って、2011年の76.1%が分析期間の底である。

売上高から売上原価を差し引くと売上総利益となる(売上高^{マイナス}売上原価^{イコール}売上総利益)。売上総利益はいわゆる粗利であるが、図1-2日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の売上原価の推移とは正反対になる。売上高に占める売上総利益の割合は、1961年の15.5%を分析期間の底にして、その後は上昇し続け、1991年以降は売上高の2割を上回って、2011年の23.9%が分析期間のピークである。

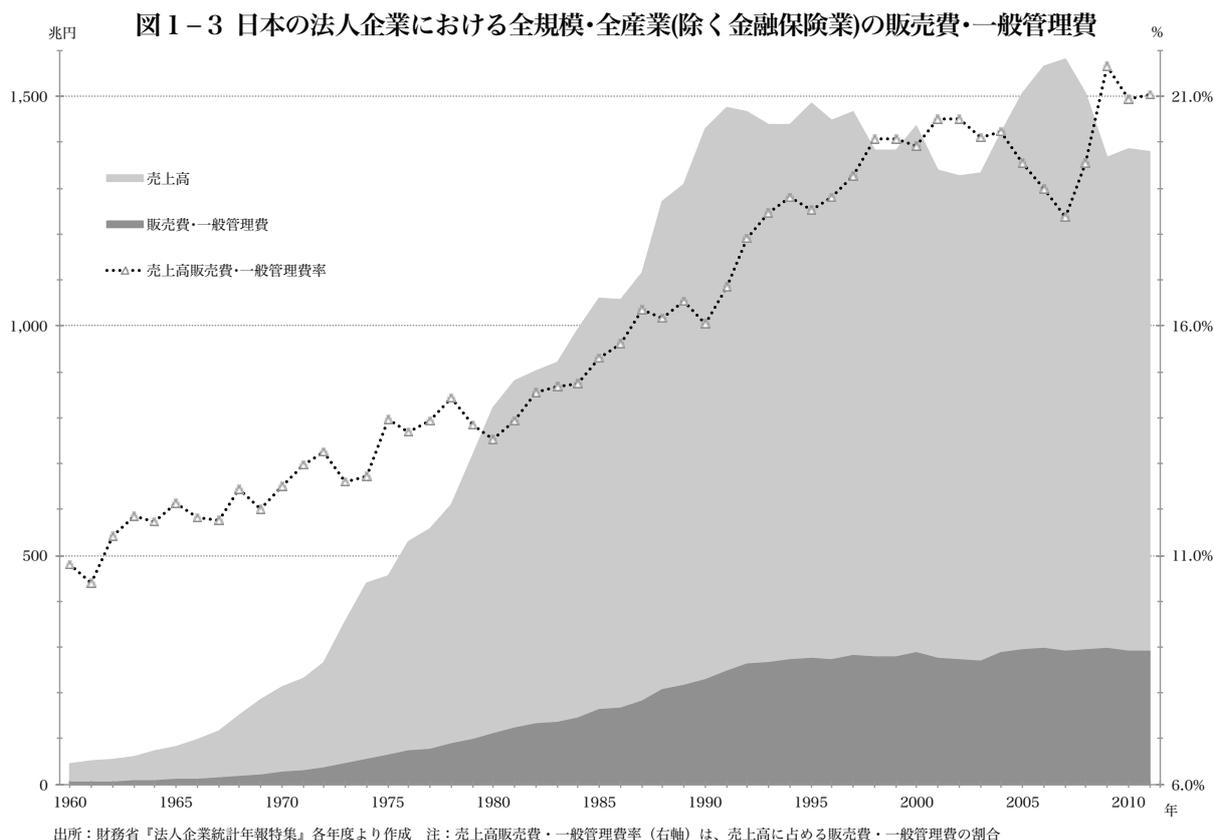
つまり、日本では100円で売るモノ(商品や製品)をつくるのにかったコストは、1961年の84円50銭が2009年の76円30銭にまで減った一方で、それらを売った儲けは1961年の15円50銭から2009年の23円70銭にまで増えている。



3 販売費および一般管理費

販売費は販売活動において発生する費用であり、一般管理費は企業の全般的な管理に関連して発生する費用であるが、販売費と一般管理費を区別することは難しく、一般的には「販売費および一般管理費」として一括して計上している。これには、役員・従業員給料、発送費、通信・交通費、家賃、光熱費、賃借料など多くの費目があるが、重要性の基準により、販売費および一般管理費の総額の5%を超えるものであれば、主要費目として区分掲記するか、あるいは注記しなければならない。有価証券報告書における最近の傾向は、損益計算書には総額のみを表示し、主な費目を注記するにとどまっている。そこで販売費および一般管理費に関わる費目のなかで、販売促進費、広告費、交際費⁽¹⁾、使途不明金、試験研究費などが問題となっている。これらは経営活動に必要な不可欠な経費として定着し、年々増加の一途を辿り、経営の健全性を疎外する主因ともなっている。

図1-3 日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の販売費・一般管理費は、売上高に占める割合では、1960・1970年代は上昇しながらも10%台前半で推移していたが、1985年の15.3%以降は10%台後半となり、1998年には20.1%と売上高の2割を占めるに至っている。2005年には2割を下回り、2007年には1995年の水準まで下降したものの、



翌年から上昇に転じて、2009年には分析期間で最高の21.7%となっている。つまり、日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の販売費・一般管理費は、既にみた売上原価と反対に、分析期間において上昇傾向にあり、売上高の1割から2割へとその割合を高めている。

売上高から売上原価および販売費・一般管理費を除いたものが営業利益であり、主な経営活動すなわち本業としての営業活動における成績を示す(売上高^{マイナス} - 売上原価^{マイナス} - 販売費・一般管理費^{イコール} = 営業利益)。つくって売ってどれだか儲かったのかを示す売上総利益から、売るために必要なコストや会社を管理するために必要なコストを差し引くと、主な営業活動でどれだか儲かったかがわかる(売上総利益^{マイナス} - 販売費・一般管理費^{イコール} = 営業利益)。

つまり、日本では100円で売るモノをつくるのにかったコストは、1961年の84円50銭から2009年には76円30銭に減少した一方で、モノを販売したり管理したりするコストが1961年には10円40銭であったのが2009年には21円70銭にまで倍増したために、結局、本業の儲けは1961年の5円10銭が2009年の2円にまで下がったのである。戦後の日本における法人企業が半世紀で、売上原価が減少して売上総利益が増加した一方で、売上原価と逆に販売費・一般管理費は増加して営業利益を減少させているのはなぜであろうか。

(1) 販売促進費

販売促進費は販路および販売数量の拡大を促進する目的で、得意先、仲介者、顧客などに支出する金品に関わる費用であり、販売奨励金、販売手数料、見本費などをいうが、広義には広告宣伝費、交際費なども含まれる。販売奨励金は、得意先などの販売に先行して援助・奨励する目的で支出されるものだが、売上単価の遡及的修正として売上控除項目とされる売上割戻(リベート)と、販売費として処理される販売奨励金のいずれで処理するかによって、売上高および売上総利益に直接的に影響するものの、実務上は売上割戻との区分は明確ではない。販売手数料は、原則として契約の締結を前提に、販売の斡旋者、仲介者に対して、売上金額や売上数量などを基準として支払われる。景品付販売、抽選券付販売、金品引替券付販売、見本・試供品の配布などの広告宣伝を兼ねた販売促進活動に要する費用は、販売促進費または広告宣伝費などとして処理される。

(2) 広告宣伝費

「カレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するために通常要する費用」や「不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した費用」は、交際費等には含まれず、広告宣伝費となるとし

ている⁽²⁾。広告宣伝費は不特定多数に対する宣伝効果を企図して支出する費用であるから、あらゆる広告宣伝の媒体によって支出されその支出効果が1年を超えるものは繰延資産として処理されなければならない。さらに広告目的が明らかな広告塔などは固定資産の構築物などとして処理され、正規の減価償却の対象となる。広告宣伝費や交際費などは、税法上、損金に算入できる金額に一定の限度額が設けられており、限度額を超えたために損金に算入されなかった金額は課税対象となる。

(3) 試験研究費

試験研究費は企業内外で行なう試験研究に関わる費用をいい、試験研究の分類に基づいて、基礎・応用研究は一般管理費として、改良ないし企業化・量産化研究に向けられた開発研究は製造原価として、それ以外の開発研究は一般管理費として処理するが、さらに特別で巨額な支出であれば繰延資産として処理することもできる。

日銀調査統計局『主要企業経営分析』の全産業と日立製作所の『有価証券報告書総覧』における売上高（販売費および一般管理費）に占める割合をみると、販売促進費としては主要な費目で計上していないむしろ食品産業などでは大きな割合を占めている。広告宣伝費は全産業では0.5(5.0)%前後、日立では約1.0(5.0)%前後で推移している。試験研究費は全産業では1986年に初めて計上されて以来1.0%未満（9.0%前後）で年々増加している。1985年3月から日立は、従来は営業外費用に計上していた試作費損金償却と販売費および一般管理費に計上していた研究所費等を一括して技術研究費として4.3(24.2)%計上し、1992年には7.6(33.6)%の3000億円近くにまで達しており、各社ともほぼ一様に試験研究費が増加している。

以上で述べた販売促進費、広告宣伝費、交際費、使途不明金などは、本来の費用を超えて過大に計上されればされるほど、利益となるべきところが費用化して、利益が過小に表示されることになる。

4 減価償却

(1) 固定資産の減価の認識

土地などの非償却資産を除く固定資産は、物質的原因または機能的原因によって減価し、いずれは廃棄され更新されることになる。物質的原因による減価（物理的減価）は、時間の

経過とともに、あるいは使用・利用しているうちに消耗し老朽化して次第に固定資産の価値が減っていくことであり、機能的原因による減価（経済的減価）は、物質的にはいまだ使用に耐えうるが、外的事情などにより固定資産が陳腐化し、あるいは不適応化したことによる価値の減少である。製造業では固定資産の使用にともなって減少した価値は、製品に織り込まれていくことになるが、固定資産のどの部分がどの程度の割合で製品に価値移転したのかわかることは難しい。しかしながら、固定資産はかならず使用できなくなる日がやってくるから、それまでに本来の目的で使用できる固定資産の価値は製品に転化し続けることになる。一方、製品を販売することによって収益がもたらされるから、固定資産の価値の減少が毎期の収益の実現に貢献していることになる。しかしこの価値の減少部分は製品に価値移転するだけで実際に支出するものではないため、通常取引として会計期間中に処理することはできない。しかも、固定資産を取得するために投下した資本（取得原価）を、取得ないし廃棄した時点で一括して全額を費用化して回収することは、固定資産が大規模化するほど難しく、適正な期間損益計算は望めない。したがって、固定資産の価値の減少は「支出をとまわらない費用」として認識する必要がある。

減価償却とは、固定資産の価値の減少額を一定の方法で毎期見積って固定資産の期末帳簿価額から控除すると同時に、その控除額を損益計算書上の収益に対応する期間費用または製造原価として処理する手続である。この控除額を減価償却費という。また減価償却は、資金的支出をとまわらずに減価償却という費用を毎期計上する会計上の手続でもあるため、経済的には固定資産の取得のために投下された資金の回収計算といえる。いずれにしても減価償却とは、固定資産の価値の減少をあくまでも見積りないし推定することによって、使用できなくなるまでの期間ごとに部分的に費用化する手続である。

この減価償却の重要な目的は、適正な期間配分を行うことによって、毎期の損益計算を正確にすることにある。このためには、減価償却は所定の方法にしたがって、計画的・規則的に実施されなければならない。利益に及ぼす影響を考慮して減価償却を任意に増減することは、正規の減価償却に反しかつ損益計算を歪めることになる。また、減価償却費は、支出をとまわらない費用として収益から控除され、企業内に蓄積されることによって運用資金として新たな資本蓄積に貢献するため、利益留保としてもとらえられる。

（２）取得原価、耐用年数および残存価額（残存簿価）

減価償却は、原則として固定資産の取得原価を耐用期間の各事業年度に配分する手続であるから、取得原価の決定は、減価償却にとって重要な意味を有する。固定資産の取得にはさ

さまざまな場合があり、それぞれに応じて取得原価の計算も異なる。固定資産の取得原価から耐用年数到来時におけるその残存価額を控除した額が、各期間にわたって配分されるべき減価償却総額である。

耐用年数は固定資産の使用または利用できる推定年限、いわゆる寿命だが、それには一般的耐用年数と個別的耐用年数がある。一般的耐用年数は、社会的平均的水準が考慮されて画一的に定められた法定耐用年数である。現在、日本では税法の立場から一般的耐用年数が一律に強制されて減価償却計算が行われている。しかし、税法上は有効償却年限が認められており、機能的原因による減価が重要視されなければならない場合は、例えば物理的耐用年数が10年に対して経済的寿命が8年と見積られるなら、耐用年数は短い方の8年で決定される。

耐用年数は主として固定資産の物理的耐久力（物質的減価）にしたがって通常は測定される。一般的には、税法上の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号、最終改正平成25年3月30日財務省第24号）」（以下「耐用年数省令」）⁽³⁾に定められている耐用年数に依拠している。しかし、同種の固定資産であっても操業度、技術水準、修繕維持の程度、経営立地条件などの相違によってその耐用年数も異なるから、老朽化や摩滅あるいは経営方針の変更、技術革新や陳腐化が著しい場合などは比較的柔軟に決定・変更されうる。このように各企業が固定資産の特殊的条件を考慮して自主的に設定した個別的耐用年数によって減価償却を実施するケースも増加しているため、企業を単位とする個別的耐用年数の制度を確立し日本の減価償却制度を合理化する必要があるといわれている。

残存価額は固定資産が本来の目的で使用・利用できなくなった後の処分価額、いわばスクラップの価値である。いいかえるならば残存価額は固定資産の耐用年数が到来した時点で予想される売却価格または再利用価格である。この場合、解体・撤去・処分などのために費用を要するならば、これを売却価格または再利用価格から控除した額を残存価額とする。また、税法上の普通償却における残存価額は、取得価額の5%までは償却可能となっていたが、税制改正により2007年4月1日からは償却可能限度額（取得価額の95%相当額）および残存価額が廃止され、耐用年数経過時点で「残存簿価1円」まで償却できるようになっている。

⁽⁴⁾

（3）減価償却の計算方法

固定資産の取得原価から残存価額を控除した減価償却総額は、会計期間または生産高（利

用高)のいずれかを基準として配分される。減価が主として時の経過を原因として発生する場合には期間を配分基準とするべきで、耐用年数が決定されている場合の減価償却計算の方法としては、定額法、定率法、生産高比例法、リース期間定額法、級数法、償却基金法などがある。償却基金法に類似した年金法は減価償却費に利子を算入する方法であるために一般の企業には適用されていないが、利子の原価算入が法令などで認められている公益企業へは適用される。

定額法は直線法とも呼ばれ、固定資産の毎期均等に償却していく方法である。旧・定額法による毎期一定の減価償却額は、取得原価と残存価額との差額を耐用年数で割って計算する。償却可能価額(=取得原価-残存価額)÷耐用年数となり、残存価額は取得原価の10%で、5%まで圧縮することができた。つまり、2007年3月31日までは償却可能限度が95%であった⁽⁵⁾。新・定額法では、取得価額×定額法の償却率で求められる金額を償却限度額として、残存価額が1円になるまで償却を行うことができる⁽⁶⁾。つまり、2007年4月1日以降はほぼ100%が償却可能となっている。この新・定額法の償却率は、耐用年数省令に定める「別表第八 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表」(以下「耐用年数省令別表八」)による。⁽⁷⁾

そこで、2007年税制改正以前の減価償却方法を旧・定額法ないし旧・定率法、2007年税制改正以降の減価償却方法を新・定額法ないし新・定率法とする。

定率法は逓減法とも呼ばれ、未償却残高(固定資産の期末有高)に一定率(償却率)を掛けて償却する方法である⁽⁸⁾。定率法と類似の級数法(コール氏法または定額逓減法)は、減価償却費を算術級数的に一定額ずつ減らして計上する方法である。会計期間を配分基準とする方法に対して、減価が主として固定資産の利用に比例して発生することに加えて、固定資産の総利用可能量が物量的に確定できる場合には、生産高を配分基準とすることが合理的であるため、その方法として生産高比例法がある。しかし、生産高比例法は、期間を配分基準とする方法と異なり、先に述べた前提条件によって適用される固定資産の範囲が狭く、鉱業用設備、航空機、自動車などに限られている。

なお、減価償却とは異なる別個の費用配分法であるが、手続的には生産高比例法に類似する方法に減耗償却がある。減耗償却は埋蔵・天然資源などの減耗・潤滑性資産の償却方法であり採取後に尽きてしまった資源と同一のものを再取得するための償却計算ではなくまた減価償却のように全体としての用役を生産に向ける資産の費用認識でもなく、採取に応じて部分的に費消され製品化される資源の費用認識である。

さらに、減価償却とはまったく異なり減価償却の代わりに部分的取替に要する費用を収益

的支出として処理する取替法がある。これは向種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような信号機送電線などの固定資産（取替資産）に対して適用することができる。

（４）新旧・減価償却方法の比較

固定資産の取得価額を 100 万円、耐用年数を 10 年、残存価額を 5%に想定した場合、新旧の定額法および定率法の減価償却方法を比較してみると表 1-4 および図 1-5 の結果が得られる。なお、新・定率法は、後述する 2011 年の税制改正による 200%定率法と区別して、2007 年の税制改正による 250%定率法を「新・定率法(250%)」とした。

旧・定額法では、95%まで償却可能であるとして、每期、取得価額の 9.5%ずつ均等に償却されている。新・定額法では、耐用年数省令別表八の償却率は 0.100 であるので、取得原価にこの償却率を乗じて計算すると、每期、取得原価の 10%ずつ均等に償却されている。ただし、耐用年数が到来する 10 年目には残存簿価が 1 円になるように、償却限度額は取得原価の 10% - (マイナス) 1 円と計算されるが、実質的には取得原価を耐用年数で割った均等償却であることには変わりはない。むしろ、旧・定額法では、耐用年数が到来した後の処分価額、つまり本来の固定資産の使用価値としての役割を終えた後の別の価値を残存価額として計算に考慮していたが、現状では耐用年数到来後には廃棄やリサイクルの費用負担が生じるので、新・定額法で残存価額を廃棄したのは理解できるが、残存簿価 1 円というのは資産から除却するまでの備忘価額でしかない。

旧・定率法の一定率は、 $1 - (\text{マイナス}) \sqrt[10]{\text{残存価額} \div \text{取得原価}}$ で求

表 1-4 新旧・減価償却方法の比較

年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
旧・定額法	減価償却額	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
	減価償却累計額	95,000	190,000	285,000	380,000	475,000	570,000	665,000	760,000	855,000	950,000
新・定額法	償却限度額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
	減価償却累計額	100,000	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	999,999
旧・定率法	減価償却額	258,866	191,854	142,190	105,382	78,102	57,884	42,900	31,795	23,564	17,464
	減価償却累計額	258,866	450,720	592,909	698,291	776,393	834,277	877,177	908,972	932,536	950,000
新・定率法	償却限度額	200,000	160,000	128,000	102,400	81,920	65,536	65,536	65,536	65,536	65,535
	減価償却累計額	200,000	360,000	488,000	590,400	672,320	737,856	803,392	868,928	934,464	999,999
新・定率法 (250%)	償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	44,583	44,583	44,318
	減価償却累計額	250,000	437,500	578,125	683,593	762,694	822,020	866,515	911,098	955,681	999,999

取得価額：1,000,000 円

耐用年数：10 年

残存価額：取得原価の5%（償却可能限度95%）

旧・定額法の減価償却費 = (取得原価 - 残存価額) ÷ 耐用年数

新・定額法の償却限度額 = 取得価額 × 定額法の償却率 0.100 (耐用年数省令別表十)

旧・定率法の償却率： $1 - \sqrt[10]{\text{残存価額} \div \text{取得原価}} = 1 - (5/100)^{(1/10)} = 0.258865550893052$

新・定率法の償却率 (2011年税制改正)：0.200 保証率：0.06552 改定償却率：0.250

新・定率法の償却率 (2007年税制改正)：0.250 保証率：0.04448 改定償却率：0.334

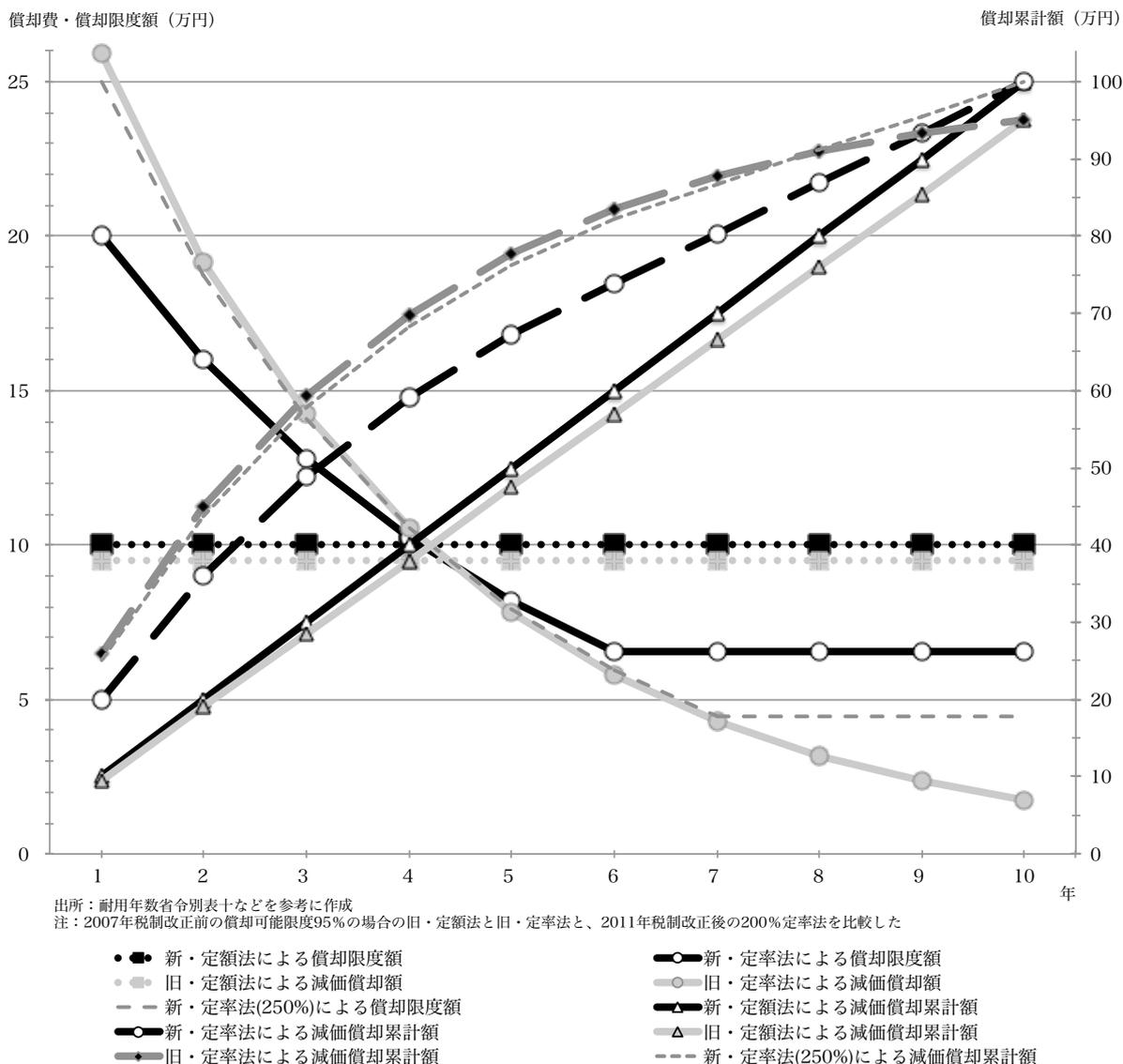
められたが、新・定率法は、「減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年一定の割合で通減するように当該資産の耐用年数に応じた『定率法の償却率』(耐用年数省令別表第十に規定)を乗じて計算した金額(調整前償却額)を事業供用1年目の償却限度額として償却を行い、2年目以後は、当該資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額)に『定率法の償却率』を乗じて計算した金額(調整前償却額)を各事業年度の償却限度額として償却を行います。⁽⁹⁾」とある。定率法の償却率は、耐用年数省令の別表第十平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表(以下「耐用年数省令別表十」)で規定されているように、2011年12月の減価償却制度の改正で、2012年4月1日以後に取得する減価償却資産に適用される定率法の償却率は、定額法の償却率を2倍した償却率(以下「新・定率法(200%)」)に引き下げられた。なお、この償却率の改正に合わせて「保証率」及び「改定償却率」についても見直された。2007年の税制改正時の定率法の償却率は、耐用年数省令の別表第九平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表(以下「耐用年数省令別表九」)に残っているように、定額法の償却率を2.5倍した償却率(以下「新・定率法(250%)」)であった。⁽¹⁰⁾

2007年の減価償却制度の改正では、「減価償却制度については、企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高めるためにも、国際的なイコールフットィングを確保することが重要になってきており、そのような観点から抜本的な見直しが講じられてい⁽¹¹⁾」るとして、「新たな定率法の導入によって、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された『定率法の償却率』(耐用年数省令別表第十に規定)が適用され、従前の制度に比して、早い段階において多額の償却を行うことが可能にな⁽¹²⁾」ったとしている。新・定率法(250%)の償却率0.250は旧・定率法の耐用年数8年に相当し⁽¹³⁾、表1-4および図1-5にある通り、旧・定率法とほぼ変わらず、残存簿価1円の違いで耐用年数8年目以降は新・定率法(200%)のグラフに類似している。2011年度税制改正では、日本企業の国際競争力向上と国内投資拡大や雇用創出によるデフレからの早期脱却を期待して、法人実効税率の5%引き下げに併せた課税ベースの拡大で、「法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度を主要国並みに見直す」⁽¹⁴⁾ために、2012年4月1日からは200%定率法に引き下げられた。定率法では一定率を掛け合わせる毎期の償却可能価額は耐用年数が浅いほど大きいため、それだけ償却費も大きく、耐用年数の経過に従って急激に小さくなる。その累計額は、定額法が定額通増的に直線的に推移しているのに対して、定率法は耐用年数の前半で過大な償却額を累積していることがわかる。図1-4および表1-5では、耐用年数4年目までは旧・定率法と新・定率法(250%)の償却限

度額（減価償却額）が新・定率法よりも大きく、早期に過大な償却が可能となっている。

新・定率法は、減価償却資産の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却の額で損金の額に算入された累積額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逓減するようにその資産の耐用年数に応じて設定された償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却を行い、償却限度額（調整前償却額）が、その資産の取得価額に耐用年数に応じて定められた「保証率」を乗じて計算した「償却保証額」に満たない場合には、その満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額（改定取得価額）に、その償却費がその後毎年同一となるようにその資産の耐用年数に応じて設定された「改定償却率」を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として、残存簿価1円となるまで償却を行う⁽¹⁵⁾。想定に基づく図1-5「新旧・減価償却方法による比較」では、6年目の残存簿価26万2144円に償却率0.200

図1-5 新旧・減価償却方法による比較



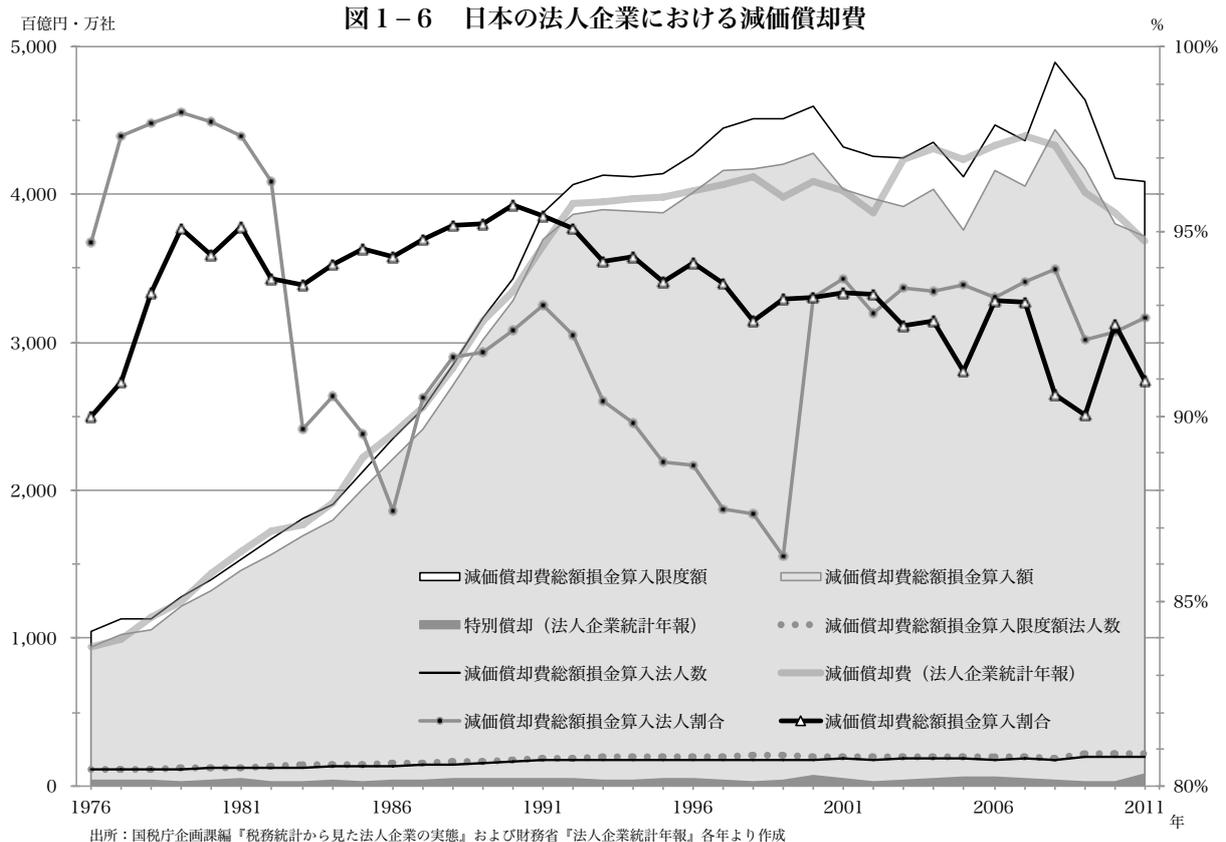
を乗じると、7年目の調整前償却額が5万2428円となり、取得価額100万円に保証率0.06552を乗じた償却保証額6万5520円に満たないことになるので、7年目以降は6年目の残存簿価26万2144円に改定償却率0.250を乗じた6万5536円が償却限度額となるため、7年目以降のグラフの傾きが不自然になっている。

なお、表1-4および図1-5でみてきた想定例ではいずれの方法も等しく耐用年数までは償却しなければならないため、取得原価（取得価額）から減価償却総額（償却完了後の減価償却累計額）を差し引くと残存価額の5%か残存簿価1円で一致しているが、取得原価の過半が償却されるのは旧・定率法および新・定率法(250%)で3年目、新・定率法(200%)で4年目、新旧・定額法で5年目であり、8割の償却に達するのは新・定率法(200%)で7年目、旧・定率法および新・定率法(250%)で6年目、新・定額法で8年目、旧・定額法で9年目であることから、定率法は定額法に比べて、新・定率法(250%)は新・定率法(200%)や旧・定率法に比べて、投資額のより大きな割合をより早期に回収することが可能である。

(5) 税法上の普通償却

税法上の普通償却は、その額の計算について定額法、定率法、生産高比例法に限定し償却範囲額を法定している。日本の企業会計においては、一部の重要な項目に確定決算主義を採用している税務処理と企業の事務処理との不一致によって煩雑にならないために、会計処理の基準を税法上の取扱と合致させる場合が一般的である。その反面で、減価償却額は法定限度内で企業が任意に決定することができる。その限度額を超えた償却部分については課税対象となるが、国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』における減価償却費損金算入額は、一貫して損金算入限度額の9割を超えて、1977年には10億円を超え、1985年には20億円を超え、1989年には30億円を超え、1996年には40億円を超えて、限度額を超えない程度にその額は着実に増加している。なお、図1-6日本の法人企業における減価償却費では財務省『法人企業統計年報』による減価償却費と特別償却の推移を参考までに同じグラフに反映してみたところ、国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』における減価償却費損金算入額と違いがみられるが、その検証は今後の課題としたい。

投下資本の回収を促進して財務体質を改善・強化するなどの理由により償却方法を変更することによって、減価償却費計上額を変更前よりも増加させて税引前当期純利益を圧縮することができる。こうした減価償却方法の変更は利益操作によく利用される処理方法の変更の一つで、固定資産の現実的な減価との乖離の度合がはなはだしくなることが問題となる。償



却方法の頻繁な変更は適正な期間損益計算を阻害することになりかねないが、現状では減価償却の耐用年数や残存価額の変更と同様に財務諸表の注記に重要な会計方針の変更として記すだけで認められ、しかもその変更による影響が重要でなければ注記すら省略できる。こうして、選択した償却方法によって、あるいは償却方法の変更によって、さらには租税特別措置法の適用による特別償却によって早期過大償却ないし加速度償却が可能となっている。

なお、想定例の新・定率法(250%)による減価償却を5年目まで行って、6年目以降に新・定額法による減価償却を行っても、算定される償却限度額は新定率法と一致して、新・定率法による減価償却を6年目以降にまで延ばしても結果は同じであった。新・定率法による減価償却を2年目から5年目までそれぞれ行って、新・定額法に変更した場合でも、耐用年数の10年目に1円を残して償却するように計算されるのであるから、新しい減価償却方法では定率法から定額法に変更するメリットは認められない。

特別償却は、日本においては、1951（昭和26）年に租税特別措置法として創設されて以来、巨大企業を中心に資本蓄積を促進する会計として利用されている。同法の「減価償却の特例」（第42条の5―第52条の3）には、例えばエネルギー環境変化対応設備をはじめ、電子機器利用設備、事業強化設備、高度技術工業用設備、産業構造転換用設備などに対する特別償却が認められているほか、計上のしかたについても利益処分による準備金方式の特別

償却が認められている。この会計は、特別償却額が普通償却額に加算されることにより期間費用の追加計上、すなわち利益の過小計上をもたらすものであるため財務的には株主への配当可能利益や課税所得を縮減させて、収益力の高い巨大企業の資本蓄積に貢献するものとなっていて、図1-6の通りであるが、さらに詳細な分析が必要である。

(6) 償却済資産の取扱い

耐用年数の到来前に償却が完了してしまう場合が少なくないが、耐用年数の短縮にかかわらず償却済資産が稼働している場合の問題点として、帳簿上は架空の資産（簿外資産）によって生産・経営活動が行なわれている点があげられる。その場合、償却済資産による毎年の生産高ないし利用高から改めて償却済資産の価値を計上し直す必要に迫られる。また、耐用年数到来後の処分を行っていない場合は、少なくとも残存価額を計上し、さらに使用（利用）可能期限を見積って償却を継続していくことも考えられる。また耐用年数の到来と同時に償却が完了する場合でも、個々の資産単位について個別的に減価償却計算および記帳を行なう個別償却法では固定資産の耐用年数が終了した時点ですでに未償却残高がなくなっているために、それ以後に使用することができたとしても減価償却費を計上する余地は存在しないことに問題が残る。

しかし、耐用年数の異なる多数の異種の資産を一括的に、あるいは耐用年数の等しい同種の資産または耐用年数は異なるが共通な幾種かの資産を1グループとして、グループごとに平均耐用年数を用いて一括的に減価償却計算および記帳を行なう総合償却法のもとでは、平均耐用年数の到来後も資産が残存するかぎり未償却残高も残存し、したがって、減価償却費の計上を資産がなくなるまで継続して行ないうするため、総合償却法を適用する資産の範囲拡大が望まれる。

(7) 損益計算書における減価償却の取扱い

減価償却の手続によって各事業年度に配分された減価償却費は、さらに原価計算によって製品原価（製造原価）と期間原価とに分類される。製品原価（製造原価）に分類された減価償却費は製品単位ごとに集計され、結局は売上原価と期末棚卸資産原価とに区分される。このうち売上原価に含まれる部分は、期間原価として処理される減価償却費とともに当期の収益に対応するが、期末棚卸資産原価に含まれる部分は次期に繰延べられ、次期以降の収益に対応することになる。なお、損益計算書に計上される当期償却額は、通常「減価償却費」としては一般管理費への算入分だけであって、大部分は製品原価（製造原価）に算入され、ま

た一部は営業外費用に算入される場合もあるため、減価償却費の内訳は「減価償却費明細表」からのみ明らかになることに注意したい。

5 営業外損益

企業の主な経営活動とは別に、金融機関に預入れた資金の利息や投資した他社の株式・社債などの配当を受取ったり（受取利息・割引料、有価証券利息、受取配当金）、有価証券を売買したり（有価証券売却益）、あるいは土地や建物を貸したり（不動産賃借料、雑収益など）といった財務・金融活動から生ずる売上以外の収益が営業外収益である。一方で、そうした資金や設備投資に必要な資金を確保するために金融機関から借入れたり社債などを発行したりする財務活動の結果、その利息の支払などのための費用（支払利息・割引料、社債利息、社債発行差金）、あるいは経営活動に直接関係なく生ずる各種の評価・売却損失（有価証券評価損、有価証券売却損、原材料評価損）や創立費償却、開業費償却、雑支出などを中心とする販売費・一般管理費以外の費用が営業外費用である。有価証券の評価損益や売却損益などは、収益の獲得に貢献することのない価値の増減であり、本来は損失・利益に属するが、一般的には費用・収益に含めている。

営業活動の成果である営業損益に、財務活動による営業外損益を加減したものが経常損益であり、企業の経営成績を示すものとなっている。

1980年代前半の低成長期における営業利益の減少にともなって経常利益との格差が次第に縮まっている。これは本業の停滞を財務活動によって補完しているのだが、1987年からの内需拡大による景気上昇にともなう本業の活況により営業利益が上昇に転ずるとともにバブル経済のもとで積極的な財テクを反映して経常利益も一層上昇して、その格差は縮まる一方であった。しかし、バブルが弾けた1990年からは経常利益は減少し格差が一挙に拡大した。

営業外収益として処理する仕入割引は、仕入代金をその支払期目前に決済した場合、売主にとっては早期に決済（回収）された日数分だけ金利負担が軽減されることになるから、その分だけ買主に対して買掛金の金利負担の一部支払を免除したものである。仕入割戻は、買主が一定期間内に一定以上の商品を購入した場合に対して、売主から買主に支払われる報酬金であり、商慣習として一般化しているリベートであるが、商取引を不必要に刺激しているものの一つにあげられる。すでに売上高の調整勘定で述べた売上割引・割戻とは逆の立場からの処理であるが、こうした割引勘定を用いた処理は、実質的に一定期間後の商品単価の引

下げとなるから、各商品へ個別に配賦することは困難である。以上の勘定は、期末において仕入・売上勘定へ振替えるが、実務上、隠蔽や不正利用の温床になりかねない。

(1) 為替差損益

為替差損益は為替（決算・換算）差益と差損を相殺した純益で表示し、経常取引以外の取引から発生した差益ないし異常に多額な差益は特別損益として処理する。

輸出入に頼らざるを得ない企業にとっては、為替差損益の計上は多額であり、例えば東京電力の場合、1980年代前半は為替差損を、円高ドル安へ移行した後半には為替差益を、とりわけ1986、1987年度には100億円を超える差益を計上している。

(2) 社債発行費

社債発行費は資金調達の大規模化・多様化にともなって、従来は支出時に全額費用処理していたものが、その費用の増大と支出効果が次期以降におよぶため、期間損益計算の適正化などを理由に、繰延資産として商法規定に基づいた3年間均等償却への変更によって、営業外費用を減少させ、経常利益および税引前純利益を増加させる一方で、株価下落および金利上昇などによる金融費用の負担を軽減するために、繰延処理から支出時費用処理へ変更することで、社債発行費償却額を増加させ、経常利益および税引前当期純利益を減少させている。

(3) 有価証券売買損益

1980年代後半の投機熱を背景に多額の有価証券を保有していた多くの企業にとって、1990年以降のバブルの崩壊および株価低迷さらに景気減退によって有価証券の売却ないし評価による損益の処理が重要になってきている。有価証券の売買損益の認識は受渡基準ないし約定基準による。それは、総平均法または移動平均法に基づいて計算された原価を売却代金から控除することによって求められる。一般的には、流動資産の一時所有の有価証券の売買損益を営業外損益に、固定資産の投資その他の資産にある投資有価証券の売買損益を特別損益に区分して計上する。

1991年に損失補填が社会問題化したことが、それは多種多様な方法によって巧妙になされた。とくに1987年10月のブラックマンデーの影響により運用に失敗した一任勘定取引である「営業特金」の解約をめぐる、証券会社は大口投資家に対して、値上がり確実な新規発行の推奨銘柄株式や転換社債を公開前に優先的に大量に売渡して公開後に高く買戻すことによって、市場価格が不明瞭なワラント債や外債または非上場債券を安値で売渡してすぐに高値

で買戻すという相対取引によって、債券などの現先取引で損した取引を儲けた取引に付け替えることによって、あるいは大量に売買される国債や公社債の一日の取引終了後に最安値の売伝票と最高値の買伝票を振出す架空の売買取引によって、さらには証券会社が午前の証券市場で売伝票と買伝票を振出す自己勘定による同時取引をして午後に儲かる方の伝票を大口投資家に渡す方法などによって、差益を獲得させて事実上の損失補填をしていた。この処理を証券会社の帳簿上は営業特金解約手数料ないし使途を明らかにしない「自己否認」の形で計上されていたが、損金ではなく得意先への実質的な利益供与で課税対象の交際費や寄附金などにあたるため追徴課税された。こうした損失補填取引は、有価証券売却・評価損益とすることは認められず、独立掲記ないし雑収支とする必要がある。

有価証券の評価基準は、取得価格で評価する原価法と、市場価格と取得価格の低い方で評価する低価法の採用が認められている。低価法を採用しているか強制評価減による場合は、有価証券の評価損失を計上することができる。低価法を採用している場合、期末時点での有価証券の評価は時価による。しかし、この低価法適用による期末評価額の算定には、売却可能見込額と再調達価額があげられるが、一般的に税法上は後者が採用されている。この評価損の計上は全額を営業外費用とするか、有価証券売却損益と同様に一時所有の有価証券の評価損を営業外費用、投資有価証券の評価損を特別損失に区分して計上する方法がある。また、原価法を採用している場合でも、保有している個々の有価証券の時価が著しく下落して簿価の50%以下になって回復の見込みがないなどの場合に評価減を行なうことが強制されているが、著しきないし回復可能性の程度の判断は各企業に委ねられている。この強制評価減による有価証券評価損は通常特別損失に計上される。

また、評価基準を原価法から低価法に変更した場合にも評価損失の処理が可能で、臨時的処理という点で全額を特別損失として処理する場合もある。いずれも有価証券評価損の計上は、実際に有価証券を売却して生じた損失ではなく、企業の予測に基づく未実現のものにすぎないことに注意したい。決算日での評価損益の計上はディスクロージャーの観点からは有効であろうが、株価の乱高下が激しい場合は、その評価損益はあくまでも決算日時点での暫定的な結果にすぎないであろうし、一方では意図的・政策的な資料として株主総会に呈示されることになるかもしれない。

有価証券の含み損益は、取得価格（簿価）と決算時の市場価格（時価）との差額である。国債など上場債券の決算での評価方法には原価法と低価法とがあり、原価法を採用する企業では含み損益が発生する。時価が簿価を上回れば「含み益」、下回れば「含み損」となる。株高が続けば含み益は膨張し、逆に株価の暴落によって含み損が発生し、含み損がでなくとも

以前よりも含み益が大幅に目減りする。

ところで1991年3月期決算から企業が保有する上場株式などの有価証券や先物・オプション取引の含み損益の公表すなわち貸借対照表外での「有価証券等の時価情報」開示が始まった。有価証券報告書には保有株式、株数、取得価格などがすべて掲載されているためこれまでも計算すれば含み損益を知ることができたが、前期の経常利益が純利益に比べて30%を超えた場合には公表しなければならない。しかし、3月決算でいえば3月末の瞬間の数字であるから、株式相場の変動によっては、その後の含み損益の大幅な増減は十分考えられるのである。

固定資産の「投資その他の資産」には財テクと企業グループの連携強化ないし系列強化を目的に長期保有を前提とした相互持合とによる株式の兼用投資が主であり、終戦直後禁止されていた企業の株式保有・持合は1965年の証券不況後に本格化し、株式保有はこれまでは含み益の源泉であり安定経営をもたらした。

しかし、財テクに奔走し株式の高値での相互持合を推進してきた日本の企業グループ各社は、バブル崩壊後の有価証券価格の長期低迷によって、エクイティファイナンス（新株発行をともなう資金調達）の停止とともに、1992年3月期決算で株式含み益を大幅に減らし、上場企業全体では1年間で50兆円余の含み益が消滅して43%も減少した。歴史が古く有価証券の含み益がもともと大きい巨大企業は含み益の減少額が大きく、日立製作所は1991年3月末には2兆3000億円余あった含み益が翌年3月末には8000億円以上も減少した。日立は含み益の減少でも最大の企業となったが、逆に含み益の絶対額としても最大の企業で、さらに流動資産部分の含み益を加えれば全体の含み益は開示されているものを上回ることになる。

またグループ各社の有価証券含み益が激減したり含み損を抱え込んだために、担保力が低下し借入れ能力の低下を招き一方では株安が続き資本市場からの資金調達ができずに資金繰り＝財務体質が悪化しているため、持合株式を放出したり株価の回復が見込めない銘柄は積極的に評価損＝特別損失を計上して財務内容の健全化に努めている。含み益の縮小は帳簿上の利益が消えただけにとどまらず、設備投資の停滞や事業分割、さらには株式持合の見直しや系列再編にまでおよんでいる。

株式と土地に代表される含み資産が株価と地価を高騰させ、株価と地価の高騰がさらに含み資産を一層膨張させてきたために、株価と地価が渾然一体となってバブルを支えつつ崩壊に導いたのである。

これまで未実現の簿外利益としていた含み益を明らかにしてこなかったにもかかわらず、

多額の含み損が生ずるにおよんで初めて損失を明らかにしたことによって、企業会計上の矛盾が露呈されたといえる。また、保有上場有価証券に加えて、土地の時価評価開示が当然求められ、資産の時価評価による真実の資産内容の開示と資本効率の正確な測定が含み経営を見直すことになる。いずれにしてもバブルの崩壊は含み益をも泡と化したのである。

つまり、日本の法人企業において、その期間にどれだけ儲かったのかを示す売上高経常利益率は、100円のモノをつくって売って、様々なコストを差し引いた本業の儲けから、本業に付随した収支を加減した結果の期間利益は、1961年は本業の儲けが5円10銭に対して期間利益は3円10銭であったが、2011年は営業利益が2円に対して経常損益が2円30銭となり、半世紀で2004年から推移が逆転して営業利益よりも経常利益が上回っている。となるが、

日立の『有価証券報告書総覧』の注記をみていくと、関係会社株式売却益は、118期（1987年3月）には日本ビジネスコンサルタントの株式上場にともなう211億4300万円、119期（1988年3月）には日立建機の102億3200万円、120期（1989年3月）には日立物流の109億8600万円、122期（1991年3月）には日立ソフトウェアエンジニアリングの223億8000万円、123期（1992年3月）には日立メデイコの198億9800万円を計上している。また、120期（1989年3月）には為替差損補填特別損失として商社経由輸出債権に関わる為替差損のうち日立が負担した42億7400万円が明らかとなっている。有価証券評価損と社債発行費用、為替差損は第118期から区分掲記し、それ以前は雑支出に含んでいた。さらに、不動産賃貸収入は、第119期に34億7600万円を売上原価、販売費および一般管理費に計上している。

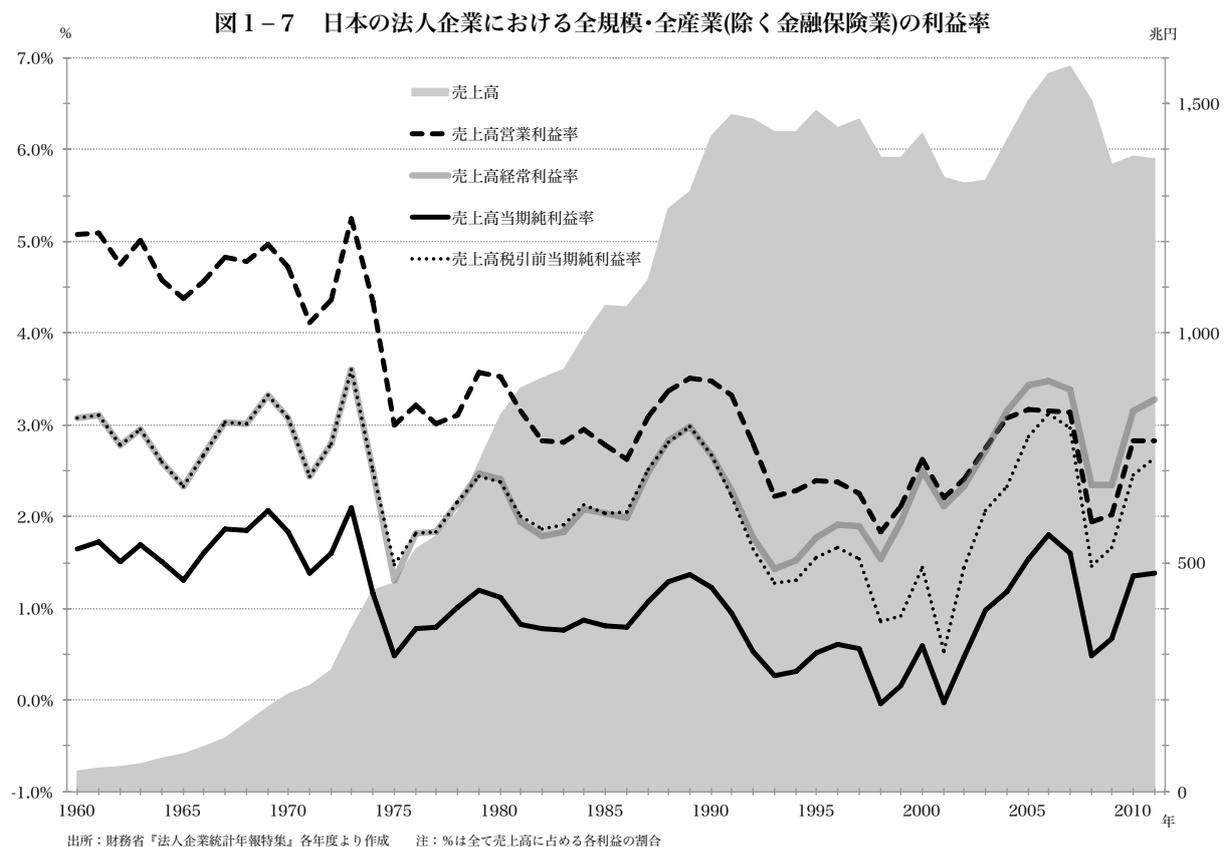
6 特別損益

すでに述べた売上高、売上原価、販売費・一般管理費および営業外損益は、期間損益として通常の経営活動から生ずる経常的・正常的損益項目である。これらに対して、当期に発生した損益であっても当期の経営活動に直接関係のない臨時損益や前期損益修正などに関わる損益項目が特別損益であり、期間外損益と呼ばれる。しかしながら、前項で述べた営業外損益と以下に述べる特別損益は、その区分がかならずしも明確であるとはいえない。

臨時損益としては、固定資産売却損益、投資有価証券売却損益、災害損失などがあり、前期損益修正損益としては、償却済債権の取立損益、貸倒引当金割戻、過年度における減価償却・引当金の過不足修正損益過年度の棚卸資産評価の訂正損益、国庫補助金（商法）、品質低

下評価損、棚卸減耗損などがある。また、特別損益に属する項目であっても金額の僅少なもののまたは毎期経常的に発生するものは重要性の原則を適用して経常損益計算に含めることができる。特別法上の準備金などの繰入額および取崩額は特別損益に属し、またその他の資本剰余金も特別損益として処理される。経常損益から特別損益を加減したものが税引前当期純損益となる。税引前当期純損益から法人税等をさしひいた残りが、当期純損益である。

図1-7 日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の利益率の推移を概観してみたい。売上高に占める4つの利益率(売上総利益^{マイナス} - 販売費・一般管理費^{イコール} = 営業利益、営業利益^{プラス} + 営業外収益^{マイナス} - 営業外費用^{イコール} = 経常利益、経常利益^{プラス} + 特別利益^{マイナス} - 特別損失^{イコール} = 税引前当期純利益、税引前当期純利益^{マイナス} - 法人税等^{イコール} = 当期純利益)は、1998年まではほぼ同じような動きとなって、1965年の谷、1969年の頂、1971年の谷と上下しながらも、1973年には著しく上昇して分析期間のピークとなり、その直後は急激に下降して、1975年の険しい谷から1979年まで上昇に転じ、その後は下降して1982年の緩い谷となり、1989年まで大幅に上昇して、その後は1993年まで大幅に下降して、その後は上昇しているものの1998年に谷となっている。なお、1998年までの動きの中でとくに、売上高に占める営業利益がバブル経済の終盤から崩壊にあたる1990年と1991年のカーブが他の利益と同調していない。営業利益と経常利益は1999年から接近して、2004年には営業利益を経常利益が上



回っている。つまり、営業外費用よりも営業外収益が上回って、つまり主な営業活動に付随した営業活動による収支がプラスとなっている。

営業利益は、1975年にそれまでの4%台から3.0%となり、1998年にはそれまでの3%台から1.8%となり、2004年から3%台に回復するものの、2008年には1.9%になっているが、2010年以降は2.8%にまで戻っている。経常利益は、1975年に1.3%となったものの、1979年には2.5%まで回復し、1989年は3.0%に至っているが、1993年には1.4%、1998年には1.5%と低水準で推移し、2006年には3.5%まで回復するものの、2009年に2.3%年まで落ち込み、2010年以降は3%台にまで戻っている。

税引前当期純利益が経常利益をわずかでも上回ったのは、1975年、1977・78年、1981～87年、1989年であるが、それまでは両者はほぼ同様に推移していた。しかし、1990年代以降は税引前当期純利益が経常利益よりも下回って、とりわけ1999～2001年は著しい開きとなっている。とくに、2001年は経常利益2.1%に対して、税引前当期純利益は0.5%と甚だしい。つまり、それまで二つのグラフが重なっていたのが、1990年以降は離れていることがわかるとおり、この頃の特別収支が悪化していることになる。

当期純利益は、1969・73年は2.1%と分析期間でピークとなっているが、1975年に0.5%とそれまで1%以上で推移していたのが著しく下降し、1979年に1.2%まで回復するものの、その後は下降に転じ、1989年の1.4%まで上昇するが、1993年には0.3%まで落ち込み、1998年には-0.04%と分析期間で初めて損失となって、2001年にも-0.03%と再び損失となった。2006年には1.8%にまで回復し、2008年に0.5%まで下降したが、その後は上昇に転じて2011年は1989年の水準の1.4%にまで戻っている。つまり、100円でモノをつくって売った最終利益は、1960年の1円60銭が2011年の1円40銭と半世紀経ってもあまり変化がない。

7 当期業績主義・包括主義

企業の経常的な収益力表示を目的とする当期業績主義の損益計算書には、期間損益のみが記載され期間外損益は記載されずに利益剰余金計算書に別に記載される。これに対して包括主義の損益計算書には期間損益と期間外損益が区分表示され、同次元で包括的にあつかわれる。当期業績主義では、期間の収益性を明らかにする意図から期間損益と期間外損益を区別して計算することとしていたが、この区別には恣意性が介入せざるをえず、その計算は不正確とならざるをえない。そこで日本の企業会計原則はかつて当期業績主義を採用していた

が、今日では損益を一括表示する包括主義によって損益計算書を作成することになっている。

-
- (1) 交際費については、次章で詳しく述べている。
 - (2) 国税庁ホームページ>税について調べる>タックスアンサー>法人税>交際費>No.5260 交際費等と広告宣伝費との区分 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5260.htm>
 - (3) 平成 20 年度税制改正で、耐用年数省令は、「機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われ」、2008 年 4 月 1 日以降から適用されている。国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/7142/index.htm#besshi2>
 - (4) 国税庁ホームページ「平成 19 年度 法人の減価償却制度の改正のあらまし」及び「法人の減価償却制度の改正に関する Q&A」
 - (5) 法人税法施行令（昭和四十年三月三十一日政令第九十七号）第六十一条一イ取得価額の百分の九十五に相当する金額
 - (6) 法人税法施行令第六十一条二イその取得価額から一円を控除した金額に相当する金額。なお、第四十八条の二の一では定額法を「当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。」と定義している。
 - (7) 「定額法の償却率」という用語の使用には釈然としないものの、残存簿価 1 円というのは実質的に残存価額ゼロなので、旧・定額法の（取得原価 - 残存価額）÷耐用年数が、取得原価÷耐用年数となっただけのことであるが、後述するように新・定率法と新・定額法の関係は巧妙で、例えば新・定率法から新・定額法に減価償却方法を変更しても、耐用年数が短縮することもなく、残存簿価 1 円まで償却できるようになっている。
 - (8) 法人税法施行令第四十八条の二の二ロでは定率法を「当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。」と定めている。
 - (9) 国税庁「平成 19 年度 法人の減価償却制度の改正のあらまし」
 - (10) 法人税法施行令第四十八条の二の二ロ（2）平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産 一から前号に規定する償却率に二を乗じて計算した割合を控除した割合
 - (11) 国税庁「法人の減価償却制度の改正に関する Q & A」2008 年 4 月， p.4
 - (12) 国税庁「平成 19 年度 法人の減価償却制度の改正のあらまし」 p.2、「法人の減価償却制度の改正に関する Q & A」 p.4
 - (13) エクセルで $1-(10/100)^{(1/8)}$ と入力すると、0.250105790667544
 - (14) 財務省「平成 23 年度税制改正大綱」2010 年 12 月 16 日， p.18，「平成 23 年度税制改正では、国税と地方税を合わせた法人実効税率を 5%引き下げます。このため、現在 30%である法人税率を 25.5%に引き下げます。これにより、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善が図られるとともに、『日本国内投資促進プログラム』で示されたように我が国企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組み、これらが相まってデフレからの早期脱却につながることを期待されます。税率引下げに併せて、課税ベースの拡大を行います。具体的には、租税特別措置である特別償却や準備金等の廃止や一部縮減を行うほか、法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度を主要国並みに見直すことや、大法人について欠損金の繰越控除を一部制限する等の措置を講じます。」
 - (15) 国税庁「平成 23 年 12 月改正 法人の減価償却制度の改正に関する Q & A」2012 年 2 月， p.6

第2章 企業会計と税務会計

—現代企業会計の構造(2)—

1 企業会計と税務会計

企業活動の目的が利益の創出であるならば、その会計の中心をなすのは企業会計原則や商法などを適用した期間損益計算による利益の算定である。一方で、企業にはさまざまな税金が課せられ、その実務処理の中でもっとも重要な法人税の中心をなすのは、法人税法の規定を適用した課税所得計算である。したがって、法人税は企業会計情報にとって極めて重要な意味を持つことになる。

会計と税務は、企業の経済活動を対象に、その成果を利益として把握するための記録・計算・報告の理論・技術であるという点で、共通の基盤を持っている。しかし、企業会計の目的は、利害関係者に対する経営成績および財務活動の報告にあるので、その目的に合う認識基準と税額の算定にある。課税所得は必ずしも企業利益と一致しない。課税所得の算定には、とくに負担の公平の原則を厳格に守ることが要請される。また、課税所得は担税力を示すものとして把握される。こうして税法上の利益を計算するためには画一性・客観性が重視され要求される。

企業会計と税務会計はどちらも同じ会計情報を使い、これを一定の基準にしたがって加工し、会計的利益・課税所得を算出するという点では共通性がある。しかし、それぞれの目的の違いから利益算定の認定基準や計算方法などが異なる場合があり、その結果、算出数値に相違が生じる。そこで、企業会計の利益算定と税務会計の所得計算をできるだけ一致させよう、という確定決算主義の考え方が生じる。

(1) 会計的利益と課税所得

企業会計はそれ自体の計算領域において完結的に利益を計算できる体系となっているが、商法会計や税務会計はそうではなく、企業会計を前提として、それを補完し規制することによって、独自の利益を計算するしくみとなっているのである。

課税所得は、法人税に関係ある法令（法人税という法律、法人税施行令という制令、法人税法施行規制という省令）や法人税取扱通達という通達によって規制・算定され、さらに経済・社会政策的緊急的目的を達成するために税金の減免・延期を特例で定める租税特別措置法という時限立法で修正されている。したがって、課税所得の算定構造は、それ自体におい

て自己完結的所得計算の体系ではなくして、企業会計上の利益計算を税法特有の立場を補完的に規制するという補完・規則的所得計算の体系で、あくまでも会計的利益計算が基礎となっている。こうした考え方が成立するための前提として、会計的利益概念と課税所得概念が原則的に一致するものであるとする認識がなければならない。

企業会計は、法人である企業を、株主などの構成員から成立した存在、企業実体（企業実体説）をとらえるのに対し、法人税法は、株主など構成員の集合体（個人集合体説）と考えている。したがって、法人税では、法人と構成員の直接取引を資本等取引とし、それ以外の取引は益金や損金の範囲に含めることになる。

法人税法は、法人の所得等に対する税金についての定めである。法人税法上の課税所得に税率を掛けて法人税額となる。課税所得は、益金から損金を差し引いた金額（課税所得 = 益金 - ^{マイナス}損金）としている。この課税所得は企業会計上の税引前当期純利益と一致するのであろうか。法人税法上の益金・損金は、企業会計上の収益・費用と一致するのであろうか。

法人税の確定申告において、法人税額の算定基礎となるのは所得金額であるが、その課税所得は企業会計上の利益に申告調整をして算出される。法人は決算書として会社法にもとづいて貸借対照表や損益計算書などの計算書類を作成しなければならず、株主総会で承認された計算書類上の利益を課税基礎とする確定決算主義がとられている。課税所得は計算書類上の利益に申告調整をして算出される。⁽¹⁾

したがって、計算書類上の利益に申告調整して課税所得が算出されるので、課税所得と企業会計上の税引前当期純利益は必ずしも一致しない。企業会計上の収益・費用に申告調整をして益金・損金となるので、収益・費用と益金・損金とは必ずしも一致しないのである。つまり、法人税法上の収益・費用を企業会計上の収益・費用と区別して益金・損金としたのである。

法人税法施行規則の別表四では、企業会計上の当期純利益に、会計上の収益ではないが税務上は益金にする益金算入と会計上の費用だが税務上は損金としない損金不算入とを加算し、会計上の収益だが税務上は益金にしない益金不算入と会計上の費用ではないが税務上は損金とする損金算入とを減算して、課税所得を算出している。こうして、企業会計上の利益と法人税情報の所得の差額調整を行っているのである。

益金は、別段の定めを除いて、①資産の販売、②有償・無償による資産の譲渡・役務の提供、③無償による資産の譲り受け、④資本等取引を除くその他の（正味資産を増加させる）取引、これらに係わる収益の額としている。益金は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるが、②の無償による資産の譲渡や役務の提供や③および④による

収益は企業会計の範囲を越えた法人税法による範囲のため、この点からも益金は会計上の収益とは必ずしも一致しないのである。

損金は、別段の定めのあるものを除いて、①売上原価等、②販売費・一般管理費その他の費用、③資本等取引以外の取引に係る損失、これらに原価・費用・損失の3つの総額である。なお、法人税法上の判定基準が債務の確定（損金であるためには債務確定を要する）にもかかわらず、債務が確定しない減価償却費が例外となっている。⁽²⁾

（2）法人税額の算定

法人税は、企業（法人）の経営活動からえた所得に課せられる税金である。これは、法人税法にもとづいて、納税義務者に帰属する課税所得に一定の税率を適用して課せられる。

課税所得とは、課税の対象となる所得の金額をいう。課税所得は、益金から損金を差し引いて求められるが、「別段の定めのある事項」以外は、事業年度の収益と費用・損失によって益金と損金が決定される。この計算は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」すなわち企業会計原則によるものと一般に解釈されている。企業会計上の収益・費用と税法上の益金・損金は、このように政策上の配慮から完全には一致しない。

法人税の計算では、図2-1のとおり、当期純利益に一定の調整計算（税務調整）をして課税所得を算出する。会計上では収益ではないが法人税法上の益金となる項目（益金算入項目）を利益に加算し、会計上の収益であるが法人税法上は益金とはならない項目（益金不算入項目）と会計上は費用ではないが法人税法上の損金となる項目（損金算入項目）を利益から減算する。

会計上の費用と税法上の損金は、4つに大別される。1点目は、会計上の費用と認識され、かつ税法上の損金と認識されるもので、売上原価、販売費・一般管理費などである。2点目は、会計上の費用と認識され、一定の限度額までは税法上の損金と認識されるものと、その限度額の超過分は税法上の損金と認識されないもので、減価償却費、繰延資産償却費、寄附金、交際費、税法上の引当金などがある。課税所得の計算において損金許容額の決定は重要な問題となっている。3点目は、会計上の費用と認識されないが、税法上の損金と認識されるもので、圧縮記帳による圧縮損、租税特別措置法上の準備金繰入など、租税の政策的な配慮による税法独自の損金認識となっている。4点目は、会計上の費用と認識するが、税法上の損金と認識しないもので、法人税・住民税、過大な役員報酬・役員退職給与、資産改良に充当された修繕費、税法上の引当金以外の引当金、罰金、科料など、課税上の利益処分として損金除外と認識される。

以上により各事業年度の所得金額を求めたならば、これに税率を適用して、法人税額（算出税額）が算定される。この法人税額から、税額控除されるものがあればそれを差し引き、法人税額が確定する。

会計上は、税引前当期純利益から法人税等が差し引かれて当期純利益が算出されているように見えるが、図2-1の左半分のように、税法上は、当期純利益に加減して算出された所得金額に税率を掛けて算出される。

図2-1 課税所得について

所得金額	公表決算書に記載された当期純利益		益金処分充てられた総額	支払配当		その他の社外流出		
	加算	損金に算入した役員賞与		社外	(役員賞与)注			
		損金に算入した法人税額、道府県民税額、市町村民税額等（加算税、加算金、延滞税を含む。）			法人		法人税額	所得税額
					税		外国税額	
					地方税額			
		交際費等の損金不算入額			交際費等の損金不算入額			
	寄附金の損金不算入額	寄附金の損金不算入額						
	減算	減価償却の償却限度超過額		社内留保	その他		過大役員報酬（役員給与の損金不算入額）	
		各種引当金の繰入限度超過額			使途不明金			
		受取配当金の益金不算入額			加算税等			
技術等海外取引に係る所得の特別控除額		=期末利益積立金額-期首利益積立金額						
繰越欠損の当期控除額								
納税充当金から支出した事業税等の金額								
減価償却の当期認容額								

出所：国税庁『税務統計から見た法人企業の実態～会社標本調査結果報告』より作成

注：税制改正に伴い、2006年4月1日以後開始する事業年度から、役員賞与は役員報酬と同様に役員給与とされ、損金不算入制度の改正が行われている。なお、今回の調査において役員給与の損金不算入額と記載されたものは、その他の社外流出として集計している。（国税庁『平成23年度分 会社標本調査』2013年3月, p.4）

2 法人企業の実態

国税庁企画課編『税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告』（以下、「会社標本調査」）の各年分の分析を中心に、規模別の累年比較を通して、課税所得の処理とその問題点をみてみたい。

会社標本調査は、その概要に記されているように、休業・清算中の法人や特殊な法人を除く内国普通法人を対象にして、資本金階級別・業種別に一定率の抽出率で抽出し、税務署に提出した対象事業年度（会計期間）分の法人税の確定申告などから得た標本値に対して、標本抽出率の逆数を乗じて全体を推計したものである。既に前章で、日本の法人数の推移などを財務省の資料からみたが、本章では税務会計の視点から、国税庁の資料に基づいている。どちらも独自の標本調査に基づく推計値であるため、同じ数値ではないが、おおよその傾向はみることができる。

なお、会社標本調査では調査対象期間を「年分」と呼んでいるが、ここでは単に「年」としている。また、商法改正に伴う数値の継続性や整合性を保つために、分析期間を 1976 年以降としたものの、2001 年からの会計ビックバンをはじめ、今日に至るまでその一貫性は検証しなければならないが、少なくとも長期的な分析の意義は失われていない。

ただし、通常は所得金額が利益である法人（利益計上法人）のみの分析であるが、所得金額が損失となった法人（欠損法人）も益金処分を行っているため、ここでは利益計上法人および欠損法人の合計を分析した。

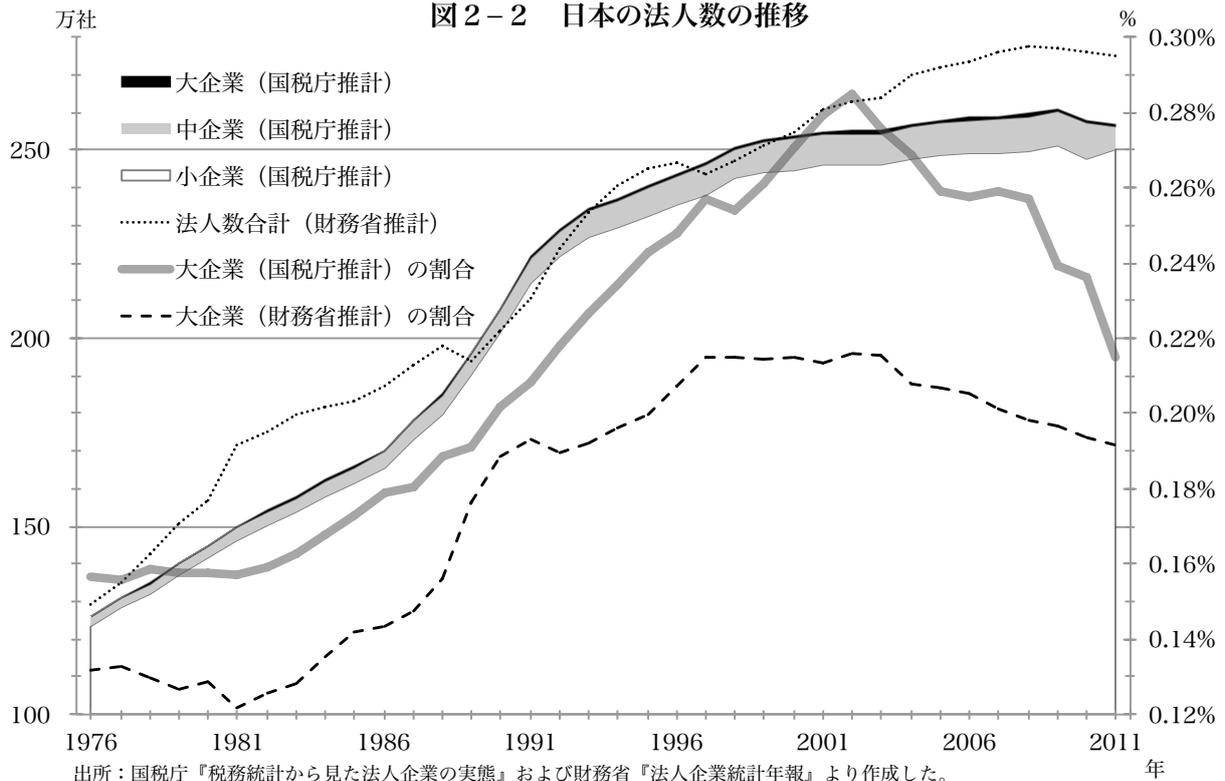
また、資本金 10 億円以上を大企業、5000 万円以上 10 億円未満を中企業、5000 万円未満を小企業に 3 区分した。

（1）日本の法人数

図 2-2 は日本の法人数の推移であるが、3 区分した企業規模ごとの国税庁の推計値を積み上げた。参考までに、財務省が推計した法人数合計を重ねたので、両者の違いがわかる。詳細は、表 2-3 の日本の法人企業数の規模別推移（国税庁推計）にあるとおりだが、比較のために表 2-4 に財務省のものを作表した。

日本の法人総数は、国税庁の推計値によれば、分析期間をとおして 2009 年までは減少することなく右肩上がり推移し、1977 年には 130 万社を超え、1979 年には 140 万社を超え、1981 年には 150 万社近くに達し、1984 年に 160 万社を超えて、増加し続けている。とくに、1986 年には 170 万社を超え、1988 年は 185 万社、1989 年は 196 万社、1990 年は

図2-2 日本の法人数の推移



196 万社、1991 年は 208 万社と、バブル経済とともに法人数が拡大している。バブル経済の崩壊により 1992 年以降の増加の伸びは鈍化しているものの、1995 年には 240 万社に達し、1998 年には 250 万社を超え、その後 2009 年に 260 万社を超えるまでは緩やかに増加している。2010 年からは分析期間で初めて法人企業数が前年よりも減少し続けている。

なお、参考までに示した財務省の推計値による法人数は、2011 年には 275 万社となっているが、全産業（金融業、保険業を含む）の標本法人数 3 万 6229 社（回答法人数 2 万 8148 社）であるのに対して、国税庁の推計値による 2011 年の法人企業数 250 万社の標本法人数は 127 万 7796 社で、全法人の 49.6% に達し、資本金 10 億円を超える大企業は 100% 抽出している。

表2-3 日本の法人企業数の規模別推移（国税庁推計）

年	小企業		中企業		大企業		法人数合計
1976	1,234,498	97.99%	23,300	1.85%	1,973	0.16%	1,259,771
1977	1,284,995	97.92%	23,759	1.92%	2,044	0.16%	1,310,798
1978	1,320,595	97.87%	26,368	1.97%	2,142	0.16%	1,349,105
1979	1,370,209	97.73%	29,588	2.11%	2,213	0.16%	1,402,010
1980	1,415,654	97.66%	31,493	2.18%	2,282	0.16%	1,449,429
1981	1,462,452	97.57%	33,985	2.27%	2,357	0.16%	1,498,794
1982	1,502,665	97.49%	36,195	2.35%	2,455	0.16%	1,541,315
1983	1,537,822	97.43%	38,278	2.41%	2,570	0.16%	1,578,670
1984	1,580,896	97.33%	40,742	2.50%	2,726	0.17%	1,624,364
1985	1,615,704	97.33%	41,453	2.50%	2,870	0.17%	1,660,027
1986	1,654,506	97.23%	44,104	2.59%	3,044	0.18%	1,701,654
1987	1,731,841	97.11%	48,258	2.71%	3,220	0.18%	1,783,319
1988	1,796,823	97.04%	51,315	2.77%	3,491	0.19%	1,851,629
1989	1,903,173	97.00%	54,928	2.81%	3,745	0.19%	1,961,846
1990	2,013,373	96.88%	60,540	2.92%	4,195	0.20%	2,078,108
1991	2,148,002	96.89%	64,199	2.90%	4,615	0.21%	2,216,816
1992	2,218,071	96.80%	68,123	2.98%	4,994	0.22%	2,291,188
1993	2,270,228	96.85%	68,555	2.93%	5,317	0.23%	2,344,100
1994	2,292,732	96.77%	71,068	3.00%	5,546	0.23%	2,369,346
1995	2,325,779	96.75%	72,269	3.01%	5,832	0.24%	2,403,880
1996	2,355,064	96.69%	74,751	3.06%	6,039	0.25%	2,435,854
1997	2,381,515	96.60%	77,357	3.14%	6,330	0.26%	2,465,202
1998	2,424,225	96.63%	78,287	3.12%	6,376	0.25%	2,508,888
1999	2,441,752	96.62%	78,640	3.12%	6,601	0.26%	2,526,993
2000	2,448,387	96.51%	81,496	3.22%	6,871	0.27%	2,536,754
2001	2,459,598	96.49%	82,167	3.23%	7,119	0.28%	2,548,884
2002	2,460,053	96.47%	82,873	3.25%	7,264	0.28%	2,550,190
2003	2,459,543	96.44%	83,839	3.29%	7,027	0.28%	2,550,409
2004	2,477,708	96.47%	83,752	3.26%	6,895	0.27%	2,568,355
2005	2,487,395	96.41%	85,751	3.33%	6,680	0.26%	2,579,826
2006	2,489,667	96.28%	89,617	3.46%	6,576	0.26%	2,585,988
2007	2,490,727	96.26%	90,265	3.48%	6,708	0.26%	2,587,700
2008	2,499,200	96.26%	90,820	3.49%	6,668	0.26%	2,596,688
2009	2,511,112	96.22%	92,457	3.55%	6,244	0.24%	2,609,813
2010	2,476,438	96.01%	97,195	3.76%	6,098	0.24%	2,579,731
2011	2,502,227	97.39%	61,649	2.40%	5,528	0.22%	2,569,404

出所：国税庁『税務統計から見た法人企業の実態～会社標本実態調査結果報告～』各年分より作成

注：資本金5,000万円未満を小企業、資本金5,000万円以上10億円未満を中企業、資本金10億円以上を大企業としている。連結法人は除いた。

表2-4 日本の法人企業数の規模別推移（財務省推計）

年	小企業		中企業		大企業		法人企業数計
1976	1,269,006	98.18%	21,826	1.69%	1,704	0.13%	1,292,536
1977	1,326,555	98.19%	22,694	1.68%	1,793	0.13%	1,351,042
1978	1,399,911	98.14%	24,679	1.73%	1,851	0.13%	1,426,441
1979	1,481,594	98.10%	26,768	1.77%	1,913	0.13%	1,510,275
1980	1,535,106	97.92%	30,638	1.95%	2,020	0.13%	1,567,764
1981	1,679,502	97.94%	33,295	1.94%	2,088	0.12%	1,714,885
1982	1,711,562	97.86%	35,210	2.01%	2,195	0.13%	1,748,967
1983	1,755,731	97.81%	37,021	2.06%	2,298	0.13%	1,795,050
1984	1,777,897	97.73%	38,754	2.13%	2,458	0.14%	1,819,109
1985	1,787,715	97.66%	40,255	2.20%	2,598	0.14%	1,830,568
1986	1,828,865	97.59%	42,565	2.27%	2,691	0.14%	1,874,121
1987	1,881,602	97.50%	45,311	2.35%	2,846	0.15%	1,929,759
1988	1,929,680	97.43%	47,772	2.41%	3,088	0.16%	1,980,540
1989	1,885,657	97.33%	48,251	2.49%	3,414	0.18%	1,937,322
1990	1,965,053	97.26%	51,597	2.55%	3,805	0.19%	2,020,455
1991	2,046,982	97.17%	55,537	2.64%	4,065	0.19%	2,106,584
1992	2,173,985	97.16%	59,336	2.65%	4,245	0.19%	2,237,566
1993	2,268,505	97.14%	62,365	2.67%	4,485	0.19%	2,335,355
1994	2,338,317	97.14%	64,243	2.67%	4,718	0.20%	2,407,278
1995	2,378,656	97.12%	65,695	2.68%	4,897	0.20%	2,449,248
1996	2,395,364	97.06%	67,368	2.73%	5,114	0.21%	2,467,846
1997	2,359,503	96.94%	69,211	2.84%	5,237	0.22%	2,433,951
1998	2,393,624	96.89%	71,536	2.90%	5,310	0.21%	2,470,470
1999	2,431,449	96.87%	73,077	2.91%	5,386	0.21%	2,509,912
2000	2,468,518	96.87%	74,409	2.92%	5,472	0.21%	2,548,399
2001	2,524,809	96.81%	77,555	2.97%	5,559	0.21%	2,607,923
2002	2,542,427	96.78%	78,856	3.00%	5,671	0.22%	2,626,954
2003	2,554,915	96.82%	78,197	2.96%	5,686	0.22%	2,638,798
2004	2,616,653	96.86%	79,300	2.94%	5,620	0.21%	2,701,573
2005	2,632,880	96.84%	80,281	2.95%	5,616	0.21%	2,718,777
2006	2,647,503	96.78%	82,514	3.02%	5,612	0.21%	2,735,630
2007	2,669,256	96.74%	84,472	3.06%	5,547	0.20%	2,759,279
2008	2,682,082	96.67%	86,855	3.13%	5,497	0.20%	2,774,434
2009	2,679,562	96.67%	86,894	3.13%	5,456	0.20%	2,771,912
2010	2,669,318	96.67%	86,481	3.13%	5,345	0.19%	2,761,144
2011	2,660,052	96.66%	86,525	3.14%	5,274	0.19%	2,751,851

出所：財務省『法人企業統計年報』各年より作成

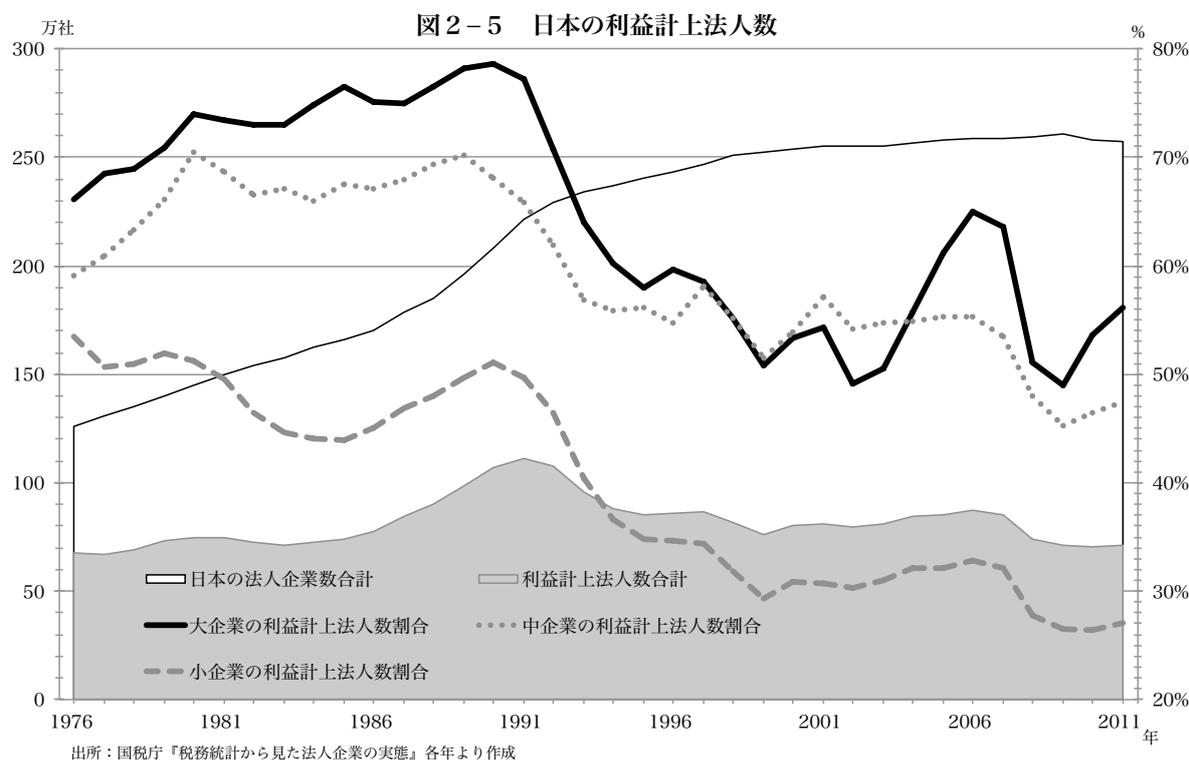
注：資本金5,000万円未満を小企業、資本金5,000万円以上10億円未満を中企業、資本金10億円以上を大企業としている。

(2) 利益計上法人

図2-5で、日本の法人企業数合計に占める利益計上法人数合計の割合、いわゆる黒字決算になった法人の割合は、1982年には50%を下回ってなお85年まで低下し続け、1989年には50%を超えるまで回復したものの、1991年以降は低下に転じ、1994年から40%を下回り、2008年からは30%を割っている。利益計上法人数が100万社を超えたのは1990年から1993年の間だけである。

大企業の利益計上法人数は利益計上法人数合計の0.5%にも満たない。中企業の利益計上法人数は、1980年に利益計上法人数合計の3%を超え、1988年には4%を超え、直後から4%を割ったものの、1993年から再び4%を超え、1997年には5%を超え、2010年には6%を超えて6.4%に上昇したが、2011年には4.1%と低下している。利益計上法人数の大半を占める小企業の利益計上法人数合計の割合は低下の一途を辿っていて、1980年には97%を下回り、1985年には96%を割り、1995年には95%を割って、2001年には94%を下回っている。

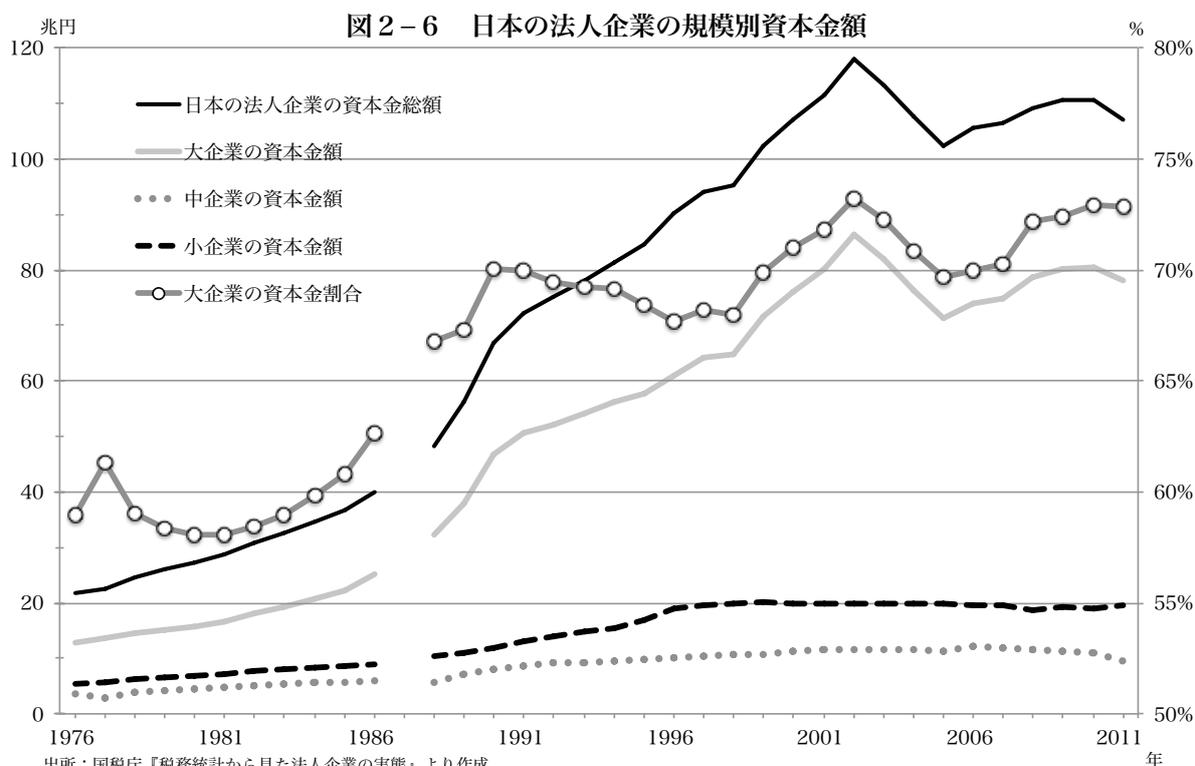
大企業の法人数に占める大企業の利益計上法人数の割合は、図2-5の通り、1978年までは7割以下であったが、その後は7割を超えて上昇し、1990年の78.6%をピークに低下して、1993年には7割を下回り、1995年には6割を下回り、2002年には5割を下回ったものの、翌年から上昇に転じて、2005年から6割を超え、2008年に5割近くまで急激に低下



して、2009年は2002年と同水準の49%まで落ち込んだが、翌年から5割を超えている。中企業の法人数に占める中企業の利益計上法人数の割合は、1980年は70.5%と分析期間のピークとなり、1989年はそれに次ぐ70.2%とこの2年間だけが分析期間で7割を超えているが、1992年までは6割台で推移し、2007年までは5割台、その後は5割を下回っている。利益計上法人数の大半を占めている小企業の法人数に占める小企業の利益計上法人数の割合は、1981年には5割を下回り、1990年に51%となったものの、翌年から低下して1994年には4割を下回り、2008年には3割を割って、大企業および中企業と比べると、利益計上法人数の割合、黒字になっている企業の割合は相対的に低いことがわかる。

(3) 日本の法人企業の資本金

払込資本または出資金である資本金は、図2-6のとおり、分析期間をとおして増加し続け、1990年の増加はとくに著しく、1991年以降は1980年代前半よりは増加幅が大きいものの鈍化している。バブル期には、転換社債やワラント債を利用したエクイティ・ファイナンスが盛んに行われた。

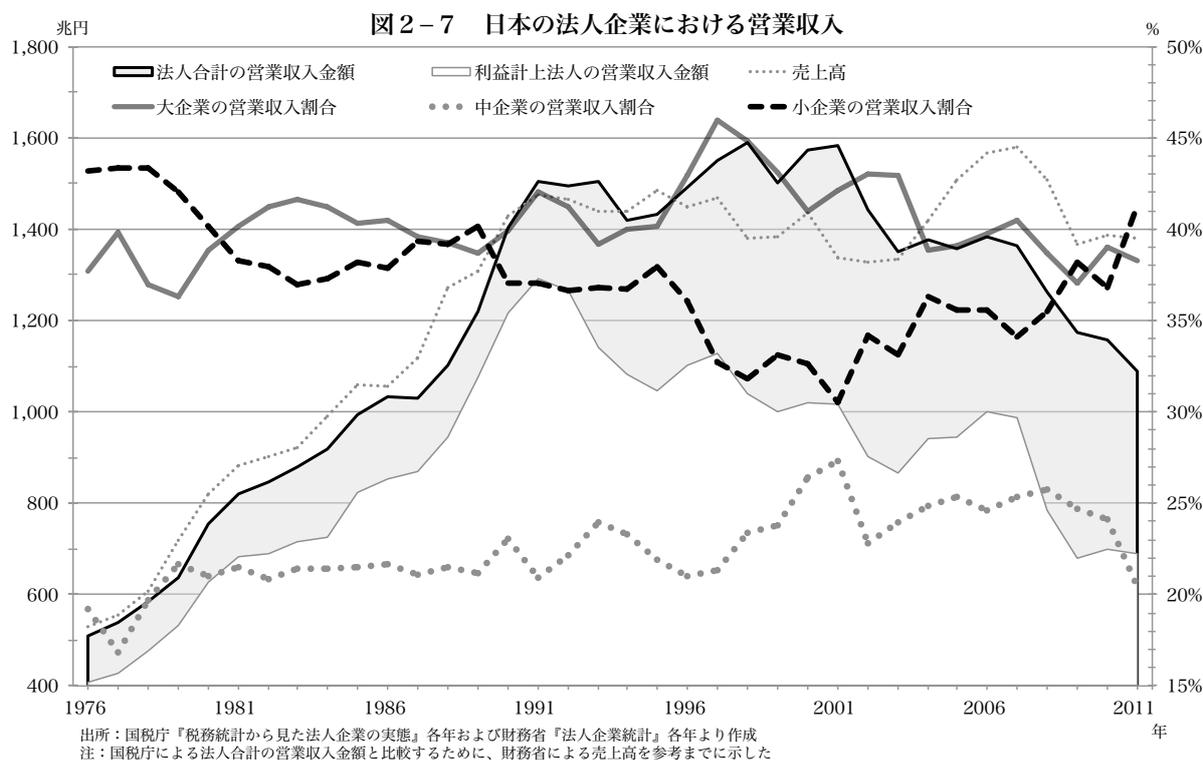


(4) 日本の法人企業における営業収入

営業収入は、営業およびそれに付随する活動から生じた売上または収入であり、営業に直接関係のない受取利息や資産売却益、雑収入などは含まれていない。

図2-7日本の法人企業における営業収入は、その合計金額は、1976年の509兆円から1981年まで急増して、とくに1980年は前年より116兆円増加して754兆円となり、その後も増加し続けて、1985年には前年よりも76兆円増加して1986年には1000兆円を超え、1989年には117兆円増加して1200兆円を超え、1990年には183兆円増加して1400兆円を超え、1991年には102兆円増加して1500兆円を超えている。1994年に85兆円減少して1500兆円を割っているが、その後は増加して1997年には1500兆円を超えている。1998年の1591兆円が分析期間のピークとなっているが、直後の1999年に90兆円余りの減少と2000年の73兆円の増加と変動して、2001年には1582兆円となっている。その後は減少傾向に転じて、2002年には前年より141兆円減少して1441兆円、2003年には90兆円減少して1350兆円となり、2008年には101兆円減少して1261兆円、2009年には87兆円減少して1173兆円となり、2011年には1087兆円と、1988年よりも下回っている。

営業収入合計金額に占める小企業の営業収入の割合は、1981年に40%を割り、1986年の36.9%まで低下傾向であったが、その後は上昇に転じて1989年には40%に達したものの、1998年には31.8%、2001年は30.5%となり、その後は上昇傾向となって2011年は



40%を超えている。日本の法人企業数の96%~97%を占める圧倒的多数の小企業の営業収入は、営業収入合計金額の3分の1を超える程度である。中企業の営業収入の割合は、1999年までは20%から24%で推移し、2000年には26.4%で415兆円、2001年には27.3%で432兆円と分析期間で最高額・最高率となったが、その後は低下して、2011年には1982年および1991年と同水準となっている。中企業の営業収入は、営業収入合計金額の5分の1を超える程度である。大企業の営業収入の割合は、1980年までの30%台後半から、1985年までは40%台前半となり、1990年は40%を下回っているものの40%近くで推移し、1991年に42%まで上昇して600兆円を超えているものの、1997年には46%で分析期間のピークとなり、金額では1998年が712兆円とピークとなっているが、その後は減少傾向で、2004年には40%を割り、2008年には500兆円を割っている。日本の法人企業数の0.5%に満たない大企業の営業収入は、営業収入合計金額の4割程度となっている。

日本の法人企業における利益計上法人の営業収入金額は、図2-7で明らかであるが、営業収入合計金額に占める割合は1992年までは8割を超えて、1988年には88%を超え、金額では1989年に1000兆円を超え、1990年に1200兆円を超えていたが、1993年には8割を大幅に下回り、1988年には7割を大幅に下回って、2002年から上昇に転じて、2006年に7割を超えて金額も2001年以来1000兆円に達したが、その後は割合・金額とも急激に下がって、2009年は57.9%と分析期間で最低となり、金額では2011年に700兆円を割って、1982年と同様の水準になっている。

利益計上法人の所得金額は、とくに1987年以降は著しく増加しているが、1990年をピークにその後は大幅な減少に転じている。営業収入に占める所得金額の割合（所得率）をみると、1987~1990年には1989年をピークに4%台で、それ以外の年は3%台であり、1994年以降は3%を割る寸前である。その所得のほぼ半分を占める大企業の所得率は、変動が大きいものの1987年からは急激に上昇して、1988年には5%を超えて1989年にはピークに達し、翌年からの著しい低下により1992年以降は3%台となっている。なお、所得全体の2割は中企業、約3割が小企業で占められている。

3 課税所得と会計的利益の乖離

すでに述べたように企業会計の利益計算が、企業の財政状態および経営成績を正確に認識し、配当可能な財源を明示することを主な目的としているのに対し、課税所得計算のそれは公平な税負担の調整としているため、両者の損益認識基準の間にズレが生じてしまうことは必至である。

課税所得計算の内容を吟味してみる。会計上の利益は、当期の収益の額からこれに対応する当期の費用および損失の額を控除して計算することとされているが、課税所得計算上における当期の益金の額および当期の損金の額は、税法上の規定に抵触しない限り、会計上の当期の収益の額ならびに当期の費用の額および損失の額をもって計算することを明らかにしている。これは会計的利益と課税所得が基本的に同じものであることを示している。

ただ、会社決算上の利益の算定が、株主に対する「配当可能利益の計算」を目的とするのに対し、課税所得の計算は、法人の「担税力の測定」を目的とするものであるから、両者には明らかに計算目的の違いがある。そのため、このような会計上の利益と課税所得との違いは、益金および損金の額の計算に関する「別段の定め」として税法上規定している。

たとえば、受取配当金などは、企業会計上は収益であるが、法人税では益金不算入になるように、二重課税防止といった課税技術上の理由により相違が生じる。さらに、詳しくはあとでみるような国家政策上の見地から行われる政策減税がある。租税特別措置法に規定され、損金算入による所得控除分はそれだけ企業利益と相違する。

税法は負担公平の原則・負担能力主義の原則という基本的立場から、一定の規制をしている。負担公平の原則の観点から、たとえば減価償却の計算において耐用年数を定め、償却方法も法定し、あとでみる寄附金や交際費についても限度額を決め損金算入を規制する。また、各種の引当金の損金算入限度額を定め、資産の評価損の規制などが設けられているのも負担公平の原則からである。

税法は租税負担の公平を確保するという観点から客観性や確実性を重視するために、債務の確定を基準に損金を認識・測定するのに対し、会計理論の発生主義・費用収益対応の原則と若干の差異が当然生じることになるが、それぞれの相違を認めた上で、その差額は法人税の別表でも調整すべきである。しかし、現状はむしろ、税法上認められるかどうかで、企業会計上も収益や費用の認識・計上を行っている場合が多い。

企業会計には税法規定が深く浸透している。たとえば、減価償却計算における税法の「法

定耐用年数」の使用や貸倒引当金繰入の「法定繰入率」の採用などはその典型である。税法規定がそうなっているので、これを採用してもとくに不合理でない限り、監査上問題にしないのが現状で、会社の経理とその決算は他に抵触しない限り税法規定を多分に盛り込んで行われている。高度成長期には、償却資産の耐用年数の短縮、初年度割増償却および引当金による減収効果によって、企業の税負担が軽減され、さらに高度成長が促進されるという好循環が働いた。

税法が確定決算主義を要求しているため、それに引きずられて会計的利益に歪みが生じる。たとえば、貸倒引当金・賞与引当金・退職給与引当金などの繰入や減価償却費・貸倒損失の計上など、法人税法上損金経理を条件に損金算入を認める条項が多数ある。

損金経理とは、確定決算において損金の処理をして決算に表示することである。たとえば、会計理論上は計上する必要がなくても、税務上の判断から税負担の軽減を目的に、過大な貸倒引当金の設定が行われ、損金経理が条件になっているために必ず費用計上される。その結果、会計的利益が過小表示され、貸借対照表上の貸倒引当金は過大表示となって、財政状態の適正な表示を妨げることになる。

税務上の特典として引当金を設定するのが実態で、引当金の計上基準は税法基準によると会計方針を明らかにしているところが大多数である。税務上の確定決算による処理と損金算入限度額があるため、財務会計上もっと多くの費用または損失を計上すべき場合でも計上を見送ったり、逆に、財務会計上は費用または損失計上する必要がなくても、税務上認められるからと節税効果のためにあえて計上するという弊害さえみられる。

企業会計と課税所得を別個独立して算定する制度に変えた場合は、これらの税務上の特典を会計上は計上せず、一定の限度額をそのまま申告書において減額表示するほうが、企業会計に経理上の無理な要求をする必要もなく、はるかに明瞭な開示となるのである。税務の側から利益処分を経理を強制し、その結果、次期以降の貸借対照表に海外投資等損失準備金や特別償却引当金が計上されることになり、財務諸表に影響を与えるという点でやはり問題は残る。

経済政策・財政政策の一環として、税制を利用することが現代国家の特徴といわれている。すなわち、景気の刺激政策として減税すること、特定の業界を保護・救済する手段として設備の減価償却を加速させたり、税額控除をみとめたりするのである。これらは課税所得を政策的に減少させるものであるが、会計理論的には費用と認められないため、当然、会計的利益と課税所得との間に差異が生じる。

このようなまったく政策的かつ税法上の特典としての損金計上は、企業会計の体系から除

外すべきである。具体的には、特別償却、海外投資等損失準備金、電子計算機買戻損失準備金などの繰り入れによる損金は、法人税の別表上で減額すれば良い。税制上の特例を認める条件としては、企業会計の処理にまで税制が干渉する必要はまったくないといえる。つまり、租税政策から生じる差異については、すべて法人税の別表で調整すべきである。

したがって、目的の違いからいくつかの重要な点で、会計的利益計算と課税所得計算に食い違いが生じ、確定決算主義を固守することによる弊害があると同時に、確定決算主義を廃しても何らの弊害も生じない。

ところで、1964年には山陽特殊鋼事件が起こったが、1966年度の税制改正で、粉飾決算による過大申告を行った場合には、課税上も不利に扱う立法措置がそられた。仮装経理の問題はすべて確定した決算に基礎をおいているから、その対象範囲は決算条項に限られ、しかも、事実にもとづいて経理をしていないために、外部取引だけが対象となる。たとえば、架空売上、仕入・経費の計上洩れなどが典型的な仮装経理となる。これに対し、税法上の償却不足額が生じた場合、あるいは引当金・準備金の繰入不足額が生じた場合などは、仮装経理に該当しない。粉飾決算に対する税法上の措置は、本来の課税の論理からいえば変則的である。すなわち、その決算が不当なものであるかどうかを問わず、それが課税所得の計算原理からみて、所得でないものは除外すべきである。

現行の税法が確定決算主義を採用しているため、企業の税務対策が優先し、決算が経営の実態を反映しなくなっている。確定決算主義を採用すると、本来、商法決算が優先し、次いで税法の規定を考慮するという順序になるはずのものが、現実には商法決算に際し、一般的には税負担の軽重を重視するため税法基準が優先する結果、税法規定が商法規定に優先するという逆基準性の原則となっている。確定決算主義の強制は、税法が不必要に合計を規制する結果を招き、税務上の問題が絡んでしまうために新しい会計基準の設定を困難にしている。確定決算主義の下での会計基準の変更や新設は、常に税負担に影響を与えるために、その実施が困難にならざるを得ないのである。これを是正するためには、企業会計と税務計算を切り離す欧米型を参考に見直しを行わざるを得ない。

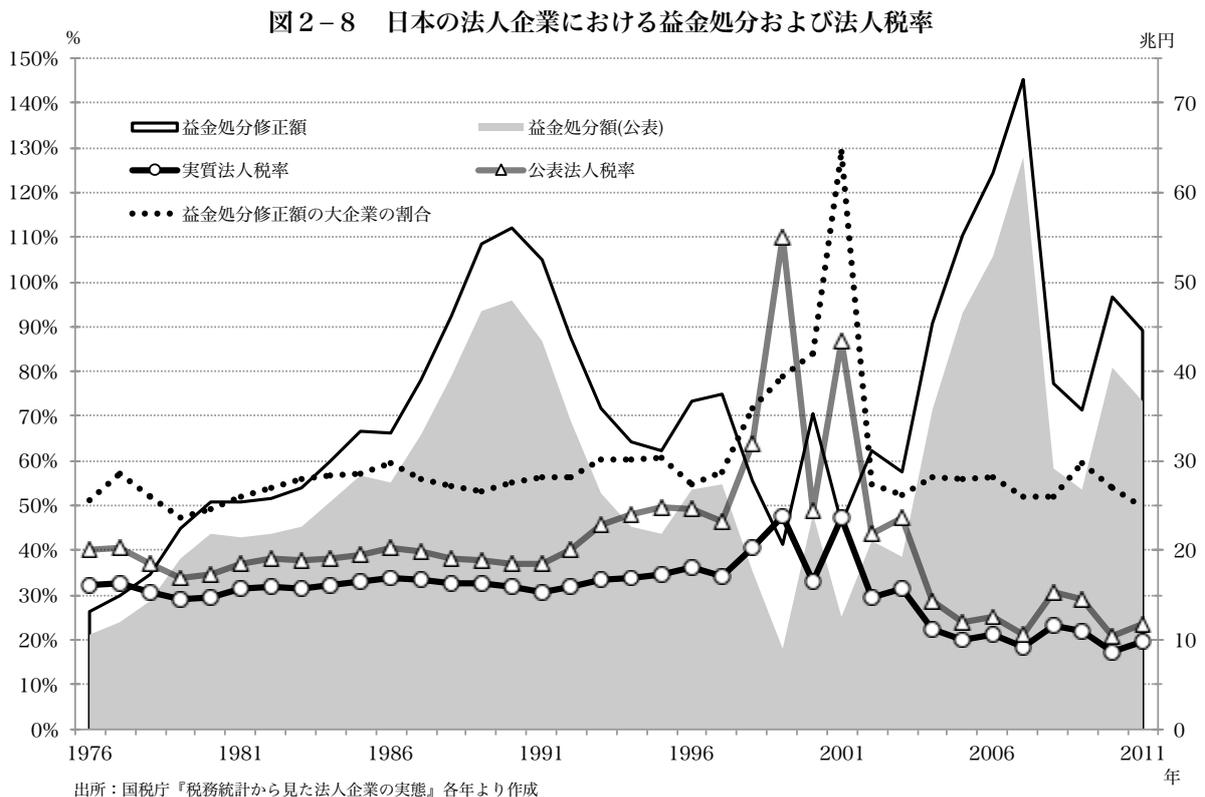
4 法人税と内部留保

(1) 益金処分の内訳

益金処分に充てられた総額は、図2-8および表2-9にあるように、社内留保に社外流出を加えたものとしている。社外流出のうち、役員賞与は計上した役員賞与および税法上それと認められるもの、法人税額は算出税額に土地譲渡利益に対する税額および課税留保に対する税額などを加算して、所得税額および外国税額などを控除した後のいわゆる納付すべき法人税額をいい、その他の社外流出は、益金処分対象金額から役員賞与、支払配当、法人税額および社内留保を除いた地方税(当期分の都道府県民税額および市町村民税額)などである。益金処分修正額の大企業の割合は、益金処分修正額に占める資本金10億円以上の大企業の益金処分数額の割合である。公表法人税率は益金処分合計に占める法人税額の割合、実質法人税率は益金処分修正額に占める法人税額の割合とした。

(2) 内部留保と法人税率

内部留保と法人税率の関係は、どのようになっているのであろうか。内部留保の形成によって、公表「法人税率」は実質法人税率よりも高く表れていることが明らかとなる。すなわ



ち、減価償却費は損金算入限度額ギリギリまで過大計上されており、引当金も現実的ではない額が計上されている。

そこで、減価償却費の2割が過大で内部留保されている分として社内留保に加算した。また、貸倒引当金および退職給与引当金の期末残高のうち当期発生額を1割と想定し、さらに

表2-9 日本の法人企業における益金処分の推移

(単位：兆円、%)

年	役員賞与	支払配当	法人税額	その他の 社外流出	社内留保 ±	益金処分 額(公表)	減価償却費 内部留保	貸倒引当金 内部留保	退職給与引当 金内部留保	益金処分 修正額	大企業の 割合	公 表 法人税率	実 質 法人税率
1976	0.5	1.8	4.3	2.7	1.2	10.6	1.9	0.3	0.4	13.2	51.2%	40.3%	32.4%
1977	0.5	2.0	4.9	3.0	1.7	12.0	2.1	0.3	0.5	14.9	57.2%	40.5%	32.8%
1978	0.6	2.0	5.3	3.2	3.3	14.4	2.1	0.3	0.6	17.3	51.9%	37.1%	30.8%
1979	0.6	2.3	6.5	3.8	5.9	19.1	2.4	0.3	0.6	22.5	47.3%	34.0%	28.9%
1980	0.7	2.4	7.6	4.8	6.5	21.9	2.6	0.3	0.6	25.5	49.2%	34.5%	29.7%
1981	0.6	2.4	8.0	5.1	5.4	21.5	2.9	0.3	0.7	25.4	51.9%	37.2%	31.5%
1982	0.6	2.6	8.3	5.4	4.9	21.8	3.1	0.3	0.7	25.9	54.1%	38.0%	32.0%
1983	0.6	2.7	8.5	5.8	5.0	22.6	3.4	0.3	0.7	26.9	55.9%	37.8%	31.6%
1984	0.6	2.9	9.7	6.3	5.9	25.4	3.6	0.3	0.7	30.0	56.6%	38.3%	32.4%
1985	0.6	3.0	11.1	7.1	6.4	28.3	4.0	0.3	0.8	33.4	57.3%	39.1%	33.1%
1986	0.6	3.3	11.2	6.8	5.7	27.5	4.4	0.3	0.9	33.1	59.6%	40.6%	33.8%
1987	0.7	3.3	13.1	7.8	8.1	33.0	4.8	0.3	0.9	39.0	55.8%	39.8%	33.6%
1988	0.8	3.7	15.1	8.2	11.6	39.5	5.4	0.3	1.0	46.2	54.5%	38.4%	32.8%
1989	0.9	4.1	17.6	9.2	14.9	46.7	6.0	0.4	1.0	54.2	53.2%	37.7%	32.5%
1990	1.0	4.6	17.7	10.6	14.0	47.9	6.6	0.4	1.1	56.0	55.0%	37.0%	31.7%
1991	1.0	4.7	16.1	11.6	10.0	43.4	7.4	0.4	1.1	52.4	56.5%	37.2%	30.8%
1992	1.0	4.6	13.9	11.4	3.5	34.5	7.7	0.4	1.2	43.8	56.5%	40.3%	31.7%
1993	0.9	4.4	12.0	10.6	-1.6	26.4	7.8	0.4	1.2	35.8	60.5%	45.6%	33.5%
1994	0.9	4.3	10.9	9.0	-2.4	22.6	7.8	0.4	1.3	32.1	60.4%	48.0%	33.9%
1995	0.8	4.7	10.8	8.3	-2.7	21.8	7.7	0.4	1.2	31.2	60.8%	49.8%	34.8%
1996	0.8	4.6	13.2	8.7	-0.4	26.9	8.0	0.5	1.3	36.6	54.6%	49.3%	36.1%
1997	0.8	4.7	12.8	9.2	-0.1	27.4	8.3	0.5	1.3	37.5	57.5%	46.6%	34.1%
1998	0.7	4.6	11.2	8.1	-7.1	17.6	8.3	0.5	1.3	27.7	71.7%	63.7%	40.5%
1999	0.6	4.5	9.9	7.7	-13.7	9.0	8.4	2.2	1.1	20.7	78.9%	110.0%	47.7%
2000	0.8	6.8	11.7	11.1	-6.3	23.9	8.6	1.7	1.0	35.2	84.2%	48.9%	33.2%
2001	0.8	5.5	10.9	10.6	-15.2	12.5	8.1	1.6	0.9	23.1	129.2%	86.8%	47.2%
2002	0.6	5.2	9.2	7.8	-1.6	21.1	8.0	1.4	0.7	31.1	54.8%	43.6%	29.5%
2003	0.6	5.8	9.1	7.2	-3.4	19.3	7.8	1.1	0.5	28.8	52.2%	47.1%	31.6%
2004	0.7	7.6	10.2	7.5	9.8	35.8	8.1	1.2	0.4	45.4	56.5%	28.5%	22.5%
2005	0.7	10.2	11.1	8.9	15.7	46.6	7.5	1.0	0.0	55.1	55.8%	23.9%	20.2%
2006	0.6	11.8	13.3	10.6	16.6	52.8	8.3	1.0		62.1	56.3%	25.1%	21.4%
2007		15.4	13.5	13.1	21.9	63.9	8.1	0.6		72.7	52.0%	21.1%	18.6%
2008		16.2	8.9	10.0	-6.0	29.2	8.9	0.6		38.7	52.0%	30.6%	23.1%
2009		10.9	7.8	7.6	0.4	26.7	8.4	0.6		35.7	59.5%	29.2%	21.8%
2010		12.5	8.4	6.8	12.6	40.3	7.6	0.5		48.4	53.9%	20.9%	17.4%
2011		13.1	8.7	6.2	8.7	36.7	7.4	0.4		44.6	49.5%	23.6%	19.4%

出所：国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』各年より作成

注： 益金処分修正額は、減価償却費総額損金算入額の20%および貸倒引当金・退職給与引当金の9%をそれぞれ実質的な内部留保として、益金処分額(公表)に加えたものである。大企業の割合は、益金処分修正額に占める資本金10億円以上の大企業の益金処分修正額の割合である。公表法人税率は益金処分額(公表)に占める法人税額の割合、実質法人税率は益金処分修正額に占める法人税額の割合とした。

その9割が目的利用されていないものとするなら、これら期末残高の9%が内部留保されている分として社内留保に加算した。

これを社内留保修正後の益金処分総額として、大企業の益金処分の累年比較をしてみたところ、図2-8および表2-9のようになる。総額では修正前より修正後の方が大きくなることは明白であるが、1986年からその格差が顕著で、さらに1990年以降は拡大している。バブル崩壊後は、修正総額では急減しているものの、加算した3つの社内留保の上昇が著しい。

さらに、大企業の益金処分総額に占める法人税額の割合を、修正前後で比較してみたところ、図2-8および表2-9のようになる。とくにバブル崩壊後、急激にその格差が広がってきている。修正が妥当ならば、加算した3つの社内留保を中心に、税負担の実質的な軽減を図っていることになる。

5 交際費、寄附金など

(1) 交際費と損金不算入

法人税法上の「交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為（「接待等」）のために支出する費用⁽³⁾」であるとしている。

交際費は、1954年に租税特別措置法によって設けられたが、企業の社用族による冗費・濫費の支出を抑制する一方、最近の景気後退の中でリストラや合理化を進めて経費を圧縮するために、ようやく削減対象となってきた。

すなわち、交際費は一定限度額（損金算入限度額）まで調整なく税務上の損金＝会計上の費用として処理されるが、限度額を超過した部分に対しては損金とはせずに所得金額に加算（損金不算入）されて課税される。1982年度の税法改正で、資本金5000万円を超える法人は、交際費の支出は全額損金不算入する、つまり交際費の支出全額が課税されることになった。

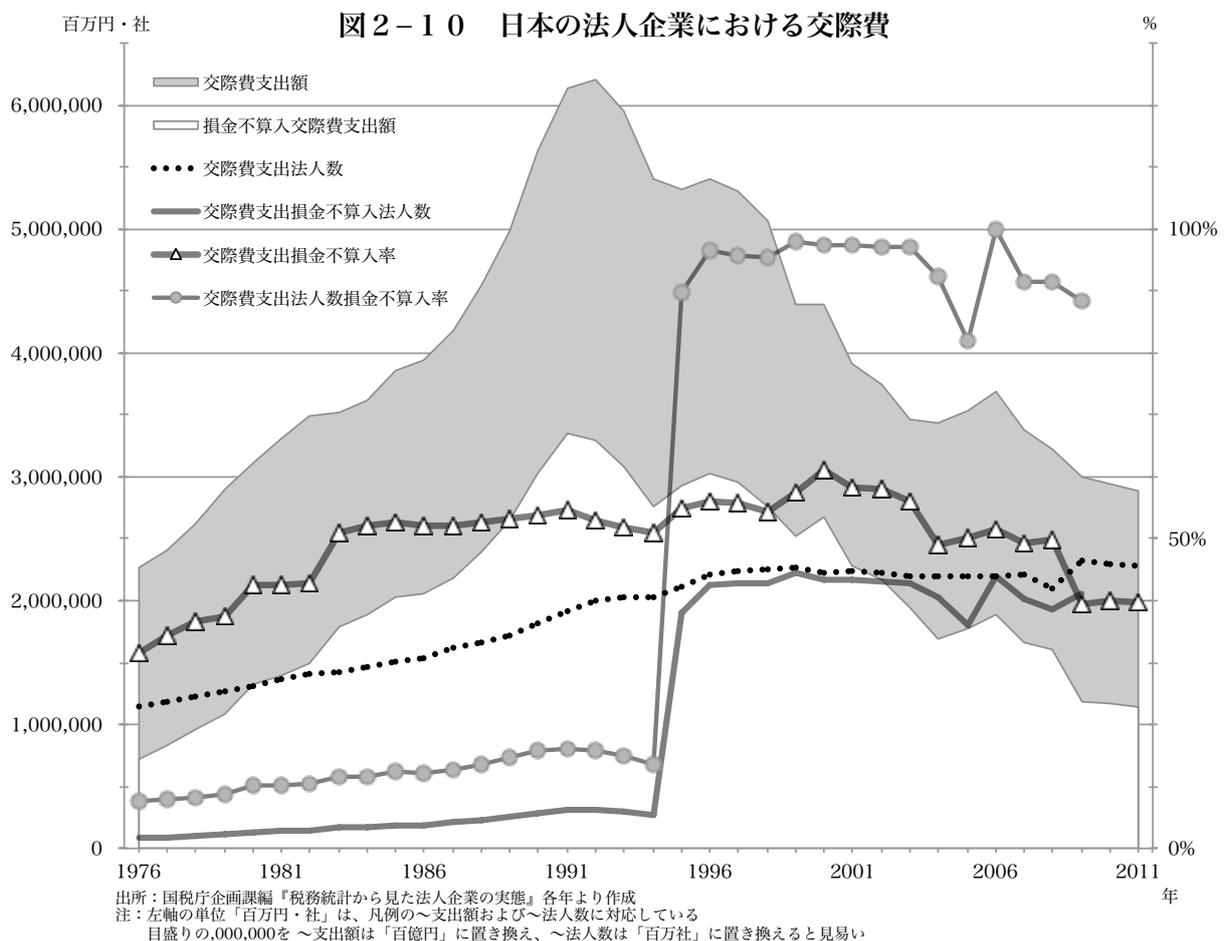
(2) 交際費の支出総額と損金不算入率

交際費支出額は、1980年には3兆円を超え、1987年には4兆円を超え、さらに1990年に5兆円を上回って急増して、1991年は6兆円を超え、1992年には6.2兆円とピークとなっている。その後は急減して、1993年は6兆円を割って、1999年からは5兆円を大幅に下回り、2001年に4兆円を割り、2009年以降は3兆円を下回っている。営業収入に占める

交際費支出額は、業種別では建設業が一貫して高く、資本階級別では資本金 1000 万円未満が一貫して高いのである。

図 2-10 でもわかるように、交際費の支出総額は、バブル期に加速的に増加して、損金不算入率は 1983 年以降過半数に達している。しかも、バブル崩壊後の 1992 年が 6.21 兆円とピークで、その後は減少しているとはいえ 5 兆円を超えている。97 年度（97 年 2 月～98 年 1 月）の交際費は、5 兆 4094 億円であった。交際費の一日当たり支出額は 148 億円、一時間当たりでは 6 億円である。しかし、後者は真夜中でも支出されていることを前提として、平均額としてはあまり意味がなく、むしろ 10 億円程度とみるべきであろう。業種別のトップは 7 年連続の建設業で 1 兆 1682 億円、次いで卸売業の 8296 億円、サービス業の 6344 億円と続く（『朝日新聞』1998 年 1 月 27 日）。

大企業では、全額損金不算入になった 1982 年（経過措置があるため損金不算入率 100%となるのは統計上 1984 年）以降の支出割合は、以前よりむしろ上昇して 20% 台後半で推移し、1994 年には 30% に達している。中企業は 10% 台後半で推移し、小企業は過半を超えている。なお、図 2-10 の 1994 年は交際費支出額の損金不算入率が異常に上昇している。



1994年度の税制改正で、資本金5000万円以下の法人の交際費は全額損金算入から定額控除10%相当額の損金不算入となった。その後、幾度の税制改正を経て、2013年には交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額が600万円から800万円に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の10%の損金不算入措置が撤廃された。

小企業の支出割合が大きいのは、大・中企業の下請けにならざるをえず、交際費などによって関係を保つしかないためであろう。しかも、小企業は交際費の損金不算入割合が小さいために、上位企業が自ら交際費を支出せずに下位企業を利用している場合も考えられ、企業規模の下から上へ、交際費を介して利益が供与されているとみなされる。

交際費支出額に占める損金不算入割合は、1980年以降は4割を超え、1983年以降は5割を上回り、2000年には6割に達している。その後の交際費支出損金不算入率は下降して、2004年から2008年までは50%前後で推移し、2009年以降は4割を下回っている。この割合はあくまでも合計であり平均となっているが、資本金階級別でみた交際費支出の損金不算入割合は、とくに1987年から2002年までは資本金5000万円以上の法人が100%となっている。大規模な企業ほど、全額が課税対象になっても、用途を明らかにしない交際費を支出していることがわかる。

交際費支出の損金算入限度額は、1994年までは交際費支出額が限度内にあったが、1995年以降は限度額を上回っている。1994年の交際費支出の損金算入限度額が7兆5000億円余に対して、1995年は2兆6000億円となり、限度額が引き下げられていることも影響している。以上の数値は、あくまでも合計であり平均であるため、業種別や資本金階級別など様々な条件で検討する必要がある。⁽⁴⁾

(3) 交際費と隣接費用の区別

交際費と隣接する他の類似費用との区別をめぐっては、多くの難しい問題がある。交際費は、従業員に対する給与ないし福利厚生費等か否か、相手企業に対する売上割戻ないし販売促進費等か否かなどである。反対に、売上割戻は、一定期間に多額・多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額いわゆるリベートで、売上値引に準じて売上高から控除されるが、私的欲求の支出ならば交際費とみなされる。また、広告宣伝費は、不特定多数に対する宣伝効果をねらった支出であるが、税法上は広告宣伝用資産の贈与費用としての繰延資産を除いて全額損金算入される。しかし、特定の者に対する私的欲求の支出ならば交際費とみな

される場合もある。

(4) 寄附金など

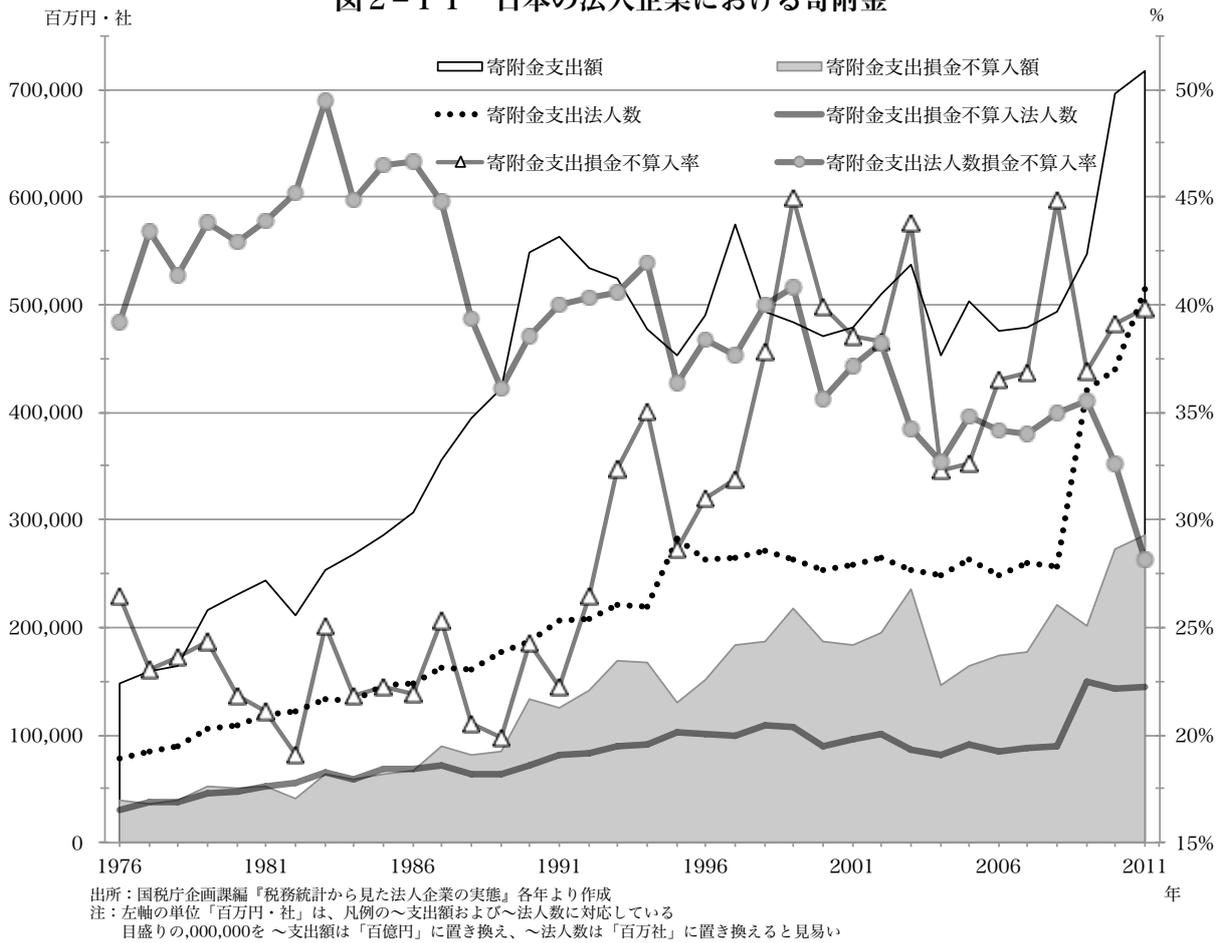
税法上の「寄附金とは、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与⁽⁵⁾」をした場合の価額であるが、交際費などとの区別が難しい。寄附金（政治献金）は、原則として事業に直接関係のない者（団体）に対して、その主旨に賛同して育成・後援を目的として金銭その他の資産を贈与した額をいう。交際費と違って反対給付すなわち見返りを求めない無償的行為であり、租税公課などとも違って強制されない自由意思による行為で、営業外費用として処理される。企業会計上は、企業の負担において適正に行なわれるならば、資産を減少させるのであり、利益処分として行なわれたものではないかぎり費用であるが、税法上では損金不算入の制度がある。

寄附金の支出額は、1990年には急増して5000億円を超え、とくに大幅に増加した年は選挙と連動しているように見える。その後の寄附金の支出額は4500億円から5500億円の間に変動しているものの、高止まりの傾向にあり、損金不算入率はむしろ増大傾向にある。1997年度の寄附金は4900億円で、前年度に比べて8.2%増えた。前掲『朝日新聞』によると、「衆院選で政治献金などの『その他の寄附金』が増えたためとみられる。」1996年10月20日投票の第41回衆議院議員総選挙で第一次橋本内閣が成立している。2010年には7000億円近い寄附金の支出となり、翌2011年には7168億円と分析期間で最高となった。麻生内閣が2009年7月21日に解散後、2009年8月30日投票の第45回衆議院議員総選挙で民主党が圧勝して鳩山由紀夫内閣が成立した。

図2-1 1日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の寄附金支出額に占める損金不算入額の割合(寄附金支出損金不算入割合)は、分析期間で最低の19.1%となった1982年までは減少したが、その後は上昇下降を繰り返して再び2割を下回った1989年以降は上昇傾向にあり、1992年には3割を超えて1994年の35.1%まで急上昇して、1999年および2008年には分析期間で最高の44.9%となっている。2003年にも4割を超えているが、1996年以降は3割を超える寄附金支出額が損金不算入となっている。

寄附金を支出する法人数も増加傾向にあり、1979年には10万社を超え、1991年には20万社を超え、1995年の28万社余りからその後は26万社前後で推移し、2009年には急増して42万社となってさらに増加し続け、2011年には51万社を超えている。寄附金支出法人数に占める損金不算入法人数の割合(寄附金支出損金不算入法人割合)は、1983年の

図2-11 日本の法人企業における寄附金



49.5%を分析期間のピークに減少傾向にあって、2000年以降は4割を下回っているものの、その数は1995年に10万社を超え、2009年以降は14万社を超えている。参考までに、1法人当りの寄附金支出額が2004年以降は200万円を下回って減少しているが、1法人当りの寄附金支出損金不算入額は1法人当りの寄附金支出額を上回っている。

バブル崩壊とともに社会問題化した証券会社の大口投資家に対する損失補填では、帳簿上は用途を明らかにしない自己否認の形で計上されていたが、実質的な利益供与で課税対象の交際費や寄附金などにあたるとして、国税当局は追徴課税している。また、ゼネコンによる贈収賄事件や金融機関による大蔵省官僚の接待でも用途不明金が問題となっているが、いずれも私的欲求の支出として課税対象となるべきである。いずれも交際費などの支出を通して、階級間、企業間、企業内労働者間での利益享受の格差が顕著になってきているといえる。

(1) 会社法 第四百三十五条

株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

(2) 法人税法 第二十二條（各事業年度の所得の金額の計算）

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）及び剰余財産の分配又は引渡しをいう。

- (3) 国税庁ホームページ>税について調べる>タックスアンサー>法人税>交際費>No.5265 交際費等の範囲と定額控除限度額 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5265.htm>

- (4) 国税庁企画課編『税務統計から見た法人企業の実態』各年

- (5) 国税庁ホームページ>税について調べる>タックスアンサー>法人税>交際費>No.5262 交際費等と寄附金との区分 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5262.htm>

第3章 生産性会計

—現代企業会計の課題(1)—

1 生産性概念の混迷

—生産性会計の高揚と後退—

(1) 戦後の生産性

第二次大戦後、西欧諸国の経済再建のための巨額な経済援助「ヨーロッパ復興援助計画」(マーシャルプラン、1948～52年)が少額な援助で効率的な生産性運動に切り換えられて、西欧諸国に生産性センターが設置された。生産性運動は、「国民の生活水準の向上」を目的に「戦後復興の救世主」として導入され、「生産性向上によってコストを引き下げて企業家の利潤を増大させ、投資家への配当を増加させ、一方労働者の手取を増大させ、生産品の価格を引き下げて一般消費者を満足させ、究極において国民の生活水準の向上、国民所得の増大を目指した運動」と位置づけられている⁽¹⁾。

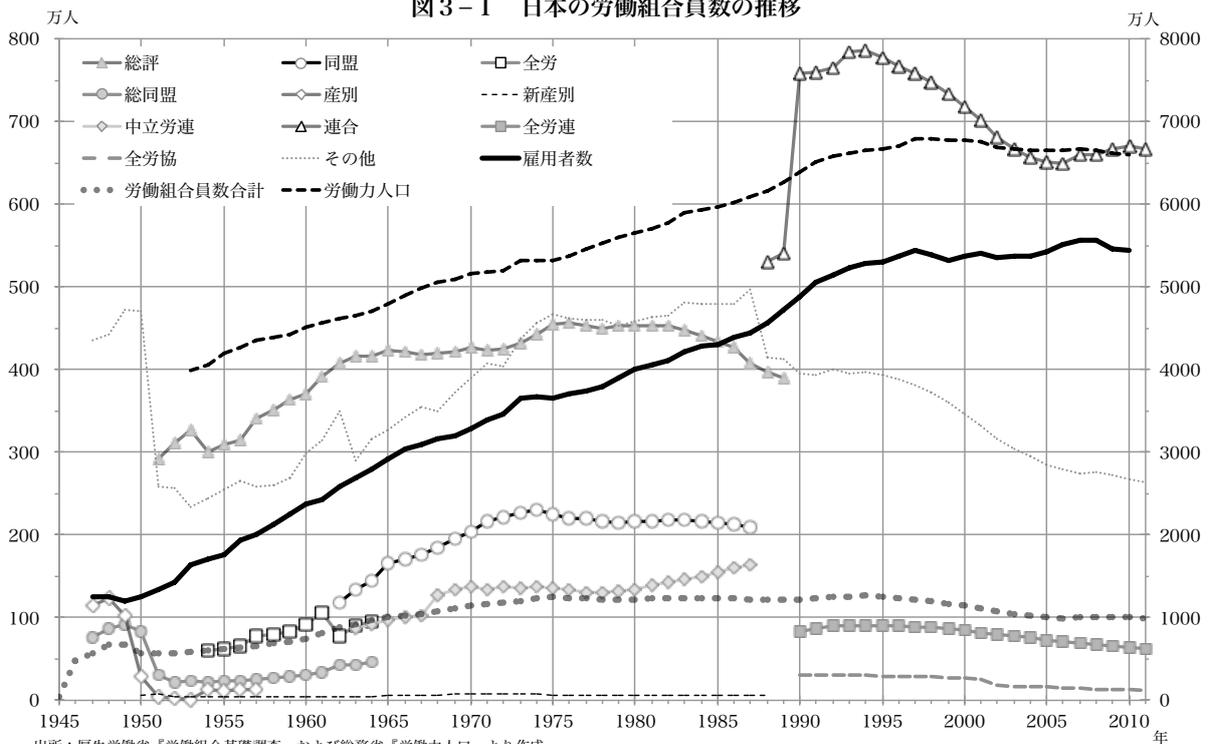
1955年3月の「生産性向上対策に関する閣議決定⁽²⁾」に基づいて設立された日本生産性本部は、生産性を「精神の状態、確信、信念」等ととらえ、この定義は今もなお掲げられている⁽³⁾。

「生産性問題は人類の誕生とともに始まり、歴史の変化とともにその性格、内容を変化させながらも、現在なお今日的な課題として生き生きと脈打っています。それほど生産性は古く、かつ常に新しい現代的な課題」とする日本生産性本部は、生産性運動の基本的な考え方として、「生産性運動3原則」(①雇用の維持拡大、②労使の協力と協議、③成果の公正な分配)を設定し、この3原則の労使協調路線に沿って、企業別労働組合運動が1950年代に展開されている、と記している⁽⁴⁾。

(2) 戦後の労働組合運動

労働組合が急速に結成された戦後から今日に至る日本の労働組合員数は、図3-1の通りである。1946年前半は生産の主導権を労働組合が握る生産管理闘争が続発して、資本家が「経営権の危機」を叫んだという。戦前の全国中央組織(ナショナルセンター)は、1946年8月に全日本産業別労働組合会議(産別)と日本労働組合総同盟

図3-1 日本の労働組合員数の推移



(総同盟)に分立し、産別は民間企業と公共部門の両方の労働者を組織化して 1946 年秋に一連のストライキを指揮し、1947 年 2 月 1 日の全国ゼネラル・ストライキ (二・一スト)はGHQにより中止させられ、1948 年から 1950 年に統一戦線運動を展開したものの弾圧されて、1949 年夏には産別の指導力は失墜している。この間、1949 年のドッジ・ラインによる大合理化が強行され、国家公務員の「行政整理」と民間産業の「企業整備」で百万人が失業し、1949 年秋から 1950 年夏までに多くの労働者がレッドパージで追放された。1950 年 7 月に日本労働組合総評議会 (総評) が設立され、ストライキを含む大規模な統一行動を組織している。1952 年 5 月 1 日のメーデー事件などの騒擾事件が続発し、首切り合理化に対する組合運動が拡大し、1960 年は安保闘争と三池争議に代表される戦後最大規模の反対運動となった。

総評は 1955 年から企業に対する企業別組合の交渉力を強化するために春期労働闘争 (春闘) を開始し、その後の労働運動に春闘が定着することになる。総評から脱退して 1954 年 4 月に結成された全日本労働組合会議 (全労) は、1962 年に総同盟と合流して全日本労働総同盟組合会議を経て、1964 年 11 月に全日本労働総同盟 (同盟) になった。高度成長期の 1960 年代から 1970 年代にかけては、春闘に参加する代わりに、生産性向上のために経営者側と協力して働くことによって、企業と労働者の両者が共に発展できるとして、同盟は労使協調と労働者の「経営への参加」を奨励し、

日本の企業別組合をリードしていくようになる。先に述べた生産性運動 3 原則の労使協調路線に沿った企業別労働組合運動の展開である。

1973 年の石油危機の後、大企業の企業別組合の労働者は、長期雇用保障(終身雇用制)や高賃金、福利厚生などの条件と引き換えに、生産過程をより効率的にするために経営者側と密接に駆け引きを行ったといわれている。同盟や中立労連等のナショナル・センターは解散して、1987 年 11 月に全日本民間労働組合連合会(連合)に結集し、総評は 1989 年に解体している⁽⁵⁾。

(3) 『経済白書』の生産性

高度経済成長期に入る 1954 年度の『経済白書』には「石炭、鉄鋼等基礎産業の合理化と単なる生産量増大の反映でない真の意味の生産性の上昇が国際競争強化の不可欠な前提条件である⁽⁶⁾」と、翌 1955 年度の『経済白書』には「今後真に持続的、安定的なコスト低下を可能にさせるためには、生産性向上に対する企業努力がさらにおし進められることが必要であろう⁽⁷⁾」と述べられている。

高度経済成長期が本格化した頃の『経済白書』では、「生産性の向上を背景とした企業収益の好調⁽⁸⁾」、「国際競争力の涵養のためにも、企業収益の向上のためにも、企業は生産性向上の努力を続けねばならない。⁹⁾」というように、生産性の向上によって収益性は確保される(された)という表現が用いられ、今日のに至るまで一貫して「生産性の向上」が掲げられている。

1993 年の環境基本法、2000 年の循環型社会形成推進基本法などの制定以降、環境への負荷の少ない循環型社会が推進されて、持続可能な生産性の向上というような表現が目立つようになり、『経済財政白書』では「生産性の拡大を伴わない付加価値の増加は持続可能とはいえない⁽¹⁰⁾」としている。

3. 1 1(東日本大震災 2011 年 3 月 11 日)以後は、自然災害と生産性、震災復興と生産性が論じられるようになって、『経済財政白書』でも「内外の災害と生産性、経済成長に関する先行研究によると、災害とその後の経済成長の関係は必ずしも一意的ではないが、ストック再建の新技术の取り込みや人的資本への投資拡大などを通じた生産性の向上が中長期的な成長の鍵となる。こうした点を敷衍すると、我が国の今後の復興に際しては、『無形資産』が重要であるといえよう。」としている。なお、ここで言われる無形資産は、「イノベーションとの関係が深い、人的資本など」のよう

である⁽¹¹⁾。

また、生産性は貿易自由化の切り札としてもとりあげられている。『経済財政白書』では、「2000年代のグローバル化の特徴として、制度的な面では、F T A(自由貿易協定)が急増したことが挙げられ⁽¹²⁾」、「中長期的な成長という観点でより本質的なF T A参加のメリットは、貿易の障壁が低くなることで〔中略〕、輸入の選択肢の拡大や競争を通じた資源の再配置などが生じ、生産性の向上、ひいては消費者メリットの拡大をもたらすことである。⁽¹³⁾」と、生産性向上を掲げて自由貿易協定への参加を促している。

さらに『経済財政白書』では、「人口は基調的な経済成長率に寄与する一要因にすぎない。人口以外の要因は、まさに『一人当たりの生産性』に集約される⁽¹⁴⁾」として、『経済白書』から一貫して労働生産性を重視している。

(4) 持続可能な生産性

21世紀を迎えて日本生産性本部は、「新しい日本を創り上げる運動」として、2001年1月10日に「新生産性運動」を宣言している⁽¹⁵⁾。

日本生産性本部ホームページのトップには、「『生産性』という名のソリューションを、すべての産業分野へ、すべてのビジネスシーンへ」とあり、「生産性」で何でも解決していけるかのような標語となっている⁽¹⁶⁾。

また、日本生産性本部が設立した様々な会議体の一つ「日本の生産性改革研究会」は、「生産性の低さは、日本経済が抱えるもっとも重要な問題の1つであり、生産性を上昇させるための供給側の改革なくして、国内需要を本格的に増加させることはできません。また、生産性を上昇させることは、国際的な競争力(グローバル)の面のみならず、地域経済の活性化(ローカル)のためにも不可欠です。以上の認識のもと、急速に進む少子高齢化の喫緊の課題であり、またこれからの成長分野として期待される医療・介護・保育などいわゆる『官製市場』の生産性向上、および農業分野の生産性向上に取り組みます。⁽¹⁷⁾」と唱っている。

日本経済団体連合(以下「経団連」)は、3. 11後に、「付加価値生産性の向上が東北地方の産業の課題のひとつとなっている⁽¹⁸⁾」として、2012年4月に、提言「『イノベーション立国・日本』構築を目指して」を公表し、生産性のさらなる向上や新規需要の発掘など、新たな成長の源泉を生み出すイノベーションの促進が求められてい

るとして⁽¹⁹⁾、日本の産業競争力の具体策としての中小企業と農業における生産性向上を提言している⁽²⁰⁾。

さらに、経団連によれば、「イノベーションは経済成長の最大の原動力で〔中略〕イノベーションなき社会に発展はありえない⁽²¹⁾」、「わが国の経済成長は、いつの時代もイノベーションと生産性の向上により支えられてきたし、将来的に持続的な成長を実現できるかどうか、まさにここにかかっている⁽²²⁾」としている。日本の「人口減少により、労働力人口が次第に減ることは避けられないとしても、人材の質を高めることで、労働生産性を高め、質の高い経済成長を実現していくことは可能であ⁽²³⁾」り、これから「持続的な経済成長を実現するうえで、投資を促進し、一人あたりの生産性を高めていくことが重要である⁽²⁴⁾」と指摘している。つまり、「持続的な経済成長を維持していくためには、労働者の円滑な移動を通じた、経済全体での生産性上昇が不可欠である⁽²⁵⁾」としている。

この点は『経済財政白書』でも同様で、「人口減少局面においても豊かさを維持できるような持続的成長を実現するためには、生産性の向上が不可欠である。このためには、イノベーションが重要である。⁽²⁶⁾」としている。

どうやら、中小企業と農業の生産性を向上させて、国際競争力と地域活性化を図り、労働者の流動性を高め、イノベーションとともに、持続可能な経済成長をめざそうとしているようだ。

(5) 生産性の定義

日本生産性本部によれば、「『生産性(Productivity)』とは、投入量と産出量の比率をいいます。投入量に対して産出量の割合が大きいほど生産性が高いことになります。〔中略〕生産性は効率や能率と同じ概念で、効率性を示す指標です。しかし、能率や効率に比べて、生産性は具体的な数値尺度を持っているという特徴があります。生産性の数値尺度は、それ単独で用いるよりも、他者の生産性と比較することによってさらに有用な指標⁽²⁷⁾」になるとして、労働生産性(Labour Productivity)、資本生産性(Capital Productivity)、全要素生産性(TFP：Total Factor Productivity、多要素生産性、マルチファクター生産性 MFP：Multi-Factor Productivityと同じ)、国民経済生産性(GDP per person employed)の4つの生産性を紹介している。

経団連による世界経済「シミュレーションは、2050年までという長期間について

世界 50 カ国の経済予測を行うため、為替レートの変動を考慮しつつ、供給サイド(①労働=人口、②資本=投資、③生産性)から潜在成長率を推計したもので⁽²⁸⁾」であるが、「労働参加率向上と並んで資源のない日本の長期的繁栄の根本的なカギは人材力である。一人ひとりの能力や努力・やる気を高め、生産性を高めていくこと、特に、若者が『がんばる』ことのできる環境整備が重要である。こうした草の根的な生産性向上への取り組みが人口減少下における将来世代の税・社会保障の高負担への耐性にもつながる⁽²⁹⁾」としている。このシミュレーションでは、「資本、労働、技術水準(生産性)でGDPが決まると想定(ソローモデル)⁽³⁰⁾」して、生産性を「技術革新や効率化による生産性⁽³¹⁾」として、生産性を技術水準、生産性上昇率を技術進歩率ととらえている⁽³²⁾。

さらに、経団連は、「将来にわたって、持続的な経済成長を実現し、また、安心・安全で活力ある経済社会システムを維持していくためには、生産性の一層の向上をはじめ、女性、若年者、高齢者を含む国民各層の労働力率のさらなる引上げ等の対策がまずもって求められ⁽³³⁾」、「一国の中長期的なマクロ経済の水準は、主として、その経済が有する労働力、資本ストック、技術革新等の全要素生産性によって左右される⁽³⁴⁾」として、「経済成長が国民一人ひとりの豊かさの実感に繋がるよう、企業は生産性の向上を前提にワークライフ・バランスの推進などを通じて、最大限の努力をしていくことも忘れてはならない⁽³⁵⁾」と述べている。

厚生労働省によれば、「労働生産性とは、労働投入量一単位あたりの生産量を表すものである。労働生産性の上昇は、労働者一人ひとりの賃金や労働条件向上の原資を生み出すものであり、適切な分配がなされれば、所得・消費の増加を通じて国内需要を高め、生産、分配、需要が相互にかみ合った、持続的な経済成長を達成することが可能とな⁽³⁶⁾」り、「我が国社会が持続的に発展していくために、労働生産性の上昇の成果を適切に分配し、雇用の増加を伴った着実な経済成長を実現していくことが重要であるが、その際、成長制約の克服という観点からは、今後は、付加価値創造能力の向上と資源の効率的利用に支えられた、資源生産性の向上を重視していく必要がある⁽³⁷⁾」としている。

また、「経済成長の成果が賃金の上昇として分配されることは重要であるが、労働者の技能形成や技術進歩の取組によって労働生産性を引き上げ、輸入物価の上昇傾向の中での国際競争力の確保、向上を図っていくことも強く求められる⁽³⁸⁾」と『労働経済白書』で述べられている。

経済協力開発機構によれば、「『生産性』は、統計的観点から、OECD が特別の関心を向けているテーマ」として、『OECD ファクトブック(2008 年版)』で「生産性」を特集して、翌年度からは「生産性」の項を新設している⁽³⁹⁾。

ここでは、「生産性とは、一般的に産出量と投入量の比率として定義される。言い換えると如何に効率よく労働や資本の生産要素を使って、与えられた水準の生産物を生み出せるかを測定する。生産性は、経済成長及び競争力の主要な源泉であり、「生産性については、様々な測定方法が存在するが、何を選択するかは、生産性測定の目的及びデータ入手可能性による。最も広く使われている生産性の測定方法の 1 つは、労働一時間当たりの国内総生産(GDP)である。この測定方法は、ただ単に労働者一人当たりの産出量だけでなく労働投入をも捉えている」としている⁽⁴⁰⁾。

以上、日本生産性本部、経団連、各省庁等は、日本の「生産性の低さ」を指摘し続け、「生産性の向上」とイノベーションによって経済は成長し社会は発展するのだから頑張ろう、と一貫して主張している。その限りで生産性はとらえられ、その時々にご利用できる形の生産性の理解で十分であるのなら、日本生産性本部が掲げる精神の状態が「生産性」といえるのかもしれないが、果たしてそれで良いのであろうか。

2 生産性論議の再燃

—現代の生産性論と資本情勢の変容—

(1) 生産性会計の生産性

山上達人（以下「山上」）によれば、「生産性の向上は、国民経済や個別企業にとって最も重要な課題」としている。当時（1950年代前半）は、生産性会計の重要性が高まっていたものの、「生産性会計を統一的に体系づけることが重要な課題」と主張する山上は、「生産性という名に値する生産性概念は労働生産性である」としている。「生産性会計は、現実の実践としては、労使間の成果配分思考にもとづいて展開して来たものであるが、このような観点から、生産性会計は生産能率の測定というその本来の目的からはかなり離れたものとなっている。」として、生産性会計の本来の目的が生産能率の測定である、と山上は述べている⁽⁴¹⁾。

木村和三郎（以下「木村」）は、生産性の概念を「多義多様でまことに不明瞭」ながら、(a)比率概念、(b)たがいに異なる種類の生産成果と生産力(生産能力を有する力)との概念的な対立、(c)生産性＝生産成果／生産力、以上の三点については大体意見の一致をみているものの、生産成果や生産力の理解は混沌としていると述べている。生産性概念の導入根拠は、人間労働の節約とそれに基づく生産物価値の低下、つまり経済社会の進化を意味するとして⁽⁴²⁾、「生産性概念は本来労働生産性まで深められなければならない」、「生産性概念は経済学的には極めて厳密な分析と概念規定を要するものであって、厳密な限定なしには猥りに使うことを許されない」と木村は主張している⁽⁴³⁾。

山上、木村の両氏に代表される生産性会計は、明確な概念規定や論争も十分なされたとはいえないまま、その名称さえも短期間で見られなくなって、付加価値会計として引き継がれている。

(2) 生産性運動の生産性

日本生産性本部によれば、「生産性という概念は、経済成長を促進するための源泉であり、国民の生活水準を引き上げ、経済的な豊かさを実現するために不可欠なものと理解されている」⁽⁴⁴⁾として、生産とは「原材料をさまざまな設備と労力を投入する

ことによって加工し、産出として捉えられる製品やサービスを作り出す行為」であり、「生産性とは投入した生産諸要素がどれだけの産出を生み出したかを示す度合い、つまり効率性を測る指標ということになる」と述べている⁽⁴⁵⁾。

日本生産性本部はまた、「『最小の費用をもって最大の効果をあげる』というのが、経済活動の一切を貫徹する原則です。そして、生産性というのは、この経済原則を生産という基本的な経済現象に適用したものなのです。〔中略〕最小の投入をもって最大の産出をあげることが原則になるわけです。」したがって、「生産性とは、生産諸要素の有効利用の度合いであり、「生産諸要素が有用物をつくるのに、どれだけ効果的に使われたかということであって、それを割合から示したもの」と述べている⁽⁴⁶⁾。

さらに、「生産性を見るにあたっては、それぞれの生産要素の視点で捉えることができます。⁽⁴⁷⁾」この生産要素の視点から生産性を整理したものが、表3-2「生産性の概念」である。

(3) 労働生産性

「生産性の種類の中で最もよく用いられるのが労働の視点からみた生産性、すなわ

表3-2 生産性の概念

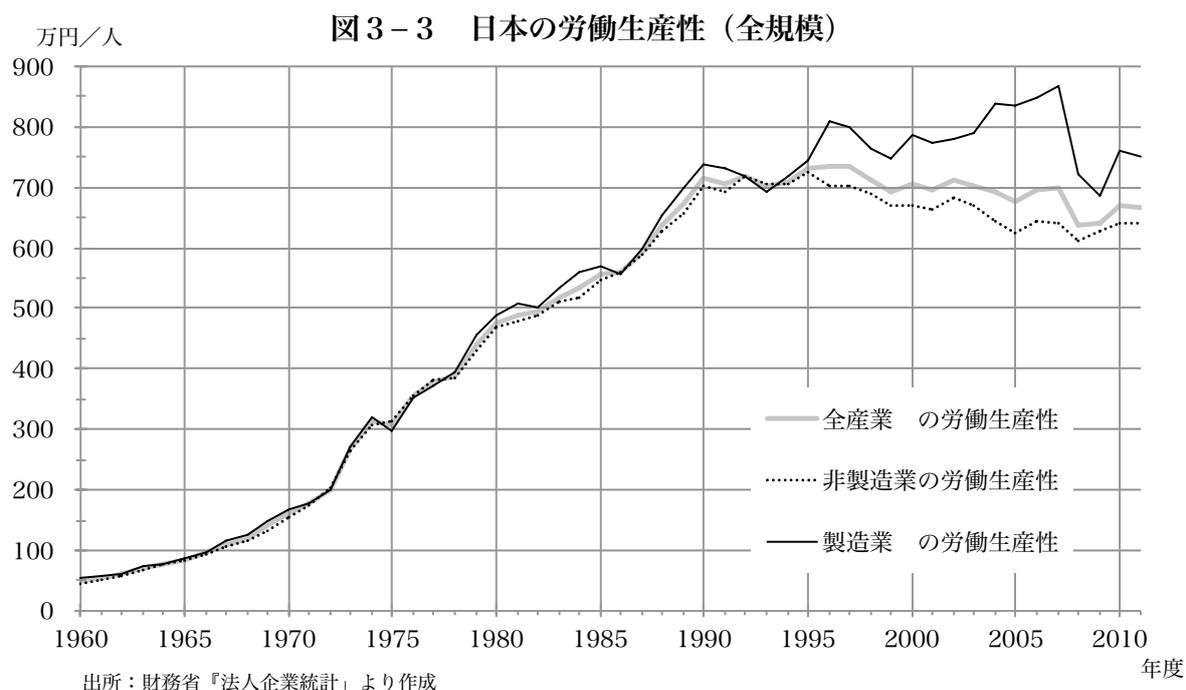
投入 Input 生産要素	産出 Output	物的生産量 Q	付加価値生産高 V	価値(売上高)生産高 T	GDP Y
資本 K		物的資本生産性 Q/K	資本生産性 V/K	資本回転率 T/K	マクロの資本生産性 Y/K
労働力 L		物的労働生産性 Q/L	付加価値労働生産性 V/L	価値労働生産性 T/L	国民経済生産性 Y/L
原材料 R		Q/R	V/R	T/R	Y/R
その他 A		Q/A	V/A	T/A	Y/A
総合的 生産性 $AK^{\alpha}L^{\beta}$		$Q/AK^{\alpha}L^{\beta}$	$V/AK^{\alpha}L^{\beta}$	$T/AK^{\alpha}L^{\beta}$	$Y/AK^{\alpha}L^{\beta}$

出所：丸尾直美「生産性向上のための生産性構造分析～グローバル化・市場化・IT化への対応～」尚美学園大学総合政策学部研究紀要第5号,2003年, p.48

図表3 生産性の諸概念より作成

ち労働生産性⁽⁴⁸⁾」である。一般に労働生産性は、付加価値÷平均従業員数から求められ、表3-2の付加価値労働生産性V/Lに相当する。なお、付加価値は前項のように色々な計算方法があるが、ここでは財務省の『法人企業統計』によっている。

図3-3は、日本の労働生産性の推移であるが、全ての規模における全産業・製造業・非製造業の従業員一人当たりでどれだけの付加価値を生み出しているかがわかる。1960年からの30年間は右肩上がりの増加傾向にあり、バブル崩壊後はリーマンショックの2008年度に最も減少しているものの、700万円前後で推移している。製造業の労働生産性が非製造業を上回って1978年度以降広がった格差は、1996年度以降著しく、2007年度が最大となっている。



(4) 労働生産性等式

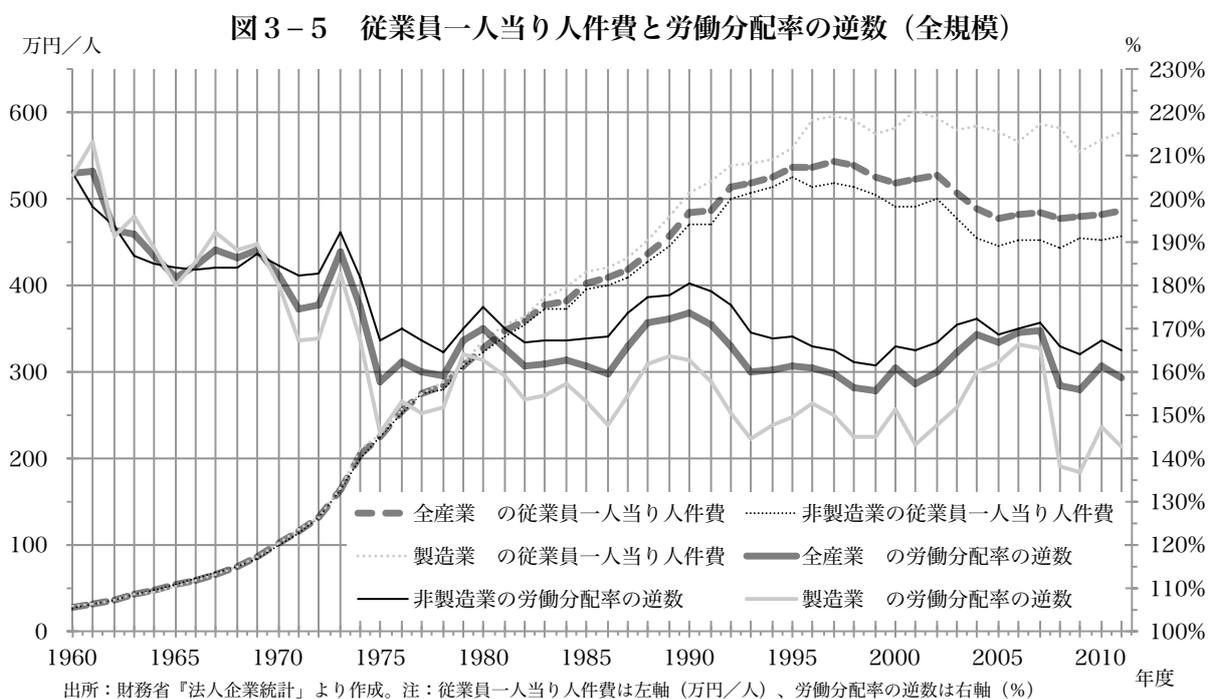
労働生産性等式を生産諸要素で変形すると、表3-4のI~Vになる。

表3-4 労働生産性等式の変形

労働生産性	=	$\frac{\text{付加価値}}{\text{従業員数}}$	
I	=	$\frac{\text{人件費}}{\text{従業員数}} \times \frac{\text{付加価値}}{\text{人件費}}$	
	=	従業員一人当り人件費 × 労働分配率の逆数 = $\frac{\text{従業員一人当り人件費}}{\text{労働分配率}}$	
II	=	$\frac{\text{売上高}}{\text{従業員数}} \times \frac{\text{付加価値}}{\text{売上高}}$	
	=	従業員一人当り売上高 × 付加価値率	
III	=	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{従業員数}} \times \frac{\text{付加価値}}{\text{有形固定資産}}$	
	=	労働装備率 × 設備生産性	
IV	=	$\frac{\text{総資本}}{\text{従業員数}} \times \frac{\text{付加価値}}{\text{総資本}}$	
	=	資本集約度 × 資本生産性	
V	=	$\frac{\text{総資本}}{\text{従業員数}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{総資本}} \times \frac{\text{付加価値}}{\text{売上高}}$	
	=	資本集約度 × 総資本回転率 × 付加価値率	

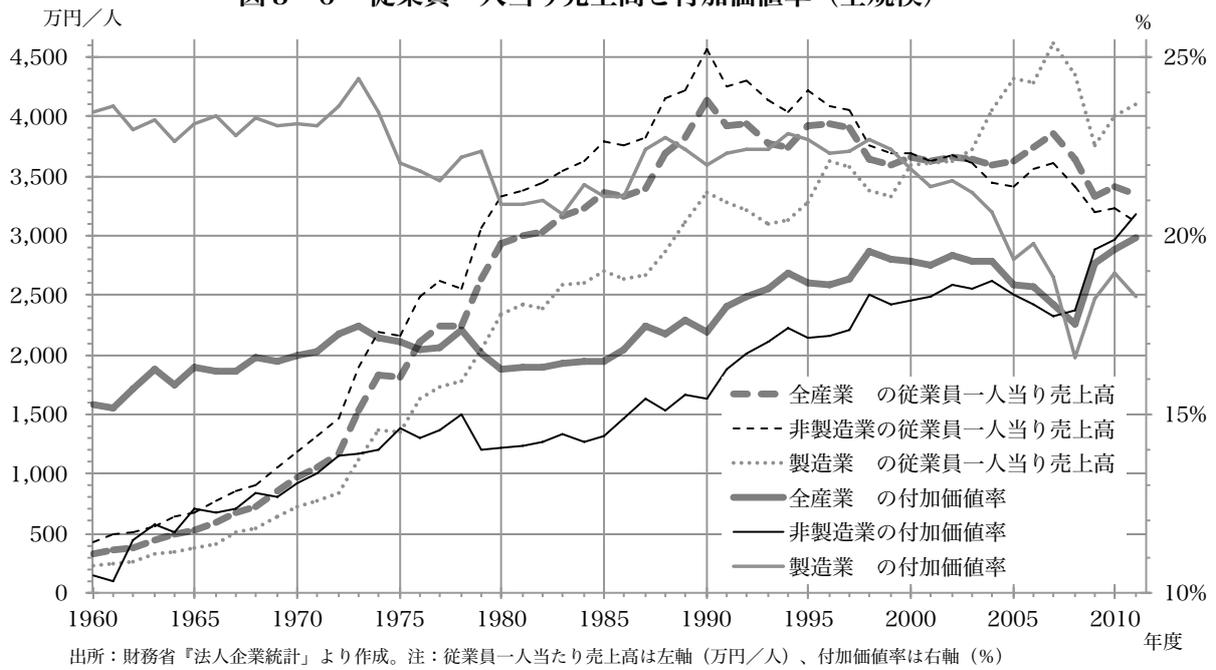
出所：社会経済生産性本部『付加価値分析1996年度版』1995年、飯田修三『現代収益性分析』1985年等より作成

【表3-4のI】人件費で変形すると労働生産性は、従業員一人当り人件費と労働分配率の逆数の関係であらわすことができる。従業員一人当りの人件費（図3-5の左軸、万円/人）は、1992年度に500万円を超え、1997年度のピークまで増加傾向であるが、2004年度から500万円を割って、一貫して製造業が非製造業を上回り、その差は次第に広がって2008年度には最大となっている。労働分配率の逆数（図3-5の右軸、%）は、「人件費1円当たりどれだけの付加価値をあげたかをみる指標で、〔中略〕労働分配率のように高低についての評価がわかれず、またインフレーションの影響もすくないことから利用されている。しかし、〔中略〕この指標は賃金に投下された資本の投資効率であるので、収益性指標の一つとして考えることができ⁽⁴⁹⁾」、人件費の倍くらいあった付加価値が、次第に1.6倍程度まで縮小している。



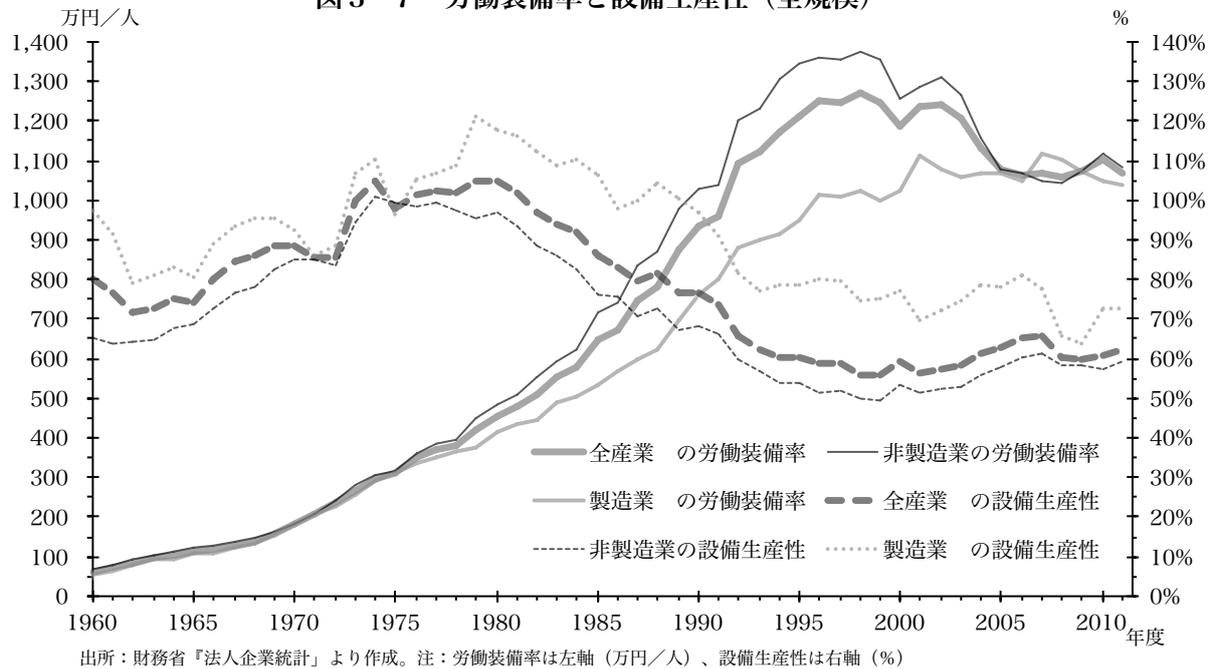
【表3-4のII】売上高で変形すると労働生産性は、従業員一人当り売上高と付加価値率の関係であらわすことができる。従業員一人当り売上高（図3-6の左軸、万円/人）は、ピークの1990年度までは右肩上がりで、その後は緩やかに減少して、2009年度は1987年度の水準となっている。付加価値率（図3-6の右軸、%）は売上高に占める付加価値の割合で、15%を上回り続け、1998年度は20%近くに達し、その後は2008年度まで下降し続け、翌年度に急上昇して2011年度は分析期間でピークとなっている。

図3-6 従業員一人当たり売上高と付加価値率（全規模）



【表3-4のⅢ】有形固定資産で変形すると労働生産性は、労働装備率と設備生産性の関係であらわすことができる。建設仮勘定を除く有形固定資産を従業員数で割ると従業員一人当りに投下される設備投資の額となり、機械化の進み具合や設備投資の高さをみる指標となる労働装備率（図3-7の左軸、万円／人）は、右肩上がりで、1992年度以降は1000万円を超えたままだが、1998年度をピークに下がっている。

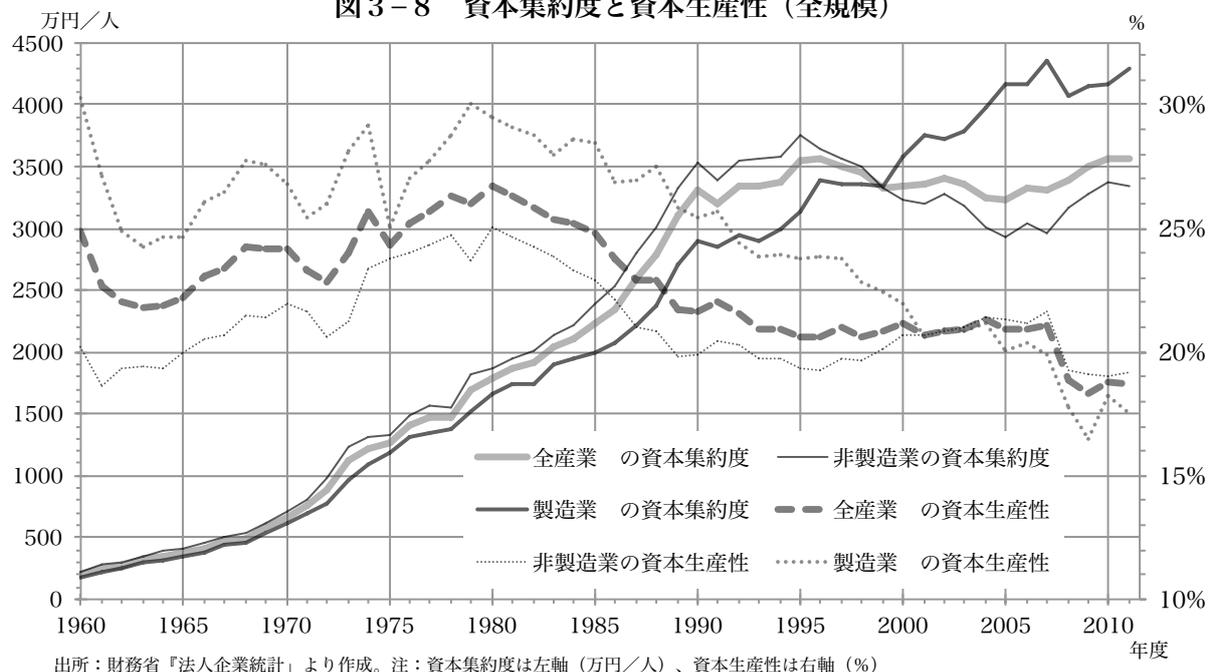
図3-7 労働装備率と設備生産性（全規模）



機械化が進展し、生産の合理化による人件費の圧縮が頭打ちになって、労働装備率の改善が図られていないようだ。設備（有形固定資産）を有効活用していかに効率よく付加価値を生み出せるか、設備投資効率として設備の稼働状況を確認することができる設備生産性（図3-7の右軸、%）は、1973年度から1982年度の十年間は100%前後だが、ピークの1979年度から下降し続け、バブル崩壊後は70%を下回ったままである。つまり、機械化した設備を有効活用して付加価値が生み出されていた1982年度以後は、生産設備の機械化が進展しても、その設備から付加価値を効率的に獲得できなくなっている。労働装備率がピークの1998年度には設備生産性が60%を割って、翌年度の設備生産性が分析期間で最低となっているように、機械化による効率性が全く図られていないことになる。

【表3-4のIV】総資本で変形すると労働生産性は、資本集約度と資本生産性の関係であらわすことができる。総資本を従業員数で割った資本集約度（資本装備率、資本労働比率）は、従業員一人にどれだけの資本が組み合わされて生産を行っているか、資本集約的か労働集約的かを評価できる。資本集約度（図3-8の左軸、万円/人）は、右肩上がりで、1995年度に3500万円を超え、その後は増減しながらも2011年度はピークになっている。総資本に占める付加価値の割合の資本生産性（図3-8の右軸、%）は、表3-2のV/Kに相当する投下資本がどれだけの付加価値を生み出すかの指標で、ピークの1980年度以後は下降傾向となり、2008年度は前年度より著

図3-8 資本集約度と資本生産性（全規模）



しく下降して、2009年度は最低となっている。2011年度は分析期間中最大の資本集約度で、同じく二番目に低い資本生産性となっている。

【表3-4のV】労働生産性は、資本集約度と総資本回転率と付加価値率の関係であらわすこともできる。

売上高が総資本の何倍かの総資本回転率（図3-9の右軸上段、回）は、資産運用の効率性を示し、ピークの1980年度以後は下降傾向で、2009年度は半世紀で初めて1回転を割っている。付加価値率（図3-9の右軸下段、%）は、15%から20%へ緩い右肩上がりである。資本集約度（図3-9の左軸、万円/人）は右肩上がりで、1988年度以降は3000万円超の高止まりである。従業員一人当たりの生産設備額が年々増加して、機械化や装置化が確実に進んで生産性が上がっている反面、高度化する生産設備によって効率的に売上は獲得できずに、売上に占める付加価値は確実に増えている。



「回転率」⁽⁵⁰⁾

turnover rate, turnover rate

投下した資本がどの位で回収できるかを示す指標で次の等式により求められる。

$$\text{回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{資本（資産）}}$$

回転は売上高としての回収と同義であり、資本をいかに効率よく運用して収益を獲得しているかを測る指標。投下資本の何倍の売上高を獲得したのかを示す。売上高によって資本が一定期間（通常1年間）で何回転するのかを、損益計算書の売上高と貸借対照表の主な項目との関係を比率で示したもの。資本および資産の各種回転率がある。

2回転なら、投資100円で売上高200円、200円の売上高によって100円の投資を1年間で2回回収した。一般に回転率が高いほど、資本が効率よく運用されていることになる。回転率の上昇は、分子の増加ないし分母の減少によって、実現できる。回転率は、資本の運用効率を知る手がかりとして利用される。効率よく資本を運用しているか（総資本回転率）、遊休資産の処分などにより生産性を向上させ効率よく設備投資を行っているか（固定資産回転率）、過剰在庫の削減などで在庫を適正に維持管理しているか（棚卸資産回転率）、代金の回収は順調か（売上債権回転率）等々。回転率の分母と分子を入れ替えると回転期間となる。1回転するのにかかる期間がわかる。

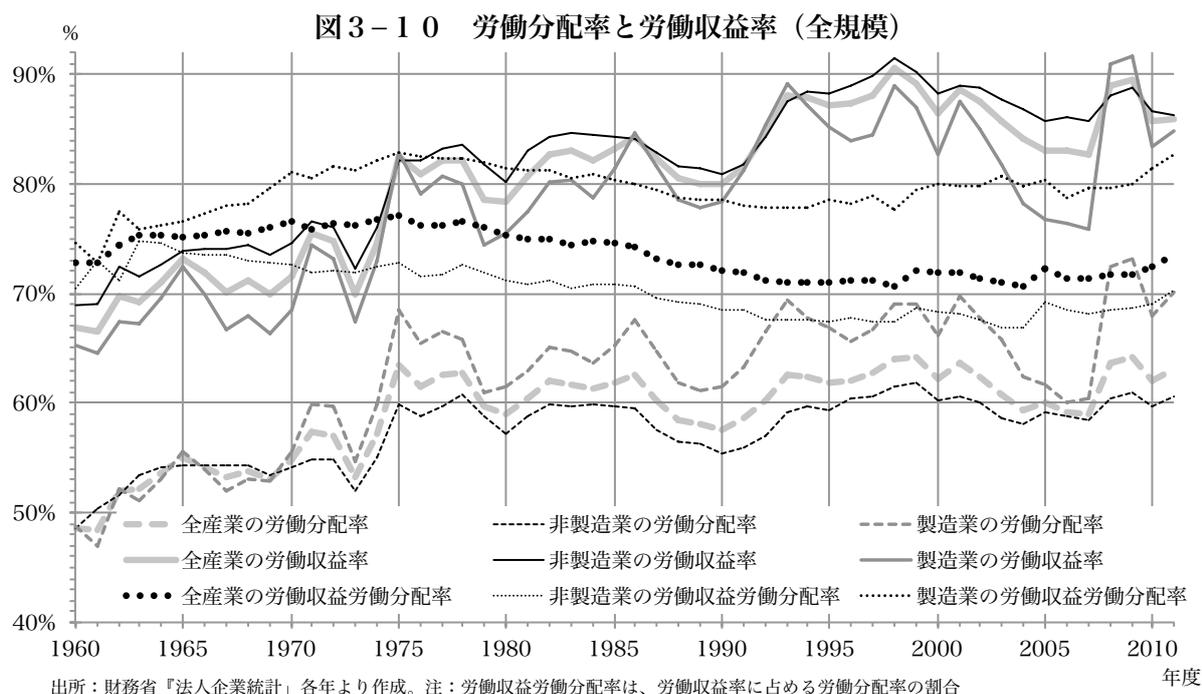
（5）労働分配率と労働収益率

付加価値に占める人件費の割合の労働分配率（図3-10、%）は、高度成長期の5割前後からその後の低成長期は6割前後と高水準になっている。労働者に分配されない付加価値の資本分配率（ $= 1 - \text{労働分配率}$ ^{マイナス}）は、労働者が生み出したとみなされない付加価値ないしは労働者に還元されない付加価値で、高度成長期の5割近くから低成長期の4割弱になっている。

日本生産性本部は「付加価値とは、企業が新しく生み出した価値である。それは企業が社会に対して、財貨・サービスを提供してえられるものであり、 [中略]

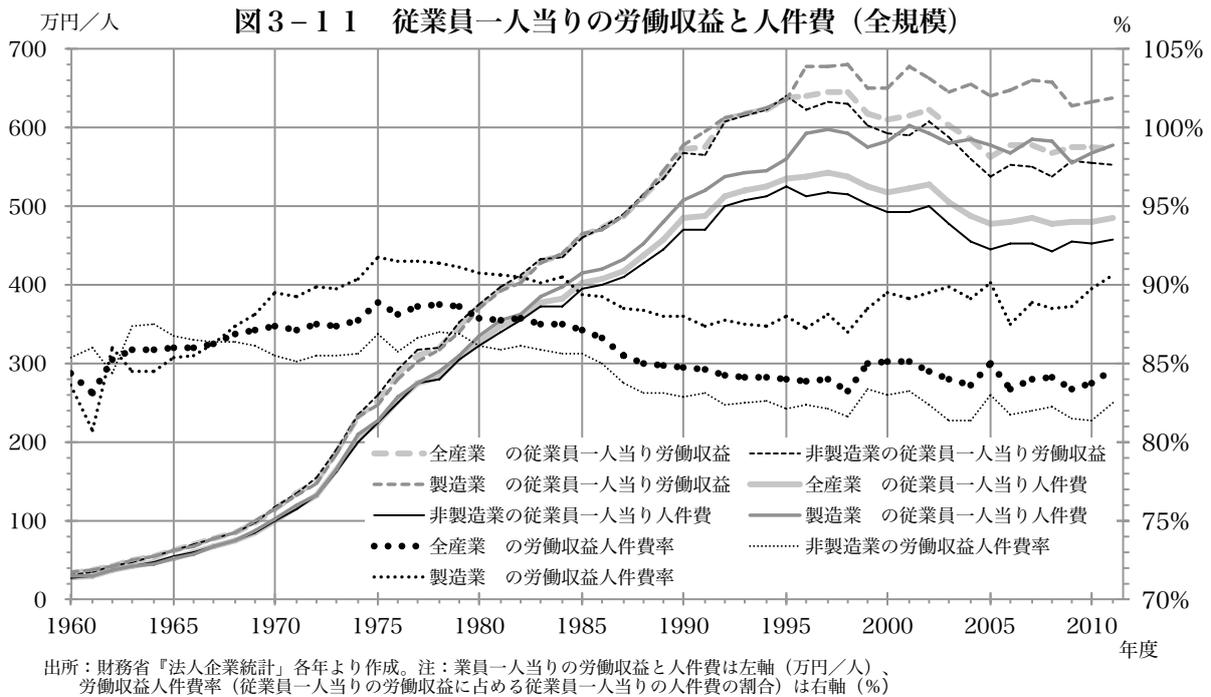
経営成果としての付加価値はその算出にかかわった関係者にそれぞれ分配され〔中略〕基本的には労働収益と資本収益とに二分され、さらに資本収益が、他人資本収益、自己資本収益、公共収益、経営者収益などに分配される」としている⁽⁵¹⁾。さらに、「付加価値の計算は、労働収益と営業収益の合計額としても示される⁽⁵²⁾」ので、労働収益＝付加価値^{マイナス}－営業収益となる。つまり、労働収益は労働者が生み出した付加価値として、営業収益は労働者に還元されない付加価値＝資本収益となる。

そこで、営業収益＝営業利益として計算し、付加価値に占める労働収益の割合を労働収益率（図3-10、%）として、付加価値に占める人件費の割合の労働分配率と比較することができる。



従業員一人当りの人件費（図3-11の左軸、万円／人）は、1992年度に500万円を超え、1997年度のピークまで増加傾向であるが、2004年度から500万円を割っている。従業員一人当りの労働収益も人件費も、製造業のそれらが非製造業を次第に上回り、とくに1996年度以降は格差が広がって2008年度には両方とも最大となっている。

従業員一人当りの労働収益（図3-11の左軸、万円／人）に占める従業員一人当りの人件費の割合を、労働収益人件費率（図3-11の右軸、%）とすると、本来、労働者に分配されるべき最低限の付加価値としての労働収益は、戦後から一貫して1割以上もさらに低く抑えられ、1988年度以降は15%を超えている。



労働生産性等式をもとに法人企業統計から日本の企業（全規模）の実態をみると、日本における合理化が、今日までの半世紀以上にわたって首尾一貫して進展し続け、少しも後退していないことを改めて認識できる。

（6）今日の生産性

「典型的な成長会計では、国内総生産(GDP)の成長率を 3 つの部分に分解する。つまり労働による貢献度、資本による貢献度及びマルチファクター生産性(MFP)である。〔中略〕 MFP の成長は、実質 GDP の長期的成長を説明する上で非常に重要な要素である。⁽⁵³⁾」として、OECDにみられるマクロ経済的・国民経済的な生産性分析は、今日さらに注目され成長会計へと発展している。これに対して、個別経済的な生産性分析は、本項で分析した各指標として、日本生産性本部や省庁、企業で活用されている。

賃金が労働からうみだされる付加価値からの配賦ならば、実質賃金を増やして生活水準を上げるには、労働者一人当りの付加価値額（労働生産性）を向上させることになる。したがって、経営資源をいかに効率的に使って付加価値を生み出すかを分析するのが資本の立場の生産性分析であり、いかに人件費等のコストを節約できるかを会計を通して明らかにするのが資本生産性会計であるとするならば、生み出した付加価値をいかに労働の対価に相応しい割合だけ配分できるかを分析するのが労働者の立場

の生産性分析であり、いかに労働者の生活水準を高めて労働を節約できるかを会計を通して明らかにするのが労働生産性会計といえる。しかし、会計理論的には生産性の概念規定と分析が十分とはいえず、今日的課題を整理しているともいえないため、あらためて「生産性」に注目し直すべきである⁽⁵⁴⁾。

-
- (1) 日本生産性本部「21世紀生産性宣言」http://www.jpc-net.jp/movement/21th_declaration.html、同「生産性運動」<http://www.jpc-net.jp/movement/movement.html>
 - (2) 同上 <http://www.jpc-net.jp/movement/general01.html>
 - (3) 「生産性とは、何よりも精神の状態であり、現存するものの進歩、あるいは不断の改善をめざす精神状態である。それは、今日は昨日よりもより良くなし得るという確信であり、さらに、明日は今日に優るという確信である。それは、現状がいかに優れたものと思われ、事実また優れていようとも、かかる現状に対する改善の意志である。それはまた、条件の変化に経済社会生活を不断に対応させていくことであり、新しい技術と新しい方法を応用せんとする不断の努力であり、人間の進歩に対する信念である。(1959年3月のヨーロッパ生産性本部ローマ会議報告より)」日本生産性本部「生産性運動」<http://www.jpc-net.jp/movement/index.html> より
 - (4) 日本生産性本部「生産性運動とは」<http://www.jpc-net.jp/movement/index.html>、<http://www.jpc-net.jp/movement/movement.html>
 - (5) 『日本大百科全書 24』小学館,1988年,pp.481-483、「クロスカレンツ」日本について学ぶ>日本における仕事>労働組合,<http://www.crosscurrents.hawaii.edu>
 - (6) 経済企画庁「総説 発展のための健全な基盤」『昭和29年度 経済白書—地固めの時—』1954年,p.40
 - (7) 経済企画庁「鉱工業生産・企業、生産性向上への努力」『昭和30年度 経済白書』1955年
 - (8) 経済企画庁『昭和37年 経済白書—景気循環の変貌—』第2部 昭和36年度の日本経済,10.労働,(5)上期の賃金は著しい上昇,(一)賃金の上昇とその要因,p.168
 - (9) 経済企画庁『昭和30年度 経済白書』
 - (10) 内閣府『平成23年度 経済財政白書』2012年7月,p.107
 - (11) 同上,p.109「平成23年度年次経済財政報告公表に当たって」冒頭より
 - (12) 同上,p.115
 - (13) 同上,p.152
 - (14) 内閣府『平成23年度 経済財政白書』2011年7月,p.67
 - (15) 日本生産性本部「21世紀生産性宣言」http://www.jpc-net.jp/movement/21th_declaration.html
 - (16) 日本生産性本部トップページ2012年9月現在 <http://www.jpc-net.jp/index.html>
 - (17) 日本生産性本部「委員会・協議会」<http://www.jpc-net.jp/committee/>
 - (18) 日本経済団体連合会「復興・創生マスタープラン～再び世界に誇れる日本を目指して～」2011年5月27日,p.17
 - (19) 経団連「成長戦略の実行と財政再建の断行を求め～現下の危機からの脱却を目指して～」2012年5月15日,p.25
 - (20) 経団連産業問題委員会「報告書『日本の産業競争力』」2011年4月7日,p.21,33,35
 - (21) 経団連「日本型成長モデルの確立に向けて」2007年1月16日,p.5
 - (22) 同上,p.4
 - (23) 同上,p.20
 - (24) 同上,p.21
 - (25) 同上,p.34
 - (26) 内閣府『平成24年度 経済財政白書』2012年7月,p.138
 - (27) 日本生産性本部 <http://www.jpc-net.jp/movement/productivity.html>「生産性運動」の「生産性とは」より

-
- (28) 経団連 21 世紀政策研究所グローバル J A P A N 特別委員会「グローバル J A P A N—2050 年シミュレーションと総合戦略—」2012 年 4 月 16 日,p.14
- (29) 同上,p.44
- (30) 同上,p.82
- (31) 同上,p.14
- (32) 同上,p.86
- (33) 経団連「人口減少に対応した経済社会のあり方」2008 年 10 月 14 日,p.1
- (34) 同上,p.6
- (35) 経団連「産業構造の将来像—新しい時代を「つくる」戦略—」2010 年 1 月 19 日,p.62
- (36) 厚生労働省『平成 22 年版 労働経済白書』 p.110
- (37) 同上,p.142
- (38) 厚労省『平成 23 年版 労働経済白書』 p.60
- (39) 経済協力開発機構(OECD)編著『図表でみる世界の主要統計 OECD ファクトブック(2008 年版)—経済、環境、社会に関する統計資料』2009 年,p.5、前掲書 2009 年度版、2010 年度版
- (40) OECD 前掲書 2008 年度版,p.260
- (41) 山上達人『生産性会計』森山書店,1967 年,はしがき,p.1
- (42) 木村和三郎編『生産性会計』税務経理協会,1960 年,pp.28-29
- (43) 木村和三郎編『生産性向上と企業会計』森山書店,1958 年,p.3
- (44) 社会経済生産性本部編著『企業の生産性革新』2007 年,p.1
- (45) 同上,pp.4-5
- (46) 同上,pp.5-6
- (47) 同上,p.6
- (48) 同上,p.7、日本生産性本部は、設立から今日まで一貫して「生産性」運動を展開している一方で、生産性会計の研究は今日まで続いていません。
- (49) 山上達人『現代企業の経営分析〔増補版〕』白桃書房,p.166。労働分配率の逆数は人件費に占める付加価値の割合であるため、人件費付加価値率と良いのかもしれない。
- (50) 『会計学中辞典』青木書店,2005 年, p.73 担当執筆
- (51) 社会経済生産性本部『付加価値分析 1996 年度版』1995 年, p.7
- (52) 同上,p.8
- (53) "OECD Factbook 2012: Economic, Environmental and Social Statistics" Web Book, 2011-2012 edition, Dec. 2011、<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4510.html>、 OECD 前掲書 2008 年版, p.266
- (54) 「生産性が全てではない、しかし長期的には、それがほぼ全てである。長期的には、生活水準を改善するための国の能力は、一労働者当たりの生産物を増やす能力にほぼ完全に依存する。ポール・クルーグマン The Age of Diminishing Expectations(1994 年)」 OECD 前掲書 2008 年版,p.260

第4章 エコロジー会計

—現代企業会計の課題(2)—

1 はじめに

環境に対するさまざまな関心は、とりわけ 1990 年代になって世界的に顕著な拡がりを見せた。その具体的な動きは欧米において積極的に展開されてきた。中でも、1987 年にブルントラント (Brundtland) 委員会 (環境と開発に関する世界委員会 WCED) が国連総会へ提出した報告書、「我ら共有の未来 (Our Common Future)」および 1989 年のピアース (Pearce) による報告書で、「持続可能な発展」(Sustainable Development)を基本理念として国際協力を行うことを提言して以来、国際社会においてこの「持続可能な」というスローガンの下に様々な施策が展開されてきた⁽¹⁾。しかし、我が国ではその取り組みが遅れ、企業における意識もはじめのうちは高いとはいえなかった。たとえば、1990 年代前半の営業報告書における環境情報等の開示は一部にとどまり、内容も具体性に欠けたものであったが、ようやく環境報告書という形で企業による任意の情報開示が急速に行われ始めている⁽²⁾。

同時に、I S O (International Organization for Standardization : 国際標準化機構⁽³⁾) によって 1996 年に環境マネジメント規格 ISO14001 が発行されてから、任意の規格でありながら世界標準として無視できないものとなった今では、先を争うように認証取得する企業が急増している。また、1997 年 12 月の地球温暖化防止京都会議において京都議定書が採択され、温室効果ガス等の世界的な排出抑制の実施に先進各国政府が取り組み始めてから、企業の取り組みにも拍車がかかっている。むしろ、消費者の意識や N G O ・ N P O 等の民間の無償の行為が政府や企業を突き動かしている、と言った方が的を射ているのかもしれない。環境問題を通して、社会全体が企業を監査し応援していく新たな関係がつけられようとしている。

つまり、自然の有限性を認識し環境に配慮した企業こそが 21 世紀型の企業であり、企業もそれをアピールし実践しなければ、今や見向きもされない状況におかれようとしている。本稿では、そうした変革を余儀なくされている企業が、環境に配慮した姿勢をその財務諸表においてどのように表現すべきなのか、有限な自然を前提にした財務諸表をどのように構築すべきなのかを解決する糸口を探ってみたい。

2 自然との関係について

(1) 人類と自然との関係

これまで人類は自然とどのような関係をもってきたのであろうか。自然や「環境というものを人類とは異質的・敵対的な勢力 (an alien, hostile force) であると考え、人類に制限を加えようとする自然環境を征服し、またそこから解放されうる技術的解決のために苦闘してきた歩みそのものを人類の歴史として捉え」⁽⁴⁾ることができる。つまり、「動物は外部の自然を単に利用し、そして単純に自分の存在することによって自然の中に諸変化を起こさせたまでである。人間は自分のもたらす諸変化によって自然を自分の諸目的に役立つようになり、自然を支配」⁽⁵⁾しようとしてきたのである。しかし、人間と自然との相互関連過程において、人間が自然に働きかける開発や利用の側面と、働きかけられた自然が人間ないし人間社会にもたらす環境問題をはじめとする反作用の側面の両方から同様に見なければならぬにも関わらず、表裏一体の関係である表^{おもて}の前者だけに注目し盲目的になってしまい、自然を裏^{うら}の側面としてすら見ないようにしたか見えなくなってしまうのである。⁽⁶⁾

もちろん、「生物は環境を変えずに生きてはいけない。これはすべての生命あるものの性^{さが}である。〔中略〕しかし、人類がこの地球に登場してからの数十億年は、人為的な環境汚染は個別に見られたにすぎなかった。〔中略〕ところが状況は一変してしまった。二〇世紀とは、人類と地球の関係が新たな段階に入った、まさに『転換の世紀』である。科学技術に備わった未曾有の力が、地球上に暮らす人間の増加と相まって、環境変化の規模を地域単位から地球全体へ変えてしまった。〔中略〕人類はこれまで、ただやみくもに未来への道をついてきた。科学技術の本質については、無知そのものであるという自覚すら一切もたずにである。このいかにも傲慢な発想はたぶん人類の性なのだろう。〔中略〕未来への道行きで肝に銘じねばならないのは、人類がいままさに無視界飛行中であるという事実だ。〔中略〕大切なのは、問題を説明する科学の力量だけでなく、リスクをどうとらえ、それをどの程度まで許容できるかという点なのだ。〔中略〕未来を変えたいのなら、まったく新しい角度から問題を定義するところからはじめなければならないだろう。名案が出ない原因はおおむね、問いの立て方にある」⁽⁷⁾のだから。

ここで人類と自然との関係を改めて認識し、そのもとに行動していかなければならない。つまり、「人間は自然の作品であり、自然の中に存在し、自然の法則に服し、そこから脱することはできず、思考によってもそこから出ることはできない。〔中略〕自然によって形成され、それによって取りまかれた存在にとっては、自分がその部分をなし、その影響を受けている

ところの大いなる全体以外には、なにもものも存在しない。〔中略〕私たちが行ない、考えるすべてのこと、私たちの現在や未来における在り方のすべては、普遍的自然が私たちを創ったということからの帰結にほかならない。〔中略〕技術は自然が作った道具の助けをかりて働く自然にほかならないのである。〔中略〕人間は自然から全面的に逸脱することはできなかつた、なぜなら必要がたえず人間をそこに連れもどしたからである。〔中略〕経験を案内者とし、自然に諮ろう。自然が包含する諸々の対象についての真実の観念を自然そのものから汲みとろう。〔中略〕そうすればおそらく、その二つの世界を分ける理由はなかつたし、等しく自然に属する二つの分野を切り離していたことを、私たちは知るであろう。」⁽⁸⁾という認識である。

(2) 需要と供給の新たな関係

20世紀には、さまざまな手段を通じて企業が消費者の購買意欲を掻き立て、大量生産・大量消費・大量廃棄に迎合した社会システムがつくられていった。当然、それによって資源は地球規模で浪費され枯渇し、自然や人類を含むあらゆる生き物の環境が破壊され続けた。21世紀への転換を目前に人類は、存続さえ危ぶまれる深刻な事態に直面していることによく気づきだした。世界中がこれまでの考え方や生き方を改めて、取り得る可能な限りの行動に移し始めた。⁽⁹⁾

そして、環境汚染や破壊が人類の成長や発展の代償として暗黙のうちに了解されてきた時代は終焉を迎えている。需要が供給によって常に意図的につくられ押しつけられたこれまでの関係は、一変し崩壊しつつある。社会経済の主体が企業であるかの幻想はもはや時代錯誤でしかなく、消費者や市民団体による自分たちが社会の主体であることの自覚と主体性を発揮した行動によって、政府や企業を新たな方向へ導いていくように思われる。

これからの企業は、環境に配慮しあるいは環境保全に関与できる何らかの可能性を、まず情報として開示する責任を追っている。それによって、ある程度の不便や不安定性と価格引き上げを伴うことになったとしても、企業が環境に配慮した商品や製品を開発し供給するならば、その先駆的な姿勢を理解して購買という形で支持する消費者が増えつつある。その意味で、企業と消費者との新しい関係が期待される時代に進んでいる。子々孫々のことを考えて生活のスタイルを社会全体で見直す時が今なのである。したがって、そうした消費者の行動に応え時代の要求に応える企業像こそ21世紀型といえる。

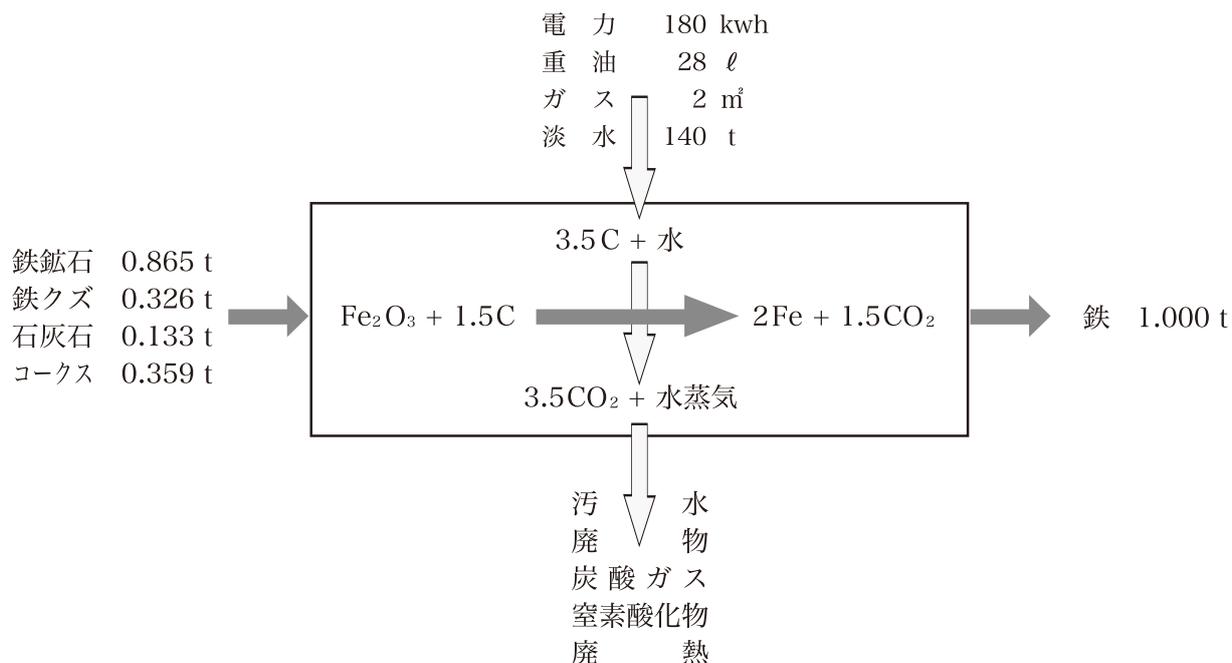
(3) 経済学と自然との関係

経済的価値のみを念頭においた経済学は、単純化・理想化され摩擦も抵抗もない絶対空間で永久に続く運動のように経済社会とそこでの経済活動をとらえ、生産と消費が永遠に続くような議論を行ってきた。それゆえ、経済学は経済活動における自然の破壊をも、単に生産としてしか表現できなかつた。その経済社会において、エネルギーの消費を生産とみなし、自然の破壊もまた生産とみなしてきた。そのような逆転した評価にしたがって、経済の成長を求め、未来を論じてきた。経済を成長させることは「善」であり、成長の先には明るい未来があると素朴に信じて、経済活動を行ってきた。しかし、経済社会での生産は、単なる消費・破壊であった。人類だけの個体数の増加（人口の増加）や経済成長は、自然の消費と破壊の拡大以外のなにものでもなかつた。他の生物の否定であった。しかも、現時点での経済成長は資源を消耗し廃棄物を未来に残すという意味で、未来への明るい希望などではなく、未来の破壊でしかないことも明確になった。よって、これからは生産の過程で消費や破壊が必ずともなうことを認識した経済学的議論を前提としなければならない。⁽¹⁰⁾

ところで、企業が利潤追求を第一義的な目的とするのはなぜであろうか。利益を獲得するために企業活動が営まれ、労働者とその生活が二の次にされてきたのはなぜであろうか。企業を支える人間とその家族の本来の豊かさが蔑ろにしてされているのはなぜであろうか。企業を支えているのは、労働者であり、消費者であり、自然であるのではないだろうか。現実には人類が食物連鎖の頂点に立つに至って、人間は全てをコントロールできるという錯覚に陥ってはこなかつただろうか。自然までも我が手にあるものと錯覚してはいなかつただろうか。つまり、「これまで、空気や水は無限にあり、労働によって生みだした物ではないために、無価値とされてきた。しかし、いまや人類はその有限性に気づき、それを維持するために金のかかることに気付いたのである。」⁽¹¹⁾このような意味で、無限の自然を前提とする経済学から有限の自然を前提とする経済学へ転換していかなければならないのである。

従来の経済学では、原料資源を投入すれば製品が生産される、という側面だけが注目されてきた。しかし、現実には、化石燃料が燃やされ、廃棄物も生じる。例えば、図4-1「鉄1トンを生産するのに必要なもの」は、鉄鉱石 865 キロ、鉄くず 326 キロ、石灰石 133 キロ、コークス 359 キロ、電力 180 キロワット時、重油 28 リットル、コークス炉ガス 2 立方メートル、淡水 140 トンである。この過程で生じるのは、商品としての鉄だけではない。廃棄物として、地球温暖化の原因である炭酸ガス（2 モルの鉄に対して 5 モル、1 トンの鉄の生産で 1.97 トンの二酸化炭素が発生）、廃熱、汚染された水、燃料の燃焼による窒素酸化物、そ

図4-1 鉄1トンを生産するのに必要なもの



〔出所〕中村修『なぜ経済学は自然を無限ととらえたか』日本経済評論社，1995年，pp.90-91より作成

の他の汚染物質などがある。鉄鉱石を鉄にするために、多くの有用な物質やエネルギーが消費され利用不可能な汚染物質へと転換されている。⁽¹²⁾

次に、こうした認識を前提にして、有限な自然が簿記・会計のシステムの中でどのように反映されるべきかをみていきたい。

3 簿記・会計における自然の位置付け

(1) 環境規制について

我々には何ができるのであろうか。そのキーワードとなったのが、「持続可能な発展」である。環境問題は長期間に渡ってジワジワと表面化するために、早急の対策を構じなければならぬ。そのためには政府および地球規模の取り組みが必要となっている一方で、企業も国際化に伴って日本のみの常識が通用しない現在、環境監査をはじめとして、環境情報の開示から始まる具体的な環境保全に関わる諸策が求められている。さらに、家庭生活においても、国民一人一人が環境問題を身近な問題としてとらえ、解決する糸口を見出して実践することが求められている。環境に対する一人一人の意識や行動は、普段の生活の中では無頓着で、ややもすると行政や企業に対して責任を転嫁する傾向にあるが、たとえば環境家計簿づくり

は毎日の生活において環境問題と具体的に取り組むきっかけの一つとなりつつある。⁽¹³⁾

環境規制は当初、特定の汚染物質に対する基準を定める直接的な規制であった。可及的速やかに何らかの対策が求められる場合、企業の自覚を待っている時間的余裕はないのであるから、法人税と並列して税引き前当期純利益から炭素税や環境税などによって環境への配慮のための原資を創出する動きも見られた。しかし、それは当座の手当てに過ぎないのであって、そうした上からの政府主導による強制的な徴収は、これまでの企業による会計処理の動向を振り返ると、課税所得の算定というより節税効果を企図した過小表示と同様の指向を企業にとらせることになるであろう。税引き前当期純利益からなにかの負担を強いるのでは、いつまでもイタチごっこは免れないように思える。強制に頼らない健全な社会システムを目指さなければ、環境問題をはじめとする深刻な課題を根本から克服することは難しいのである⁽¹⁴⁾。他方で、環境問題等は一国の政府が個別に対応できる範囲を超えるほど多様で複雑化している。したがって、硬直化し易い直接的規制から市場原理を利用した弾力的で間接的な規制に環境規制の重点が移っている。⁽¹⁵⁾つまり、このことはあくまでも企業が自覚と責任をもって取り組むべき課題なのであり、そうした企業の個別の取り組みが全体のシステムに影響をもつ社会を目指すべきであることを示唆している。

(2) 簿記・会計における有限な自然

企業の成長と発展の程度および結果として儲かったのか否かは、全て貨幣数量的にしか把握されてこなかった。その手段として簿記・会計的処理が考案され、精緻化されてきた。その処理の主な一巡においては、取引の発生順に貨幣単位で複式記入し、勘定毎に整理・集計して、期末に修正を加えて貸借対照表・損益計算書を作成する。ここで扱う取引は、資産・負債・資本・収益・費用という5つの概念の増減として捉えられ、それらは貨幣単位でのみ測定・評価・記録される。貨幣単位を共通の尺度として複式記入の原則に基づいて企業活動を把握しているのであるから、原材料や土地等を除く自然というものは、従来からおおよそ貨幣評価の対象にはならなかったのである。つまり、これまでの簿記・会計の領域では、自然をある基準や尺度をもって一様に測定・評価することはおよそ不可能であったために、自然という存在を無視し、あるいは自然にある資源が無尽蔵にあるものとして扱う結果をもたらしてきたといえる。

企業活動を貨幣金額で簿記・会計的に捉える場合、資金調達→商品購入→生産→販売という一連の過程には「自然」というものが登場することはないのである。あるとすれば、誰も

が望むだけ取ってくることができる「自由財」としての自然であった⁽¹⁶⁾。相手の自然に対して、取った分だけお金で支払う必要すらなかったのである。

前節でとりあげた鉄1トンを生産するのに必要なもの（図4-1参照）にもみられるように、生産には大量の資源の消費と大量の廃棄が伴うのである。このことは、これまでの簿記・会計の仕組みの中では、全く取りあげられることはなかった。製造原価を構成する3つの要素（原材料、労務費、経費）からしか測定されてこなかった。企業活動と自然を同じ土俵（基準の中）で論じることは無理があると決めてかかることで、企業会計の基準や制度の枠から除外してきたのではないだろうか。確かに、簿記・会計においては自然という要素はほとんど考慮されてこなかった。極めて複雑多様で、絶えず変化していながら、ある法則の下でバランスが保たれている自然を考慮に入れるとなると、これまでになく複雑で広範囲で学際的な要素が際限なく加わってくるように思える。もちろん、そうした一筋縄ではいかない面があるものの、反面では現行の制度に手を加えることで可能となる緊急避難的な対処でさえ怠ってきたのではないだろうか。むしろ、そうした対策を早期に着手していく義務があるのではないだろうか。二酸化炭素排出量や汚水などの規制を企業の自覚により積極的に推進するために、現行の財務諸表規則の範囲内で、有限の自然を前提にした措置として、どのようなことができるであろうか？

仮に、自然を利用し破壊を食い止め回復するための費用が貨幣数量で評価できたとしても、現行の損益計算書に反映できるのであろうか。たとえば製造業であれば、売上高に対して、あるいは生産高に対して、一律に自然環境保護・保全資金を供託する形式も考えられる。基本的に生産に伴って資源が浪費され環境破壊は発生・拡大していくのであるから、少なくとも製造原価においてそうした部分を貨幣評価して、発生源に課することに意味はあるであろう。

「環境問題の解決には、自然環境と人間を対立して捉えるのではなく、自然環境の一分枝としての人間の立場から、アカウントビリティを観念する必要があるのではなかろうか。企業が所有する資産は、もともと自然環境から採取した資源であり、持続的発展のための資産の受託責任は、すべての有機的・無機的な自然、さらにはこれらの将来の世代のために資産を維持する責任にまで拡充されなければならないと考える。〔中略〕自然の一分枝としての人間は、過去・現在・将来における自然環境（究極的には人間）に対してアカウントビリティを負うべきである。人間・モノ・カネから成る経済組織体である企業は、エコ・アカウントビリティを履行する責務があるといえる。」⁽¹⁷⁾

地球に存在する一員としての自覚と、生かされているという謙虚さを、人類全体が認識し

て行動しなければならない。貨幣経済が進行するにつれて、企業の経営状態を把握するために利用され改良されてきた簿記・会計の技術も、この辺りで企業に奉仕するという目的から、企業が地球の一員としての役割を果たす契機となるための一翼を担うべきであろう。

4 有限な自然を前提にした財務諸表の構築

(1) 環境（保全）コストについて

環境庁によると、「環境保全コスト」とは、環境保全のための投資額と当期費用と定義している。さらに、「環境保全」とは、事業者等の事業活動により環境に加えられる影響で、環境保全上の支障の原因となるおそれのある環境負荷の低減のための取り組みと定義している。また、環境保全コストの分類として、①公害防止施設等の環境負荷低減に直接的に要したコスト、②環境マネジメント等の環境負荷低減に間接的に要したコスト、③リサイクル、回収、再商品化等の生産、販売した製品等の使用・廃棄に伴う環境負荷低減のためのコスト、④環境負荷低減のための研究開発コスト（環境R&Dコスト）、⑤事業所及び周辺環境改善対策等の環境負荷低減のための社会的取り組みに関するコスト、⑥その他環境保全に関連したコストとしている。⁽¹⁸⁾

カナダ勅許会計士協会（CICA）は、環境コストを「環境対策コスト」と「環境損失」に分ける。ここでいう「環境」とは、(a)大気、水、土壌、動・植物および森林のような再生可能資源、(b)化石燃料、鉱物のような再生不能資源から成る自然の物的環境である。「環境対策」とは、その環境に対する損傷を予防・減少あるいは補修し、再生可能資源・再生不能資源の保全を講ずるために採られる措置である。この場合、環境対策は予見保護的対策のみならず、事後的な対症療法的対策も含んでいる。

公害や汚染をはじめとする環境に関わるコストは、これまでは根本的な解決をしないまま常に誰かに押し付けてきた。とくに、国民に奉仕すべき政府関係機関は互いにその負担を押し付け合い、処理の枠組みもその域を出なかったのである。それは、成長や発展という大義名分のもとで、コストの嵩む環境から目をそらしてきたことによるのであるが、もはや成長か環境かという問題でないことは明白である。有限であるにもかかわらず目に見え難い環境コストこそ、最も配慮すべきであることを認識しなければならないのである。

ここでは、企業が環境に配慮したことによって生じたコストを、「環境コスト」と呼ぶことにしたい。環境コストは、これまでの簿記・会計処理に従って他の費用の勘定と同様に扱う

ならば、当期に支出済みの費用化されるものと、未支出により資産化されて次期以降に費用化されるものに二分される。つまり、環境コストは、環境費用あるいは環境損失として損益計算書上に計上されるか、環境資産として貸借対照表に資産化され、繰延・償却されることになる。⁽¹⁹⁾

(2) 費用としての計上段階

費用としての環境コストは、損益計算書に含められることになるのだが、どの段階で計上されるべきなのであろうか。つまり、経常項目とするのか非経常項目とするのか。経常項目ならば、営業費用とするのか営業外費用とするのか。営業費用ならば、製造原価とするのか一般管理費とするのかである。「これまでの会計システムにおいては、ほとんどの場合、環境コストは一般管理費等の期間原価として把握され、製品やプロセスに跡づけられることは少なかった。しかも環境コストが独立項目として把握されることも稀で、環境コストは他のコスト項目の中に埋没しているのが通常であった。」そして、「環境コストはその多くが間接費で、大半が固定費として識別されるため、直接原価計算では製品原価には含まれない」のである⁽²⁰⁾。しかし、「環境コストはなるべく製品やサービスに関連づけることがその効率的な管理のためには望ましいとすれば、外部会計の視点からも製造原価として識別する可能性が追求されるべきであらう。」⁽²¹⁾

これまでの簿記・会計上のコストの大半は、売上原価に占められている。売上原価は、とくに製造原価は、材料費、労務費、経費から構成されている。原価の三要素である。しかしながら、これまで述べてきたように、環境コストを三つの原価要素と並ぶ第四の原価要素として位置づける必要がある。その根拠として、経費に占める割合の大きい減価償却は、未支出の費用であり、購入・所有した資産の費用化によるものであるから、もし有限な自然を企業の経営にとって欠かせない共有の資産として位置づけることができるのであるならば、減価償却と同様に環境コストを未支出の費用として把握することは可能であらう。しかも、図4-1で示したように、1トンの鉄を生産する際に約1.97トンの二酸化炭素が発生するのであり、それ以外にも水などが汚染されているにもかかわらず、それらをコスト計算から無視してきたことによって今日の環境問題が引き起こされたとも言えるのであるから、どのように貨幣換算するかは今後の課題としても、環境コストを製造原価において独立した第四の原価要素として登場させる意義はあるのではないだろうか。

(3) 資産および負債としての計上段階

既に述べた環境コストが、資産価値を高めたり（資産の耐用年数を延長したり、生産能力を増加したり、安全性や効率性の改善をもたらしたりする場合）将来の操業における汚染を防止したり軽減したりする場合には、当該費用は資産化されるのであるが、この余地が大きければ大きいほど環境保全を促進させることになる。反面、経済効果の薄い資産を背負い込むことになりかねないため、この計上は企業の体力に左右される。⁽²²⁾

企業が存在し活動を行っている以上、環境に大きな負荷を与えていることになる。その限りにおいて、環境を汚染している事実は否定できず、蓋然性ないしその危険性は小さくない。したがって、将来に渡って汚染した環境を浄化する責任が常につきまといっているため、発生の可能性が高いものと認めることができる。それは貸借対照表における負債の部において、見積もり計上される性質のものといえる。ただし、それを合理的に見積もることができるかどうかは現時点で疑問であるが、従来の負債性引当金と同様に、恣意的に過大に計上されないように、あくまでも環境に配慮したことを示す有用な情報としての計上がのぞましいのである。⁽²³⁾

5 第四の原価要素の妥当性と限界

環境に配慮した財務諸表ないし会計処理の新たな試みは、枚挙に^{いとま}違が無い状態である。とくに企業が自主的に作成している環境報告書は、基準が確立していないにもかかわらず、環境に配慮した姿勢を積極的に打ち出していることへの評価がなされなければならない。⁽²⁴⁾さらに、基準遵守報告書や環境付加価値計算書の作成、環境管理・環境監査、エコビランツの利用、エコロジー簿記、持続的維持会計などがあげられる。しかし、現行の企業が現行の簿記・会計の枠組みの中で処理を行なっている限り、その枠組みの中で第四の原価要素として環境コストを認識・測定していくべきである。

環境コストを企業が認識し算定することは、企業の私的な収益となるばかりでなく、それにより環境が改善されるならば社会的な便益を増大させることにもなる。そのように考えると、これまでとらえてきた環境コストさえも、私的な費用としてのみならず、社会的な費用にまでその範囲が拡大され得る。そうした意味では、「企業はコスト・ベネフィットを包括した総合損益計算書によって評価されねばならない」⁽²⁵⁾という考え方も、環境コストを認識・測定するための方策の一つとして検討する必要があるだろう。

しかし、環境コストやベネフィットは、伝統的な会計学の概念に比べて、その時間的空間的広がりが大きいので、その測定・評価は著しく困難である。リサイクル可能な製品を製造して持続可能な発展を個々の企業で達成するためには、環境コストを製品コストに内部化することが求められる。循環型社会に係る製品の環境コストを材料費や経費のように製品価格に内部化するということである。この内部化こそ、環境コストを第四の原価要素とする根拠である。製品価格に環境コストを含めることによって、メーカーは競争原理で環境コストの低い製品を製造するようになり、消費者は結果的に環境コストの低いものを選択することになる。しかし、製品の高耐久性や長期保証・修理によって循環可能性を高くするためには、環境コストは大きくならざるをえない。

ここで、環境コストは、製品が廃棄物とまらないための回避・抑制コストと、廃棄物になったときの処理コストに分類される。循環可能性の高い製品が、処理コストが安いとは限らないのである。リサイクル性を上げる＝処理コストが安いことによって製造コストが大きくなるため、かえって製品価格が高くなることもあり得る。反面、消費者は常に価格だけで製品を選択しているわけではないので、環境コスト以上に魅力的な機能やデザインであれば消費者は選択する可能性が高い。そのため、現状ではメーカーは環境コストが高くても売れる製品をつくり、環境コストが低くても売れなければつくりたくないのである。ただし、環境に配慮した製品でなければ買わない消費者が増えるに従って、メーカーも追随せざるをえなくなっている。

一方、処理コストを製品価格に内部化するということは、排出者は無償でその製品を捨てることができるということ、つまり大量廃棄はなんら変わらないのである。大量に廃棄されれば大量に消費せざるを得ない。従って、無償で廃棄することができるうちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造は、決して循環型とはなり得ないのである。そこで、排出者が廃棄時に処理コストを負担するようになれば、できる限りリサイクルさせようとするため、排出抑制のインセンティブとなり、循環型社会への必要条件が整うのである。その他に、PPP（汚染者負担の原則）が曖昧になってしまうことや、環境コストに占める割合が大きい収集・運搬費は製品の循環可能性との関連が希薄なことなど、製品価格への環境コストの内部化にはいくつか問題がある。

やはり「現代人類の文明・社会は自然・環境を克服・犠牲にすることによって進歩したものであり、これが経済発展・人類文化の原点であったのであるが、それと環境保全とをどのように調和させるかという問題が生ずる。いわゆる『持続的維持』(sustainability)もこの領域であり、会計を離れて『経済と人間・環境』の問題として議論すべき重要問題であるが、

〔中略〕まず個別企業の『経済的実態』の環境的把握を『個別と社会』視点の統合としてとらえ、会計数値以外のタームをも併用しながら、『資本・利益』指標と接合させるような方向での構築を考えるべき⁽²⁶⁾なのかもしれない。

「エコロジー簿記」⁽²⁷⁾

ecological accounting, 〔独〕 Die ökologische Buchhaltung

1978年にミュラー＝ヴェンク(Müller-Wenk, R.)らが提唱。企業活動が自然環境に及ぼす悪影響を、貨幣数量ではなく物量単位で測定する先駆的情報システム。環境侵害(die Umwelteinwirkungen)のエコロジカルな希少性の尺度を等価係数A e K (Äquivalenzkoeffizient)による評価に求めた。勘定・種類ごとに算定した環境負荷量に各A e Kを掛けて求められる数量を、計算単位R E (Rechnungseinheit)として集計すると、企業が環境に与える個々のインパクトを包括的に把握できる。L C A (ライフサイクル分析 Life Cycle Assessment) などにも応用。

6. 結びにかえて

—環境の取奪者から環境の一分枝へ—

自然界に存在する物質は有限で、一定の時間の経過とともに劣化していくのである。有限な自然を前提にした財務諸表のあり方や簿記・会計上の扱い方を考察してきたのであるが、多くの限界があること、とくに環境コストを貨幣数量的に認識・測定して従来の財務諸表に加えることは、その必要性は明らかであるものの、実現にあたって非常に困難な問題が少なくないことがわかった。そうした問題の原因を辿ると、複式簿記の前提である貨幣尺度で測定して貨幣数量で記録することに帰着するのである。つまり、自然が劣化するにもかかわらず、貨幣だけが劣化しないのはなぜであろうか。自然が有限であるのに対して、貨幣は増殖し続けて永遠不減なのはなぜであろうか。自然界に存在せず、純粹に人間がつくりだしたものが貨幣であるから、これまで述べてきた問題の端緒として、そもそも人間が貨幣を生み出したところにまで遡らなければならない。

なぜ貨幣が生み出されたのか。人間の到達可能なあらゆる範囲を支配する道具として貨幣が生み出されたと仮定するならば、その範囲の及ぶ人間を含む自然というものは最初から貨幣に隷属するものとして位置づけられ、貨幣から常に無視される存在であったということが

いえないだろうか。貨幣というものが、相手に対する信頼や感謝の表現の一つとしてではなく、搾取し収奪して支配するための手段としてのみ機能してきたことに大きな問題があるのではないだろうか。そして、より大きなお金を持っていれば、より多くのモノを所有できるという社会のシステムが形成されてきたことが、今日の問題に結実してしまったのである。

本来の貨幣としての機能があるなら、それは皆の共通理解による交換価値というものであろう。それがいつの間にか様々な価値が貨幣に与えられて、歪んだ方向に機能してしまったといえる⁽²⁸⁾。時間が経てば劣化するどころか増殖する利子をはじめとして、単独では何も産み出さないはずの貨幣が、自らクローン技術を身につけてしまったように現象している。それによって、まるで社会が貨幣にオールマイティを認めてしまったかのようである。そうした幻想が社会の歪みをもたらしているとするならば、それを取り払って修復する必要がある。現在、世界中に拡がっている地域通貨を用いた本来の貨幣としての機能を取り戻そうとする試み⁽²⁹⁾が、それを如実に物語っているのである。

最後に、今日ブームのようにさまざまなメディアから発せられているエコロジーについて、ある一つの定義を確認しておきたい。「エコロジーとは、相互共存しあって生息する、植物、動物、微生物、および人間をふくむ地球の『家』の研究である。エコロジーは、有機体だけにかかわるのではなく、地上、海中、空中、および淡水中のエネルギーの流れにかかわるのだから、自然の構造と機能の研究であるとみるべきである。人類は自然の一部だと理解すべきである。⁽³⁰⁾」この定義を改めて認識してみると、エコロジーというものは一過性のブームに終わることのない、まさに 21 世紀の中心をなしていくものであると思える。エコロジーがあらゆる分野に浸透して融合・開花することによって、きっと我々は自然の恩恵を享受できる幸福な人間⁽³¹⁾になることができると信じたい。それによって、「人類は環境の収奪者 (exploiter) から環境の一分枝 (part) となり、絶滅 (extinction) から救われることになる⁽³²⁾」のである。こうした視点にたって、貨幣を見直し、エコロジーとしての簿記・会計の構築を模索していきたい。

-
- (1) D・W・ピアス、A・マーカンジャ、エ・B・バービア共著、和田憲昌訳『新しい環境経済学-持続可能な発展の理論-』ダイヤモンド社、1994年、pp.3-7

地球環境問題を巡る世界の主な取り組みは次の通りである。

- 1972年 国連人間環境会議の開催(環境問題全般についての初めての大規模な国際会議)、国連環境計画(UNEP)の設立
- 1982年 環境と開発に関する世界委員会を設置
- 1987年 ブルントラント・レポート発表
- 1989年 ピアース・レポート発表
- 1992年 リオデジャネイロで地球サミット(環境と開発に関する国連会議)開催、21世紀にむけて人類の行動計画「アジェンダ21」を採択
- 1993年 地球サミットをフォローする目的で、持続可能な開発委員会を国連に設置、日本における「アジェンダ21行動計画」策定
- 1994年 国際人口開発会議の開催

地球環境問題の個別の取り組みは次の通りである。

地球の温暖化

- 1992年 気候変動に関する国際連合枠組条約の採択
- 1995年 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第二次評価報告書の発表
- 1997年 地球温暖化防止京都会議(COP3)の開催

オゾン層の破壊

- 1985年 オゾン層の保護のためのウィーン条約の採択
- 1987年 モントリオール議定書(特定フロンなどの規制を規定)の採択
- 1995年 特定フロンなどの生産全廃

酸性雨

- 1979年 長距離越境大気汚染条約の採択

熱帯林の減少

- 1983年 国際熱帯木材協定(ITTA)の採択
- 1994年 新ITTAの採択

野生生物種の減少

- 1971年 ラムサール条約(国際湿地条約)の採択
- 1973年 ワシントン条約(絶滅が危惧される野生生物種の国際取引に関する条約)の採択
- 1992年 生物の多様性に関する条約の採択

砂漠化

- 1994年 砂漠化防止条約の採択

海洋汚染

- 1972年 ロンドン条約(廃棄物他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約)の採択

有害廃棄物の越境移動

- 1989年 バゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその他の処分の規制に関する条約)の採択
(「大阪府環境白書(平成9年版)」の概要版 <http://www.epcc.pref.osaka.jp/ivent/osaka/tikyuu.htm> より)

- (2) 日本における企業の環境情報開示に対する認識を高め、環境報告書が質量ともに向上することを願って、グリーンリポーティング・フォーラムと東洋経済新報社が共催し、監査法人トーマツが協賛して、「グリーン・リポーティング・アワード-環境報告書賞」が創設され、1998年の第一回(最優秀賞日本IBM、優秀賞キリンビールおよびソニー)、1999年の第二回(最優秀賞トヨタ自動車、優秀賞日本IBMおよびリコーグループ)となって、現在第三回目の募集をしている。
(<http://www.toyokeizai.co.jp/company/index.html>)
- (3) 個々の事業所が環境に配慮する目標を設定・実行・点検・見直し作業の仕組みを構築する民間規格。詳しくは財団法人日本品質保証機構(<http://www.jqa.or.jp/>)におけるISO14001の基礎知識(<http://210.154.33.36/j/manage/iso14.html>)参照されたい。
- (4) 山上達人・菊谷正人編著『環境会計の現状と課題』同文館、1995年、p.309
- (5) エングルス著、田辺振太郎訳『自然の弁証法』岩波書店、1956年、上巻 p.254
- (6) 黒岩俊郎『環境技術論』東洋経済新報社、1991年、pp.3-8

-
- (7) シーア・コルボーン、ダイアン・ダマノスキ、ジョン・ピーターソン・マイヤーズ『奪われし未来』翔泳社、1997年、pp.351-364、なお、引用文中の下線は拙者による。
- (8) ドルバック『自然の体系Ⅰ』法政大学出版局、1999年、pp.25-30
- (9) 企業はそうした環境破壊を防止する策を構じてはいるが、基本的に行政等の公的機関の役割と勝手に決めつけ、自らの責任を転嫁する姿勢が根強く残ってはいないだろうか。また、一方的に企業の責任を追求するばかりではなく、国民全体が学習し意識を高く持つことが必要であろう。しかし、わが国では石油危機以降に省エネが叫ばれたが、そうした意識さえも国民全体に深く浸透し根ざしているとは言い難く、時間が経つにつれて風化しているのが実状である。振り返ってみると、企業による石油危機を口実にした価格の引き上げに、国民が右往左往していただいただけであった。高度経済成長期の公害問題やオイルショックによる省エネも、根本的な解決をとろうとしないまま到来したバブル経済に浮かれ、その崩壊とともにようやく目が覚めたように思える。しかし、意識を高揚するよりも遙かに早いスピードで取り返しのつかないところにまで来ているのかもしれない。
- (10) 中村修『なぜ経済学は自然を無限ととらえたか』日本経済評論社、1995年、pp.89-97
- (11) 山口孝「国有林野事業特別会計の問題点-エコロジカル・アカウンティング序説-」『会計理論学会年報』No.7、1993年、p.68
- (12) 中村、前掲書、pp.89-91。なお、原子量はFeが55.8473、Cが12.0111、Oが15.99943であるから、CO₂の分子量は44.00996となる。つまり、物質質量1molはFeが55.8473g、CO₂が44.00996gということになるから、2molのFeに対して5molのCO₂が発生するということは、111.6946gのFeに対して220.0498gのCO₂が、1tのFeに対して1.9701024042344tのCO₂が発生する計算になる。また、これとは若干異なる記述として、「高炉で鉄1tをつくる場合、原料は鉄鉱石300kg、焼結鉄1100kg、ペレット（球状の焼成鋼）190kg、その他の鉄源15kg、マンガン鉄石10kg、コークス450kg、重油65kg、石灰石15kg、電力20kW、水50tが必要となる。」とある。（マイペディア99テキスト版）
- (13) 山田国広『一億人の環境家計簿』藤原書店、1996年
- (14) 現在の国家財政による税金の使途の不透明性からも、環境対策等の目的使用としてではなく、国家財政を潤すものとして位置づけられる危険性もないわけではない。むしろ、政府の役割としては、これまでとは別な意味での成長（国民一人一人が安全でゆとりと生き甲斐のある豊かな暮らしができる条件づくり）を達成するために、社会政策の中心的な課題を環境に据えた新しい社会システムの構築が求められるであろう。
- (15) 國部克彦『環境会計』新世社、1998年、pp.10-11
- (16) ウド＝エルンスト＝ジモニス編著『エコノミーとエコロジー』創成社、改訂版1996年、p.7
- (17) 山上・菊谷編著、前掲書、p.315
- (18) 2000年に完成を目指して1999年03月25日に環境庁・環境保全コストの把握に関する検討会が公表した「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン—環境会計の確立に向けて（中間とりまとめ）」、<http://www.eic.or.jp/eanet/kankyoukeizai/plan/index.html>
- (19) 山上・菊谷編著、前掲書、p.74
- (20) 國部、前掲書、p.48
- (21) 國部、前掲書、p.90
- (22) 國部、前掲書、pp.88-89
- (23) 國部、前掲書、pp.90-94
- (24) 宝酒造は1998年9月に緑字決算報告書を発表した。緑字決算の考え方は、商品はすべて自然環境から調達した資源とともに自然環境から得たエネルギーを用いて生産され、商品の生産過程や消費後に発生する廃棄物は自然環境の中に放出されているので、自然からの恩恵で事業活動を展開しているなら自然に対してもその収支を報告しなければならないのではないかという発想から、自然環境に対する事業活動の環境視点からの収支を「緑字」（りよくじ）と名づけ、その結果を「緑字決算報告書」として年1回、社会に対して報告することにしたもの。地球環境に対する企業活動の影響は常に赤字と考え、その赤字をいかに減少させたか、その努力の成果を「緑字」ととらえ、具体的には環境負荷削減努力を評価する「環境負荷削減緑字」と企業活動の結果出た利益から自然保護活動等の社会貢献にいくら支出したかを評価する「社会貢献緑字」の2つの指標を算出し、環境経営の指標とすると共に、毎年社会にその指数を公表する事で、社会的注目を環境活動継続のインセンティブとしようとしている。<http://www.takara.co.jp/green/>、ソニーの環境保全活動報告書<http://www.sony.co.jp/soj/CorporateInfo/EnvironmentalReport99/>、松下電器グループの環境報告書1999<http://www.mei.co.jp/environment/99/content.htm>、大阪ガス株式会社「1999年版大阪ガス環境行動レポート」http://www.osakagas.co.jp/kankyo/index_j.htm、トヨタ自動車株式会社<http://www.toyota.co.jp/eco/kankyo/index.html>、新日本製鐵株式会社の平成11年度環境報告書<http://www.nsc.co.jp/env/>、監査法人トーマツ環境会計研究会『環境会計の現状と期待』要約PDF、1999年4月<http://www.teri.tohmatu.co.jp/>等々。
- (25) 山口、前掲論文、p.66
- (26) 山上達人『環境会計の構築』白桃書房、1996年、p.287、<http://club.pep.ne.jp/%7Eohhero/eprcost.htm>

(27) 『会計学中辞典』青木書店,2005年,p.36 担当執筆

(28) ドイツの作家・故ミヒャエル・エンデは、現代の様々な課題の根源にお金の問題が潜んでいるとして、「私が考えるのは、もう一度貨幣を実際になされた仕事や物の実体に対応する価値として位置付けるべきだということです。そのためには、現在の貨幣システムの何が問題で、何を变えなくてはならないかを、皆が真剣に考えなくてはならないでしょう。人類がこの惑星上で今後も生存できるかどうかを決める決定的な問いだと、私は思っています。」と述べている。お金には幾つかの異なった機能が与えられ、それが互いに矛盾して問題を起こしている、と指摘している。(NHK・BS特集「エンデの遺言—根源からお金を問う—」より)

(29) 地域通貨の原型は、世界恐慌で失業に苦しみ疲弊した地域復興を目的として 1930 年代に生まれ、第一次地域通貨ブームとなった。

オーストリアのチロル地方の都市ヴェルグルの「労働証明書」を発端に、スイスでは 1934 年に中小企業の相互扶助組織としてヴィア銀行が独自通貨「ヴィア Wir」(「我々」という意味)で会員取引を始めて、現在はスイス企業の 17%にあたる 7.6 万社が参加してスイス経済に根付いている。アメリカでは 3 千を超える地域通貨が発行された。そして現在、第二次地域通貨ブームが始まっている。1980 年代初めに「タイムダラー」や「時間預託制度」などと呼ばれる手法がアメリカやカナダなどで考案され、とくに 1983 年バンクーバー島で開始された参加する人々が財やサービスを直接やり取りし合う LETS (Local Exchange and Trading System: 地域交換・交易システム)は、システムの中だけで通用するグリーンドルを用い、数字だけでは置き換えられない共同体間の価値観そのものを交換するコミュニケーションとしての取引となっている。ロンドン市北部ウォルサムストウ地区では地域通貨「ビーム」、ロンドンの下町ブリクストン街では「ブリクストン LETS」が使われている。アメリカ西海岸のバークレーでは、住民がパンの絵をあしらった五種類の「ブレッド」紙幣を 1997 年につくり、ニューヨーク州イサカ市の地域通貨「イサカ・アワー Ithaca Hour」と同様の試みが米国内だけで 70 近くの地域に広がっている。旧東ドイツのハレ市でベルリンの壁の崩壊と統一後の 1991 年から試みられた「デーマーク döMAK」という交換リング、など欧米やオーストラリアで地域住民が独自の「通貨」を持つ動きが広がっている。

日本においては「エコマネー」という通称で LETS を拡大した取り組みが千葉市、高知県下の市町村等で始まっている。また、1999 年 5 月にエコマネーの導入を進める地域等の支援を目的として「エコマネー・ネットワーク」が設置された。高齢化が進む愛媛県関前村の岡村島では民間団体「グループだんだん」(美藤美智子会長、1995 年発足)が国内で初めてタイムダラー制度を始め、地域住民がボランティアとして互いに助け合うサービス(送迎、買い物代行、子守)などを数値に換算して地域通貨「だんだん」(「重ね重ねありがとう」という意味の方言)に代えて交換する(サービス 30 分につき 1 点としてプラスチック製のチップ一枚を渡す)システムである。滋賀県草津市では「おうみ」、北海道栗山町ではくりやまエコマネー「クリン」等の単位で地域通貨のシステムが始まっている。

NHKBS 特集「エンデの遺言—根源からお金を問う—」、「日本経済新聞」1999 年 10 月 2 日地方経済面 12 面「愛媛の民間団体、独自の高齢者介護システム—サービス時間を点数に(四国レポート)」、「日本経済新聞」1999 年 8 月 23 日付朝刊 26 面、「第 2 部脱 20 世紀経済(8)あたたかいマネー次代映す(地域に未来はあるか)終」、「大阪読売新聞」1999 年 11 月 7 日付朝刊 23 面「福祉などで相互扶助 県が「地域通貨システム」研究 研修会開催へ=愛媛」、「朝日新聞」2000 年 1 月 18 日付朝刊 1 面、天声人語、「日本経済新聞」2000 年 1 月 8 日付朝刊 1 面「第 1 部翔ける人々(7)わか町の通貨—社会の底辺を支える試み(2000 年地球人は)」、「平成 11 年版環境白書」第 1 章第 3 節 3 <http://www.eic.or.jp/eanet/>、「朝日新聞」2000 年 2 月 21 日道内 12 版 23 面、<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp>

(30) 岩波講座 社会科学の方法 VII 巻『生命系の社会科学』岩波書店,1994,p.3、オウダム(Eugen P.Odum)の定義、下線は筆者

(31) ドルバック、前掲書、p.27

(32) 山上・菊谷編著、前掲書、p.312

第5章 20世紀初頭におけるアメリカの合併会計

—現代企業会計の展開(1)—

1 はじめに

個別企業における資本の集積・集中の具体的な過程を明らかにすることは、企業会計および財務の分析において、それぞれの独自性と普遍性をもちながらも共通した課題であろう。換言すればこの課題は、個別企業の具体的な経営諸活動を現実の経営数値から実証的に分析することによって、その運動法則をとらえることであるといえる。そこでは、個別企業が現実にもどのような行動をとったのか、それがどのような形で表されたのか、その相互の関連においてとらえることによって分析の実証性が求められるのである。その方法の一つに、個別企業の財務政策と会計処理実務との関連をとらえる分析の視角が与えられよう。

さて、現代のアメリカにおける代表的な株式会社の発展の歴史に目を向けると、19世紀末から20世紀初頭にかけての第一次企業合同運動期に形成した企業が少なくない。この時期における企業財務の著しい特徴のひとつは、合同に伴って過大資本化 over-capitalization いわゆる資本の「水増し」 stock-watering が盛んに行なわれたことである。このような財務政策を展開した最も典型的な企業として、この時期に最大規模の合同を成し遂げた United States Steel Corporation (以下「U.S.スチール社」) が挙げられる。したがって、U.S.スチール社の設立時の「水増し」財務政策およびその後の「水抜き」財務政策と、そうした財務政策に沿って展開された会計処理実務との関連をとらえることによって、同社の資本蓄積過程の特殊性を明らかにしようとするのが、本稿の課題である。

ところで、このU.S.スチール社を分析の対象にした研究は、従来から数多くなされてきた。そうした研究の論拠をたどると、そのほとんどが当時のアメリカにおける独占企業の弊害について調査した米合衆国商務・労働省株式会社局 U.S. Department of Commerce and Labor, Bureau of Corporations (以下「会社局」) の報告書か、あるいはU.S.スチール社自体が1929年度の年次報告書において設立時の無形資産の償却の完了を告げた開示およびそれを跡付けたトランブル Wendell P. Trumbull の分析のどちらかに基づいていると思われる。この双方は、U.S.スチール社が設立時にどの程度の「水増し」を行なったのかという評価、あるいはその後どの位の期間で、どのようにして、どの程度「水抜き」を行なったのかという点をめぐって、大きな違いが見られる。ところが、この双方の隔たりを解消する十

分に説得的な分析は見当たらないのである。したがって、この双方を紹介し、それぞれの論拠を検討すると共に、双方の隔たりを解消するための手掛かりを得るためには、U.S.スチール社の年次報告書の分析が必要になるであろう。

そこで本稿ではまず、U.S.スチール社成立前後の鉄鋼業の状況と、同社の成立過程および同社に対する評価を確認することによって、アメリカの独占形成過程における同社の歴史的意義を明らかにしてゆきたい。

2 U.S.スチール社設立の歴史的意義

よく知られているように、アメリカにおける独占形成の最初の段階である 20 世紀初頭における第一次企業合同運動の大規模な産業構造の転換の中では、投資銀行と基幹的製造業とが手を携えることによって金融資本の成立をみたのである。モルガンをはじめとする投資銀行と国家的基幹産業に成長していた鉄鋼業とが手を結んだ U.S.スチール社は、まさにこの典型とされる。そこで、この独占形成の最初の段階である第一次企業合同運動と鉄鋼業の発展（=U.S.スチール社設立前後）の歴史を概観し、そこで同社がどのように位置づけられているかを確認してみたい。

1890 年代後半から 1900 年代初頭（特に 1895 年から 1904 年まで）にかけてのアメリカにおける第一次企業合同運動は、極めて大規模で最初の本格的な企業集中運動であった。表 5-1 の世紀転換期のアメリカにおける企業合同で示されるように、このわずか 10 年足らずの期間に、製造業および鉱山業の企業合同によって新たに 300 社余りが設立し、その 10 倍近い企業が消滅した。そして、これらの合同企業の資本額は、69 億ドル余りにも及んだのである。この世紀転換期の企業合同運動において成立した独占企業の中には、現在もなおその地位を保ち、いわゆるピック・ビジネスといわれているものが少なくない。しかも、それらの中のかなりの企業が、その設立から既に特定分野での圧倒的な市場占有率を有していた。その中に最大規模の合同によって成立した U.S.スチール社がある。ところで、アメリカにおける鉄鋼業は、南北戦争後の 1870 年代におけるその創業時から鉄道業の発展に追従していたため、既に極めて競争的であったが、1890 年代末になると資本の集中運動が本格化した。1899 年にアメリカで鉄鋼を生産する巨大企業の総資本は、9 億ドルを越えていた。このことは、ごく短期間のうちに爆発的に資本が増大したことを物語っていた。すなわち、アメリカの鉄鋼業は、第一次企業合同期において最も基軸的な産業分野であり、しかもこの時期に急速に大規模に展開した。U.S.スチール社が設立する直前には、その完成前夜といえる

カーネギー製鋼会社 Carnegie Steel Co.の再編をはじめとする諸構成会社およびナショナル・エナメル・スタンピング会社 National Enameling & Stamping Co.のようなよく知られている重要なトラストが生じた。その全てが鉄鋼の大消費者であり、そのうち数社はそれ自体原材料の生産者でもあった。これらは、非常に大多数の存続企業の合同を含んでいた。これらの合同を命じた動機の一つが、鋼・鋼製品市場のきわだった発展によって要求されたより大きな運転資本とプラント拡張のための基金を確保するための財務的動機であり、原材料を扱うプロカーとその原始生産者の両者を排除して、合同による全生産過程の連合した支配の下にまとめることがもう一つの動機であった。⁽¹⁾

表5-1 世紀転換期のアメリカにおける企業合同

年次	新設 企業数	合同による消滅企業数			合同企業資本額(百万ドル)		
		新設	吸収	合計	新設	吸収	合計
1895	5	37	6	43	35	6	41
1896	5	22	4	26	22	3	25
1897	9	62	7	69	111	9	120
1898	24	282	21	303	615	35	651
1899	105	1,108	100	1,208	2,085	178	2,263
1900	42	292	48	340	389	53	442
1901	51	352	71	423	1,897	157	2,054
1902	47	268	111	379	694	216	911
1903	16	56	86	142	147	150	298
1904	9	36	43	79	31	80	111
1895-1904	313	2,515	497	3,012	6,027	887	6,913
1905-1914	132	526	475	1,001	1,184	1,021	2,206
1915-1920	114	287	544	831	1,905	1,734	3,639
1895-1920	559	3,328	1,516	4,844	9,116	3,642	12,759

出所：R.L.Nelson, Merger Movements in American Industry 1895-1956, 1959, Appendix B, table B.3-7, pp.144-153より作成

注：対象企業は製造業と鉱山業の合計とし、合同の類型では、consolidationを新設、acquisitionを吸収とした

金額は100万ドル未満を四捨五入した

この1899年5月には、当時の代表的な金融雑誌 Commercial and Financial Chronicle において、上記の出来事を「鋼・鉄の合同 Steel and Iron Consolidations」と題して、「カーネギー・フリック社および鉄・鋼・コークスの関連会社が合同するという発表は注目に値する。業界の顔ぶれにおけるもう一つの大きな変化と関連して、この合同の準備がここ数ヶ月しか要していないとするなら、それは第一級の重大事件である。たとえある関連業者達が実行じようと模索している一層大規模な合同、つまり合同の合同（最大の合同 the consolidation of consolidations）が成就しなかったとしても、このことは変わらない事実である。（原文改行）最近アメリカ諸産業に非常な影響を及ぼしている団結の精神が、鉄の生産者と鋼メーカーとの間に生まれてきているということは、一般的に周知のことである。けれども、これらの合同によって招来した諸企業の名称および資本を合わせて一団とし、それらの一社一社が可能ならば海外市場の侵略によって増大した生産高に頼っていることを想起し、そしてその時まだ統合されていない企業がその営業分野を拡張するためにとることのできる手段に注目する時、はじめてアメリカの鉄・鋼産業がこの半年に被った変革を十分余すことなく評価することができる。⁽²⁾」と報じて、U.S.スチール社の成立を予感している。

そして、ついに1901年2月に、先の合同の総決算、つまり「合同の合同」が史上初の10億ドル企業として成立したU.S.スチール社をもって完成したのである。同社は、先行して合同した授権資本額合計6億6000万ドル余りにのぼった諸構成会社を合同して、授権資本額13億7000万ドルで設立したのであるが、これらの額は、冒頭に述べたこの時期の製造業と鉱山業における合同企業の資本総額69億の約1割がU.S.スチール社に先行して合同した諸構成会社の授権資本総額であり、さらに約2割がU.S.スチール社の授権資本額に相当する。このことから、この時期に同社がいかに大きな資本規模で合同したか知れるであろう。さらに、表5-2のU.S.スチール社の構成会社の企業合同で明らかのように、U.S.スチール社の構成会社自体が広範な企業合同によって成立し、それからわずか3~4年後の広範なU.S.スチール社の成立にあたっては、200社余りを統合あるいは消滅させた。その結果、その市場占拠率は65%にも及んだのである。

さて、U.S.スチール社を構成した最大の企業は、カーネギー会社 Carnegie Co. of New Jerseyであった。同社は1900年3月に資本金1億6000万ドルをもって再編成したのであるが、鉄鋼業の創世紀から既に最も有力な一貫生産を行なう会社であった。同社を一代で築き上げたカーネギー Andrew Carnegie は、当時の投資銀行が好んだ利益共同体 Community of Interest の原則を拒否し、常に彼のライバルよりも安く売ることを試みた。1890年代の不況期には、カーネギーはアメリカ国内の鉄道資材生産部門を完全に制圧し、製鋼部門にお

表5-2 U. S. スティール社の諸構成会社の企業合同

社名	合同年次	合同企業数	授権資本額 (百万ドル)
Shelby Steel Tube	1897	5	5
	1900	14	15
American Steel & Wire(III.) (N.J.)	1898	6	24
	1899	37	90
Federal Steel	1898	6	200
American Tin Plate	1898	38	50
American Steel Hoop	1899	9	33
National Steel	1899	8	59
National Tube	1899	14	80
American Bridge	1900	27	70
American Sheet Steel	1900	30	52
Carnegie (N.J.)	1900	2	160
U.S.Steel	1901	196	1,370

出所：Nelson,R.L.Nelson, Merger Movements in American Industry 1895-1956,1959, Appendix C, Table C 5-6, pp.161-163、U.S. Bureau of Corporations, Report of the Commissioner of Corporations on Steel Industry, Part I, 1911、佐合紘一『企業財務と証券市場』同文館, 1986, p.193より作成

ける支配的地位を確立していた。したがって、同社の再編成は、U.S.スティール社の主軸としてまさに鉄鋼合同の完成前夜であった。

しかし、カーネギー会社がU.S.スティール社に合同されるには、さらに次のような経過を経ていた。当時最大の銀行家であったモルガン J. P. Morgan は、その金融集団をもって、まず 1898 年 9 月にイリノイ製鋼会社を中核に 6 社の持株会社としてフェデラル製鋼会社 Federal Steel Co.を組織したことによって、カーネギー製鋼会社の有力な競争相手となった。翌 1899 年の 7 月には、14 社を結合してナショナル鋼管会社 National Tube Co.を、1900 年 4 月には 27 社を結合してアメリカ橋梁会社 American Bridge Co.を設立することにより、鉄鋼業界は激しい競争に突入していった。

モルガン金融集団は、一時的にカーネギーに連合協定を受け入れることを余儀なくさせた

が、まもなくカーネギーは競争を再開した。ところが、鉄道資材生産部門を支配していたカーネギーは、鉄道業支配を基礎としたモルガン金融集団の製品市場・鉄道輸送・資金調達面での差別化戦略によって、買収に応じざるを得ない状況に追い込まれた。

他方、同時期にムーア兄弟商会 Moore Brothers & Co.は、ブリキ板生産部門を中心に 1898 年 12 月に 38 社を結合してアメリカ・ブリキ会社 American Tin Plate Co.を、翌 1899 年 4 月には 8 社を結合してナショナル製鋼会社 National Steel Co.を、続く 4 月には 30 社を結合してアメリカ鋼板会社 American Sheet Steel Co.および 9 社を結合してアメリカ帯鋼会社 American Steel Hoop Co.を發起して、カーネギーを脅かした。

また、ゲイツ・セリグマン商会 Gates, Seligman & Co.は、1899 年 1 月に 37 社を結合してアメリカ製鋼・線材会社 American Steel & Wire Co. of New Jersey を發起した。

モルガン金融集団は、最初にカーネギー製鋼会社、フェデラル製鋼会社、ナショナル製鋼会社、アメリカ製鋼・線材会社の 4 社を結合したが、鉄鋼価格を安定させるに十分ではなかった。そこで、上記以外の既に述べた 5 社をも結合することにより、1901 年 2 月に U.S. スティール社を設立させたのである。その直後にロックフェラー系のシューペリア湖鉄鉱山 Lake Superior Consolidated Iron Mines と、1897 年に 5 社を、さらに 1900 年には 14 社を結合して成立したシェルビー鋼管会社 Shelby Steel Tube Co.が参加した。つまり、U.S. スティール社の設立は、モルガン、カーネギー、ムーア、ゲイツ、ロックフェラーの五大資本家の参加によって成功したといえる。中でもモルガンは、その会社の最初の取締役達を自ら指名し、少なくとも 1913 年までは新たな取締役についての拒否権を持ち続けたことで、支配の頂点にあった。

U.S. スティール社が設立時から設定した高い鉄鋼価格は、同社の市場支配力や「利益共同体」的慣行によってだけでなく、その過大資本によっても促進された。というのは、後述するように、同社の設立時における実態価値の裏付けを持った有形資産は 6 億 8200 万ドルと評価され、それに対して 14 億ドルを超える社債および株式が市場に売却された。つまり、巨額の創業者利得がこの合同で創出されたのであるが、この過大資本化によって課された利子と配当の負担は、鉄鋼価格をさらに高く維持することを強いたのである。

こうして、南北戦争後に急激な発展をみせたアメリカ鉄鋼業は、競争体制から独占体制へと極めて加速度的に移行し、U.S. スティール社の成立でこの時期の一応の完成をみたのである。最後に、U.S. スティール社設立の歴史的意義を整理しておきたい。カーネギー製鋼会社による資本家的な蓄積体制の限界が表面化すると、信用制度と株式会社制度が有機的に結合し、特に持株会社形態の利用によるモルガン金融集団を中心とした銀行家支配が、U.S. ステ

イール社の成立によって確立し、独占・金融資本段階に特有の蓄積体制へ決定的に移行した。これによって、第一次企業合同運動の総決算をなし、アメリカ資本主義の独占・金融資本体制の成立を示す重要な指標となった。また、同社の成立が再燃したであろう競争を鎮静化させ、鉄鉱石・石炭から完成品に至る生産および輸送手段の統合体制が完成することにより、独占体制が確立し、さらに今世紀期最大規模の創業者利得創出機構となったのである。⁽³⁾

この創業者利得創出機構とはいかなるものであったのか、次章で検討することにしよう。

3 U.S.スチール社設立時の「水増し」財務政策

U.S.スチール社は、世紀転換期の数年足らずの間にモルガンを中心とする投資銀行業者の主導のもとでの独占化・金融寡頭支配の確立に適應せしめられ利用された財務政策を展開した。本章ではまず、この第一次企業合同運動において採られた一般的な財務政策を簡単に触れた後、U.S.スチール社における具体的な内容を検討してみることにする。

(1) 第一次企業合同運動期の一般的な設立財務政策

19世紀後半からの第一次企業合同運動において、1890年恐慌の7月2日に成立したシャーマン反トラスト法 Sherman Anti-Trust Act による本来的トラスト（トラスティ方式による信託トラスト）の禁止（実質的には1892年のスタンダード石油トラストの違法判決）に伴い、この本来的トラストに代わる独占的結合形態として、1888年のニュージャージー州法の会社法改正による純粹持株会社の設立が容易になったことで、一群の子会社の株式を単に保有することだけを目的として設立された親会社＝持株会社 Holding Company を通じた持株トラスト Holding Trust が主流となった。そうした持株トラストの形成のためには、合同を発起する際に組織された投資銀行を中心とする引受けシンジケート団が、合同に参加する企業を募り、また合同に必要な資金を調達した。シンジケート団は、被合同会社の証券と現金との交換を極力避け、新会社の証券との交換によって、その資金を節約しようとした。そこで、被合同会社の物的資産または株式の評価額に対応するものとして、一定の配当率を保証した優先株（特に累積条項付き優先株）を交付し、有力な企業を誘引して独占体制を築くために被合同会社へのボーナスとして、また合同後に増加が見込まれる将来収益の分与に見合うものとして、普通株を交付するという株式の種別化・差別化が行なわれた。この方法によって、新たに社会的資金を集中せずに、被合同会社に既に集中していた社会的資金のよ

り高次の集中のために、被合同会社の証券と交換に新会社の株式が発行されたのである。こうして、この時期の過大資本化は、公表資産 200 ドル＝有形資産 100 ドル＋暖簾 100 ドル＝優先株 100 ドル＋普通株 100 ドル、という方式によるものといえる。特に、この合同後に予想される利益を「資本還元」した額を反映する普通株は、通常は何ら物的資産の裏付けを持たないことになる。すなわち、これが「水増し」株 Watered Stock になるわけである。こうして、世紀転換期の企業合同運動において成立した独占的な株式会社においては、物的資産価値を超過した証券発行が行なわれるのが一般的となったのであって、U.S.スチール社はその典型的事例とされる。⁽⁴⁾

「資本還元」⁽⁵⁾

平均利子率 5 % (100 円の貨幣を貸して毎年平均 5 円の利子収入が得られる) で、価値の不明な財産から毎年 10 円の収入を得ているならば、 $10 \text{ 円} \div 5 \%$ からその価値は 200 円となる。1 株当たりの配当金を利回りで資本還元すると株価となる。配当 10 円を平均利子率 5 % の貨幣資本に換算すると、 $10 \text{ 円 (配当)} \div 5 \%$ (平均利子率) = 200 円 (株式資本) に相当する。土地を貸して定期的に地代が得られるなら、土地は利子生み資本と同じように見える。毎年 10 円の地代をもたらす土地は、平均利子率が 5 % であれば 200 円の貨幣額に換算評価される。

(2) U.S.スチール社の「水増し」資産の評価額をめぐって

さて、U.S.スチール社の設立財務政策の具体的な内容であるが、まずシェルビー鋼管会社合同後の 1901 年 8 月現在の同社の資本構成は、表 5-3 の通りである。優先株と普通株

表 5-3 U. S. スチール社設立時の資本構成

(1901年8月現在,単位ドル)

Preferred stock	510,205,743
Common stock	508,227,394
Steel Corporation bonds	303,450,000
Underlying bonds	59,091,657
Purchase-money obligations & real-estate mortgages	21,872,023
Total	1,402,846,817

出所：U. S. Bureau of Corporations, Report of the Commissioner of Corporations on the Steel Industry, Part I, 1911, p.14.より作成

がほぼ同額であり、しかもその合計額は資本総額の約7割を占めている。上述した当時の一般的な設立財務政策では普通株の部分は「水増し」されたものといえるが、U.S.スチール社の場合はこの合計額のどの程度が「水増し」部分であったのであろうか。

株式などが「水増し」されているかどうかは、合同時に所有していた諸構成会社の財産勘定 property account を実査することによって証明することができる。それは実際に会社局によって行なわれ、その詳細な調査報告書 Report of the Commissioner of Corporations on the Steel Industry は最終的に1911年に提出された。また、この財産勘定には有形資産の価値だけではなく、株式割引、創業費、社債プレミアムおよび暖簾 good-will を個別表示せずに「水増し」加算していたといわれる。

U.S.スチール社は、設立した翌1902年4月に、優先株の一部を償還して新たに社債を発行する計画を発表した。これは同社の資本構成の大幅な再編成を意味した。同社はこの計画の目的として、設備投資のための資金調達、累積条項付き優先株の配当率7%と第二担保付き社債の利率5%との差2%の「利子負担」の軽減を挙げた。しかし、この計画の中止を求めて、同年6月8日に同社の優先株主であったパーガー Miriam Berger が、次いで7月15日にホッジ J. Aspinwall Hodge が訴訟を起こしたため、この計画は延期になった。表5-4のU.S.スチール社設立時の資産の過大評価は、ホッジ訴訟に提出されたU.S.スチール社自体による同社の有形資産の評価額と、以下で詳述する会社局による第三の評価額を示している。

まず、会社局は、次の三つの異なる方法でU.S.スチール社の資産価値を推定した。第一の方法では、被合同企業が合同までに現実に投資した金額を推定し、資産価値を6億7600万ドルと評価した。第二の方法では、1900年末に至る週間平均価格によって被合同企業の発行した証券総額を推計し、無形資産をも含めて7億9300万ドルと評価した。第三の方法では、U.S.スチール社の物的資産価値の時価評価によって6億8200万ドルと評価した。以上の三つの方法によってU.S.スチール社の物的資産の現実価値を推定評価した結果として、会社局は、「これらの数字から1901年における同社の約5億800万ドルという普通株全体が、背後に何ら物的資産の裏付けがなかった、さらに優先株のかなりの部分、すなわち1/5から2/5も同様に物的資産の裏付けがなかった。⁽⁶⁾」と結論づけている。また、この会社局の第三の評価額は、実地評価 a physical valuation によるU.S.スチール社の各事業部門の物的資産の詳細な推定額であり、特に鉄鋼石の資産評価が綿密に実施された。この理由により、会社局の三つの評価額の中では、第三の評価額が同社設立時の物的資産価値に最も近いものといえることができる。したがって、表5-4に再び目を投じてみると、この

表5-4 U. S. スティール社設立時の資産の過大評価

～会社局およびU.S.スティール社の評価額の比較～

(単位：万ドル)

Class of property	U.S.スティール社の 評価額 (1902)	会社局の 評価額 (1901)	差 額
Ore property	70,000	10,000	60,000
Manufacturing plants, including blast furnances	34,800	25,000	9,800
Railroad, Steamship, & Dock property	12,034	9,150	2,884
Coal & Coke property	10,000	8,000	2,000
Natural-gas property	2,000	2,000	0
Limestone property	400	400	0
Cash & Cash Assets	16,466	13,650	2,816
Total	145,700	68,200	77,500

出所：U. S. Bureau of Corporations, Repoort of the Commissioner of Corporations on the Steel Industry, Part I, 1911, p.36.より作成

会社局の第三の評価額は6億8200万ドルで、U.S.スティール社による評価額の14億5700万ドルと比べると、両者の評価時期のわずか一年余りのズレ（会社局は1901年4月1日現在の評価であるのに対して、U.S.スティール社は1902年7月1日現在の評価）を考慮しても、同社による評価額が7億ドル以上の過大評価であったことは明白である。⁽⁷⁾

会社局の三つの評価額とU.S.スティール社自体による評価額は、多くの研究者が取り上げているが、後述するように同社が設立時にどれだけ資本の「水増し」（したがって、それに伴う資産の「水増し」）評価を与えたかについては、研究者のみるところによって違いがある。また、その正確な数値を得るためには、U.S.スティール社設立以前に行なわれた諸構成会社の合同時点での、あるいは一定程度「水」を抱えたままU.S.スティール社に合同される直前の諸構成会社の資本構成と資産状況を分析する必要がある。すなわち、U.S.スティール社が現実に価値の裏付けのある資産をどの位の割合で保有していた企業を合同したのかに着目しなければならない。このU.S.スティール社の設立時に保有していた価値の裏付けを持った物的資産がどの程度であったか、さらにそこへ「水」がどういった形で混入されたのかを推定することが、設立以後の「水抜き」の過程を扱う上での出発点である。そこで、この混入された「水」はいかなるものであったのか、を次節でさらに検討してみたい。

(3) 「水」が意味するもの

U.S.スチール社設立時の「水」をどのように把握するかということは、同社のように大規模な企業合同によるトラスト形成を促した要因あるいは動機をいかに把握するかということと無関係ではない。というのは、U.S.スチール社形成の目的あるいは動機としては、これまで次の三つの要因が挙げられてきた。それは、競争の廃止、統合体制 Integration の拡大・延長、金融的利得の獲得、である。本稿ではこの観点にたった考察を直接の目的としていないが、こういった要因が同社の設立財務政策と密接な関連を持つことは見逃せない。したがって、この観点にたった考察には、どのような要因が起爆剤となって同社の合同を成立させ、その結果として設立財務政策を推し進めたのか、あるいはこの三つの要因がどのような有機的な関連において設立財務政策を規定したのか、ということを経験からの分析を通じたより説得的な説明が求められるのである。なぜならば、U.S.スチール社設立時には、水平的統合による競争の廃止と異種産業間の垂直的統合による統合体制の拡大・延長の結果として独占利潤が約束され、その将来予測に基づいた金融的利得が「水増し」株の利用によって証券市場を通じて創出されたからである。そこで本節では、特に金融的利得いわゆる創業者利得に焦点を当てて、設立時の混入された「水」が何を意味しているのかを論じてみたい。

前節では、U.S.スチール社の設立時の財務政策において、普通株の全てと優先株の最大2/5つまり資本総額の半分が「水増し」であることが、会社局の調査によって明らかになった。この巨額の「水」は、貸借対照表上の資本の「水増し」に対応して資産の「水増し」となって会計上処理された。この資産に「水」がどういった形で、つまりどのような資産にどの程度混入されたのであろうか。まず、この資本の「水増し」部分は一体何であろうか。この「水」の内容をどのようにとらえればよいのであろうか。創業者利得あるいはプロモーター利得という観点から見ると、同社は今世紀最も大規模な創業者利得創出の機構となったのだが、表5-2および表5-5で明らかのように、この機構は二段階に分かれている。U.S.スチール社は「合同の合同」によって成立したのであるから、先の合同においても同様な財務政策が採られたことは容易に予想できる。つまり、同社が設立時に資本の「水増し」財務政策を行なって巨額な創業者利得を創出する以前に、実は同社を構成する10大会社自体が、カーネギー会社のような例外的な企業を除いて、1897年から1900年にかけて各分野で5社から38社にのぼる同業者の合同によって設立された。その設立に当たって介入したプロモーターの指導により、これらの企業の普通株のかなりの部分（最大はナショナル鋼管会

社の50%)がプロモーターへの報酬であり、少なくともこの部分は資産の裏付けを欠いた「水」であった、と考えられる。これが創業者利得創出機構の第一段階である。この時点で、総計約6300万ドルの創業者利得が創出された。この額は、10大会社の発行株式総額の約1割に当たる。この「水」はわずか二、三年では十分抜けないまま、さらなる合同へと突入していったとすれば、この「合同の合同」が完成した段階、すなわちU.S.スチール社の設立時点では、既に見たように総資本の半分に「水」が混入されていたのであるから、「合同の合同」はまさしく「水増しの水増し（最大の水増し The Watering of Waterings=筆者）」であったといえる。⁽⁸⁾

U.S.スチール社設立以前の諸構成会社の「水増し・水抜き」財務状況の調査を試みたが、資料の制約もあって現時点では不十分なまま今後の課題となっているため、本稿では現時点での必要な数値として、既に取り上げた会社局の第三の評価額を、U.S.スチール社設立時の現実に価値の裏付けのある資産価額とするのが妥当であると判断した。この評価額と同社の資本構成を比べた場合、当時の合同における財務上の慣習（第1節）から考えてみても、同社設立時の発行普通株全てと優先株の2/5が「水増し」であったとする会社局の見解に依拠せざるを得ない。一方、前節のU.S.スチール社設立時の「水増し」資産をめぐって、会社局の評価額とU.S.スチール社自体による評価額は、鉄鉱石において6億ドルもの著しい違いが見られる。このことから、鉄鉱石が「水増し」評価の主要な対象であると言えるが、同社の「水」は有形無形を問わず資産全般に及んでいたのである。すなわち、U.S.スチール社の設立時の一括先取りされた創業者利得は、鉄鉱石といった有形固定資産のみならず、創業費、株式割引、株式プレミアムおよび暖簾といった無形資産、さらには棚卸資産に至るまで、広範囲な「水」となって現象したのである。したがって、U.S.スチール社設立時の巨額な資産全体に「水」はしみこんでいたのであって、設立後の財務の健全化を図るためにこの「水抜き」の様々な会計処理がとられるであろうことは容易に予想できるのである。

表5-5 諸構成会社設立時の資本構成とプロモーター利得およびU.S.スチール社設立時の証券交換状況

(単位：千ドル)

社名	諸構成会社設立時			U.S.スチール社設立時		
	設立年度	発行証券	プロモーターが取得した証券	U.S.スチールが取得した証券	交換比率(旧証券1に対して)	交換に発行されたU.S.スチール証券
Shelby Steel Tube	1900	c. 9,000	?	8,018	0.250	2,005
		p. 6,000		4,776	0.375	1,791
American Steel & Wire (N.J.)	1899	c. 50,000	11,600	49,901	1.025	51,149
		p. 40,000		39,998	1.175	46,998
		d. 130				
Federal Steel	1898	c. 100,000	3,699	46,483	c. 1.075	49,969
		p. 100,000	857	53,260	p. 1.100	1,859
		d. 30,217				58,586
American Tin Plate	1898	c. 30,000	10,000	27,995	c. 1.250	34,994
		p. 20,000		18,325	p. 1.250	5,599
		d. 273				22,906
American Steel Hoop	1899	c. 19,000	5,000	18,995	1.000	18,995
		p. 14,000		13,997	1.000	13,997
National Steel	1899	c. 32,000	5,000	31,969	1.250	39,961
		p. 27,000		26,992	1.250	33,740
		d. 2,561				
National Tube	1899	c. 40,000	20,000	39,937	c. 1.250	49,921
		p. 40,000		39,997	p. 1.250	3,514
American Bridge	1900	c. 35,000	7,250	30,946	1.050	49,996
		p. 35,000		31,348	1.100	32,493
		d. 156				34,483
American Sheet Steel	1900	c. 26,000	?	24,498	1.000	24,498
		p. 26,000		24,497	1.000	24,497
		d. 2,000				
Carnegie (N.J.)	1900	c. 160,000	...	160,000	...	c. 90,279
					...	p. 98,277
					...	d. 144,000
		d. 185,081		159,450	...	d. 159,450
Lake Superior Consolidated Iron Mines				29,413	c. 1.350	39,708
					p. 1.350	39,708
Oliver Iron Mining Co. & Pittsburg Steamship Co.				421	...	c. 9,250
					...	p. 9,250
Syndicate				174 stock		c. 64,998
				25,000 cash		p. 64,998
other Syndicate obligations & expenses				3 cash		c. 2
						p. 2
合計		c. 501,000	62,549	468,576		508,221
		p. 308,000	857	253,190		510,201
		d. 220,418	0	159,450		303,450

出所：U.S. Steel Corp., Preliminary Report, 1901, pp.10-11, U.S. Bureau of Corporations, Report, Part I, pp.14-20, 113-114より作成

注：c. 普通株、p. 優先株、d. 社債、単位未満切り捨て

4 結びにかえて

U.S.スチール社は、その設立時から既に年次報告書を開示している。同報告書は、財務諸表を中心に構成された同社の経営全般にわたる詳細なものである。そこで、U.S.スチール社の実際の経営活動を一定程度表しているものとして、この年次報告書を分析材料の中心に据えていかなければならないことは、本分析で明らかになった。

さらに、同社の 1929 年度年次報告書の開示とそれを跡付けたトランブルの分析、および会社局の調査報告書の詳細な検討を通じて、同社の「水抜き」財務政策を明らかにするとともに、我が国における関連した研究の整理を試み、さらに、同社の年次報告書を中心にして会計処理実務をも検討することによって、我が国の研究者が依拠しているトランブルおよび会社局の双方の隔たりを解消する方向をさらに探っていかなければならないことも、本分析で明らかになった。

それによって従来の分析の限界が一層際立ち、それを補填し得るものとして、「水抜き」の実態と同社の 1929 年の開示の意味を解明することが今後の課題となった。

また、諸構成会社の合同における財務政策とその会計処理実務についてもさらに分析を進めることによって、諸構成会社の合同さめやらぬうちに U.S.スチール社へと合同が強行された点を、財務・会計の両側面から捕捉していくことができる。

そうした分析を通してはじめて、U.S.スチール社の資本の運動に規定された財務政策、さらにその財務政策に規定された会計処理実務の実態がより鮮明になるのである。

-
- (1) Victor S. Clark, History of Manufactures in the United States, Vol. III (1893・1928), N. Y., 1929, p.54
 - (2) Commercial & Financial Chronicle, Vol.68, May 13, 1899, p.899
 - (3) 本章は以下の文献を参照した。
U.S. Bureau of Corporations, Report of the Commissioner of Corporations on Steel Industry, Part I, 1911 (以後「Report」), pp.1-14、伊牟田敏充「企業合併と株式会社—独占形成期の株式会社に関する覚書—」大阪市立大学経済研究所『経済理論と経済分析』日本評論社, 1969, pp.51-56、佐合紘一『企業財務と証券市場—アメリカ株式会社金融の成立』同文館, 1986, pp.131-199、鎌田正三『アメリカの独占企業』時潮社, 1955, p.78、西田博「アメリカ独占確立期におけるトラスト形成と『株式水割り』財務方策」京大『経済論叢』第100巻4号, pp.70-71、中村高次『会計政策論』ミネルヴァ書房, 1969, p.31、中村高次「U.S.Steel社の第一期財務諸表の研究」『神戸商科大学創立45周年記念論文集』1975, p.1 (389)、馬場克三『株式会社金融論 (改定増補版)』森山書店, 1978, p.82、David M. Kotz, Bank Control of Large Corporation in the United States, University of C.A., 1978, pp.32-33(D. M. コッツ著, 西山忠範訳『巨大企業と銀行支配—現代アメリカ大企業の支配構造—』文真堂, 1982, pp.35-36.
 - (4) E. S. Meade, Trust Finance, 1903, p.101., R. G. Walker Consolidated Statements, N.Y., 1978, pp.120-125、伊牟田, 前掲論文, p.56、佐合, 前掲書, pp.134-143、高寺貞男・醍醐聡『大企業会計史の研究』同文館, 1979, pp. 43-50、西田博「アメリカ独占確立期における『水割り』財務方策と公表会計実務」『経済論叢』第101巻第6号, 1968, p.80
 - (5) 『会計学中辞典』青木書店, 2005年, p.214 担当執筆
 - (6) Report, pp.22-38.
 - (7) 伊牟田, 前掲論文, p.61, 75注(30)、佐合, 前掲書, pp. 210-223
 - (8) 伊牟田, 前掲論文, pp.57-71、佐合, 前掲書, pp.201-211、中村, 前掲書, p.12, 39、馬場, 前掲書, pp.82-83

第6章 20世紀後半における日本の企業会計

—現代企業会計の展開(2)—

1 財務体質の改善と「財テク」

円高ドル安が続くなかで、日本の企業の1987年3月決算は高度成長期から初めて減収減益決算となり、まさしく円高直撃決算であった。その大幅な減益となった営業利益と経常利益との乖離の幅を埋めたのは、営業外収益であった。本業の儲けである営業利益に対して、本業以外の儲けである営業外収益は、金融資産の運用による収益であり、こうした運用は企業金融いわゆる「財テク」と呼ばれる。しかし、財テクは資金の運用という一面からのみとらえられるものではないため、資金の運用と調達が一体となったものであるという認識の上で検討を進めたい。

石油ショック以後の低成長期に入ると、消費の減退にともなって有利な実物投資の機会が激減し、企業は徹底的な減量経営を迫られた。この収益力の減少を補完するために、財務体質の見直しが行われ、借入金の返済による金利負担を軽減し、設備投資に向けられなくなった資金繰り上の余裕資金の効率的な運用が展開された。金融が逼迫した状態から緩和した状態になったことも、企業の余資運用の効率化を促した。

1979年以降の金融自由化の進展によって、国内外での時価発行増資や各種社債などによる低コストの資金調達が容易となり、自己資本比率の向上が図られた。各種金融商品の進出によって資金運用の多様化がもたらされたために、企業は増大する内部資金ばかりでなく外部資金をも調達して運用にまわし、積極的に金融収益の拡大をめざす方向へと変化していった。

企業の減量経営や財務体質改善といった構造転換の努力の成果が貸借対照表(B/S)上に現れてきたのは、1976年度前後からである。表6-1で営業・経常損益の売上高構成比の推移をみると、各社とも第1次石油ショック後の下落から1976年度以降回復しており、さらに1985年の円高以降は営業利益の悪化が著しく、それを補う形で営業外収支がプラスに転じ、すなわち経常利益が上昇している。現時点では、一時的にせよ、1987年から景気が回復してからもなお営業利益と経常利益は従来あった乖離の幅を僅少にしており、財テクが浸透していることをうかがわせる。新日本製鐵株式会社(以下「新日鉄」)、三菱油化株式会社(以下「三菱油化⁽¹⁾」)といった素材型産業はその推移が酷似しているが、三菱油化ではいち早く合理化効果がでてきており、また株式会社日立製作所(以下「日立」)

表6-1 営業・経常損益の売上高構成比の推移

年度	新日鉄		三菱油化		三菱重工		日産自動車		日立製作所	
	営業損益	経常損益	営業損益	経常損益	営業損益	経常損益	営業損益	経常損益	営業損益	経常損益
1970	9.4	4.7	17.7	7.5	9.5	6.3	6.7	7.3	11.7	7.0
1971	7.3	1.7	12.7	2.3	8.6	6.1	6.2	7.2	9.8	5.4
1972	10.5	4.2	12.0	2.6	12.1	9.0	6.2	7.3	11.5	7.6
1973	12.1	7.1	16.2	8.4	9.9	8.4	4.0	5.0	10.9	6.7
1974	7.8	3.0	12.9	6.2	7.3	5.5	1.5	2.0	7.0	3.0
1975	4.7	0.1	1.3	-6.7	4.7	2.4	4.6	5.7	7.1	3.9
1976	7.3	2.4	7.8	0.8	4.7	3.0	5.9	7.5	7.6	4.9
1977	2.8	0.3	7.5	0.2	4.4	3.3	4.6	6.2	6.8	4.7
1978	8.0	3.4	7.0	1.1	1.9	1.5	3.9	5.2	7.1	5.4
1979	11.6	6.4	7.3	3.4	1.5	1.7	5.6	6.7	8.1	6.3
1980	8.3	5.6	5.8	1.7	2.8	1.7	4.1	5.5	7.8	6.0
1981	8.4	3.7	0.4	-3.1	2.0	1.7	4.2	5.6	8.6	6.6
1982	3.2	0.5	-2.0	-4.7	3.0	1.5	3.2	4.8	9.0	6.7
1983	3.2	0.2	4.4	0.0	3.7	2.8	1.8	3.5	8.7	7.1
1984	7.6	3.2	7.9	3.9	5.3	4.4	2.0	4.1	7.7	8.5
1985	3.7	1.3	6.9	3.5	3.9	3.2	1.6	3.3	4.2	5.3
1986	-0.9	-0.6	6.4	3.6	1.6	1.2	-0.2	3.5	2.9	3.0
1987	5.9	2.9	11.9	9.8	4.1	3.4	1.4	4.0	4.3	4.6
1988	9.8	6.7	15.7	15.4	3.5	5.1	2.6	4.3	5.2	5.9

出所：各社『有価証券報告書』各年度より作成

においては1984年度以降一貫して経常利益が営業利益を上回っており、財テクの成果が現れている。

さらに、図6-2より財テク利回り和本業利回りの推移(1)～(4)をみると、石油ショックによる本業利回りの下落を補うように財テク利回りが上昇している三菱油化を典型として、1970年代から1980年代前半までの財テクは本業を補完する性格のものであった。しかし、1980年代なかば以降の本業利回りが、とりわけ1985年の円高ドル安の影響を受けた1986年度を底に、その後は回復基調にあるなかで、財テク利回りよりも下回っている三菱重工業株式会社(以下「三菱重工」)や日産自動車株式会社(以下「日産」)にみられるように、財テクは本業を上回り、積極的な役割を果たすものとなってきている状況がわかる。

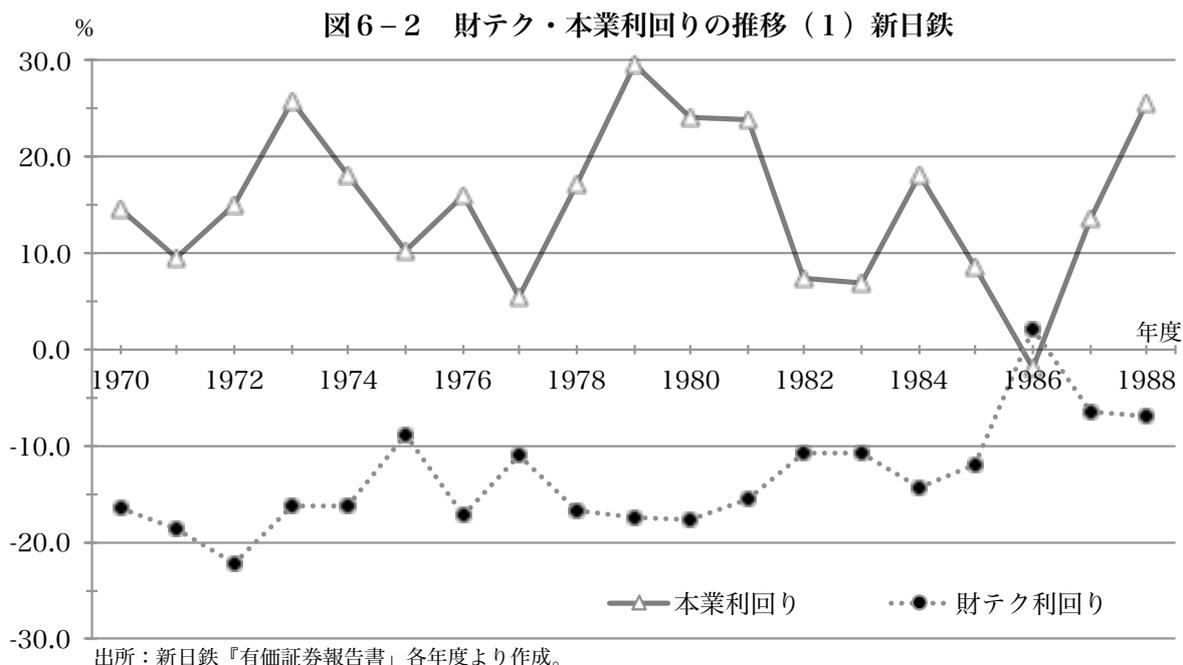


図6-2 はいずれも各社『有価証券報告書』から次の算式により作成した。財テク利回り(%)=財テク利益÷財テク資産、財テク利益=(受取利息・割引料・配当金+有価証券売却益)-(支払利息・割引料+社債利息・差金償却)、財テク資産=現金・預金+有価証券+各種貸付金。本業利回り(%)=営業利益÷(総資産-財テク資産)。

企業財務の構造変化のひとつに、借入金から自己資金へと調達比重が移ってきている点あげられる。とりわけ1987年度以降の好景気を反映して、製造業を中心とする設備投資の活発化と資本市場における株高を背景に、エクイティ・ファイナンス（新株発行をとも

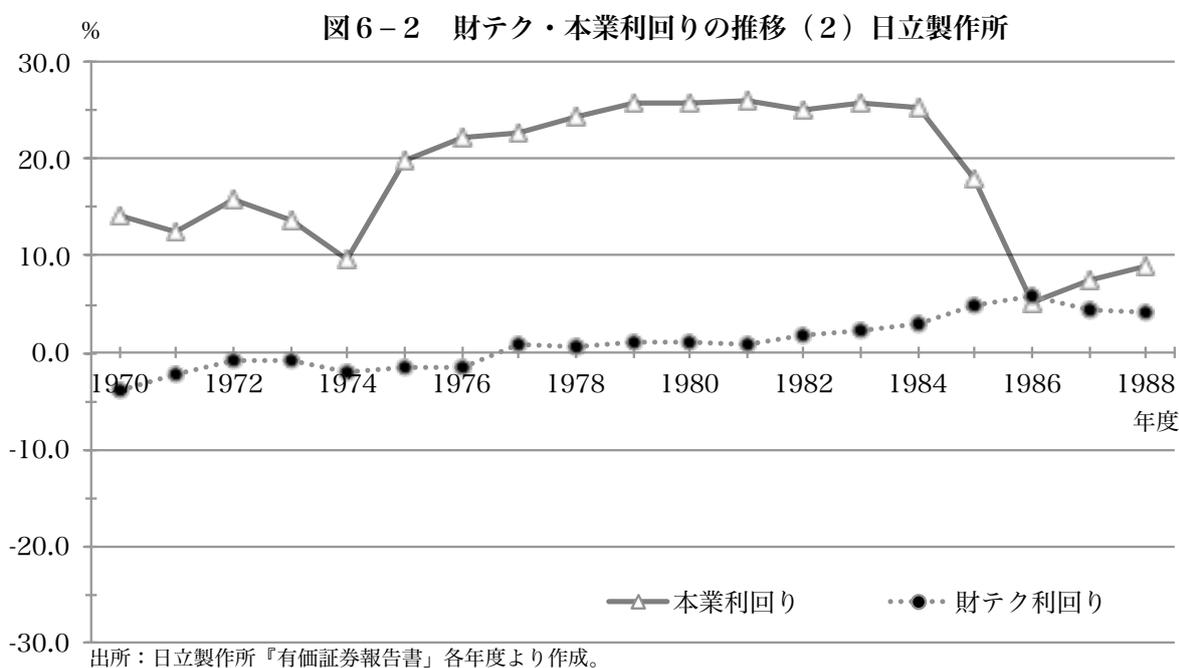
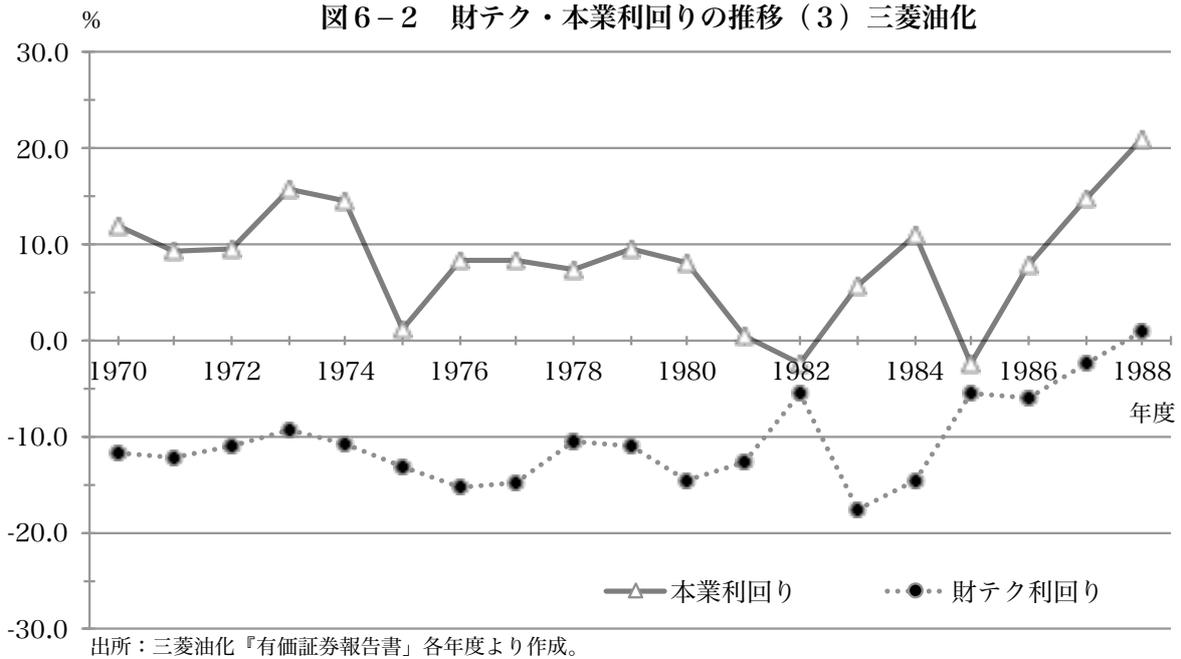


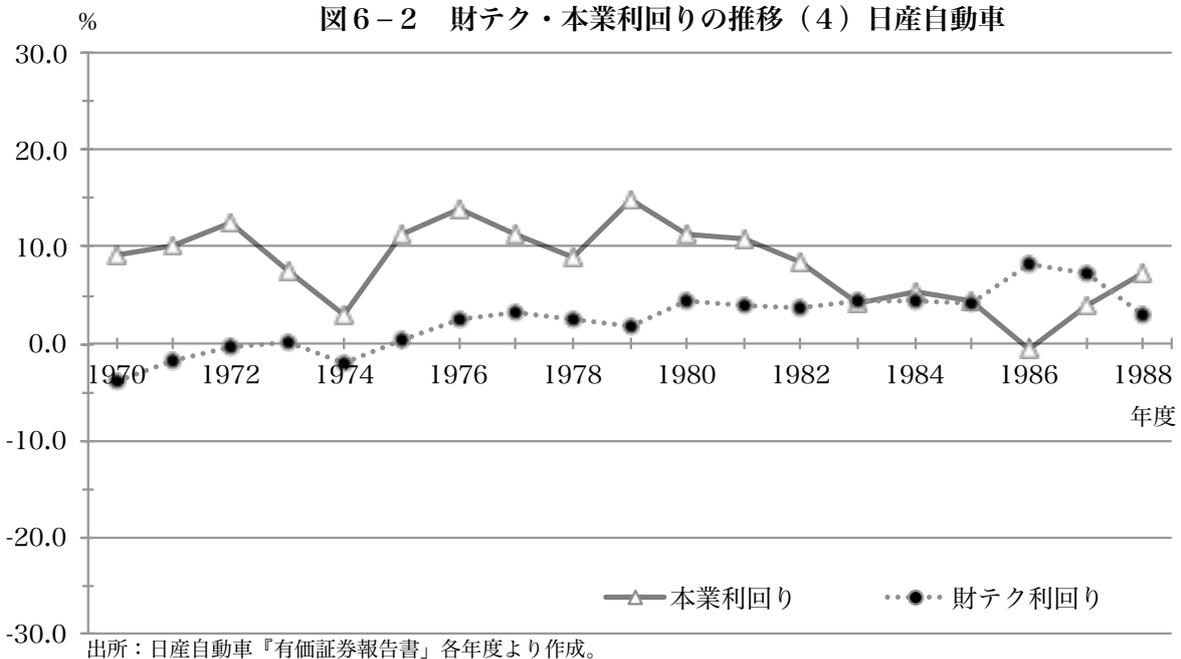
図6-2 財テク・本業利回りの推移（3）三菱油化



なう資金調達)に踏み切る業種が目立っている。これはワラント債(新株引受権付き社債、WB)や転換社債(CB)などのエクイティ債あるいは増資を利用するものである。こうしたエクイティ・ファイナンスやコマーシャル・ペーパー(CP)などによる資金調達によって、借入金の返済など有利子負担を大幅に削減して自己資本を充実させるとともに、残った手元資金は譲渡性預金(CD)、大口定期預金(大口定期)、特別金銭信託(特金)外貨預金、有価証券投資などの運用によって財テク利益を獲得するのである。

このように調達した資金の運用額の増加は、手元流動性の増加と一致する。手元流動性

図6-2 財テク・本業利回りの推移(4)日産自動車



は、現金・預金、有価証券の年間売上高に対する割合を示すものであるが、国内企業全体のそれは 1988 年末には石油ショック以前の 1972 年 12 月以来 16 年ぶりの史上最高となり、その後も上昇傾向にある。

この理由として、不活動（遊休）残高の積みまし、財テクによる株式抱き込み、いざという時のための手元資金の確保、株式投資と売却益取得などが考えられるが、この比率の上昇によって、経営体質が強化し改善策の効果が出てきたとするのは早計で、売掛金の早期回収や在庫圧縮の効果も大きい。

また、資金効率化の追究が積極化するなか、1970 年代から 1980 年代の初めに発展してきた債券現先取引による運用は、債券相場の低迷によって低下している一方で、1979 年 5 月に期日指定方式という制約つきながら創設された CD 市場へと移行していた。その後、発行量の増加にともなう流動化要求に応えた CD 現先の出現によって、制約はほとんど排除されたことに加えて、短期運用では公証人手数料のみで有価証券取引税が課されないため、債券現先から CD へ、さらにはより安定的運用を求めて大口定期へ移行している。全般的には確定利付型といえる大口定期や CD での安定的運用が主流であるが、特金の利用に典型的なハイリスク・ハイリターン型および両者の混合型など、調達コスト、証券市場の変動、配当負担を加味した選択がなされている。また、海外金利の上昇による投資魅力が増した外貨預金、米国短期国債へも向かっている。そうした短期の資金繰りの余裕は、手元流動性比率（手元流動性が月商の何倍になるかを示す指標）の上昇にも現れている。

さらに企業は、さまざまな財務体質の改善に取り組んでいる。例えば、新日鉄は、1989 年 3 月期末での社会預金（残高 800 億円程度、年間支払金利 6%）の全面廃止により、借入金返済とともに、有利子負債残高を大幅に減少させ、金融収支の赤字を改善した。この社会預金は従業員の福利・厚生を充実する意味で存続していたが、財務体質改善の一環として廃止に至った。同社は今後も年間 100 億円程度のペースで金融収支の赤字改善の目指しており、1991 年 3 月期末までに借入金残高を 1 兆 3000 億円まで削減する計画で、「借金づけ」からの脱皮へ向けた財務体質改善策を講じている。⁽²⁾また、上場企業の約 9 割が導入している年金制度を、他産業に比べて高齢化の著しい新日鉄など高炉大手が 1990 年度から導入に踏み切ることにより、退職引当金への課税強化の動きをあいまって、毎年の退職金負担を平準化させようとしている。⁽³⁾

「新株予約権付社債」⁽⁴⁾

bond with stock-purchase warrant : WB, ワラント債

新株予約権を付与した社債。2002(平成 14)年 4 月施行の改正商法で新株予約権制度が導入され、従来の転換社債と非分離型新株引受権付社債を新株予約権付社債とした。新株予約権は、行使価額（新株予約権の行使の際に予め定められた払込価額）で、発行会社の株式を取得できる権利（コール・オプション）である。新株予約権の行使（実行）により、会社に対して、新株を発行させるか、その代わりに会社が保有する自己株式（代用自己株式）を移転させることが可能となる。

従来の新株引受権は単独で発行できなかったが、新株予約権は、ストック・オプションの付与に関わらず、社債の発行をとまなわず、有価証券として単独で発行できる。発行者は、新株予約権の発行価額を負債に計上し、権利行使で資本金ないし資本準備金に振り替え、行使されずに期限が到来すると利益として処理する。取得者は、有価証券の取得として時価で処理し、権利行使時は株式に振り替える。改正商法ではストック・オプションを新株予約権の有利発行として、旧商法の制限を撤廃して規制緩和し、多様な資金調達や持株比率の是正を図ろうとしている。

従来の転換社債（株式に転換する権利を付与した社債 convertible bond : CB）は、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債）とする。新株予約権を社債と分離して譲渡できない。一括法（社債の対価部分と新株予約権の対価部分を区分しない会計処理）も認められる。社債の発行価額と新株予約権の行使価額は同額になり、権利行使で、社債を全額償還する代わりに新株予約権の行使価額の払い込み（代用払込）が認められる。

従来の非分離型（ワラントと社債が分離譲渡できない）新株引受権付社債は、権利行使で代用払込が認められる新株予約権付社債として扱う。発行者・取得者ともに区分法（社債の対価部分と新株予約権の対価部分を区分した会計処理）による。社債の対価総額と券面総額との差額は社債発行差金として計上・償却される。なお、従来の分離型新株引受権付社債は、新株予約権付社債とせず、新株予約権と社債を同時に募集して割り当てるため、両方の規定が同時に適用される。

2 企業の「財テク」

(1) コマーシャル・ペーパーによる財テク

コマーシャル・ペーパー（CP）は、信用力ある企業が無担保で発行する約束手形であり、短期資金調達的手段である。1966年の時価CB、1981年のWB、1985年の国内での外貨建社債（ショーンボンド）など発行される社債が多様化し、1986年末の証券取引審議会報告をうけて、償還期間および発行業態の多様化、CP市場の実現などがみられた。とくに、CP市場の実現は社債の多様化の大きな進展である。

CPの特徴は、額面1億円以上で償還期間は1ヶ月以上6ヶ月以内の割引方式である。銀行の借りに比べて企業主導で、しかも金利の市場実勢をみた有利な発行が可能で、償還期間を自由に設定できる点あげられる。CP自体も金融市場で流通するため、投資家にとっても機動的な運用対象になる。

1987年11月20日のCP発行開始日には、25社、約7900億円が発行され、以後、発行企業の増加により1988年3月には2兆6000億円となり、発行残高は順調に拡大してきたが、1989年3月決算期末開け以降、CP発行レートは同期間のCDの新発行レートとほぼ同水準で推移し、1989年5月8日には市場創設以来初の利上げ観測の台頭で金利の先高観が強まり、銀行、証券会社が低レートでの引き受けを一斉に手控え始めたため、発行レートが上昇し、メーカーなどを中心にCPによる調達を見合わせる動きが広がり、発行残高が減少した。こうしたCP市場の動向からうかがえることは、発行の動機が大口定期などの運用など財テクにあったことである。これまでは、大口定期レートがCP発行レートを上回っている間は、CP発行により低利で調達した資金を大口定期などの運用に回し、利ザヤを獲得していた。CP発行レートの上昇に至って大口定期レートとの差が縮まると、所期の利ザヤが見込めないため、一方的に発行を中止する企業が目立っている。ただし、起債の大型化も考えられる。とまれ、本来資金調達であるCPは、即時的・効率的な資金運用のための一手段に過ぎないものとなっており、このことは恒常的なカネ余り現象を背景にした場当たり的な企業財務の無計画性を露呈している。

(2) エクイティ・ファイナンス

1989年に入って日本企業は150件以上のユーロドル建てワラント債(WB)を起債したが、発行体にとって調達コストの大幅な低減(現行では10億ドル超の大型起債にすれば最終的な円転換ベースで実質マイナスコストでの調達)が可能となるため、起債が大型化している。1989年3月の新日鉄の12億ドルの発行に始まり、5月の三菱重工、10月の日産の15億ドルなど10億ドルを超える発行が相次いでいる。⁶⁾

しかしながら、WBは権利行使による株式の購入がなければ単なる紙切れで利息もつかないため、期限まで持っていれば額面価格が保証され決算期ごとに利息も受け取れるCBとは大きな違いがある。さらにユーロドル建てWBは年限4年物が多く、下げ(上げ)相場では株式よりもはるかに大きく値下(上)がりするため、株価が上昇すると短期間で権利行使が進む傾向にある。そのため、こうしたWBなど大量のエクイティ・ファイナンスによる配当負担の増加が今後問題になろう。

鉄鋼業界では、高炉大手各社が起債に乗り出し、新日鉄は1988年6月に6億ドル、1989年2月には12億ドルのユーロドル建てWBを、1989年6月に3000億円の国内CBを、1990年1月に2億5000万株の時価発行増資と1000億円の国内WB(いずれも1990年1月現在で過去最高額)を発行した。こうして調達した資金は借入金の返済に充てることにより、長・短期借入金残高および純金利負担額が大幅に削減でき、売上高純金利負担率も改善される。また金利動向によっては大口定期などの余資運用に回される。長らく業績不振に苦しんでいた化学業界も大型起債が相次いでいる。半導体、コンピュータ向け設備投資がかさむ電機業界もいっせいに調達に乗り出しており、日立の手元流動性資金は8000億円を超えているが、エクイティ・ファイナンスによる良質の資金を確保しようとしている。しかしながら、WBを発行しても株価の低迷などで権利行使がなければ資金は払い込まれないのである。一部でも権利行使があれば、また国内CBの株式転換が進めば、金融収支の改善を進めることができる。また増産投資などに限られ新規事業投資がさほど増えず、設備投資額が減価償却の範囲内におさまることで、キャッシュフローが設備投資額を上回れば、それだけ有利子負債残高は減少する。したがって、エクイティ・ファイナンスは、流動比率の増加と1株利益の低下というマイナス要因をとめないながらも、借入金体質からの脱却と自己資金の充実がはかられる。

増資は、商法改正によって、1982年10月1日以降の取締役会の発行決議分から資本組入額が変更され、駆け込み増資以降の1982~1983年度は減少しているが、依然として資

金調達の一柱の柱のひとつであり、時価発行・第三者割当増資の増加も注目される。また、国内C Bは発行コストがC PやW Bに比べて高いが、年限が最長 15 年であり、株式への転換も比較的穏やかであるため、株式・債券相場の変動によっては、C PやW Bによる低コストの資金調達よりも、国内C Bへと資金調達の比重が高まることも考えられる。

(3) 土地投機と海外不動産投資

列島改造ブームの 1971 年頃から首都圏において急激に上昇を始めた地価高騰は、「1 億総不動産」といわれる勢いで 1973 年をピークにして全国に展開した。その当時は、金融機関の貸付競争が激化し、企業は全国の土地を買い漁った。B/S 資産の部の有形固定資産・土地の増減にみられるように、ほぼ上記ブーム以前に土地を購入している例がかなりある。

さらに 10 年後の 1983、1984 年から首都圏の商業地を中心に始まった土地投機にからむ異常な地価暴騰の前後にみられる B/S 上の土地の増減は、取得価額から何倍にも膨れ上がった地価の切り売りによって、収益悪化の下支えとなった。列島改造ブームの全国的な地価上昇と異なり、1980 年代に入ってから地価の異常な上昇は、当初、東京を中心とする 6 大都市部に限定され、とくに 1983 年の千代田・中央・港の都心 3 区の商業地価格上昇を端緒としたものであった。こうした状況のなかで、企業の土地投機が進んだのである。

円高が進んだ 1985 年後半から、日本企業による海外リゾート事業への進出が目立ち始め、1987 年頃から件数が急増している。「カネ余り」現象の一方で、首都圏を中心とする土地払底・地価天井および規制強化によって、国内不動産投資のうまみがなくなり、投資先不足も手伝って、海外不動産投資の方が割安になったことが背景である。投資対象地域はアメリカ中心から東南アジア、ヨーロッパ、オセアニアと世界的な規模で広がりはじめている。

投資件数の増加と同時に、出資側の業種の多様化が顕著である。1980 年代前半まで主力であった不動産業、ホテル業、私鉄関連会社に加え、建設会社が積極的になったほか、多角化を進めている素材型産業などにも広がってきた。一例をあげると、マレーシア・ペナン島で、ホテルや多目的イベントホールなどの施設を含むリゾート開発に、新日鉄が日新製糖と共同出資で取り組んでいる。

さらに、進出の仕方も、1986・1987 年は買収が全体の過半数を占めていたが、日本企業同士の海外有名リゾート地の買収競争が地価上昇に拍車をかけ、現地資本の締め出しという問題も表面化しており、そうした軋轢を緩和する配慮から、さらには買収で採算割れになってきたことから、1988 年は現地資本との共同開発が全体の 6 割を占めた⁽⁶⁾。海外不動産投資は高利回り物件が得やすく、しかも税制面からの有利性もある。海外不動産収入のなか

で、賃貸料収入＝インカムゲインは、不動産所在地国課税が国際ルールであるため、直接投資、間接投資とも、不動産所在地国での税負担は原則的には同じであるが、売却益＝キャピタルゲインは、その取り扱いが国によってさまざまであり、とくにタックヘブンを經由した間接投資の場合の節税効果は大きい。

3 リストラクチャリングとM&A

いわゆるM&Aは企業買収・合併をさすのであるが、広義の意味での形態別に区分すると、企業合併 Merger（対等・吸収合併）、企業買収 Acquisition（営業・株式譲渡、新株引受）、企業提携（資本・業務提携）となろう。また、被M&A企業からみれば、不採算部門の売却などは事業分類 Divestiture といえる。近年、日本においてもM&Aが著しく増加してきた背景は、企業を取り巻く環境の国際化、広域化、貿易摩擦緩和を発端とする現地生産化、多角化およびリストラクチャリング、業務展開の時間的短縮と資金的・設備的節約、証券会社などのM&A仲介業者の増加などがあげられる。そこで、日本企業によるM&Aの推移を表6-3からみてみると、件数では1982年度のほぼ倍となった1985年度以降急増しており、1989年度には1985年度の2倍を超えた。形態別では〔山一証券調べであるため上記の形態と必ずしも一致しない〕、とりわけ営業譲渡と資本提携の増加が著しいことから、多角化への布石としての緩やかなM&Aが指向されている。

日本の企業合併は、対等合併については1970年3月の富士製鉄と八幡製鉄との合併により成立した新日鉄の事例にみられるが、ほとんどは吸収合併によっており、1987年1月の三菱油化が三菱ファインと油化メラミンを吸収合併した事例にみられるように、吸収合併の大半が子会社を吸収することによる事業の集約・一元化によって経営の効率化と競争強化を図ることを目的としている。

M&Aの主流は、株式公開買付け（TOB）による株式譲渡、あるいは最近では新株引受である。前者は、買収の意志と買付け株価を公開して買い集める方法で、資金と時間の節約をもたらす。後者は、新株を発行して経営権を譲渡・買収するか、あるいはCBやWBを買い占めて経営権を引き受ける方法である。

表6-3 日本におけるM&Aの推移

		1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
形態別	株式取得	70	94	89	111	196	197	186	276
	資本提携	30	43	47	102	154	187	214	235
	合併	33	27	33	28	31	25	38	35
	営業譲渡	20	19	21	48	70	60	117	114
	合計件数	153	183	190	289	451	469	555	660
方向別	内—内	122	141	140	163	226	219	223	178
	内—外	28	37	44	100	204	228	315	405
	アメリカ	16	26	33	56	126	120	167	190
	EC	8	8	6	8	28	35	52	103
	アジア・オセアニア	1	3	2	30	36	61	79	78
	外—内	3	5	6	26	21	22	17	15
	アメリカ	2	5	5	21	15	13	11	7
	EC	0	0	0	3	2	8	2	6
	アジア・オセアニア	1	0	0	0	1	1	1	0
	金額公表件数	14	11	13	73	141	196	261	336
合計金額 (億円)	977.0	2,490.3	567.9	1,248.7	5,446.0	10,842.9	21,167.4	30,796.9	
1件当たり金額	69.8	226.4	43.7	17.1	38.6	55.3	81.1	91.7	

出所：山一証券株式会社企業開発情報部

注：株式取得（マジョリティ）は、株式51%以上取得ないしは50%以下であっても実質的に経営権を掌握した場合（マジョリティ→マジョリティの株式買い増しは除く）。資本提携（マイノリティ）は、株式50%以下の出資/資本参加で実質的経営権が移動しない場合（マイノリティ→マイノリティの株式買い増しは除く）。合併は、独立系企業同士のものに限定（子会社の吸収合併、子会社同士の合併は除く）。営業譲渡は、事業部門の買収、営業権買収、従業員の移動を伴う資産買収等（純投資は除く）

合計件数=株式取得+資本提携+合併+営業譲渡=(内—内)+(内—外)+(外—内)

内—外および外—内のアメリカ、EC、アジア・オセアニアの数値は内訳

合計金額および1件当たり金額は、公表分のみで、単位は億万円

したがって、M&Aはまた、こうした株式買い占めによる敵対的なM&A、合意に基づく友好的なM&Aという区別もある。日本の経営風土には敵対的なM&Aはなじまないとされてきたが、最近の「ブーン・ピケンズ氏対小糸製作所」「秀和对忠実屋、いなげや」「高橋産業対宮入バルブ製作所」などの続発にみられるように、件数の増加とともにその内容も欧米並みのM&Aの波が押し寄せてきた。そのためには、日本企業の間深く根ざしている独自の制度や慣行、とりわけ「株式持ち合い」による閉鎖性を是正できるような制度づくり、さらに第三者割当増資の基準作り、TOB制度の改善が急務である。

前述のM&Aを本格的なM&Aとすると、企業提携はその準備段階としてのM&Aといえる。技術・販売提携に始まって、営業・経営の代行といった業務提携、さらに提携強化を目的とする支配権のない株式持ち合い・新株引受による資本参加および合併会社設立といった資本提携へと発展する。具体的には新日鉄の事例があげられる。1983年9月の日本耐蝕管工業との営業譲渡では、ステンレス溶接部門の強化を図るために、1988年7月の三協精

密製作所との資本提携では、事業多角化の一環としてエレクトロニクス分野に足がかりをつけようとする鉄鋼大手と、研究開発を進めるうえで新素材を含む素材技術が不可欠の精密機器メーカーの思惑が重なった結果と考えられる。さらには、アメリカのインランド・スチール (Inland Steel Industries, Inc.)との合併では、1987年7月に新日鉄40%、インランド60%の持株比率で、1989年9月には折半出資で次々に新会社を設立した。これは、冷延段階の抜本的な近代化と最新技術によるコスト低減を図り、需要の拡大している高級冷延鋼板ニーズに対応しようとするインランド・スチール、北米における自動車用鋼板などの需要増加を見越して強固な生産基盤を築こうとする新日鉄、双方の思惑が重なった結果である。こうして1987~1989年にかけて日本の鉄鋼大手を中心としたアメリカ鉄鋼大手との提携による日米鉄鋼業のグループ化が形成された。従来からの業務提携から合併などの資本提携に進展した結果だが、こうした提携段階ではまだ支配・経営権といった問題は表面化しないながらも、確実に本格的なM&Aへと発展することは容易に考えられる。

また、M&Aをその方向によって大別すると、日本の企業が他国の企業を買収・合併する場合のIn-Out (内-外)型、その逆のOut-In (外-内)型、そして日本の企業同士のIn-In (内-内)型の三つがいえる。表6-3からこの国内外別のM&Aの推移をみると、とりわけ1987年度以降、In-Out型がIn-In型を上回り、主流を占めてきている。円高と貿易摩擦による輸出環境の悪化、1987年秋の株価の暴落による買収コストの低減によって、日本企業によるアメリカ企業の買収が増加している。1980年代のアメリカでの大型M&Aのほとんどは、イギリス、カナダ、日本などの外国資本によるものであり、アメリカではM&A=Out-In型が主流といえる。貿易摩擦に加え、日本企業によるアメリカでのM&Aの急増、なかでも1989年度は9月のソニーによるコロンビア・ピクチャーズ・エンターテインメントの買収、10月には三菱地所によるロックフェラー系不動産会社の買収によって、ジャパン・マネーによる大型M&Aに反発する動きもある。他方では、米預託証券(ADR)を介した株式交換によるM&Aによって、投資摩擦を回避しつつ、資金負担を軽減する方式も採られ始めている。

そのように軋轢を緩和し日本独特の規制を見直しつつあるなかで、日本でもOut-In型が急増してきている。1989年10月に合意したイギリスのポリー・ベック・インターナショナル社による山水電気の買収は希なケースであるが、Out-In型のM&Aを受け入れるためのさまざまな垣根を取り払うことは、日本の企業および市場における国際化を促進することだろう。

一方では、従来のようなグループ内の提携強化のためというよりも、既存の市場支配力を再編し国際競争力に対抗するため、最近では「三井銀行と太陽神戸銀行」との吸収合併にみられる大型のI n-I n型M&Aも増加しつつある。

これまで日本企業は平均して自己資本比率が低く、これは他人資本、なかでも銀行からの融資が圧倒的であったことを示すものであるが、企業自体が外債を発行するなど直接金融の比重が高くなってきた。また円高や産業構造さらには金利の自由化の急激な展開とともに、従来の日本に特異なグループ経営や株式相互持ち合い等にも変化がみられる。そうした金融・経営の国際化がM&Aの増加に拍車をかけている。

4 リストラクチャリングと経営多角化の進展

(1) 企業の先端技術化

経営多角化はリストラクチャリングの一環であり、その進展は多様である。すでにみてきたM&Aによるもの、業態転換によるもの、周辺分野への拡張によるもの、ヒット商品による売上高構成比率の変化によるものなどがある。この背景には、1973年および1978年の石油ショックによる重厚長大型から軽薄短小型への産業構造の転換、1985年秋以降の円高の進行にともなう輸出依存体質からの脱却、情報化・エレクトロニクス化への対応などの契機がある。

有価証券報告書において多角化を探ってみると、まず「事業の概況」の会社の目的(＝定款)の変更に見ることができる。1985年の円高の前後から各社の定款には、新規事業への進出を告げる変更がみられるようになった。新日鉄は1984年6月に事業目的を変更し、翌7月に新素材事業開発本部を、その2年度にエレクトロニクス事業本部を設置した。1987年6月には事業目的に、都市開発事業、情報処理・通信システムおよび電子機器の製造販売ならびに通信事業、バイオテクノロジーによる農水産物などの生産販売、教育・医療・スポーツ施設などの経営、といった多角化へ大きく前進する変更が加えられた。同時期に本社部門から分離して新規事業部門に新素材事業本部、エレクトロニクス・情報通信事業本部、ライフサービス事業部およびバイオ事業開発部が設置された⁽⁷⁾。重厚長大の鉄鋼業界にも産業のサービス化・ソフト化の波は押し寄せており、一方ではスリム化して将来性のある高付加価値商品の生産に特化し、他方では自社資源すなわち遊休地および豊富な余剰人員・ノウハウの有効活用を基本とする新規事業の推進を図り、さらには企業イメージを刷新

するためのC I (Corporate Identity) 戦略に積極的に乗り出すことで、軽薄短小を指向している。

これからもわかるように、事業の多角化は、新素材、バイオおよびその利用製品、医療財用・用具、エレクトロニクス関連製品の開発・製造・販売や不動産・地域開発関連事業、情報処理・通信・サービス関連事業、教育・医療・スポーツおよびレジャーその他のサービス関連事業といったものがあげられ、ますます積極的に取り組まれている。とくに、エレクトロニクス中心の先端技術と土地開発を含むレジャー関連分野あるいは到来する高齢社会に対応したシルバー事業に力が注がれている。これらの分野の市場は現在まで着実に拡大し、今後一層大きな成長が予想できる。こうしたことは経営組織図からも知ることができる。さらに業務提携が研究・開発活動の状況、設備の状況とくに新規事業投資の状況からおおよそ推測される。

次に、表6-4より新日鉄、日産、日立の3社の事業内容における売上高構成比率および営業の状況における販売実績から多角化の進展をみてみよう。部門別の売上高構成比率からは本業を特定できない日立は、原動機・重電機および産業機械・プラントが低下し、とくに売上高の約3割を占めていた家電がオイル・ショック以後の15年あまりで半減しているのとは対照的に、情報・通信システムおよび電子デバイスが倍増していることから、主力製品・部門の比重の移動具合がうかがえる。本業とそれ以外の区別をつく新日鉄、日産は、本業の比率は微減であり、本業以外の比率は本業を脅かすものではない。が、ほとんど身動きのとれそうもない重厚長大の典型とされる新日鉄が多角化に積極的であることは間違いない。日産は宇宙航空およびフォークリフト・マリーン部門の比率を着実に伸ばしているが、売上高構成比率で判断するかぎり、それほど多角化を強力に推進しているようにはみえない。これは、本業の売上が圧倒的なためにそれほど目立たないだけである。また、現時点での経営多角化は、ひとまず子会社や関連会社あるいは業務提携先において多角的な事業を展開し、そこで採算性や将来性が認められた場合は本社機構のなかに組み込む、といった場合がほとんどではないだろうか。関係会社に関する事項をみると、連結の度合や事業の内容などは知ることができるが、親会社がどのような新規事業に力を入れているかは十分にはわからない。

そこで、B/Sの注記における銀行借入などに対する債務保証、附属明細表の関係会社有価証券明細表、関係会社出資金明細表、関係会社貸付金明細表などが手がかりになろう。一例として、表6-5から新日鉄の債務保証先をみると、1970年代はおおよそ鉄鋼関連製品を主力とする関係会社が大半であったが、1980年代なかば以降になると、レジャー関連会社や先端技術産業へと債務保証の比重が移っている。また、不動産関連企業への債務保証

表6-4 売上高構成比の推移

年度	新日本製鐵			日産自動車			日立製作所					
	本業	その他	売上高	本業	その他	売上高	原動機 重電機	家庭 電器	情報 通信	産業 機械	交通 機器	売上高
1970	96.8	3.2	1,296,991	99.1	0.9	799,016	24.0	29.3	19.9	16.8	10.0	807,282
1971	97.3	2.7	1,418,747	99.3	0.7	981,812	23.4	29.1	20.0	16.9	10.6	797,400
1972	97.3	2.7	1,418,747	99.3	0.7	1,176,424	21.4	31.9	19.7	15.1	12.0	844,347
1973	96.2	3.8	1,855,833	98.9	1.1	1,270,833	22.2	30.0	18.7	16.0	13.1	1,007,627
1974	96.2	3.8	2,287,024	98.8	1.2	1,429,637	25.6	26.5	18.5	15.2	14.2	1,103,573
1975	93.2	6.8	2,101,192	99.2	0.8	1,770,198	23.4	27.4	20.6	15.5	13.2	1,110,550
1976	92.4	7.6	2,506,116	99.3	0.7	2,024,625	26.7	23.7	21.6	15.1	12.9	1,355,468
1977	93.4	6.6	2,326,150	99.4	0.6	2,246,393	27.4	23.6	22.6	13.0	13.6	1,416,302
1978	93.6	6.4	2,412,462	99.1	0.9	2,306,685	25.0	23.9	25.6	12.3	13.2	1,501,511
1979	93.9	6.1	2,844,826	98.9	1.1	2,738,868	23.8	25.2	25.9	11.9	13.2	1,678,034
1980	88.3	11.7	3,112,603	99.0	1.0	3,016,190	24.8	23.7	27.0	11.4	13.1	1,942,541
1981	88.2	11.8	3,102,291	99.3	0.7	3,198,724	22.6	24.6	28.1	12.4	12.2	2,168,216
1982	91.7	8.3	2,724,416	98.5	1.5	3,187,722	24.5	21.7	30.2	12.7	11.0	2,333,273
1983	89.8	10.2	2,659,714	98.1	1.9	3,460,124	22.1	22.9	34.1	10.7	10.3	2,648,207
1984	90.3	9.7	2,860,040	97.9	2.1	3,618,076	18.8	23.9	38.6	8.9	9.8	3,025,754
1985	88.5	11.5	2,684,271	98.1	1.9	3,754,172	20.7	23.7	36.0	9.3	10.3	3,003,390
1986	88.4	11.6	2,178,537	98.0	2.0	3,429,317	22.6	19.8	37.8	9.5	10.4	2,924,634
1987	91.2	8.8	2,147,038	97.8	2.2	3,418,671	20.8	18.1	41.8	9.3	10.0	2,919,539
1988	90.7	9.3	2,385,412	97.8	2.2	3,580,110	20.1	16.7	43.7	9.6	9.8	3,232,001

出所：各社『有価証券報告書』より作成

注： 単位：「売上高」は百万円、売上高以外は%
売上高構成比=生産実績/総生産高×100

新日鉄は鉄鋼製品の各生産実績の合計を「本業」、鉄鋼製品以外の生産実績の合計を「その他」とした

日産は自動車部門の生産実績の合計を「本業」、自動車部門以外の生産実績の合計を「その他」とした

日立は部門毎に算出した

は、土地高騰をうけて 1974 および 1983 年度をピークに一貫して高額である。1986 年以降はオランダの金融子会社 N S I F (Nippon Steel International Finance) への債務保証が注目される。これは N S I F 発行の C P に関わる債務に対する保証⁽⁸⁾であるが、1988 年には債務保証総額の約 3 割を占めていることから、多角化の一環としてまたそれを財務面で支えるものとしての金融子会社の強化へと重点的に移行していることがわかる。しかしながら、多角化は関係会社を含めたグループ全体までその検証を広げなければ十分でないことも明らかである。

多角化をいう場合、それが一時的なものかどうかを考慮しなければならない。1985 年以降とくに鉄鋼大手は異分野で「雨後の筍」のごとく新会社を設立してきたが、新日鉄の場合は通信販売会社から撤退するなど、新規事業のすべてが高収益を見込めるわけではないため、業績不振事業はいつでも切り捨てるし、好調事業は本社機構のなかに組み込んで事業強化し

ようとするのである。とはいえ、鉄鋼業においては依然として豊富な余剰人員と遊休地・設備を抱え、本業で培われた高い技術力があるため、常にどん欲に異業種への参入を図ろうとしている⁽⁹⁾。このように、企業は新規参入・撤退を繰り返しながら、事業の拡張を図っている。

(2) 企業の軍事化と宇宙開発分野への進出

先端技術の分野が開拓されればされるほど、その分野は宇宙開発および軍事関連産業と密接になってくる。多角化がすすむなかで、そうした分野に無関係であった企業の進出が目立っている。この点も、すでに指摘した有価証券報告書における定款の変更からもうかがえる。日産の場合は、従来より宇宙航空部門での生産を行っており、その部門別の売上高構成比率は1970年に0.3%とわずかではあるが、1985年4月に、アメリカのマーチンマリエッタオーバーシーズ社と宇宙航空分野における技術援助契約を締結した翌1986年は0.6%と着実に伸びていることがわかる。注目されるのは、それまで「会社の目的」のひとつに

表6-5 新日本製鉄の保証債務の推移

(単位:100万円)

保証先 / 年度	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
新日鉄化学工業	49,954	60,848	55,559	50,067	55,259	38,448	43,000	38,470	31,112	24,391	19,806	21,925	27,490						
日鉄建材				6,777	7,438	4,865	3,975	2,842	1,919										
日鉄エココン	8,736	7,947	7,045																
日鉄溶接工業	2,273	3,405	4,122	3,412	4,295	3,002	2,524												
日鉄金属工業	1,343	1,352	1,030	1,304															
大和製缶	14,040	16,791	19,750	24,173	29,786	17,063	15,032	11,292	5,354	3,908									
日鉄不動産	10,510	14,907	28,996	41,666	46,337	29,014	28,084	29,031	26,549	25,199	29,460	30,311	29,793	35,875	28,941				
日鋼企業	1,703	1,679	1,585	1,493	1,401	643	597												
日鉄ライフ																19,380	14,501	9,256	5,522
日本ホームズ不動産																		675	725
戸畑共同火力	1,130	1,297	1,533	1,459	1,303	1,003	2,764	5,185	5,616	5,045	4,473	3,916	3,381	2,838	2,346	1,849	1,382		
堺共同火力	374	355	330	298															
大分共同火力		1,600	4,000	4,483	4,330	1,943	1,750												
日本鉱石輸送	454	287																	
日鉄電設工業	38																		
大同鋼板	204																		
山陽特殊鋼管	1,100	1,185	1,080	960	840	345	275												
富士三機鋼管	12,811																		
東海特殊鋼	4,877	4,405	3,856	3,361	3,586	1,789	1,834										1,002	957	754
日鉄鋼機	9																		
広畑海運	14																		
日本ウジミナス	55			287															
大谷重工業	916	858	510																
日本インドネシアL.N.G								8,693	8,458	8,317	6,905	6,399	5,395	4,339	3,585	2,348	1,559	1,009	
北九州L.N.G									3,872	3,467	3,586	4,230	4,214	3,532	2,867	2,272	1,722	1,259	
日鉄カーテンオール									5,650	5,650	5,650	5,650	5,649	5,649	5,649				
スカイアルミニウム									6,094	4,034	2,341	1,336							
日本アマゾンアルミニウム																1,081	1,128	1,149	1,133
岡崎工業													6,974	6,966	6,978	6,954	1,250	1,250	1,250
日商岩井													2,463	2,052	1,641	1,231			
鉄原													2,230	1,835	2,439	1,291	1,051	814	706
黒崎塗業													2,035	1,521	1,007				
寺袋工作所													798						
Nippon Marine International S.A														1,662	1,181	918	778	657	
NSIF(Netherlands)B.V																5,433	4,801	10,389	
Perwaja Tenggara																	4,892	4,263	
Sendirian Berhad																		585	
ニッデン電子																			
スペースワールド																			3,990
その他	7,887	22,027	29,225	38,920	49,750	58,649	82,753	118,347	42,944	31,431	31,087	32,263	9,770	6,875	5,710	3,531	2,930	2,912	3,353
保証債務総額	118,427	138,743	158,621	178,680	204,325	156,764	182,588	213,860	133,696	111,847	103,189	105,386	99,410	72,962	63,490	41,713	33,426	30,801	34,001

出所:新日本製鉄「有価証券報告書」各年度より作成。

注:1977年度以降は主な保証先のみの記載にとどまっているため、各保証先の合計額と保証債務総額との差額はその他として算出した。日鉄ライフは1985年10月に日鉄企業と日鉄不動産の合併により設立した。

「ロケット飛しょう体、その他航空宇宙関連機器およびその部品の製造および販売」とあったものを、1986年6月29日開催の第89回定時株主総会において「宇宙機器、ロケット飛しょう体および飛しょう関連装置、航空機並びに兵器」に変更した点である⁽¹⁰⁾。日本有数の企業である日産が会社の目的に兵器製造を公にうたったということは、非軍事産業の軍事関連分野への進出が今日的趨勢となりつつあることを予見させる。少なくともこのことは、企業の多角化がエレクトロニクスやレジャーなどの華やかな分野に進展する半面で、こうした軍事化にも確実に傾斜している一端をしめしている。それゆえ、従来から軍需産業といわれる企業の最近の動向がいよいよ注目される。

5 企業の海外進出と金融子会社

(1) 海外進出と対外直接投資

日本企業の対外直接投資は、1987年度には対前年度比ほぼ50%の増加となっており、メーカーの現地生産を中心にして製造業の投資も急速に拡大している。製造業の対外投資に占めるシェアは1986年度の17%から20%にまで高まっている。1987年度の対外直接投資は337億ドルとなり、製造業では円高や貿易摩擦を回避するため、現地工場の設立が増えている。1985年秋以降の急速な円高は、日本経済の構造転換を急速に進めた。その進展にともなって現実に日本経済に進行しているのは、懸念されていた「産業の空洞化」に反して、公共投資の活発化、住宅投資の好調、円高メリットの顕在化による内需主導の経済回復である。とくに加工型産業は生産能力拡大の方向に動いており、設備投資が盛んになってきている。とりわけ高付加価値の新製品開発、モデル変更などの研究・開発投資に積極的である。したがって、現実には日本経済は、国内生産と研究開発の活発化、旺盛な海外投資という展開をみせている。

海外企業進出とくにアメリカへの企業進出をみると、まず日米貿易摩擦の激化とともに政府主導の強力な輸出規制措置がとられたが、その回避策も十分ではないままに自動車産業を筆頭にして電器およびIC/LSI産業にジャパン・バッシングの鋒先が向けられた。ほぼ同時期に円高ドル安が進行し、この二つを主因として輸出は大幅に減少した。そうした状況下で、生産もまた国際化の道を選択するのである。すなわち、生産の現地化を図り、各国あるいは各地域にその拠点を設置しようとするのである。時期を同じくして同業種が進出している。次いでその業種に関連のある産業が後を追う形で進出の展開がみられる。具体的

には自動車産がまず五大湖周辺に進出し、その生産の本格化と時期を一にして自動車用薄板鋼板を供給するために日本の鉄鋼大手が進出するという経過を辿っている。日産はアメリカ、イタリア、スペイン、イギリスに現地生産拠点をもち、積極的に国際戦略を進めている。同様に、1992年E C統合に向けての生産拠点づくりも、日本の主要業種は急速に展開している。

また、アメリカに進出している日本企業の資金調達は急速に現地化している。1987年度は大型買収による直接投資であったのに対し、1988年には買収を除く工場や設備拡張という子会社投資が安定的に拡大している。資金調達面からは、日本の親会社からの出資金をもとにした自己資本や親会社借入れといった親会社依存度が投資額全体の過半へと減少し、その半数近くまで銀行借入れやコマーシャル・ペーパー（CP）など子会社による現地での調達が増加している。業務展開が軌道に乗り始めたため、アメリカ本社やアメリカ持株会社設立の動きにともない財務の現地化とくに資金調達用のアメリカ金融子会社の拡充に拍車をかけている。アメリカの子会社による設備投資資金の現地調達も、借入金から邦銀保証による低利調達を可能にするCPの発行、さらにはミディアム・ターム・ノート（中期私募社債）や、公募社債の本格発行へと移行しつつある。たんなる日本本社向けやアメリカでの運転資金向けの財務機関から、現地再投資資金をも集める役割をアメリカ金融子会社は果たし始め、業務・財務両面からの現地化が定着しつつある。

（2）研究開発の進展

財務体質や内需拡大による収益好調を背景に企業の研究開発（Research & Development, R & D）投資が活発になってきており、トップシェアを握る商品の有無は研究開発費が効率的に収益に反映しているか否かを左右する、とまでいわれている。たんなる新商品作りだけでなく、超伝導、核融合、人工知能（AI）といった息の長い基礎研究に資金を注ぎ込む「未来志向型」の投資姿勢も目立ち始めている。R & Dによる先行投資は将来の収益拡大の飛躍台を用意するのであるが、当面の利益成長の足かせにもなりかねない。リスクをいかに管理し効率的に収益に結びつけるかが、R & Dの課題であろう。日立の場合、89年度は超伝導や核融合といった「未来技術」を中心に、手掛ける研究所向け予算は全体の27～28%にとどめ、各工場や事業部に配分する製品開発直結型のR & Dに残りの7割強を充て、工場レベルの技術革新に力を入れる方針である。さらに、研究開発施設の海外進出も目立っている。⁽¹¹⁾

(3) 金融子会社の役割

企業金融も、自由化、多様化、国際化、高度化の方向を模索しており、全地球的な金融ネットワーク、24時間開いている市場、豊富な調達・運用の手段、制約なしの資金移動が可能となった近年はじめて、高度かつ精緻を極めた資金操作が可能となった。⁽¹²⁾

輸出産業や原材料の海外依存度の高い企業は、海外生産が進み3国間物流が盛んになるにつれ、企業の為替管理も複雑になり、単純な為替管理からマルチカレンシー・コントロール（他通貨間管理）の時代へと移行している。とくに為替リスク回避のための迅速な方策が不可欠となるとともに、為替リスク管理を専門部署あるいは海外金融子会社に移管する企業が増加している。それによって、生産・販売の各拠点が為替の動向に気をとられることなく日常業務に専念できる体制がつくられ、グループ全体の利益を考えた地球的な為替管理体制を築くことが可能となる。

コスト低減、為替リスク回避を狙った変動利付債、金利スワップ債、スワップ債などの新種債券が主として海外市場で発行されており、こうした社債市場での多様化を背景に、資金調達の多様化、低いクーポンレート、安い賃金コスト、担保不要で簡単な発行手続きなどの条件がそろった海外へ社債による調達が移動している。しかし、ドル相場に比例して外債の価値も上下するため、巨額の資金を注ぎ込めば注ぎ込むほどドル相場の大幅な下落によるリスクは大きいため、そうした外貨建ての起債、外債への投資は、海外の金融子会社に委ねるようになってきている。

したがって、海外金融子会社のメリットとして、海外での証券発行による資金が低コストで調達できる、輸出比率の高い企業は外貨建て債権に対する為替リスクのヘッジが可能となる、国内の金融情勢とは無関係に資金調達できるなどがあげられる。CB、WBとともに海外での調達額が国内を上回っており、年々その調達比率を高めている。1982～1983年にかけて、適債基準の緩和、発行手続きの簡素化、発行条件の弾力化などが図られたため、1981年10月より発行可能となったWBは、年々その調達比率を高めている。財務部門も本業と肩を並べる業務として位置づけられ、むしろ、グループへの資金調達の一翼を担う中核部門とされるか、金融子会社として本社から独立させられている方向にある。

(4) ノンバンク化

すでに指摘したように今日の企業の財務体質は、財テクに奔走する一方で、借入金依存から脱却し、将来予想されるさまざまな資金需要のためのエクイティ・ファイナンスを押し

進め、健全化を志向している。また、財務戦略も国際化するにつれて、さまざまな金融業務に対応し、そのための資金調達・運用の機動性が求められているために、企業の直接金融への比重が高まっている。そうした企業の銀行離れを「ノンバンク化」と呼んでいる。

ところで、親会社のみのもので単独財務諸表に比べて、金融子会社を含めた連結財務諸表からは、収益率はもちろんのこと、外務資金依存度や銀行依存度に対する評価は著しく異なり、直接または間接に（例えばCP市場への銀行の関与を介して）大企業ほど銀行に大きく依存している、ということがしばしば現れてくる。また、金融子会社の利用といったものの他にも、リースやプロジェクトとファイナンス、貸付予約などのB/Sの負債項目にのらない資金調達方式が普及している今日では、とくに妥当する。

企業と主要取引銀行との結び付きは、銀行借入の依存度が低下し融資のパイプが細くなったために、表面的にはノンバンク化を現象しながらも、オフバランス化した資金調達方式、銀行によるCB・WB・CPの起債引き受け、M&Aによる仲介、多角化を進めるうえでの紹介などの情報提供や資産管理を通じて、相互の接触面がより広く複雑になってきているとともに、水面下では強化されており、むしろ、ますます銀行の支払決済システムの外にできることはできなくなっている。⁽¹³⁾

-
- (1) 三菱油化株式会社は、1994年に三菱化成株式会社と合併して三菱化学株式会社に改称している。ここでは、本章の分析の整合性を保つために、初出のとおり三菱油化のままである。
 - (2) 『日経金融新聞』1988年7月19日、89年8月21日
 - (3) 『朝日新聞』1989年4月1日
 - (4) 『会計学中辞典』青木書店、2005年、p.243 担当執筆
 - (5) 『日本経済新聞』1989年5月30日；『朝日新聞』1989年6月5日。さらに、1989年1月に参加証券6社、値付け銘柄24で試験的にスタートした国内のWB業者間取引市場は、わずか7ヶ月で値付け銘柄数が延べ1140に増加し、とくに流動性の高い銘柄の発行を証券会社側が推進しているため、大型に加え銘柄の起債増加に拍車をかけている。WB市場は順調にしかも加速度的に大型化へと進展している。
 - (6) 『朝日新聞』1989年8月6日；参考『日本債券信用銀行報告書』1989年8月5日
 - (7) 新日鉄『有価証券報告書』1984・1987年3月、p.13；1988年3月、p.14,15
 - (8) 前掲書、1987年3月、p.42；1988・1989年3月、p.43
 - (9) 『朝日新聞』1988年9月8日
 - (10) 日産『有価証券報告書』1988年3月、p.13
 - (11) 『日経金融新聞』1989年8月8日
 - (12) 詳しい資金の調達・運用については、山一証券経済研究所・山一証券編『新時代の企業ファイナンス戦略』調達編・運用編、東洋経済新報社、1984・85年など参照
 - (13) 『朝日新聞』1983年11月3日

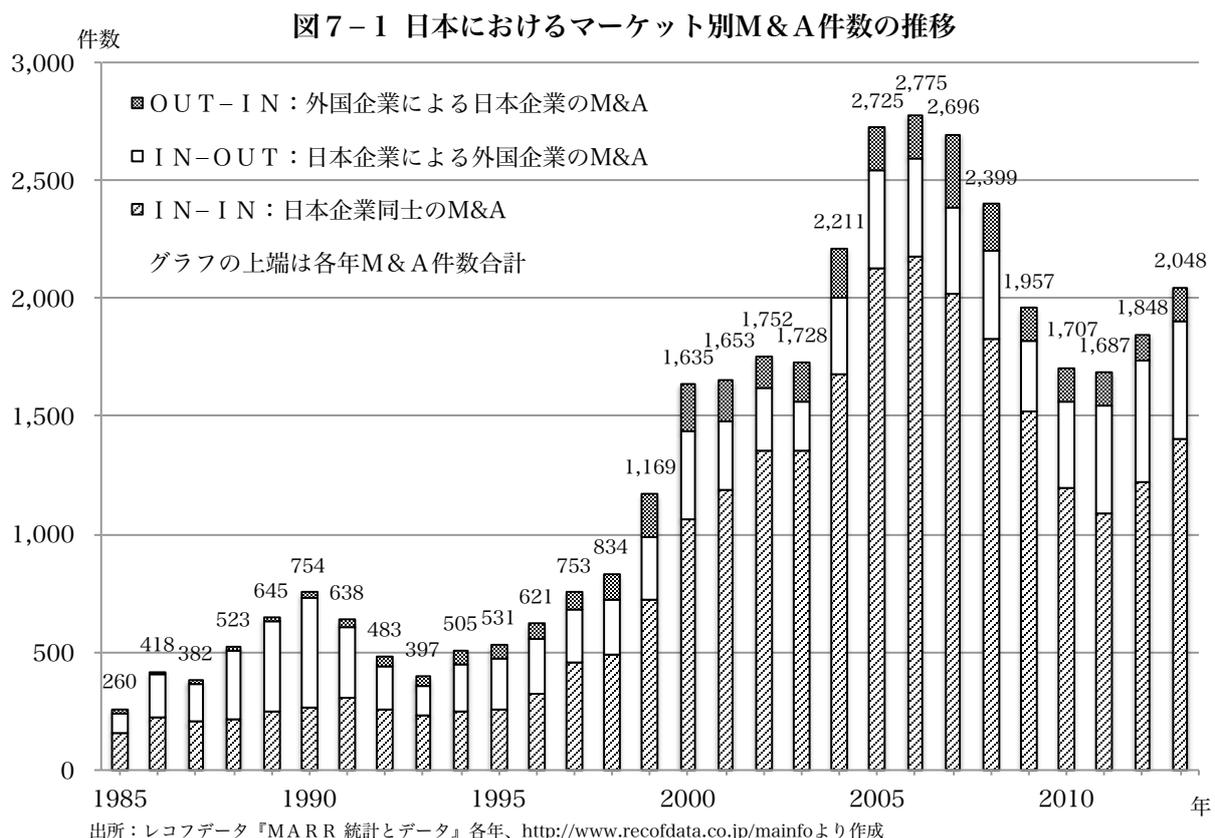
第7章 21世紀初頭における日本の合併会計

—現代企業会計の展開(3)—

1 日本のM&A

企業資本の自己増殖運動は、M&A（Mergers 合併 and Acquisitions 買収）としても現れる。アメリカ合衆国では100年以上も前に第一次企業合同運動が起こり、それは持株会社を利用したものが中心であった。日本においては、ようやく1997年の純粋持株会社解禁を契機に、株式の交換・移転の制度導入を盛り込んだ商法改正が1999年10月に施行されて以来、M&Aの件数は増加している。さらに、2001年10月の商法改正で、企業は株式分割を実施しやすくなっている。

日本におけるM&Aの件数は、図7-1のとおり、バブル期には1988年に500件を超えて1990年の754件まで達したものの、バブル経済の崩壊とともに1991年から下降している。再び500件を超えた1994年からは増加しつづけ、持株会社が解禁となった1997年には1990年と同じ水準まで達している。その後も増加しつづけて、株式交換が認められた1999年には前年より300件以上も増えて1100件を大幅に上回り、2000年にはさらに



500 件近く増加して 1600 件を越え、2004 年にも前年より 500 件近く増えて 2200 件超となり、さらに 2005 年は 500 件以上も飛躍的に増加している。

2006 年 5 月に新会社法が施行されて、M&A がますます盛んになると思われたものの、2006 年の 2775 件をピークに、翌 2007 年からは減少に転じ、リーマン・ショックの 2008 年には前年より 300 件近く減少して、翌 2009 年にはさらに 400 件以上減って 2000 件を割り、2010 年は 2003 年よりも下回っている。しかし、2012 年は 1986 年のような対前年増加件数に転じ、さらに 2013 年は前年より 200 件増加して再び 2000 件を超えている。

マーケット別では、I N-I N（日本企業同士の M&A）は、上述した合計の推移と同様に 2006 年がピークとなって推移している。I N-O U T（日本企業による外国企業の M&A）は、バブル期には件数の上昇が顕著であったが、2005・2006 年には 400 件を超え、2012 年には 500 件を超えてバブル期を凌いでいる。O U T-I N（外国企業による日本企業の M&A）は、1998 年に 100 件を超え、2000・2004 年に 200 件を超え、2007 年に 300 件を超えたものの、その後は 200 件を下回っている。⁽¹⁾

こうした M&A に伴う会計の問題について、事例を通してその課題を明らかにしてゆきたい。なお、事例を通して会計の問題を扱った先行研究は少なくないが、個別企業の有価証券報告書の分析から M&A の会計問題を扱った研究は多くはない。さらに、M&A の会計問題は、企業結合会計や連結会計として I F R S（国際会計基準）をめぐる研究が多数を占めているが、個別企業の有価証券報告書を用いて財務政策と会計処理実務との関連からとらえた分析は、管見によれば他に見当たらない。⁽²⁾

2 パナソニックによる三洋電機の M&A

日本を代表する総合家電メーカー同士の M&A として注目されたパナソニック株式会社（以下「パナソニック」）⁽³⁾による三洋電機株式会社（以下「三洋電機」）の M&A をとりあげ、両社の有価証券報告書の分析を通して、その会計問題を明らかにしてみたい。⁴

パナソニックと三洋電機の M&A は、次の経過を辿っている。まず、2008 年 11 月 7 日にパナソニックによる三洋電機の子会社化を前提とする資本・業務提携の協議開始に合意し⁽⁵⁾、同年 12 月 19 日にはこの資本・業務提携契約を締結している。その時、パナソニックは三洋電機の株式の公開買付け（take-over bid / public tender offer、以下「T O B」）を行って、議決権の過半数取得を目指すと公表している⁽⁶⁾。その後、「公開買付けは、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えた後、可能な限り速やかに実施する予定です」

と2ヵ月毎に5回の広報をした後⁽⁷⁾、パナソニックは2009年11月4日に三洋電機株式の公開買付けによる取得を決議し、翌11月5日より12月9日まで公開買付け（以下「2009TOB」）を実施している⁽⁸⁾。

同2009年12月21日に、パナソニックは三洋電機の議決権株式の過半数を取得したことを公表している（以下「支配獲得日」）。それは、直前の12月16日に、パナソニックは三洋電機の優先株式の全てを公開買付けにより取得して、同月21日に、優先株式を全て普通株式に転換した結果、三洋電機の総株主等の議決権の数（2009年9月30日現在）の過半数を所有するに至り、同社の支配持分を獲得して連結子会社化している。⁽⁹⁾

パナソニックは、三洋電機を完全子会社にする目的で、さらに公開買付けを行っている⁽¹⁰⁾。2010年7月29日開催のそれぞれの取締役会において、2011年4月を目途に、パナソニックによる三洋電機およびパナソニック電工（既に2004年4月に連結子会社化、元「松下電工」）の完全子会社化の推進を決議し、2010年8月23日から10月6日までに三洋

表7-2 パナソニックによる完全子会社化の経過

No.	経緯	三洋電機	パナソニック電工
①	2011年3月31日付発行済株式総数	6,158,053,099株	751,074,788株
②	〃 パナソニック保有株式数	4,973,778,473株	621,037,219株
③	〃 パナソニック保有割合②/①	80.77%	82.69%
④	2011年4月1日付消却済自己株式	33,965,792株	11,468,768株
⑤	〃 交換予定株数①-②-④	1,150,308,834株	118,568,801株
⑥	〃 交換比率（パナソニック1株）	0.115株	0.925株
⑦	〃 交換パナソニック株数⑤×⑥	132,285,515株	109,676,141株
⑧	〃 パナソニック株価(1,058円)×⑦	1,400億円	1,160億円
⑨	上場廃止前日2011年3月28日株価	116円	921円
⑩	〃 推計売却価額⑤×⑨	1,334億円	1,092億円

出所：①～⑦：三洋電機株式会社(E01781)『有価証券報告書』第87期、2011年6月23日EDINET提出、p.20、パナソニック電工株式会社(E01889)『有価証券報告書』第105期、2011年6月17日EDINET提出、p.30、パナソニック株式会社(E01772)「変更報告書No.3（三洋電機株大量保有）」2010年10月13日EDINET提出、p.9、パナソニック株式会社(E01772)「変更報告書No.9」（パナソニック電工株大量保有）」2010年10月13日EDINET提出、p.9

⑧⑨：「みんなの株式」<http://minkabu.jp/stock/>より当該年月日の調整後終値

⑩：筆者の試算による

注：⑦：⑤の交換予定株数に⑥の交換比率を掛けると、交換するパナソニック株数が求められる。

⑧：各金額は、パナソニック株式会社(E01772)『有価証券報告書』第104期、2011年6月27日EDINET提出、p.139「重要な後発事象」で示している「取得した子会社株式の取得原価は、パナソニック電工(株)116,037百万円、三洋電機(株)139,958百万円です。」と一致している。

電機株式の公開買付け（以下「2010TOB」）を実施している。パナソニックは、三洋電機の発行済株式総数の過半を2009TOBで獲得したのに続いて、2010TOBでは8割を占めるに至っている⁽¹¹⁾。この2010TOBでパナソニックは、普通株式1株138円で2610億2000万円を買い付けている。

しかし、2010TOBでは100%に達しなかったため⁽¹²⁾、パナソニックは保有株式を除く三洋電機株式1000株に対してパナソニック株式115株を割当交付する株式交換により、残りの約2割を取得して完全子会社化している。この2011年4月1日の株式交換では、三洋電機と同時にパナソニック電工も完全子会社化している。その交換比率は表7-2⑥の通りである⁽¹³⁾。三洋電機の株式は、2011年3月29日に上場廃止し、4月1日にはパナソニックの株式に交換されている⁽¹⁴⁾。

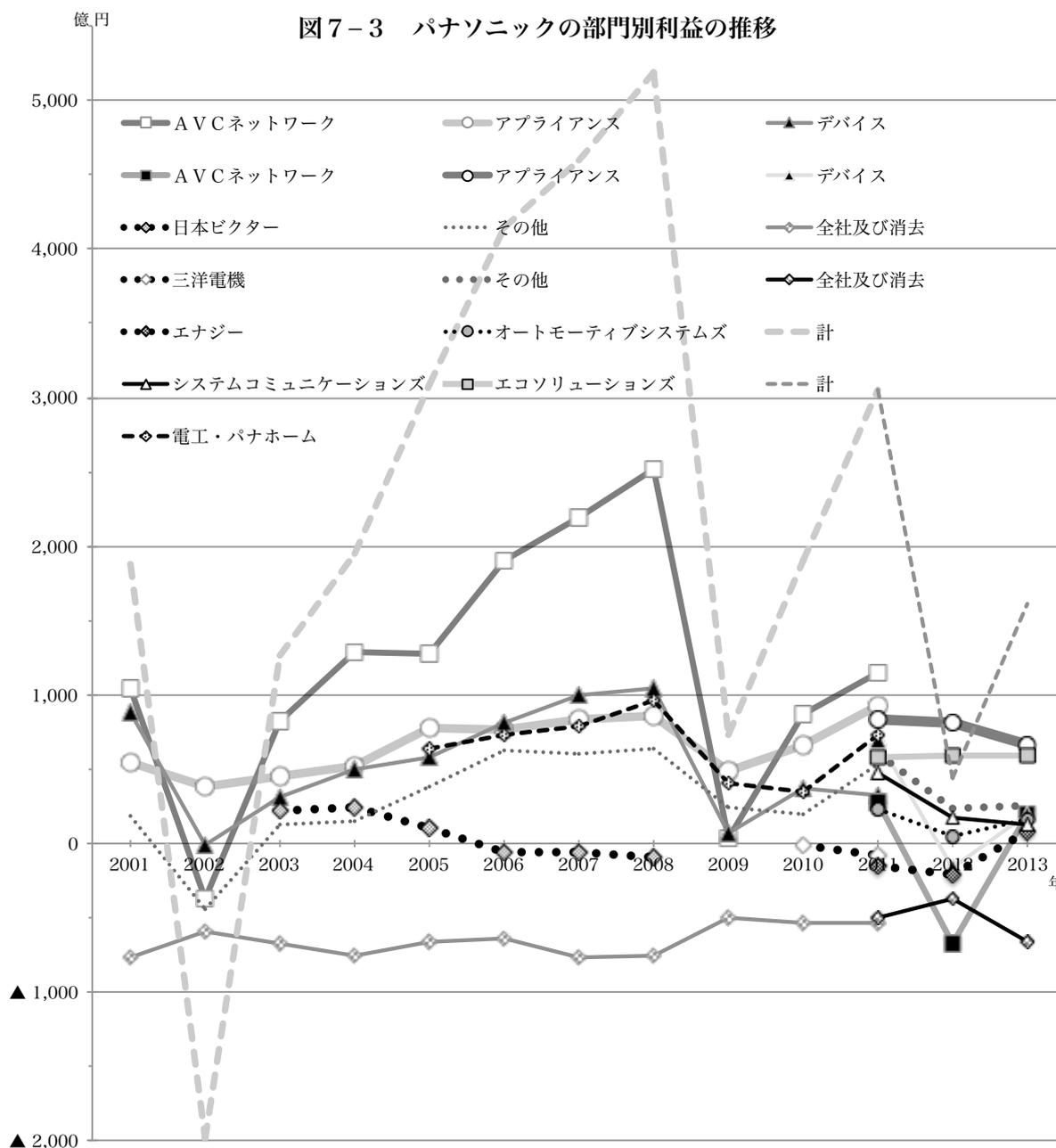
表7-2では、パナソニックによって完全子会社化される直前の三洋電機とパナソニック電工の2社の発行済株式総数①に対して、パナソニックが保有している株式数②およびその保有割合③となっている。③の三洋電機株式のパナソニックの保有割合は、2010TOB時の割合と一致している（表7-5の10のP社）。株式交換の効力が発生する2011年4月1日付で三洋電機とパナソニック電工の各社とも自己株式を消却しているため、最終的にパナソニックによる2社の株式交換を予定する数は⑤の通りになる。株式交換を予定している三洋電機株数⑥を最終売買日2011年3月28日の株価⑨にかけて筆者が試算した金額⑩と、その株数を交換比率で換算したパナソニックの株数⑦に株式交換日2011年4月1日のパナソニックの株価（調整後終値1058円）をかけた金額⑧を比較してみると、少なくとも株式交換前に三洋電機の株式を手放すよりは、株式交換に応じた方が有利なように見える。パナソニック電工も同様に⑧>⑩となり、株式を交換した方が、三洋電機では66億円、パナソニック電工では68億円だけ、株式を売却するよりも大きくなっている。三洋電機は、2011年4月1日付けで、パナソニックによる株式交換によって、パナソニックの完全子会社となったことを明らかにしている。⁽¹⁵⁾

この株式交換で交付する株式は、全てパナソニックが保有する自己株式2億4196万1655株で対応しているとして、ちょうど表7-2⑦の三洋電機とパナソニック電工の合計と一致する。この自己株式数に、パナソニックが三洋電機とパナソニック電工を完全子会社化している2011年4月1日付のパナソニックの株価（調整後終値）の1058円を掛けると、表7-2⑧のように2社合計で2560億円となる。連結貸借対照表上、パナソニックが交付する株式の公正価値と非支配持分の簿価との差額は、資本剰余金として調整され、非支配持分が2712億円減少し、パナソニックの株主資本が同額増加している。また、この株式交換

日以降、2つの子会社の純利益は全てパナソニックに帰属して、図7-3のパナソニックの部門別利益の推移にある通りである。

三洋電機を買収した理由として、パナソニックはシナジー効果の発揮を見込んでいることをあげている⁽¹⁶⁾。このM&Aによりパナソニックにどのような相乗効果をもたらすのであろうか。

パナソニックの一部門となっていた日本ビクター株式会社（以下「ビクター」）は、2006年から赤字に転落して、部門業績の足を引っ張っていたが、2009年にはパナソニック



クの部門ではなくなっている。2009 年はリーマン・ショックの影響を受けて、各部門とも著しい利益の減少となっている。2010 年には 6 部門の一つに位置づけられていた三洋電機部門は、2010 年の 7 億円の損失に続き、2011 年には 80 億円もの大幅な損失となって、パナソニックが部門を再編している 2012 年からは名称も消滅している。

3 三洋電機の公正価値

この合併で取得した三洋電機株式会社に対して支払われた対価と非支配持分の支配獲得日の「公正価値」は、表 7-4 の通りである。

表 7-4 の①は、パナソニックが三洋電機に支払った対価全体の公正価値（現金）だが、支配獲得日 2009 年 12 月 21 日に取得した資産として、パナソニックが取得した現金及び現金同等物は⑥として①に続いて同じページで報告している。参考までに、その直前の現金及び現金等価物の四半期末残高は④と⑤にある通りとなっている。

表 7-4 の②は、パナソニックが支配獲得日 2009 年 12 月 21 日の三洋電機の株価に基づいて測定した非支配持分の公正価値といわれるものである。この公正価値②を発行済株式総数で割ると一株の価額を計算することができる。それが推計株価⑩⑪⑫として筆者が試算したものだが、支配獲得日の株価（調整後終値）⑮は公正価値②を発行済株式総数⑨で割った推計株価⑫の 2 倍となっている。支配獲得日の発行済株式総数⑨に支配獲得日の株価⑮を掛けたものが⑱となり、②の倍以上となる。つまり、非支配持分の公正価値②は、支配獲得日の三洋電機の株価⑮に基づいて測定しているとパナソニックは報告しているものの、支配獲得日の株価の半値⑫に相当していて、三洋電機の公正価値が株価に基づいているとはいえないようである。

参考までに、公正価値②を支配獲得日 2009 年 12 月以前の 6 月末と 9 月末の発行済株式総数⑦⑧で割った推計株価⑩⑪と当該年月日の株価⑬⑭は、±14～15%の差があった。これら株価⑬⑭を当該年月日の発行済株式総数⑦⑧に掛けて、当該年月日の推定公正価値を筆者が試算したのが⑯⑰であるが、これらは支配獲得日で試算した⑱よりはパナソニックによる公正価値②に近い金額になる。

2008 年 12 月時点における三洋電機の企業価値を 1 兆 6196 億円として、それから有利子負債を引いた株主価値を 9594 億円とするある試算と比較すると、表 7-4 ②の公正価値は 55.5%に過ぎない。⁽¹⁷⁾

いずれにせよ、パナソニックが連結子会社化した三洋電機の公正価値が支配獲得日の三洋電機の株価に基づいて測定したという説明の他は具体的な計算方法が示されていないため、

表7-4 三洋電機の公正価値について

①	パナソニックが支配獲得日(2009年12月21日)に取得した 三洋電機株式会社に対して支払われた対価全体の公正価値(現金)	4,037.8億円
②	パナソニックが支配獲得日(2009年12月21日)の三洋電機の株価 に基づいて推定した非支配持分の公正価値	5,323.6億円
③	合 計	9,361.4億円
④	現金及び現金等価物の期末残高(2009年6月30日)	3,166.7億円
⑤	現金及び現金等価物の期末残高(2009年9月30日)	2,527.3億円
⑥	パナソニックが支配獲得日(2009年12月21日)に取得した現金及び現金同等物	2,289.7億円
⑦	2009年6月30日現在の発行済株式総数	1,872,338,099株
⑧	2009年9月30日現在の発行済株式総数	2,937,562,549株
⑨	支配獲得日(2009年12月21日)の発行済株式総数	6,158,053,099株
⑩	非支配持分の公正価値②を⑦で割った推計株価	284円
⑪	非支配持分の公正価値②を⑧で割った推計株価	181円
⑫	非支配持分の公正価値②を⑨で割った推計株価	86円
⑬	2009年6月30日現在の三洋電機の株価	250円
⑭	2009年9月30日現在の三洋電機の株価	213円
⑮	支配獲得日(2009年12月21日)の三洋電機の株価	174円
⑯	発行済株式総数⑦×株価⑬	4,680.8億円
⑰	発行済株式総数⑧×株価⑭	6,257.0億円
⑱	発行済株式総数⑨×株価⑮	10,715.0億円

出所：①～③：パナソニック株式会社(E01772)『有価証券報告書』第103期(2009年4月1日・2010年3月31日)、2010年6月28日EDINET提出、連結財務諸表の注記2企業結合、p.74

④：三洋電機株式会社(E01781)『四半期報告書』第86期第1四半期(2009年4月1日～2009年6月30日)、2009年8月5日EDINET提出、四半期連結貸借対照表、p.15

⑤：三洋電機株式会社(E01781)『四半期報告書』第86期第2四半期(2009年7月1日～2009年9月30日)、2009年11月5日EDINET提出、四半期連結貸借対照表、p.19

⑥：三洋電機株式会社(E01781)『四半期報告書』第86期第3四半期(2009年10月1日～2009年12月31日)、2010年2月12日EDINET提出、四半期連結貸借対照表、p.17およびパナソニック株式会社(E01772)『有価証券報告書』第103期(2009年4月1日・2010年3月31日)、2010年6月28日EDINET提出、連結財務諸表の注記2企業結合、p.74

⑦：三洋電機株式会社(E01781)『四半期報告書』第86期第1四半期(2009年4月1日～2009年6月30日)、2009年8月5日EDINET提出、株式等の状況、p.7

⑧：三洋電機株式会社(E01781)『四半期報告書』第86期第2四半期(2009年7月1日～2009年9月30日)、2009年11月5日EDINET提出、株式等の状況、p.8

⑨：三洋電機株式会社(E01781)『四半期報告書』第86期第3四半期(2009年10月1日～2009年12月31日)、2010年2月12日EDINET提出、株式等の状況、p.8

⑩～⑫：筆者の試算

⑬～⑮：「みんなの株式」<http://minkabu.jp/stock/6764>より三洋電機の当該年月日の調整後終値

⑯～⑱：筆者の試算

注：⑬～⑮：株価は「みんなの株式」<http://minkabu.jp/stock/6764>からダウンロードした三洋電機の当該日の調整後終値とした。ただし、2009年12月31日は取引がなかったため前日の2009年12月30日は171円(×⑨=10,530.3億円)だが、支配獲得日2009年12月21日の株価とした。

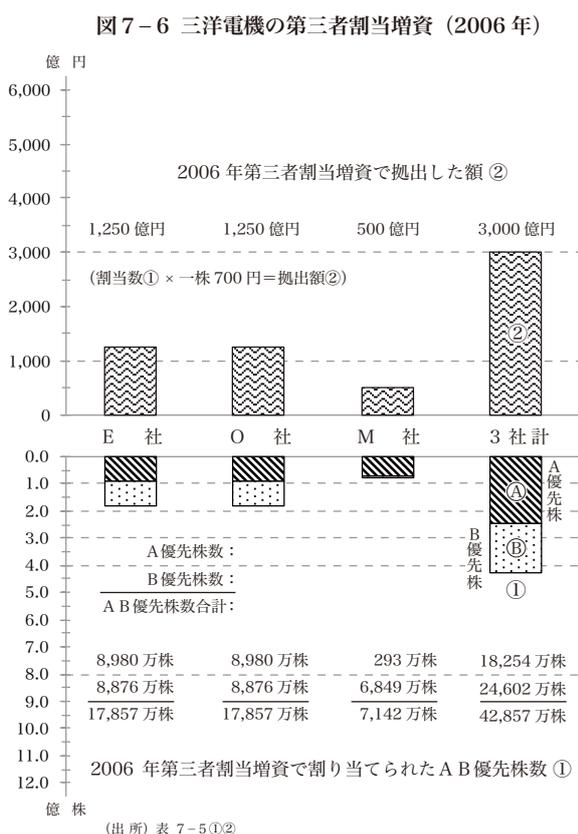
その限りにおいて上述した推計からその公正さがますます不明確になっているように思われる。公正価値は、のれんとや減損損失⁽¹⁸⁾との関連でさらに分析が必要となっている。なお、三洋電機の株式取得費用 50 億 5800 万円は、連結損益計算書の「営業外損益—その他の費用」に含まれている。⁽¹⁹⁾

4 第三者割当増資と株式の公開買付け・転換・交換

パナソニックが三洋電機を完全子会社化する経緯を、表 7-5 で詳しくみていきたい。

パナソニックが 2009 TOB で取得した三洋電機の優先株式は、その 3 年前の 2006 年 3 月に三洋電機が第三者割当増資として経営再建のための必要資金を調達する目的で発行したものである。2006 年 2 月 24 日の臨時株主総会で三洋電機は、総額約 3000 億円の優先株式発行による第三者割当増資を議決している⁽²⁰⁾。同 2006 年 3 月 14 日に、議決権のある「三洋電機株式会社第 1 回 A 種優先株式」（以下「A 優先株」）および議決権のない「三洋電機株式会社第 1 回 B 種優先株式」（以下「B 優先株」）を発行価額@700 円、資本組入額@350 円で発行している⁽²¹⁾。

従来から三洋電機の大株主となっている株式会社三井住友銀行（以下「M 社」）の他



は、2006 年 2 月の臨時株主総会で決議した新たな出資元として、大和証券 SMBC プリンシパル・インベストメンツ株式会社の 100% 子会社のエボリューション・インベストメンツ有限会社（以下「E 社」）とゴールドマン・サックス・グループの関連会社のオーシャンズ・ホールディングス有限会社（以下「O 社」）の 3 社による引受となっている。

その様子は、表 7-5 の 2 および図 7-6 のようになっている。A・B 優先株の総数は 4 億 2857 万株で、一株 700 円を掛けると 3000 億円となる。これにより、三洋電機は 2006 年に 3000 億円増資し、規定通り半額は資本金の増加、残りの半額は資本準備金として処理されている。

表7-5 パナソニックが三洋電機を完全子会社化するまでの経過

(単位：株、億円、合計に対する%)

No.	経過	株式	E社				O社				M社				P社				株:発行数,億円:合計 ⑦7-6 ~7-11
			株数	割合	金額	割合	株数	割合	金額	割合	株数	割合	金額	割合	株数	割合	金額	割合	
1	三洋電機株の所有状況 (2005年3月31日現在)	普通株 発行済株数の割合								43,278,781株 2.31%								1,872,338,099株 ↑発行済株数	
2	三洋電機株の第三者割当増資 (2006年3月14日現在)	A優先株	89,804,900株		89,804,900株		2,932,400株											182,542,200株	
		B優先株	88,766,600株		88,766,600株		68,496,100株											246,029,300株	
		小計	178,571,500株		178,571,500株		71,428,500株											428,571,500株	
	一株700円	拠出額	1,250億円		1,250億円		500億円											3,000億円	
3	三洋電機株の保有状況 (2009年3月31日現在)	保有株式合計 保有割合	178,571,500株 7.76%		178,571,500株 7.76%		114,707,281株 4.99%											2,300,909,599株	
4	三洋電機優先株の普通株転換 (2009年9月30日前後)	B優先株	24,632,300株		81,890,145株		14,146,400株											120,668,845株	
		転換総数の割合	20.41%		67.86%		11.72%											49.05%	
		増加した普通株	246,323,000株		818,901,450株		141,464,000株											1,206,688,450株	
		発行済株数の割合	20.41%		67.86%		11.72%											2,937,562,549株	
5	三洋電機株の保有状況 (2009年9月30日以降) 2009TOBの優先株 優先株一株1,310円 普通株一株131円	A優先株	89,804,900株		89,804,900株		2,932,400株											182,542,200株	
		B優先株	64,134,300株		6,876,455株		54,349,700株											125,360,455株	
		買付に応じた優先株	153,939,200株		96,681,355株		57,282,100株											①の71.8%→ 307,902,655株	
		回収額	2,017億円		1,267億円		750億円											②の1.34倍→ 4,034億円	
6	三洋電機株の保有状況 (2009年12月21日現在)	普通株 保有割合	246,323,000株 3.74%		818,901,450株 12.43%		141,464,000株 2.15%		3,082,309,227株 46.80%									6,586,624,599株 ↑発行済株数	
7	三洋電機株の保有状況 (2009年12月25日現在)	普通株	143,252,000株		655,185,450株		141,464,000株		3,082,309,227株									6,158,053,099株	
		保有割合	2.33%		10.64%		2.30%		50.05%									↑発行済株数	
		減少した普通株	103,071,000株		163,716,000株		0株												266,787,000株
	調整後終値一株171円	推定売却額	176億円		280億円		0億円											456億円	
8	三洋電機株の保有状況 (2010年3月31日現在)	普通株	86,826,000株		589,080,450株		184,742,781株		3,082,309,227株									6,158,053,099株	
		保有割合	1.41%		9.57%		3.00%		50.05%									↑発行済株数	
		減少した普通株	56,426,000株		66,105,000株		0株												122,531,000株
	調整後終値一株150円	推定売却額	85億円		99億円		0億円											184億円	
9	三洋電機株の保有状況 (2010年9月30日現在)	普通株	86,826,000株		436,810,000株		184,742,781株		3,082,309,227株									6,158,053,099株	
		保有割合	1.41%		7.09%		3.00%		50.05%										
		減少した普通株	86,826,000株		589,080,450株		141,464,000株		(1,891,469,246株)										817,370,450株
	2010TOB 一株138円	推定売却額	120億円		813億円		195億円		(2,610億円)									1,128億円	
10	三洋電機株の保有状況 (2010年10月6日現在)	普通株 保有割合	0株 0.00%		0株 0.00%		43,278,781株 0.70%		4,973,778,473株 80.77%									6,158,053,099株	
11	2011年4月1日現在の取次⑥+⑧+⑩+⑫)-②		1,147億円		1,209億円		446億円		1,184,274,626株									2,801億円	

出所:

- 1: 三洋電機(E01781)「有価証券報告書」(第82期)2005年4月1日~2006年3月31日
- 2: 三洋電機(E01781)「有価証券報告書」(第85期)2008年4月1日~2009年3月31日、三洋電機「臨時株主総会招集ご通知」2006年2月8日、三洋電機「このたびの増資について」2006年2月24日、三洋電機「臨時株主総会決議ご通知」2006年2月24日、三洋電機(E01781)「有価証券報告書」(第81期)2004年4月1日~2005年3月31日
- 3: 三洋電機(E01781)「四半期報告書」第86期第1四半期(2009年4月1日~2009年6月30日)、2009年8月5日EDINET提出、pp.7-12「株式等の状況」、三洋電機(E01781)「有価証券報告書」(第85期)2008年4月1日~2009年3月31日、株式会社三井住友銀行(E03617)「変更報告書(大量所有)」2009年5月12日、2009年9月30日、2009年10月7日、2009年11月12日
- 4: 三洋電機(E01781)「四半期報告書」第86期第2四半期(2009年7月1日~2009年9月30日)、2009年11月5日EDINET提出、pp.12-13「B種優先株式の普通株への転換請求権行使の内容」
「パナソニックによる三洋電機株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」2009年2月27日、「パナソニックによる三洋電機株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ(続報)」2009年4月28日・2009年6月29日・2009年8月31日・2009年10月29日、「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」2009年11月4日、三洋電機株式会社「意見表明報告書」2009年11月5日EDINET提出書類、「三洋電機株式会社株式の公開買付け期間延長等のお知らせ」2009年11月25日、パナソニック株式会社「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」2009年10月7日、パナソニック株式会社(E01772)「変更報告書No.1(大量所有)」2009年12月25日EDINET提出書類、三洋電機株式会社(E01781)「四半期報告書」第86期第2四半期(2009年7月1日~2009年9月30日)、パナソニック株式会社プレスリリース「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」2009年12月10日 http://panasonic.co.jp/corp/news/official_data/data.dir/jn091210-2/jn091210-2.html
- 5: 「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」2009年12月10日、三洋電機「有価証券報告書」第86期、2009年4月1日~2010年3月31日、pp.31-39株式等の状況、パナソニック「公開買付届出書」2009年11月5日EDINET提出、pp.5-6「公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」、パナソニック株式会社(E01772)「公開買付届出書」2010年8月23日EDINET提出書類、三洋電機「主要株主の異動に関するお知らせ」2011年4月20日
- 6: EDINET提出書類パナソニック株式会社(E01772)「変更報告書No.2(大量所有)」2009年12月28日、株価は「みんなの株式」<http://minkabu.jp/stock/>による
- 7: パナソニック「公開買付届出書」2010年8月23日EDINET提出、pp.5-7「公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」、株価は「みんなの株式」<http://minkabu.jp/stock/>より
- 8-10: パナソニック(E01772)、「変更報告書No.3(大量所有)」2010年10月13日EDINET提出、p.9、「パナソニック株式会社による三洋電機株式会社株式の完全子会社化に関するお知らせ」2010年12月21日、三洋電機(E01781)、「四半期報告書」第87期第3四半期2010年10月1日~2010年12月31日EDINET提出書類、三洋電機(E01781)「有価証券報告書」第87期、2011年6月23日EDINET提出
- 11: 筆者の試算による

注:

E社: エボリューション・インベストメンツ株式会社(2012年10月29日設立、大和証券SMBCプリンシパル・インベストメンツ株式会社の100%子会社であったが、2009年12月25日付で大和証券SMBCプリンシパル・インベストメンツ株式会社と合併している。)

O社: オシャンズ・ホールディングス株式会社(2005年11月28日設立、ゴールドマン・サックス・グループの関連会社)

M社: 株式会社三井住友銀行

P社: パナソニック株式会社

4: E・O・Mの3社は保有する三洋電機のB優先株の一部を普通株に転換している。E社は2009年9月30日に、O社は2009年9月18日に、M社の転換時期は不明だが、恐らく同時に転換したと思われる。

6: 2009年の公開買付けに応じた株式のうち、普通株式3,282,677株が含まれている

備考: 表7-5右端の①~⑫は、図7-6~7-11に対応している

A・B優先株ともに、2007年3月14日以降、1株につき普通株式10株に転換する比率の転換請求権が付いている。E・O・Mの3社は、2009TOBまでに、議決権のないB優先株に付与されている普通株式への転換する権利を行使して、表7-5の4および図7-7にある通り、これら3社はB優先株の49.05%（A・B優先株合計の28.2%）に相当するB優先株を普通株式に転換している。

優先株1に対して普通株10に転換する権利を行使することによって、これら3社による普通株の保有は著しい割合となり、同時に大株主となっている⁽²²⁾。

図7-7 三洋電機B優先株の普通株転換（2009年）

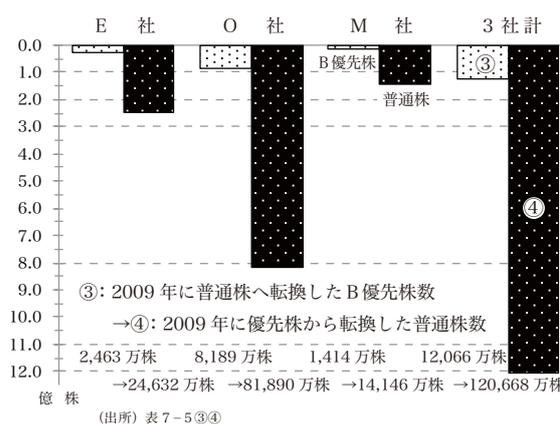
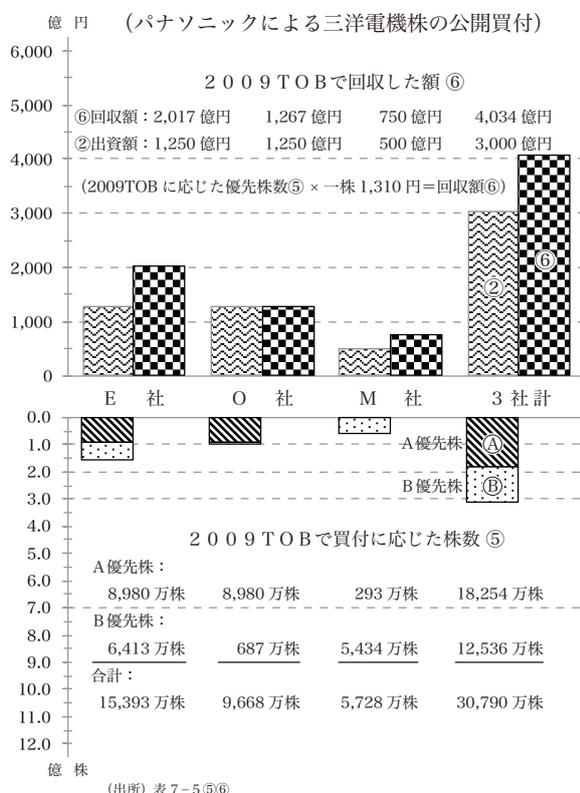


図7-8 2009 TOB



そして、表7-5の①A・B優先株合計の71.8%に相当する表7-5の⑤の買い付けに応じた優先株の総数に、買付額1310円を掛けると、表7-5の⑥4034億円になる（図7-8参照）。つまり、E・O・Mの3社が2006年の第三者割当てで拠出した3000億円は、わずか3年後の2009TOBで4000億円を超える回収となって、それは出資額の1.34倍に相当している。

三洋電機は、2009TOBのために、2009年度の営業外費用424億7400万円のうち56億8500万円の公開買付対応費用を計上している。公開買付対応費用は、前の2008年度も6億6200万円計上しているが営業外費用のその他に含められ、2009年度は「営業外費用の10/100を超えたため、

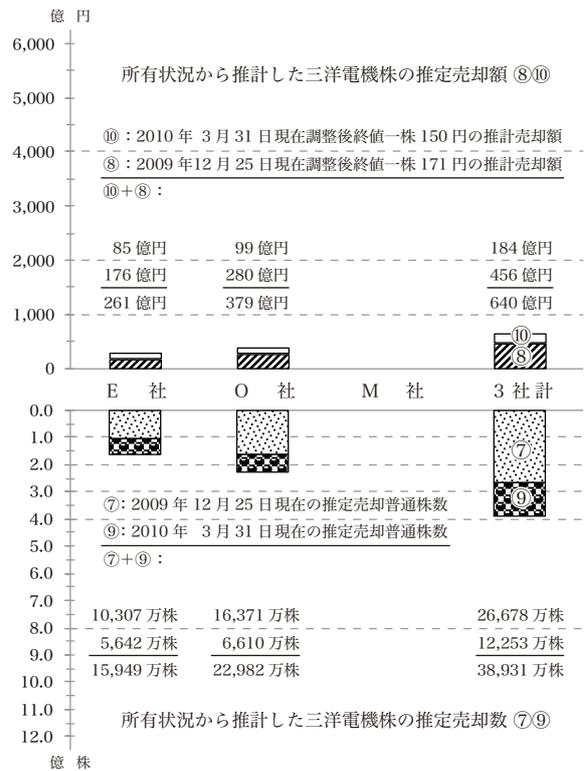
区分掲記した。」⁽²³⁾としている。ちなみに、この年度は333億3700万円の経常損失となっている。⁽²⁴⁾

2009TOBでは、広報から一年以上経過してからの公開買付けを実施して、条件を整えていると広報しているものの、結局は第三者割当増資したE・O・M3社が保有する優

先株式を議決権の過半数となるように予め応募契約を締結して過半数を確保しておいて⁽²⁵⁾、公開買付けという形で普通株式に転換している。

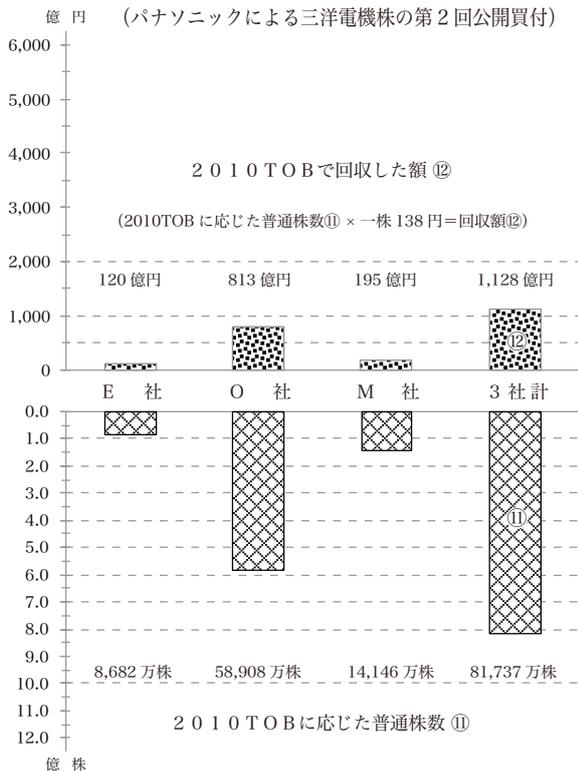
なお、三洋電機のB優先株は議決権のないものだが、表7-5の5および図7-8の公開買い付けしたA・B優先株の総数3億790万2655株の権利を行使して、パナソニックは買い付けた優先株数の10倍にあたる30億7902万6550株の普通株式に転換している。この公開買付けされた優先株が転換した普通株と、表7-5④のP社普通株式328万2677株を加えた30億8230万9227株が最終的に買い付けられ、転換後の普通株式総数61億5805万3099株の50.05%をしめて、パナソニックは議決権の過半数を取得したとしている。

図7-9 三洋電機株の売却



(出所) 表7-5⑦⑧⑨⑩

図7-10 2010 TOB



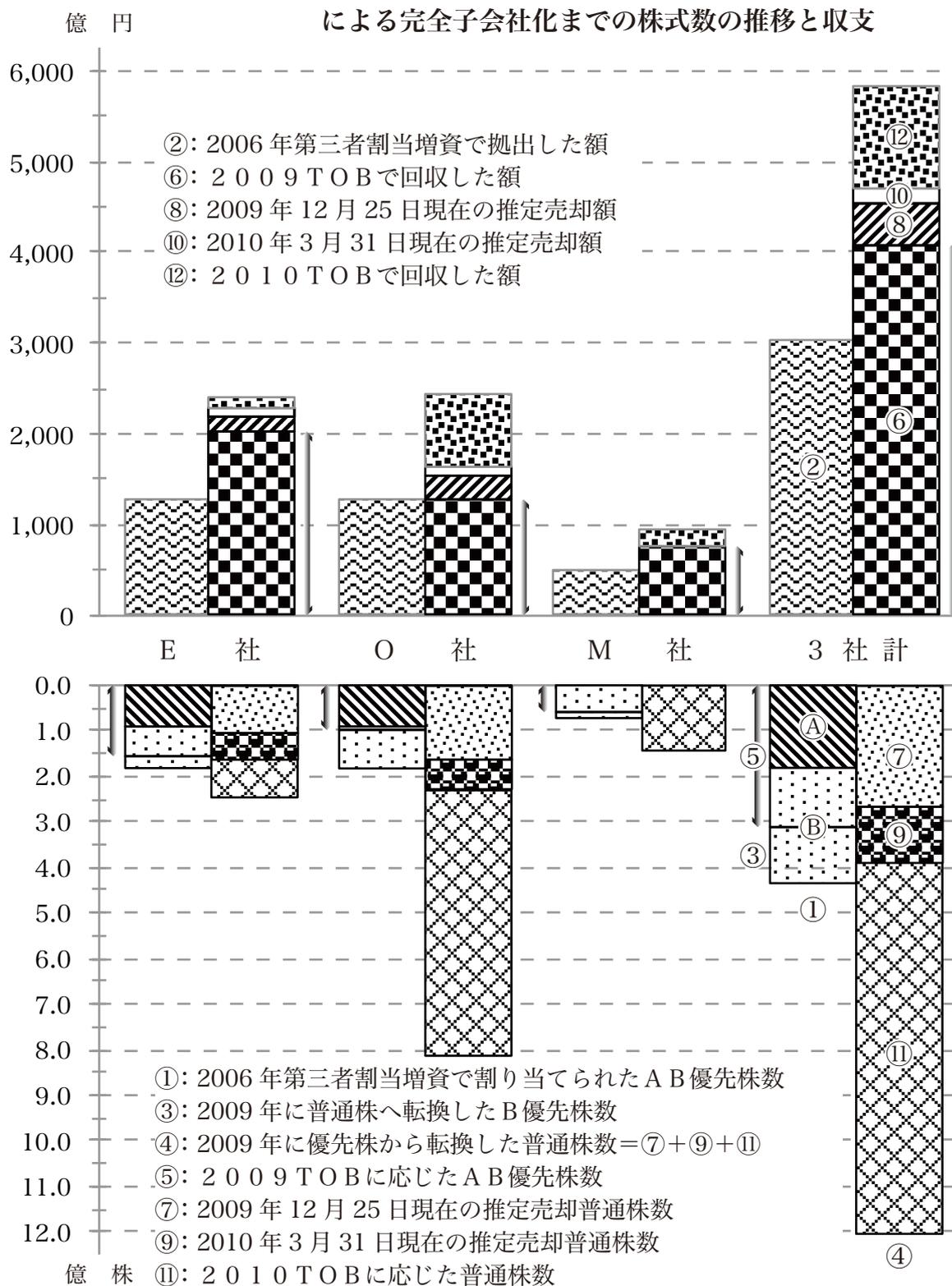
(出所) 表7-5⑪⑫

E・O・Mの3社は、2010 TOBまでに保有している普通株式を減らしている。全て売却したわけではないが、売却と同様の利得が生じていると判断して推定したものが、表7-5の7・8および図7-9である。3社合計で640億円の売却額ないし売却と同様の利得があったと思われる。

2010 TOBでは、図7-10でわかるように2009 TOB直前に3社が権利を行使してB優先株を転換して保有している膨大な普通株の残り(表7-5の9⑩)3社合計6億6500万株を買付に応募して、一株138円で売却して、3社合計918億円(表7-5の9⑫)を獲得している。

ちなみに、2010TOBでパナソニックは、18.91億株を2610億円で買い付け、それまでに保有していた30億8200万株とあわせて発行済み株式総数61億5800万株のうち

図7-11 三洋電機の第三者割当増資からパナソニックによる完全子会社化までの株式数の推移と収支



(出所) 表 7-5①~⑫

の 80.77%にあたる 49 億 7300 株を保有するに至っている。

表 7-5 の 1 と 10 にみられるように、2006 年の第三者割当増資に出資した 3 社のうち、もともとの大株主であった M 社三井住友銀行が、2010 年 10 月 6 日現在の三洋電機株の保有が 2005 年 3 月末現在の保有と同じ株式数に戻っている。なお、完全子会社化の直前 2011 年 3 月末現在の三洋電機の大株主は、筆頭が 80.77%を所有するパナソニック、2 番目が 0.70%の三井住友銀行、5 番目が 0.29%1772 万 2000 株を所有している GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL となっていて、これは第 7-5 表の 9 にみられる O 社による三洋電機株の保有状況で減少した普通株との差 1 億 5227 万株が含まれるように、それまでの第 7-5 表の 7 および 8 で O 社の「株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式」いわゆる変更報告書で明らかのように、O 社はゴールドマンサックスグループ内で共同保有ないし譲渡を繰り返し、ここでは売却したものとして扱っている。⁽²⁶⁾

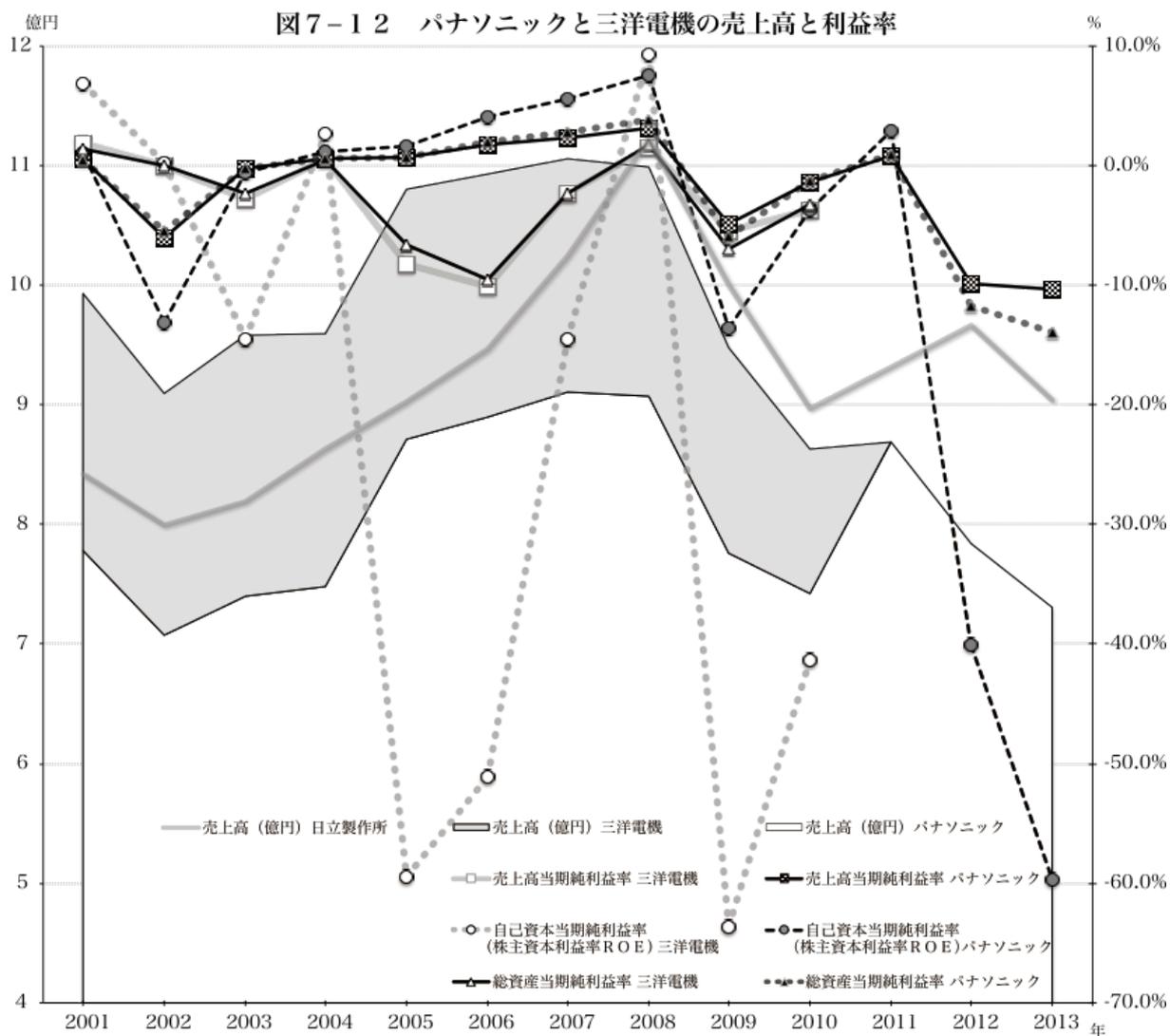
以上の様子と表 7-5 をまとめたものが図 7-11 である。結局、E・O・M の 3 社は、2006 年の第三者割当増資で抛出した合計 3000 億円②を倍近く上回る額⑥⑧⑩⑫を回収している。3 社は、抛②と引き替えに受け取った優先株①のうち議決権のない B 優先株③を 2009 TOB 前後に普通株へ転換④して大株主になる一方で、2009 TOB の優先株売却⑤で合計 4034 億円⑥を回収している。さらに、2009 TOB 前後に B 優先株から転換した普通株売却⑦⑨および 2010 TOB の普通株売却⑩で合計約 1768 億円⑧⑩⑫を獲得し、最終的に 3000 億円の支出が約 5802 億円の収入となって、差し引きで 3 社合計 2801 億円もの儲けとなっているはずである（あくまでも筆者の試算による）。

5 日立 vs パナソニック+三洋電機

株式会社日立製作所（以下「日立」）は、日本最大の総合電機メーカーであるが、日本最大の総合家電メーカーのパナソニックに三洋電機を加えた比較を試みたい。

図 7-12 のように、パナソニックに三洋電機の売上高を積み上げると、2007 年まで一貫して日立の売上高を上回っている。ところが、2008 年からは一転して、日立の売上高がパナソニックに三洋電機を加えた売上高を終始上回っている。このことから、パナソニックが三洋電機との M&A で期待していたのは、売上高で日立を追い抜くことであるようにみえる。しかし、リーマン・ショックの影響を受けた 2009 年には、日立、パナソニック、三洋の 3 社ともに売上高は著しく減少しているが、3 社とも 2010 年でその減少が底を打っている。日立は 2011 年からは売上高が上昇に転じている一方で、三洋電機を完全子会社化した

直後にもかかわらず、パナソニックの売上高は日立よりも6000億円以上も低く、2012年には1兆8000億円余りも低くなっている。2013年には三洋電機を完全子会社化する直前のリーマン・ショックにより大幅に落ち込んでいる売上高を下回る7兆3000億円となって、9兆円を超える日立の売上高とは1兆6000億円もの開きとなっている。



出所：パナソニック・三洋電機・日立製作所『有価証券報告書』各期より作成
 注：三洋電機の2009年12月パナソニック連結子会社に伴い、2010年1月以降の三洋電機の業績がパナソニックの連結財務諸表に含まれているため、2010年の三洋電機の売上高および当期純利益は、三洋電機『有価証券報告書』の第86期第1～3四半期を合算している

6 パナソニックに子会社化される以前の三洋電機の経営状態について

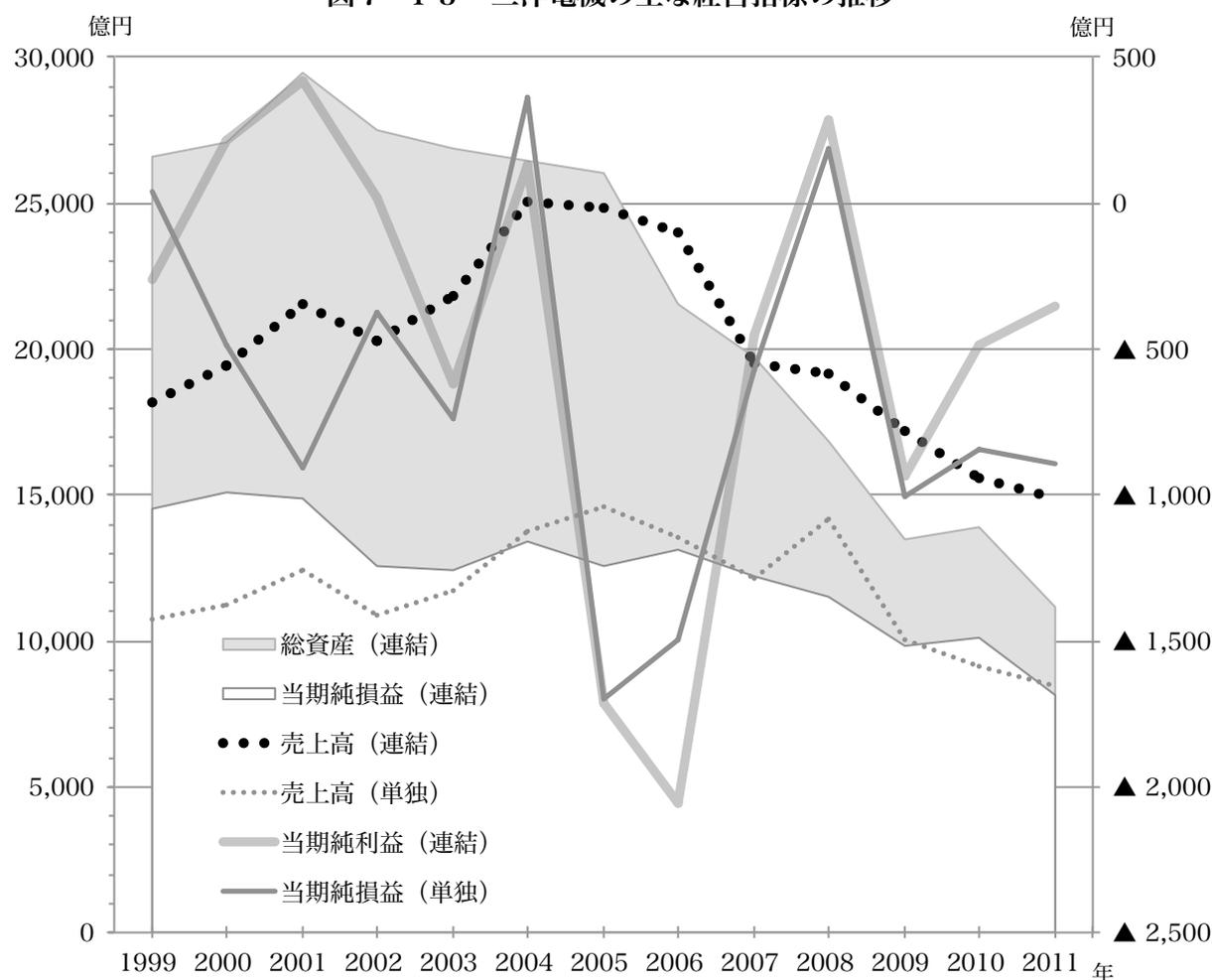
2005年3月決算で三洋電機は、新潟県中越地震（2004年10月23日、以下「中越地震」）の影響による半導体の売上減少、販売価格の下落や原材料価格高騰などにより、半導体事業を中心に大幅な損失を計上するに至っている。また、この地震で被災した三洋電機グ

ループの半導体主力製造拠点の新潟三洋電子株式会社の地震損失 423 億円を営業外費用に計上したことなどによって、2005 年の税金等調整前当期純損益は前年度の 415 億円（三洋電機単独 339 億円）の利益から 688 億円（単独 543 億円）の損失になっている。さらに、2005 年の当期純損益はこの関係会社株式減損や繰延税金資産の取り崩しにより、図 7-13（右軸）にみられるように当期純損益が前年度の 134 億円（三洋電機単独 366 億円）の利益から 1715 億円（単独 1699 億円）の損失となっている。⁽²⁷⁾

三洋電機の経営危機は中越地震によるのであろうか。中越地震以前の三洋電機の当期純損益（連結）は、図 7-13（右軸）のとおり、2002 年に前年よりも 405 億円減少して 17 億円の利益にとどまり、2003 年はさらに 634 億円減少して 617 億円の損失となっているものの、2004 年は 751 億円増の 134 億円の利益に転じていたので、2005 年の前よりも 1849 億円もの著しい減少となった 2005 年の決算は、経営危機を決定的にしたと思われる。

既に見てきた 3000 億円の資本注入を決めた第三者割当増資直後の 2006 年決算では、当

図 7-13 三洋電機の主な経営指標の推移



出所：三洋電機『有価証券報告書』各期および「有価証券報告書の訂正報告書」第79期～第83期より作成

期純損益は 341 億円減少して 2057 億円の損失となっているが、翌 2007 年には 1603 億円改善して 454 億円の損失にとどまり、2008 年には 741 億円増加して 287 億円の利益に転じていることから、第三者割当増資後の 2 年間で三洋電機の経営は回復しつつあるといえる。当期純利益の推移だけでも、2006 年の増資は効果があったかのようにみえる。ところが、2008 年 9 月 15 日のリーマン・ショックによって、2009 年 3 月末決算における三洋電機の当期純利益は前年より 1219 億円減少して 932 億円の損失に転じている。

三洋電機の売上高（連結）は、図 7-13（左軸）のように、2005 年以降、毎年、前年よりも減少しつづけている。第三者割当増資後の 2006 年の売上高は前年より 876 億円減少して、さらに翌 2007 年は 4471 億円も著しく減少して 2 兆円を大幅に割り込み、2008 年は 317 億円の減少にとどまったかのようにみえるものの、2009 年は 2004 億円減少して 1 兆 7178 億円となっている。

このように経営破綻寸前に現れたパナソニックは、2006 年に第三者割当増資に拠出した 3 社にとって、とくに 2007 年のサブプライムローンに端を発して 2008 年のリーマン・ショックで決定的となった損失が膨らむばかりの金融グループにとって、投資額をすぐにでも回収しようと戦々恐々としていた矢先に差し出された救いの手？であったのかもしれない。

三洋電機にとっては、パナソニックに子会社化された 2010 年の売上高（連結）が前年より 1612 億円減の 1 兆 5566 億円、当期純損益が 444 億円増の 488 億円の損失となり、パナソニックに完全子会社化される直前の 2011 年の売上高が 671 億円減の 1 兆 4895 億円にまで落ち込み、当期純損益が 136 億円増の 352 億円の損失となり、経営再建が果たせないままの幕切れとなっているといえる。

7 パナソニックと三洋電機のリストラクチャリング

分析した期間に三洋電機は、株式譲渡、事業の承継・分割・譲渡・統合を繰り返している。2006 年 12 月に三洋エプソンイメージングデバイス株式会社の株式をセイコーエプソン株式会社へ、2007 年 5 月に三洋電機クレジット株式会社の全株式を 2010 年 7 月三洋電機ロジスティクス株式会社の全株式を株式会社 L S ホールディングスへ、2011 年 1 月三洋半導体株式会社の全株式をセミコンダクター・コンポーネンツ・インダストリーズ・エルエルシーへ譲渡している。携帯電話事業は京セラ株式会社へ譲渡している。また、2007 年 4 月には三洋セールスアンドマーケティング株式会社と合併し、2008 年 4 月には鳥取三洋電機株式会社のフォトニクス事業を承継するとともに、生活家電事業及び車載機器事業を分

割して鳥取三洋電機株式会社が承継して三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社に商号変更している。

パナソニックは、三洋電機を完全子会社化する前後で、事業再編も行っている。図7-3でみてきたように、1954年にパナソニック（当時は松下電器産業）と資本提携して以来、パナソニックの完全子会社として6事業の一つに位置づけられていたビクターは、2006年57億8200万円、2007年56億5900万円、2008年96億7200万円と3期続けて6事業で唯一の損失を計上し、連結決算に影響を及ぼしたため、パナソニックは不採算部門としてのビクターを次のように切り離した。2007年6月に株式会社ケンウッド（以下「ケンウッド」）と業務提携を発表し、同年8月10日にパナソニックはビクターの総額350億円の第三者割当増資を実施して、連結子会社から持分法適用関連会社に変更し、持ち株会社による経営統合を前提にケンウッドが200億円、スパークス・グループが150億円を引き受け、業務・資本提携した。2007年10月1日、ケンウッドとビクターの折半出資で技術開発合弁会社「J&K テクノロジーズ株式会社」を新設して技術開発のコラボレーションを始めた。ビクターは、2008年10月1日付でケンウッドと株式移転の方法により、共同持株会社「JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社」を設立し、経営統合の発表に伴ってJVCおよびケンウッドは上場廃止して傘下の事業会社となり、同月同日に共同持株会社が上場され、こうしてビクターは2011年1月には、パナソニックの持分法適用関連会社からも除外された。⁽²⁸⁾

三洋電機はビクターとは違う道を歩むのであろうか。パナソニックは完全子会社化した三洋電機の規模を大幅に縮小して、三洋電機の解体へと向かっているように見える。三洋電機完全子会社化した2年間は三洋電機を部門名としているが、冷蔵庫や洗濯機、デジタルカメラなどの重複事業を売却して、2012年にはエネルギー関連事業を三洋電機の中核として位置づける一方で、デジタルカメラ及びデジタルムービーカメラ事業を行っている三洋 DI ソリューションズ株式会社の全株式を2013年3月31日付けでアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合がサービスを提供するファンドが出資する特別目的会社株式会社 AP26に譲渡⁽²⁹⁾、2011年7月28日に基本合意し発表した中国海爾集团公司（以下、「ハイアール」）への家庭用・業務用洗濯機事業、家庭用冷蔵庫事業および東南アジア4カ国における白物家電販売事業の譲渡に関し、2011年10月18日にハイアールと最終合意に至ったことなど、三洋電機の解体は後戻りができないように見える。⁽³⁰⁾

8 パナソニックと三洋電機の連結会社数と従業員数

パナソニックの連結対象会社（図7-14左軸）は、三洋電機を吸収合併した2010年に過去最多となっているが、翌2011年には前年より46社、2012年は55社、2013年は42社と減少しつづけ、三洋電機を合併する前の2008年よりも下回っている。三洋電機の連結対象会社は、過去最多の2005年からパナソニックに合併されるまでその数を減らしている。

パナソニックの連結対象会社1社当りの売上高（図7-15左軸）をみると、2010年に分析期間中で最低となり、その後に連結対象会社を減らし続けているため、137～136億円を保っている。三洋電機も同様に、合併直前の3年間は100億円台を保っている。

パナソニックの連結従業員数（図7-14右軸）は、三洋電機を吸収合併した2010年の38万5000人をピークに、2012年は前年より3万6000人、2013年は3万7000人もの著しい減少となっている。2009年はパナソニックが29.2万人、三洋電機が10.5万人であるため、合併後は1万2000人減っていることになる。

パナソニックの連結従業員一人当りの売上高（図7-15右軸）をみると、2008年に前年より194万円増加して過去最高の3000万円近くに達しているものの、2009年には308万円、2010年には728万円もの極端な減少となって、分析期間中で最低の2000万円を割

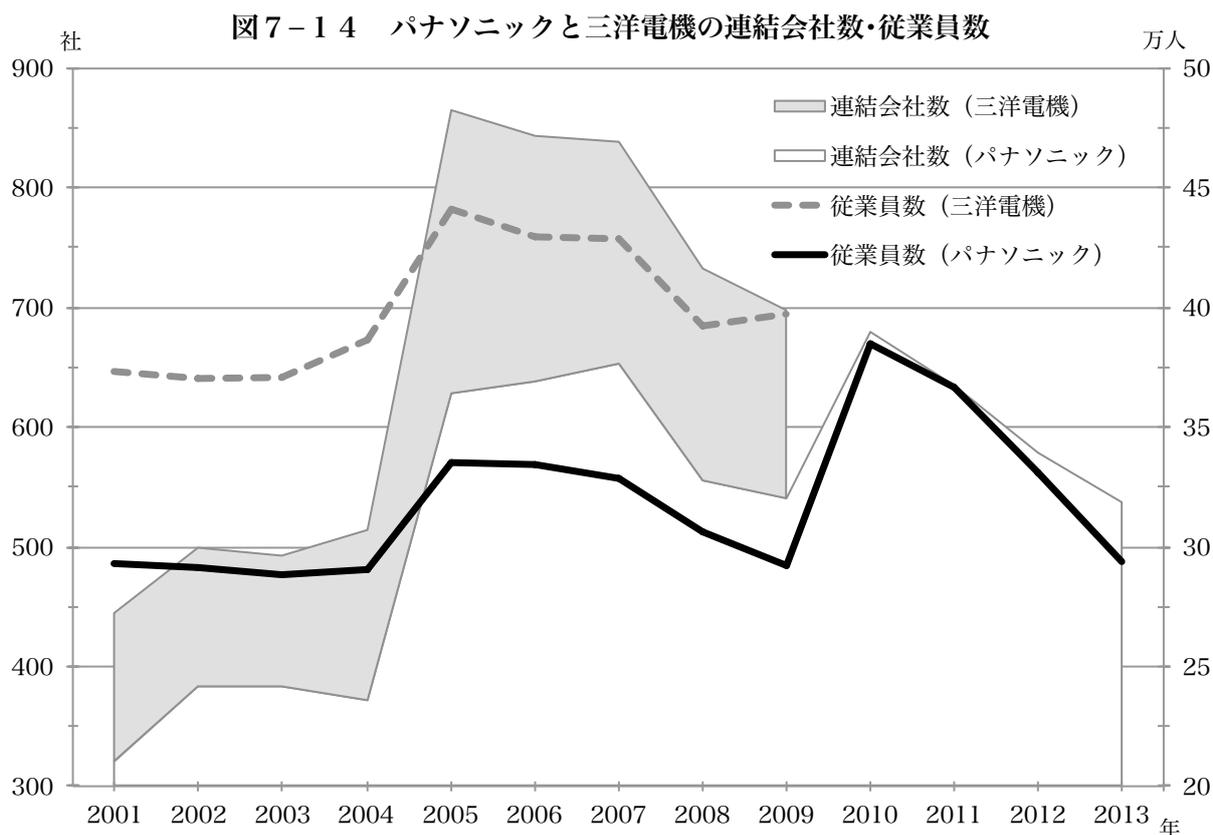
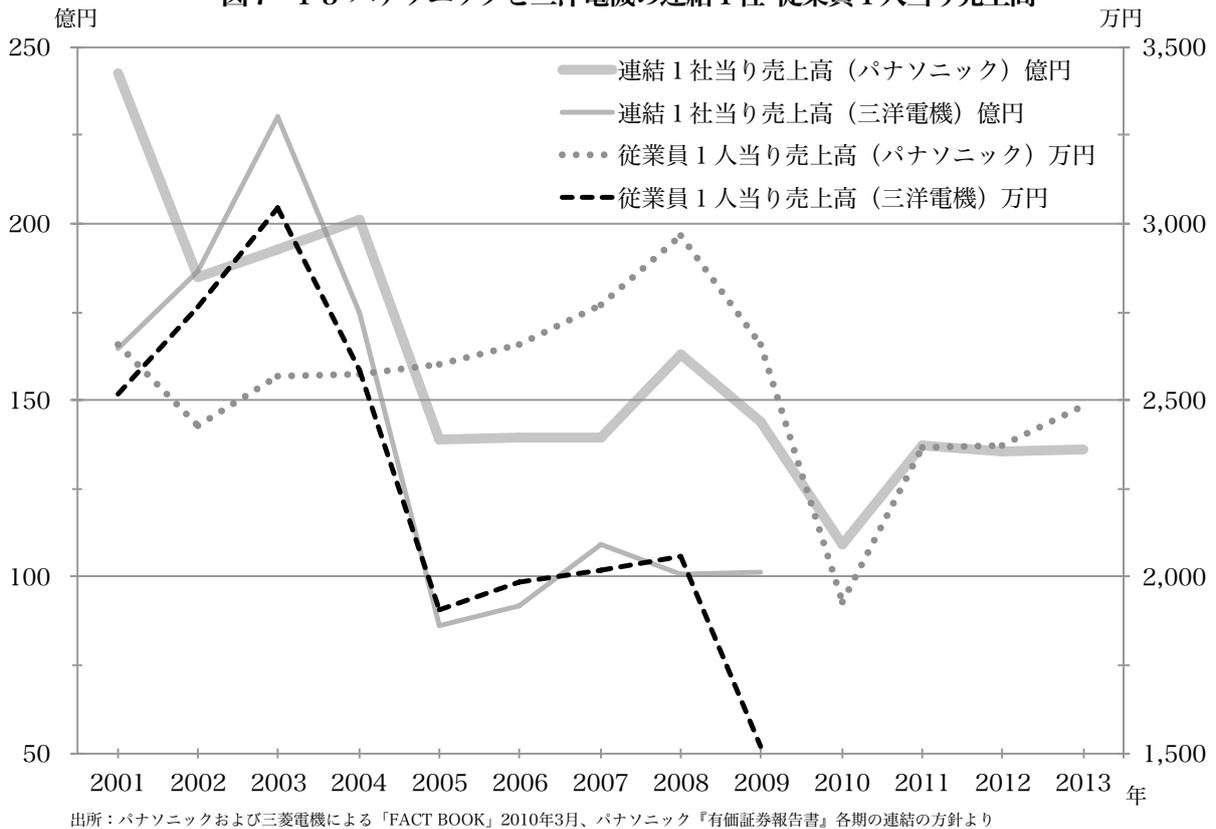


図7-15 パナソニックと三洋電機の連結1社・従業員1人当り売上高



り込んでいる。しかし、この翌 2011 年には 440 万円もの大幅な増加となり、2013 年は 114 万円増で、2008 年まで続いている増加が始まった 2002 年を上回っている。三洋電機の連結従業員一人当りの売上高は、2003 年に 3000 万円を超えているものの、翌 2004 年には前年より 456 万円減少し、2005 年は 678 万円も著しく減少している。

パナソニックによる完全子会社化の直後、三洋電機が懸念していたディスシナジーに陥ってしまい、もはや SANYO の世界的ブランド名は日本企業としては消滅しつつあり（営業譲渡により中国のハイアールが SANYO のブランドを引き継ぐと思われる）、エネルギー部門さえアジアに追い抜かれている。つまり、パナソニックが三洋電機を完全子会社する間もなく、白物家電やデジタルカメラなど重複事業を中国のハイアール等へ売却して、三洋電機を瞬く間に解体してしまい、最終的にパナソニックとして技術的に不足していて今回の M & A 以前から欲しいと望んでいた三洋電機のエネルギー部門だけが残っている。結果的に、パナソニックが企図したシナジー効果は全く望めず、日立を追い越す見込みさえなくなり、パナソニック自体も三洋電機を完全子会社化する以前の体力さえ無くなっているように見える。

今となっては後の祭りだが、三洋電機は自力で再建できなかったのだろうか。その点も含めて、今後さらに検証・分析を深めてゆきたい。

9 さいごに

経営再建中にあった三洋電機の大株主の三井住友銀行が大和証券 SMBC グループとゴールドマン・サックス・グループに支援を要請して、2006年3月に第三者割当増資による一株700円で3000億円を出資と引き替えにA・B優先株を取得した。優先株に付いていた優先株1株につき普通株10株に転換できる請求権は、2007年3月から有効であり、これら金融グループE・O・Mの3社は2008年11月にはパナソニックと2009TOBの協議を進めていたものの、保有していた優先株全てをパナソニックへ売却せずに、2009TOB以前に議決権のないB優先株4割の転換請求権を行使して10倍の数の普通株式を取得して大株主になる一方、三洋電機の経営状態は改善しないまま、2009TOBでは優先株式の全てを一株1310円で売却して3社は第三者割当増資による投資額をはるかにこえる4000億円超を獲得している。さらに、2010TOBではE・O・Mの3社が残りの普通株を売却して、それまでに売却した分と合わせると、普通株の売却だけで1700億円超を回収している計算になる。金融グループE・O・Mの3社は、三洋電機の経営再建のための第三者割当増資と引き替えに取得した優先株の普通株転換請求権および、パナソニックの三洋電機完全子会社化のためのTOBを逆手に利用して、まるで打ち出の小槌のように巨額の利得を次々に手に入れていることが明らかとなった。

一方、パナソニックは、2009TOBで買い付けた優先株を普通株式に転換して持分の過半数を獲得して三洋電機を2009年12月に連結子会社化し、さらに2010TOBで三洋電機の発行済株式総数の8割を保有し、2011年4月1日には残りの普通株全てをパナソニックの自己株式との株式交換により100%取得して完全子会社化に至っている。経営再建途上にあった三洋電機は、パナソニック傘下に入ることで生き残りをかけたが、このM&Aにより解体されブランド名も風前の灯火となっている。パナソニック自体の経営も悪化していることから、失敗したM&Aの典型的な事例となるのかもしれない。

本分析では、三洋電機の経営再建のための第三者割当増資に出資した金融グループが、その後のパナソニックによる三洋電機完全子会社化を達成するためのTOBを逆に利用して莫大な利益を獲得していく過程を、有価証券報告書を中心に裏付けることができた点は、寡聞にして他の研究にはないと思われる。しかし、三洋電機およびパナソニックの財務諸表を中心とした経営分析は十分行うことができず、また、合併差益やキャッシュフロー分析など、とくに三洋電機の業績悪化を象徴している株式減損やそれに伴う繰延税金資産の分析は残された課題となっている。

はじめに述べた点を振り返れば、パナソニックは三洋電機という個の良さをいかすような組み合わせを考えるのではなく、パナソニックという全体ひとつのまとまりから、釣り合いがとれないものを外していく、不良なものを除いていくことにより発展・成長を図ろうとしているように思える。天秤で足して釣り合わせるのではなく、引いて釣り合わせることで解決しようとしたならば、それにより業績が一層悪化したとするならば、引いて釣り合わせるやり方は見直す必要があろう。

-
- (1) レコフデータ <https://www.recofdata.co.jp>、『日本企業のM&A データブック 1985-2007』レコフ、2008年、「MAAR 統計とデータ」レコフデータ、2009～2013年2月号
 - (2) 事例を扱った会計分析の先行研究は次の通り。加藤勝康『財務分析入門』銀行研修社、1981年、水越潔編著『財務分析』野田経済研究所、1982年、荒川邦寿編著『会社合併・分割の会計』中央経済社、1983年、大橋英五『独占企業と減価償却』大月書店、1985年、平松一夫『年次報告書会計』中央経済社、1986年、宮崎利江『実践経営分析』中央経済社、1988年、敷田禮治・大橋英五編著『企業再構築と経営分析』ミネルヴァ書房、1990年、野村秀和編著『企業分析』青木書店、1990年、山口孝・角頼保雄編著『現代会計の基礎』ミネルヴァ書房、1990年、高松和男編著『経営分析と会計情報』同文館、1990年、野村秀和編著『企業会計』青木書店、1992年、熊谷重勝『引当金会計の史的展開』同文館、1993年、大橋英五『現代企業と経営分析』大月書店、1994年、山口孝・山口不二夫・山口由二『企業分析』大月書店、1996年、田中弘『会計の役割と技法』白桃書房、1996年、西山茂『企業分析のシナリオ』東洋経済新報社、2001年、遠藤孝・小栗崇資・新谷司・徳前元信『新世紀の企業会計論』白桃書房、2001年、大橋英五『経営分析』大月書店、2005年、熊谷重勝・内野一樹編著『社会化の会計』創成社、2011年
 - (3) パナソニック社プレスリリース「松下電器産業株式会社が『パナソニック株式会社』に社名変更」2008年10月1日、「松下電器産業株式会社は、2008年10月1日付で、社名を『パナソニック株式会社』（英文表記：Panasonic Corporation）に変更いたしました。」<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn081001-3/jn081001-3.html>
 - (4) パナソニックの旧社名・松下電器産業の会計分析として、次の先行研究は力作である。布施博正「松下電器産業の財務分析」『作新経営論集』第17号、2008年3月、pp.81-212
 - (5) パナソニック社プレスリリース「パナソニック株式会社および三洋電機株式会社の資本・業務提携に関する協議開始のお知らせ」2008年11月7日、<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn081107-1/jn081107-1.html>
 - (6) パナソニック社プレスリリース「パナソニック株式会社および三洋電機株式会社の資本・業務提携契約締結のお知らせ（訂正版）」2008年12月19日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn081219-2/jn081219-2.html>
 - (7) パナソニック社プレスリリース「パナソニックによる三洋電機株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」2009年2月27日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn090227-4/jn090227-4.html> パナソニック社プレスリリース「パナソニックによる三洋電機株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ（続報）」2009年4月28日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn090428-1/jn090428-1.html>、パナソニック社プレスリリース「パナソニックによる三洋電機株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ（続報）」2009年6月29日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn090629-2/jn090629-2.html> パナソニック社プレスリリース「パナソニックによる三洋電機株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ（続報）」2009年8月31日、<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn090831-3/jn090831-3.html>、パナソニック社プレスリリース「パナソニックによる三洋電機株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ（続報）」2009年10月29日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn091029-1/jn091029-1.html> では、次のように、公開買付の実現に向けて条件整備を慎重に進めてきていることをパナソニックは公表している。「パナソニック及び三洋電機は、本公開買付け実施に向けて、国内外の競争法に基づき、日本、米国、欧州、中国、その他各国で必要な手続及び対応を行なってきましたが、米国及び中国を除く各国において本公開買付けを実施するための手続及び対応を完了いたしました。このうち、中国の競争法に基づく手続につきましては、一定の問題解消措置を講じることを競争法当局に申し出ており、かかる措置を条件とした承認に向けて審査が継続しておりますが、法定の審査期間の終期である本年11月3日までに結果が得られる見込みです。米国の競争法に基づく手続につきましては、一定の問題解消措置を講じることを競争法当局に申

し出ており、現在審査が継続しておりますが、その進捗を踏まえ、本公開買付けの開始を決定の上、速やかにお知らせいたします。」

- (8) パナソニック社プレスリリース「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」2009年11月4日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn091104-4/jn091104-4.html>、パナソニック社プレスリリース「三洋電機株式会社株式の公開買付期間延長等のお知らせ」2009年11月25日、<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn091125-3/jn091125-3.html>、パナソニック社プレスリリース「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」2009年12月10日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn091210-2/jn091210-2.html>
- (9) パナソニック社プレスリリース「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」2009年12月10日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn091210-2/jn091210-2.html>、パナソニック社プレスリリース「パナソニック株式会社が三洋電機株式会社の子会社化を完了」2009年12月21日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn091221-1/jn091221-1.html>
- (10) パナソニックのホームページから、三洋電機のIR資料室、パナソニックによる完全子会社化関連資料「支配株主であるパナソニック株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」三洋電機2010年7月29日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn091210-2/jn091210-2.html>、パナソニック社プレスリリース「パナソニック株式会社によるパナソニック電工株式会社及び三洋電機株式会社の完全子会社化に向けた合意のお知らせ」2010年7月29日、<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn100729-6/jn100729-6.html>、パナソニック社プレスリリース「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」2010年7月29日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn100729-7/jn100729-7.html>、パナソニック社プレスリリース「『三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』に関する追加開示のお知らせ」2010年8月20日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn100820-4/jn100820-4.html>、三洋電機『意見表明報告書』EDINET提出書類、2010年08月23日、パナソニック『公開買付届出書』EDINET提出書類、2010年08月23日
- (11) パナソニック『公開買付報告書』EDINET提出書類、2010年10月07日、三洋電機(E01781)『有価証券報告書』第87期(2009年4月1日～2010年3月31日)、2011年6月23日EDINET提出、p.19「パナソニック(株)による当社完全子会社化について」
- (12) パナソニックのホームページから、三洋電機のIR資料室、パナソニックによる完全子会社化関連資料「パナソニック株式会社による三洋電機株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」2010年12月21日、2010年07月29日、「パナソニック株式会社によるパナソニック電工株式会社及び三洋電機株式会社の完全子会社化に向けた合意のお知らせ」<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn100729-5/jn100729-5.html>、パナソニック社プレスリリース「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」2010年10月07日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn101007-2/jn101007-2.html>
- (13) 三洋電機「このたびの完全子会社化について」2011年2月14日臨時株主総会 http://panasonic.co.jp/sanyo/corporate/ir_library/shareholdersmeeting.html、三洋電機「パナソニック株式会社による三洋電機株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」2010年12月21日、パナソニック(E01772)『有価証券報告書』第104期、2011年6月27日EDINET提出、連結財務諸表の注記25後発事象、p.111、この2011年4月1日の株式交換では、三洋電機と同時にパナソニック電工の株式1000株をパナソニックの株式925株と交換して、パナソニック電工をパナソニックの完全子会社化している。
- (14) 三洋電機(E01781)『有価証券報告書』第87期、2011年6月23日EDINET提出、p.36株価の推移
- (15) 三洋電機(E01781)『有価証券報告書』第87期、2011年6月23日EDINET提出、p.5沿革(注)
- (16) パナソニック(E01772)『有価証券報告書』第104期、2011年6月27日EDINET提出、連結財務諸表の注記2、p.75
- (17) 佐藤元治「企業価値評価—パナソニックによる三洋電機買収—」『函大商学論究』第41輯第2号、p.64
- (18) パナソニックの減損損失については、「当社は、平成21年度に、長期性資産について合計79,259百万円の減損損失を計上しました。当社は、国内の液晶パネルの製造拠点に関連する機械装置及び償却対象無形固定資産等の減損損失を計上しました。これは、製品価格の更なる下落により、当該資産の帳簿価額が将来キャッシュ・フローによって回収できないと見込まれたことによるものです。公正価値は、当該資産の使用及び処分から見込まれる将来の割引キャッシュ・フローの見積りにより決定されています。また、当社は、国内の既存の電池製造拠点に関連する土地、建物及び機械装置の減損損失を計上しました。これは、リチウムイオン電池事業の生産体制の見直しに伴い収益性が悪化したこと及び三洋電機(株)の子会社化に関連してニッケル水素電池事業の一部を売却する必要が生じたことにより、当該資産の帳簿価額が将来キャッシュ・フローによって回収できないと見込まれたことによるものです。公正価値は、土地については比較売買法に基づく個別査定、建物及び機械装置については再調達原価に基づく個別査定により各々決定されています。減損損失のうち、37,872百万円、13,805百万円、17,587百万円、8,897百万円及び1,098百万円は、各々『デジタルAVCネットワーク』、『アプライアンス』、『デバイス』、『三洋電機』及び他のセグメントに関連するものです。」(パナソニック(E01772)『有価証券報告書』第104期、2011年6月27日EDINET提出、連結財務諸表の注記7、p.81)とある。
- (19) パナソニック(E01772)『有価証券報告書』第104期、2011年6月27日EDINET提出、連結財務諸表の注記2、p.75
- (20) パナソニックの三洋電機のIR資料室、株主総会関連資料「このたびの増資について」2006年2月8日付、「臨時株主

総会招集ご通知」2006年2月8日付、2006年2月24日付「臨時株主総会決議ご通知」では、「短期間で今回の増資を引き受けることのできる資金調達力やその確実性を重視した結果、高度の信用力と引受能力を兼ね備えた出資者として、当社の主幹事証券会社である大和証券 SMBC グループ、世界的に一流の投資銀行であり当社に十分なご理解をいただいているゴールドマン・サックス・グループ、および当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行と株式引受契約を締結し、株主の皆様のご承認等を条件に、それぞれのグループやグループが運営するファンドへ出資をお願いすることになりました。」とある。http://panasonic.co.jp/sanyo/corporate/ir_library/shareholdersmeeting.html

- (21) パナソニックの三洋電機のIR資料室、株主総会関連資料「第82回 定時株主総会 招集ご通知」2006年6月8日付、「第82回 定時株主総会 決議ご通知」2006年6月23日付
http://panasonic.co.jp/sanyo/corporate/ir_library/shareholdersmeeting.html
- (22) もともと三井住友銀行は、第3表1の通り、発行済株式総数に対して2.31%で、2005年には6番目の大株主（三洋電機『有価証券報告書』2004年4月1日～2005年3月31日第81期、p31「大株主の状況」）、2008年には2番目の大株主（三洋電機『有価証券報告書』2007年4月1日～2008年3月31日第84期、p36「大株主の状況」）、が、2009年には3社が三大大株主（三洋電機『有価証券報告書』2008年4月1日～2009年3月31日第85期、p35「大株主の状況」）となっている。ちなみに、2008年に2.72%の保有割合で筆頭大株主の三洋電機従業員持株会は、2009年は2.20%で5番目の大株主となっている。
- (23) 三洋電機(E01781)『有価証券報告書』第86期、2010年6月23日 EDINET 提出、p.110「表示方法の変更」
- (24) 三洋電機(E01781)『有価証券報告書』第86期、2010年6月23日 EDINET 提出、p.101「損益計算書」
- (25) パナソニック社プレスリリース「パナソニックによる三洋電機株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ（続報）」2009年4月28日 <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn090428-1/jn090428-1.html>「三洋電機の大株主であるオーシャンズ・ホールディングス有限会社（ゴールドマン・サックス・グループの関連会社）、エボリューション・インベストメンツ有限会社（大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社の完全子会社）及び株式会社三井住友銀行には、本公開買付けへの応募を前提に検討頂いている旨、2008年12月19日付プレスリリースによりお知らせしておりますが、パナソニックは、このうち、エボリューション・インベストメンツ有限会社との間では、2009年3月31日に、同社がその保有するA種優先株式（89,804,900株）及びB種優先株式（88,766,600株、A種優先株式とあわせて発行済株式総数（普通株式換算後）の29.00%に相当します。）のうち、A種優先株式全株及びB種優先株式の一部（64,134,300株、A種優先株式とあわせて発行済株式総数（普通株式換算後）の25.00%に相当します。）を本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。今後の競争法に基づく手続の進捗状況及び本公開買付けの開始時期に関する情報につきましては、本年6月下旬までに、改めてお知らせいたします。」
- (26) 三洋電機『有価証券報告書』2010年4月1日～2011年3月31日第87期、p.32「大株主の状況」、これまで第三者割当増資の主要3社を対象に分析しているが、ゴールドマン・サックス・グループの場合は、当初よりゴールドマン・サックス証券株式会社、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーGoldman Sachs & Co.、ゴールドマン・サックス・インターナショナル Goldman Sachs International も三洋電機株の大量保有者に名前を連ねているが、E社が突出しているため、他社は分析対象としていない。完全子会社直前の最後の有価証券報告書の大株主にゴールドマン・サックス・インターナショナルの名前が突然あらわれているが、その詳細な検討は今後の課題としたい。
- (27) 三洋電機(E01781)『有価証券報告書』第81期、2005年6月30日 EDINET 提出、pp.22-23、『有価証券報告書』第82期、2006年6月29日 EDINET 提出、p.89、三洋電機(E01781)「有価証券報告書の訂正報告書」第81期、2007年12月25日関東財務局長提出、p.10
- (28) パナソニック(E01772)『有価証券報告書』第102期、連結財務諸表の注記2、p.75
- (29) パナソニックHP三洋電機プレスリリース「デジタルカメラ及びデジタルムービーカメラ事業の譲渡について」2012年12月21日 <http://panasonic.co.jp/sanyo/news/2012/12/21-1.html>、『日本経済新聞』2013年5月18日
- (30) パナソニックHP三洋電機プレスリリース「中国ハイアール社への洗濯機事業、家庭用冷蔵庫事業、および東南アジア4カ国における白物家電販売事業の譲渡に関する最終合意について」2011年10月18日
<http://panasonic.co.jp/sanyo/news/2011/10/18-1.html>
『MAR R』レコフデータ、統計とデータ「2011年M&A全データ」、2012年2月号、p.202

結 び

この論文では、資本の集積・集中の過程として把握される個別資本の循環・回転運動を明らかにするという課題を、現代企業会計の構造と（課題を含めた）展開に焦点をあてて、次のように具体的に考察した。

- (1) 日本の法人企業における資本蓄積の構造を、損益計算書ならびに減価償却の計算構造に焦点をあてて財務政策と会計処理との関連で明らかにする。損益計算書の構造を財務省『法人企業統計年報』より戦後半世紀を平易に概観し、減価償却の本質と過剰な費用化をもたらす会計処理方法の問題点を、個別企業の『有価証券報告書』の数値によって裏付け、バブル経済下での財テクおよびバブル崩壊による損失補填を財務政策と会計処理実務と関連からその実態を明らかにした。
- (2) 日本の法人企業における利益率や法人税率の問題点を財務政策と会計処理との関連で明らかにする。法人税法等に規定され、会計慣行に基づいて計算・公表されている企業の利益＝所得が、費用化・資本化をもたらす様々な会計処理を通じて圧縮され、減免税をもたらし、企業の内部に留保されている実態を財務省『法人企業統計年報』と国税庁『税務統計からみた法人企業の実態』を用いて、利益の費用化・資本化したものを振り戻し、実質的な利益率および実効税率の推計により、税務会計的側面から、その会計処理を明らかにした。
- (3) 日本における生産性向上の現代的意義と課題を、労働生産性等式の問題に焦点をあてて財務政策と会計処理との関連で明らかにする。日本の労働力人口の減少が深刻化してきた今日、雇用不安を解決して経済成長を維持するために不可欠な生産性向上をはかるためには、いかに人件費等のコストを節約できるか、いかに労働の対価に相応しい割合だけ生み出した付加価値を配分できるか、いかに労働者の生活水準を高めて労働を節約できるか、生産性会計を見直したところ、こうした課題が明らかになった。

- (4) 近年の環境会計の課題について、資源の有限性に焦点をあてて、その費消部分を「第四の原価要素」として区分する新たな会計システム構築の必要性を財務政策と会計処理との関連で明らかにする。今日の企業は自然環境を守る社会貢献活動を行っているが、企業が作成する財務諸表には限り有る自然の費消部分は反映されていない。資本の集積・集中が進むほど利潤拡大が優先され、自然環境はそれが無限であることを前提にした企業活動によって破壊が進む。企業が環境の一分枝としての財務政策を実施するなら、限り有る自然の費消部分を反映した「第四の原価要素」が会計処理実務に取り入れられ、自然環境の破壊をくいとめる可能性がある。
- (5) 現代企業会計の源流を 20 世紀転換期アメリカの第一次企業合同運動における合併会計に求め、U.S.スチール社を対象として、同社の半世紀に及ぶ『年次報告書』を分析して、「水増し・水抜き」財務政策とそれにそくした会計処理実務の関連で、合併会計の課題と問題点を明らかにする。M&Aによる新会社設立では、何ら物的資産価値の裏付けのない株式交換による資本の「水増し」財務政策を展開し、あらゆる資産を実態価値のない「水」で薄めて過大に評価する会計処理実務を行っている。さらに、設立後の圧倒的シェアを背景に獲得した利潤は、配当等の社外流出を抑制した「水抜き」財務政策により内部留保され、その要請により設立時の「水」を抜くためのさまざまな会計処理を実務が担っている。
- (6) 20 世紀後半石油ショック以降の低成長期における産業空洞化の構造を、資本運用の視点から主要企業の『有価証券報告書』の分析を通して、会計データから財務政策との関連を明らかにする。この時期の「本業利回り」が低下する中で財テクに奔走し、リストラやM&Aおよび経営多角化をおしすすめた実態が明らかになり、海外進出の実像やR&D投資の活発化および金融子会社の役割を指摘した。
- (7) 現代企業会計の展開を、21 世紀初頭における日本の合併会計に求め、パナソニックによる三洋電機の完全子会社化（2011 年）における問題点を『有価証券報告書』を中心

に財務的な視点から明らかにする。三洋電機の経営再建のために第三者割当増資した金融グループは、受け取った優先株式の一部をパナソニックによるTOBで売却して出資分を回収し、残った優先株は普通株式に転換して、パナソニックによる次のTOBで売却して、最後は株式交換に応じて、出資額の倍近い資金を回収している実態が明らかになった。

以上の考察により、現代企業会計の構造と展開を、実証的な分析によって、財務政策と会計処理実務との関連で明らかにした。企業は資本の価値を増殖させるための財務政策を展開し、その財務政策にそくした会計処理を実践している。企業は本業での儲けを確保するために生産性を上昇させてコストダウンをはかり財テクによって本業の儲けを補う一方で、減価償却や引当金等を利用した内部留保によって利益を圧縮する。合併会計では必要資金を節約し多額の創業者利得を獲得する設立時の「水増し」財務政策とその後の「水抜き」財務政策にそくした会計処理実務が一般的におこなわれるが、会計のシステムはそうした歪みを正して財務の健全性を保とうとする側面がある。とはいえ、資本の集積・集中が進むほど、利潤拡大が優先され、合理化と自然破壊は進展する。労働力人口の減少が深刻化している今日、雇用不安を解決して経済成長を維持するために不可欠な生産性の向上をはかるには、生産性会計の見直しが急務である。企業が地球の一員として存在し働く人や自然の恩恵を受けていることを自覚した財務政策を実施するなら、企業の会計処理実務は働く人や有限な自然のために機能することになる。

あとがき

—釣り銭勘定再考—

現代の会計システムは、複式記入が基本である。いわゆる仕訳という会計処理では、たとえば、お金を銀行から借りた時は、借方・現金、貸方・借入金となる。なぜ借入金を貸方に記入するのであろうか。簿記の教科書の多くは、借方貸方の意味は問わず、既知のルールとしている。借入金は、相手（銀行）が自分（自社）に貸してくれたお金ということで、貸方に負債として記入する。自分が相手からお金を借りたと考えれば、借方に記入するのが自然だが、借方には記入しない。反対に、自分が相手にお金を貸した時は、相手が自分からお金を借りたとして、借方に貸付金を記入する。つまり、欧米から伝わった会計システムの基本は、自分からではなく相手から物事を見ることであった。

序で述べた加法的減算も自分からの見方ではなく、相手からの見方であろう。しかも、自分のことを相手に理解してもらえるように、過程段階的に確認して釣り合わせるのである。相手から見て釣り合わせることで、お互いが納得する。

会計が映し出しそうとしている企業活動も釣り合いをとっているのであろうか。本論文では、資本の自己増殖運動を財務政策と会計処理実務との関係から明らかにしようとしたが、そこに釣り合いという視点が不足していたようである。したがって、十分な分析であったとはいえないものの、残された課題が明確になったことは大いなる収穫であった。

経営上の要請から実施される企業の財務政策によって、会計実務は処理されている。税法上の損金不算入はそれを如実にものがたっている。最終的に、どの程度の資本を内部に蓄積するのか、どの程度の利益を出すのか、どの程度の所得であれば節税できるのか、といった論理が働いているようにみえる。その一方で、交際費や寄附金などのように、税金を払いさえすれば用途不明にすることも認められているのが実状である。

そうした矛盾を抱えている関係にある企業の財務政策と会計処理実務は、会社の外からではなく内からの見方で、しかも釣り合っていないのに釣り合っているかのように見せてしまえば、お互いが納得し合うことなく自分だけが自己満足に陥れば、その矛盾は膨らんで自分自身が破綻しかねないのである。

各章を構成する初出論文を著した時点では、長いスパンで分析できたと思い込んでいたが、こうして2011年までのデータを追加してみると、当初は同じような傾向と思われたものも、その後大きく傾向を異にするようになっていくことがわかった。こうしたデータに基づく分析は、追跡調査と継続的な分析を怠ってはならないことに得心した。

初 出 一 覧

序章：「M&Aの会計問題について—パナソニックによる三洋電機の完全子会社化の事例—」
『オホーツク産業経営論集』（2013年7月投稿受理）1.はじめに

第1章：「収益・費用」大橋英五・成田修身・近藤禎夫編著『現代企業と簿記』ミネルヴァ書
房（1993年4月）第8章担当, pp.108-125

第2章：「企業会計と税務会計」大橋英五編著『現代企業と簿記会計』多賀出版（1998年11
月）第Ⅲ編 第10章担当, pp.163-174

第3章

第1項：「生産性概念の混迷」会計理論学会第27回全国大会スタディグループ『生産性会
計の研究—生産性と成果配分との関連を中心として—』（2012年10月）第2章第2
項担当, pp.17-26

第2項：「生産性論議の再燃」同上,第3章第1項担当, pp.27-38

第4章：「第四の原価について—有限な自然を前提にした財務諸表の考察（その1）—」『北
海道女子大学紀要』第38号（2000年3月）pp.257-272

第5章：「U.S.スチール社の『水増し』財務政策」『北海道女子短期大学研究紀要』第29
号（1993年12月）pp.195-206

※ 「U.S.スチール社設立時の『水増し・水抜き』財務政策とその後の会計処理実務」
1985年3月（立教大学大学院経済学研究科修士論文）

第6章：「低成長下の資本運用」敷田禮二・大橋英五編著『企業再構築と経営分析』（現代会
計講座④）ミネルヴァ書房（1990年6月）第3章 産業「空洞化」の財務構造 II担
当, pp.79-102

第7章：「M&Aの会計問題について—パナソニックによる三洋電機の完全子会社化の事例—」
『オホーツク産業経営論集』（2013年7月投稿受理）第2項以下

今回、一つにまとめるにあたり、著書としての体裁を整えるため、旧稿に最新のデータを
できる限り追加して、文章の加筆・修正を試みた。

図 表 一 覧

	ページ数
第 1 章	
図 1-1	日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の売上高 4
図 1-2	日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の売上原価 5
図 1-3	日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業) の販売費・一般管理費 6
表 1-4	新旧・減価償却方法の比較 12
図 1-5	新旧・減価償却方法による比較 14
図 1-6	日本の法人企業における減価償却費 16
図 1-7	日本の法人企業における全規模・全産業(除く金融保険業)の利益率 23
第 2 章	
図 2-1	課税所得について 29
図 2-2	日本の法人数の推移 31
表 2-3	日本の法人企業数の規模別推移 (国税庁推計) 32
表 2-4	日本の法人企業数の規模別推移 (財務省推計) 33
図 2-5	日本の利益計上法人数 34
図 2-6	日本の法人企業の規模別資本金額 35
図 2-7	日本の法人企業における営業収入 36
図 2-8	日本の法人企業における益金処分および法人税率 41
表 2-9	日本の法人企業における益金処分の推移 42
図 2-10	日本の法人企業における交際費 44
図 2-11	日本の法人企業における寄附金 47
第 3 章	
図 3-1	日本の労働組合員数の推移 50
表 3-2	生産性の概念 57
図 3-3	日本の労働生産性 (全規模) 58
表 3-4	労働生産性等式の変形 59
図 3-5	従業員一人当たり人件費と労働分配率の逆数 (全規模) 60
図 3-6	従業員一人当たり売上高と付加価値率 (全規模) 61

図 3-7	労働装備率と設備生産性（全規模）	61
図 3-8	資本集約度と資本生産性（全規模）	62
図 3-9	資本集約度、総資本回転率、付加価値率（全規模）	63
図 3-10	労働分配率と労働収益率（全規模）	65
図 3-11	従業員一人当りの労働収益と人件費（全規模）	66
第4章		
図 4-1	鉄 1 トンを生産するのに必要なもの	73
第5章		
表 5-1	世紀転換期のアメリカにおける企業合同	87
表 5-2	U.S.スチール社の諸構成会社の企業合同	89
表 5-3	U.S.スチール社設立時の資本構成	92
表 5-4	U.S.スチール社設立時の資産の過大評価	94
表 5-5	諸構成会社設立時の資本構成とプロモーター利得 および U.S.スチール社設立時の証券交換状況	97
第6章		
表 6-1	営業・経常損益の売上高構成比の推移	101
表 6-2	財テク・本業利回りの推移（1）新日鉄	102
表 6-2	財テク・本業利回りの推移（2）日立製作所	102
表 6-2	財テク・本業利回りの推移（3）三菱油化	103
表 6-2	財テク・本業利回りの推移（4）日産自動車	103
表 6-3	日本企業による M & A の推移	110
表 6-4	売上高構成比率の推移	114
表 6-5	新日本製鉄の保証債務の推移	115
第7章		
図 7-1	日本におけるマーケット別 M & A 件数の推移	120
表 7-2	パナソニックによる完全子会社化の経過	122
図 7-3	パナソニックの部門別利益の推移	124
表 7-4	三洋電機の公正価値について	126
表 7-5	パナソニックが三洋電機を完全子会社化するまでの経過	128

図7-6	三洋電機の第三者割当増資（2006年）	127
図7-7	三洋電機B優先株の普通株への転換（2009年）	129
図7-8	2009TOB	129
図7-9	三洋電機株の売却	130
図7-10	2010TOB	130
図7-11	三洋電機の第三者割当増資からパナソニックによる完全子会社化 までの株式数の推移と収支	131
図7-12	パナソニックと三洋電機の売上高と利益率	133
図7-13	三洋電機的主要な経営指標の推移	134
図7-14	パナソニックと三洋電機の連結会社数・従業員数	137
図7-15	パナソニックと三洋電機の連結1社・従業員1人当り売上高	138

参 考 文 献

- A.C.リトルトン『会計理論の構造』東洋経済新報社, 1955年
- A.J.ブリロフ『現代企業と不正経理』マグロウヒル好学社, 1980年
- F.ヒルガート『工業化の世界史—1870—1940年までの世界経済の動態』ミネルヴァ書房, 1979年
- R.グレイ、D.オーエン、C.アダムス『会計とアカウントビリティ』白桃書房, 2003年
- 青木脩『現代の財務諸表(新版)』有斐閣, 1987年
- 青柳文司『アメリカ会計学』中央経済社, 1986年
- 荒川邦寿編著『会社合併・分割の会計』中央経済社, 1983年
- 安藤英義『簿記会計の研究』中央経済社, 2001年
- 生駒道弘『株式時価発行の理論』千倉書房, 1986年
- 市川深『税務会計要論』中央経済社, 1984年
- 市川深編著『税務会計』日本評論社, 1976年
- 市村昭三『資金会計の基本問題』森山書店, 1979年
- 岩田巖雄、高橋昭三編『現代証券市場と企業財務』大月書店, 1982年
- 岩田巖『利潤計算原理』同文館, 1956年
- 内川菊義『引当金会計論』森山書店, 1981年
- 内川菊義『会計学の基礎理論』森山書店, 1976年
- 占部郁美『株式会社』森山書店, 1968年
- 江村稔『企業会計総論』森山書店, 1979年
- エルンスト・U・フォン・ワイツェッカー『地球環境政策』有斐閣, 1994年
- 遠藤孝・角瀬保雄両先生還暦記念『現代会計・課題と展望』ミネルヴァ書房, 1993年
- 遠藤孝、小栗崇資、新谷司、徳前元信『新世紀の企業会計論』白桃書房, 2001年
- 遠藤孝、角瀬保雄、敷田禮二、成田修身、森章、山口孝編『現代会計学』大月書店, 1983年
- 遠藤孝、成田修身編著『現代会計の制度構造』ミネルヴァ書房, 1990年
- 汪志平『日本巨大企業の行動様式—1980年代の所有と支配—』北海道大学図書刊行会, 1995年
- 大阪市立大学会計学研究室編『現代会計学の課題』森山書店, 1953年
- 太田哲三、岩田巖、片野一郎『貨幣価値変動会計』産業圖書, 1946年
- 大橋英五『独占企業と減価償却』大月書店, 1985年
- 大橋英五『現代企業と経営分析』大月書店, 1994年
- 大橋英五『経営分析』大月書店, 2005年
- 大和久重雄『鋼のおはなし』日本規格協会, 2003年訂正版

岡部利良『現代会計学批判』森山書店, 1991年
岡部政昭『現代の経営財務』同文館, 1990年
岡村正人『株式会社金融の研究〔新版〕』有斐閣, 1971年
岡本愛次『会計学の基本問題』ミネルヴァ書房, 1977年
小栗崇資、谷江武士編著『内部留保の経営分析—過剰蓄積の実態と活用』学習の友社, 2010年
カール・ケーファー『ケーファー 簿記・貸借対照表論の基礎』中央経済社, 2006年
カール＝ヘンリク・ロベール『ナチュラル・ステップ』新評論, 1996年
片野一郎『インフレーション会計の實証的研究』産業図書, 1946年
片山伍一、後藤泰二編著『経営財務論』ミネルヴァ書房, 1983年
片山伍一、後藤泰二編著『現代株式会社の支配機構』ミネルヴァ書房, 1983年
加藤勝康『財務分析入門』銀行研修社, 1981年
加藤盛弘『会計学の論理』森山書店, 1973年
鎌倉孝夫『資本主義の経済理論—法則と発展の原理論—』有斐閣, 1996年
河合信雄『財務諸表新論 (全訂版)』東洋経済新報社, 1978年
川口順一、川北博、河野保、山内悦嗣『外務報告会計』中央経済社, 1984年
木村和二郎、小島男佐夫『簿記学入門』森山書店, 1977年
木村和二郎『会計学研究—アメリカ企業会計原則の研究—』有斐閣, 1955年
木村和二郎『科学としての会計学 (下)』森山書店, 1972年
木村和二郎『資本蓄積と企業会計』森山書店, 1955年
木村和二郎『新版 減価償却論』森山書店, 1965年
熊谷重勝『引当金会計の史的展開』同文館, 1993年
熊谷重勝・内野一樹編著『社会化の会計』創成社, 2011年
黒川博『U.S.スティー爾経営史—成長と停滞の軌跡—』ミネルヴァ書房, 1993年
黒澤清『近代会計学入門』中央経済社, 1984年
黒澤清主編『近代会計学体系X理論会計研究』中央経済社, 1968年
黒澤清総編集『体系近代会計学X I V理論会計学』中央経済社, 1981年
桑原正幸『アメリカ会計理論発達史—資本主理論と近代会計学の成立—』中央経済社, 2008年
小島恒久『日本経済の流れ—金解禁から円切上げまで—』河出書房新社, 1973年
古林喜楽・三戸公編『経営経済学本質論』中央経済社, 1970年
小林康助編著『アメリカ企業管理史』ミネルヴァ書房, 1985年
小松章『企業の論理—社会科学としての経営学—』三嶺書房, 1983年
小松章『株式会社金融の理論』同文館, 1980年

斎藤静樹『企業会計—利益の測定と開示—』東京大学出版会, 1988年
斎藤静樹『資産再評価の研究』東京大学出版会, 1984年
坂本和一『現代巨大企業の構造理論』青木書店, 1983年
阪本欣三郎、三代澤経人編『現代会計の基礎』法律文化社, 1990年
阪本安一『現代会計の基礎理論』中央経済社, 1982年
敷田禮二、近藤禎夫編著『現代管理会計論』日本評論社, 1976年
敷田禮二、山口孝編著『批判会計学の展開』ミネルヴァ書房, 1987年
敷田禮治、大橋英五編著『企業再構築と経営分析』ミネルヴァ書房, 1990年
ジョージ・フォスター『資本市場と財務分析』同文館, 1982年
菅原秀人『株式会社会計論（新訂版）』森山書店, 1976年
杉野博貴『自己資本構造論』中央経済社, 1998年
高浦忠彦『資本利益率のアメリカ経営史』中央経済社, 1992年
高浦忠彦先生還暦記念論文集編集委員会『グローバル化と経営・会計』唯学書房, 2005年
高瀬莊太郎『企業財政論』日本評論社, 1933年
高橋昭三編『経営財務の基礎理論』同文館, 1984
高橋昭三『現代経営財務〔二訂版〕』税務経理協会, 1988年
高橋昭三先生還暦記念論文集編集委員会編『資本市場の変容と経営財務』中央経済社, 1992年
高松和男編著『経営分析と会計情報』同文館, 1990年
高山朋子『現代減価償却論』白桃書房, 1983年
高山朋子『財務諸表の理論と制度』森山書店, 2002年
瀧田輝己『複式簿記—根本原則の研究』白桃書房, 2007年
田中弘『会計の役割と技法—現代会計学入門—』白桃書房, 1996年
チャットフィールド『会計思想史』文眞堂, 1978年
鳥羽欽一郎『企業発展の史的研究』ダイヤモンド社, 1970年
永田信、井上真、岡裕泰『森林資源の利用と再生—経済の論理と自然の論理—』農文協, 1994年
中西寅雄『新刻 経営費用論』千倉書房, 1973年
中村忠『新版 株式会社会計の基礎』白桃書房, 1982年
中村忠『新版 現代会計学〔全訂版〕』白桃書房, 1975年
中村萬次『英米鉄道会計史研究』同文館, 1991年
成田修身、大橋英五、大西勝明、田中隆雄『企業分析と会計』学文社, 1981年
成田修身『減価償却の史的展開』白桃書房, 1985年
西山茂『企業分析のシナリオ』東洋経済新報社, 2001年

野口祐『経営管理論史』森山書店, 1960年

野中郁江『現代会計制度の構図』大月書店, 2005年

野村秀和編著『企業分析—考え方と実例—』青木書店, 1990年

野村秀和編著『企業会計—実務・理論・制度—』青木書店, 1992年

服部俊治編著『企業利益の計算方法』同文館, 1988年

馬場克三『減価償却論 (新訂増補版)』千倉書房, 1951年

馬場克三『市民のための会計学』中央経済社, 1954年

馬場克三、内川菊義『基本簿記概論』春秋社, 1960年

馬場克三『会計理論の基本問題』森山書店, 1975年

馬場克三『経営経済学』税務経理協会, 1966年

馬場克三『個別資本と経営技術〔増補版〕』有斐閣, 1977年

馬場克三『株式会社金融論改訂増補版』森山書店, 1978年

馬場宏二『現代資本主義の透視』東京大学出版会, 1981年

濱田弘作『アメリカ会計発達史』白桃書房, 1986年

濱田弘作『アメリカ会計理論の研究』同文館, 1988年

早川豊『保守主義と時価会計—透明性の拡大』同文館, 2002年

ハンス・イムラー『経済学は自然をどうとらえてきたか』農文協, 1993年

裴富吉『経営理論史—日本個別資本論史研究—』中央経済社, 1984年

平尾武久『アメリカ労務管理の史的構造』千倉書房, 1984年

平松一夫『年次報告書会計』中央経済社, 1986年

フィッチ、オッペンハイマー『だれが会社を支配するか』ミネルヴァ書房, 1978年

ポール・ドルバック『自然の体系Ⅰ』法政大学出版局, 1999年

ポール・ドルバック『自然の体系Ⅱ』法政大学出版局, 2001年

ポール・バークレイ、デビット・セクラ『環境経済学入門』東京大学出版会, 1975年

正木久司『株式会社支配論の展開〔アメリカ編〕』文眞堂, 1983年

松原成美『基本現代会計理論』税務経理協会, 1992年

松本和男『企業収益と企業金融』日本経済新聞社, 1986年

マレイ・ブクチン『エコロジーと社会』白水社, 1996年

水越潔『会社財務の諸問題』国元書房, 1972年

水越潔編著『財務分析』野田経済研究所, 1982年

三戸公『個別資本論序説〔増補版〕』森山書店, 1968年

宮上一男『会計学本質論』森山書店, 1979年

宮上一男『企業会計制度の構造』森山書店, 1959年
宮上一男『企業会計の基礎』森山書店, 1969年
宮上一男『企業会計の理論』森山書店, 1965年
宮崎義一『変わりゆく世界経済』有斐閣, 1990年
宮崎利江『実践経営分析—主要化学会社の財務分析をもとに—』中央経済社, 1988年
三代澤経人『会計過程論』中央経済社, 2005年
茂木虎雄『近代会計成立史論』未来社, 1969年
森杲『アメリカ資本主義史論』ミネルヴァ書房, 1976年
安平昭二『簿記詳論〔四訂版〕』同文館, 2000年
山上達人『現代企業の経営分析〔増補版〕』白桃書房, 1994年
山上達人『生産性分析の理論』白桃書房, 1973年
山口孝、角瀬保雄編著『現代会計の基礎』ミネルヴァ書房, 1990年
山口孝、山口不二夫、山口由二『企業分析』白桃書房, 1996年
山口孝『企業分析—経済民主主義への基礎—』新日本出版社, 1977年
山下勝治『会計学一般理論』千倉書房, 1959年
山下勝治『新版 会計学一般理論』千倉書房, 1963年
山榊忠恕『複式簿記原理（新訂版）』千倉書房, 1983年
山本秀雄『イギリス企業集中の研究』信山社, 1988年
リトルトン、ジンマーマン『会計理論—連続と変化—』税務経理協会, 1976年
ルディー＝ミュラー＝ヴェンク『エコロジカル・アカウンティング』中央経済社, 1994年
R.M.ヴェンク『環境指向経営のためのエコロジカル・アカウンティング』中央経済社, 1994年
レスター・ブラウン編著『地球白書 1997-98』ダイヤモンド社, 1997年 <http://www.worldwatch.org>
若杉明『M&Aの財務・会計戦略』ビジネス教育出版社, 1989年
岩佐茂『環境の思想』創風社, 1994年
三橋規宏『環境経済入門』日本経済新聞社, 1998年
室田武、多辺田政弘、槌田敦編著『循環の経済学』学陽書房, 1995年
秋道智彌編『講座 人間と環境 第一巻 自然はだれのものか』昭和堂, 1999年
上田和弘、落合仁司、北畠佳房、寺西俊一『環境経済学』有斐閣, 1991年
赤尾健一『地球環境と環境経済学』成文堂, 1997年
唐沢敬『資源環境と成長の経済学』中央経済社, 1995年
鷲田豊明『環境と社会経済システム』勁草書房, 1996年

The Structure of Business Accounting and Its Evolution

: Business Analysis focused on Financial Policies and Accounting Practices

Summary

Purpose of the Research

This study sought to illuminate the structure of business accounting and its evolution with the relationship between financial policies and accounting practices through an analysis of capital accumulation and concentration.

Background of the Research

The author tried to grasp the laws of motion through demonstrative manners using managerial indicators of individual companies. The relationship between the activities of corporations and the effects of these activities must be examined by demonstrative manners. The author founded an analysis from the perspective of the relationship between companies' finance policies and their accounting practices. Such analytical method based on either of two aspects will only afford a complete understanding of the laws of motion.

Previous research on the process of capital accumulation and concentration has mostly focused on either the implementation of accounting practices or the development of financial policies. The author thought this represents a one-dimensional approach to understanding the rules of capital movement. So, the author tried to analyze how financial policies influence accounting practices.

Topics Covered

The author considered seven topics to clarify the circulation and flow of capital in the process of capital accumulation and concentration: (1) the income statement and the method of depreciation; (2) corporate accounting and tax accounting methods; (3) productivity improvement and transformations of the labor productivity equation; (4) the accounting treatment for the consumption of limited natural resources; (5) the foundation of merger accounting in the early 20th century; (6) capital management in restructuring corporations in the late 20th century; and (7) new developments in merger accounting in the early 21st century. For each of these topics, The author conducted an analysis using managerial data as the primary source to clarify the relationship between corporate financial policies and accounting practices.

Methodology

Corporate activities, which are the focus of corporate accounting, consist of the flow and circulation of funds. Maintaining and increasing these funds can be understood as a process of capital accumulation and concentration. The author examined the following issues to determine the flow and circulation of funds through the process of capital accumulation and concentration.

(1) The accumulation of capital in Japanese corporations was clarified by the relationship between financial policies and accounting practices through an examination of income statement structure and depreciation methods.

The author surveyed the structure of income statements based on "Financial Statements Statistics of Corporations by Industry" announced by Ministry of Finance (MOF) from 1960 until 2011.

The essence and problems of accounting methods of depreciation were backed up with data taken from individual companies' financial statements.

The goal was to elucidate the actual state of Japanese companies' financial management techniques during the 'bubble economy' of the late 1980s and early 1990s, and explain how companies compensated for losses incurred when the bubble burst.

(2) The problems of profit rates and tax rates of Japanese corporations were clarified through the relationship between financial policies and accounting practices.

The author discussed how Japanese companies used a variety of accounting methods to capitalize costs and reduced tax payments. Companies calculated and disclosed their earnings and profits in accordance with accounting practices stipulated in corporate tax laws.

In other words, their accounting treatment allowed them to reduce their taxable income and retain more of their earnings.

Using government data, "Financial Statements Statistics of Corporations by Industry" announced by Ministry of Finance (MOF) and "The Results of the Corporation Sample Survey" announced by National Tax Agency, this paper attempted to illuminate the problems associated with this accounting treatment from a tax-accounting viewpoint by reversing companies' expensed and capitalized profits and estimating their effective profit margins and effective tax rates.

(3) The relationship between financial policies and accounting practices from the viewpoint of raising Japanese productivity was discussed with the emphasis on the labor productivity equation.

Improving productivity is essential to maintain economic growth and prevent unemployment as Japan's labor force continues to shrink.

Accomplishing this requires a rethinking of productivity accounting so that it reveals how to reduce personnel and other costs; how to distribute the value-added, generated from an appropriate ratio of labor compensation; and how to conserve labor while raising workers' standards of living.

(4) The author thought it indispensable to formulate new accounting regimes, such as environmental accounting, which would itemize consumption of limited natural resources as a '4th Cost Factor' in relation to financial policies and accounting practices

Though today's companies are more or less trying to contribute to protect natural environments, the consumption of finite natural resources which should be measured in monetary value is not reflected in their financial statements.

As more and more capital is accumulated and concentrated, profits are prioritized. This would lead to environmental destruction by corporate activities based on the assumption that natural resources are unlimited.

If companies implement financial policies as part of an effort to protect the environment, they would add a '4th Cost Factor' into their accounting and reflect their true consumption of limited natural resources. This would serve as a check on environmental destruction.

(5) Merger accounting originated in the United States at the turn of the 20th century, when the first merger boom gave birth to the U.S. Steel Corporation. The author analyzed the half-century annual financial statements of U.S. Steel in order to investigate its financial policies and its accounting practices of 'Watering and De-watering'

The establishment of the new corporation through an M&A led to a financial policy of stock "watering" through stock deals that were not backed by any physical asset values and to accounting practices that inflated asset values while their actual values with 'water'.

The company, which had made profits as a result of its overwhelming market share, retained these earnings by limiting the amount of dividend payments and controlling external outflows. Various accounting practices were also implemented to reverse the dilution caused by the merger.

(6) The relationship between financial policies and the “hollowing out” of industry during the long period of low economic growth subsequent to the oil crisis of the late 20th century was explained by using accounting data from an analysis of capital deployment in the annual reports of major corporations.

From the viewpoint of capital utilization, the author analyzed that major companies turned their attention to financial management techniques, implementing restructuring measures, pursuing M&A opportunities, and diversifying their businesses when they had faced a decline in the performance of core operations.

This paper also shed light on these activities, and highlighted the companies’ overseas operations, increases in research and development investments, and the role of their financial subsidiaries.

(7) The author explained the financial aspects of the development of modern corporate accounting with Japanese merger accounting in the early 21st century and examined financial filings related to Panasonic’s 2011 takeover of Sanyo Electric.

The financial group that had bought Sanyo shares in a third-party allocation, as part of a restructuring measure for Sanyo Electric, later sold a portion of the preferred stock when Panasonic made a takeover bid in 2009 (2009TOB), thereby recovering their investment. The remaining portions of their preferred shares were converted into common shares, which they sold at the time of Panasonic’s 2010 tender offer (2010TOB). As a result of the share conversion, the financial group almost doubled its initial investment.

Conclusion

This research on the structure and development of modern corporate accounting clarified the relationship between modern financial policies and accounting practices.

Corporations function to circulate and move capital, and the process of capital accumulation and concentration serve to maintain and expand the corporation.

Corporations develop financial policies that seek to increase the value of their capital; hence, they adopt accounting practices that match with these financial policies.

To ensure profit from their core businesses, corporations use financial management techniques to cut costs and improve productivity, while reducing reported profit through depreciation and other accounting techniques in order to retain capital.

The customary practice in mergers is to dilute shares at the time of the acquisition, which gives the original owners large profits while reducing capital requirements, and then to adopt a financial policies and accompanying accounting practices that reverse this 'watering'.

Accounting systems protect financial integrity by rectifying these distortions. Moreover, as capital accumulates, the pursuit of profit leads to corporate streamlining and the destruction of nature.

As labor force is declining today, it is critical to rethink productivity accounting in order to improve productivity and maintain economic growth and address the problem of unemployment.

Corporations are part of the Earth. When corporations that respect the labor force and natural resources follow financial policies, their accounting practices will function for the benefit of workers and nature.

Addendum

In this paper, the tables and figures that do not cite references were created by the author using primary sources.

The following points, although not central to this study, do not seem to have been addressed by other researches.

- An overview of the structure of Japanese corporations' income statements in the 50 years after World War II.
- Discussion of how internal capital retention works in view of differences in depreciation rates between the old tax law and the revised one.
- A comparison between the reported corporate tax rate and the actual one.
- Discussion of non-recognition as losses : what are considered as expenses for accounting purposes but considered as losses for tax purposes.
- A comparison between the returns on financial management activities 'Zaitoku-Rimawari' and the returns on core businesses 'Hongyo-Rimawari', which has been cited in other researches.
- The impetus behind Japanese corporate restructuring, M&As, and diversification since World War II, with a particular focus on a list of loan guarantees 'Saimu-Hoshou'.
- Research using the annual reports of the U.S. Steel Corporation as a primary source to build on previous researches on this topic.
- Research on U. S. Steel Corporation was established by 'the watering of waterings' as well as by 'the consolidation of consolidations' because subsidiary companies that merged to create U. S. Steel Corporation had conducted stock with 'water' before their consolidations.

- A tracing fo how financial groups that had a third-party allocation of new shares for the restructuring of SANYO Electric Co. Ltd. collected those investments during complete acquisitions of SANYO by Panasonic Corporation as a form of wholly owned subsidiary.